令和７年度

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する年次報告書

令和８年10月

目　黒　区

はじめに

目黒区では、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第8条に基づき「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」を策定し、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する施策を推進しています。

本書は、条例第9条に基づく年次報告(※1)の資料として作成したもので、次の内容で構成されています。

Ⅰ　目黒区男女平等・共同参画審議会答申
　（令和８年度 目黒区男女平等・共同参画審議会での審議結果）

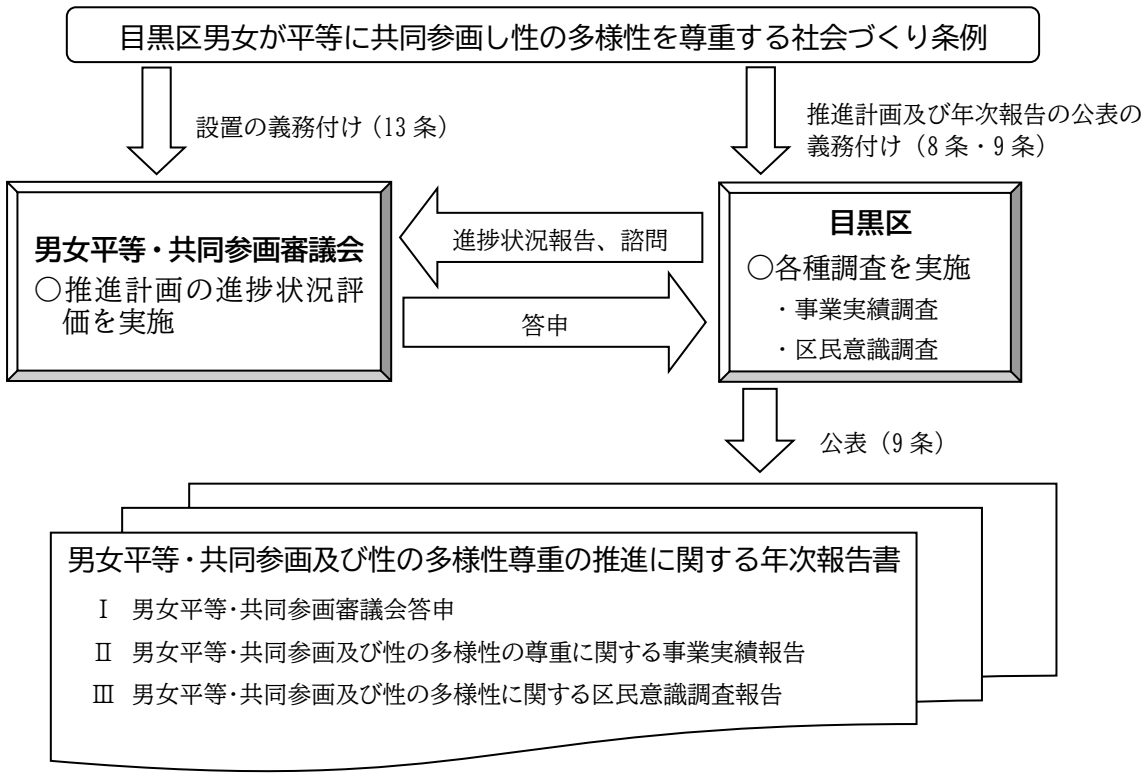
Ⅱ　令和７年度 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告
　（区の関連事業の実施状況を取りまとめた資料）

Ⅲ　令和８年度 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告
　（住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出した区民2,500人に実施したアンケート調査結果）

この度目黒区男女平等・共同参画審議会(※2)から答申された「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」の進捗状況の評価を踏まえ、目黒区は今後も男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けた施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

令和8年10月

男女平等・共同参画審議会と進捗状況評価



【目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）】

※1　年次報告書
（年次報告）
第９条　区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

※2　目黒区男女平等・共同参画審議会
（設置）
第１３条　男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事項）
第１４条　審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。
２　審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。
３　審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。
４　審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

年次報告書　目次

ページ

Ⅰ　目黒区男女平等・共同参画審議会　答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ-1

Ⅱ　令和７年度男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告・・　Ⅱ-1

Ⅲ　令和８年度男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告・・・　Ⅲ-1

答申

目黒区男女平等・共同参画審議会　答申

目　　次

		ページ
Ⅰ	目黒区男女平等・共同参画審議会　答申・・・・・・・・・・・・	Ⅰ－1
	資料1　諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅰ-54
	資料2　検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅰ-55
	資料3　目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿・・・・・・・	Ⅰ-56

令和８年１０月２日

目黒区長　　青木　英二　様

目黒区男女平等・共同参画審議会
会長　田中　洋美

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を
推進する計画の進捗状況の評価について（答申）

令和８年７月１日付け目総権第６９８号で意見を求められた標記の件について、本審議会で審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以　　上

第１章　基本的な考え方

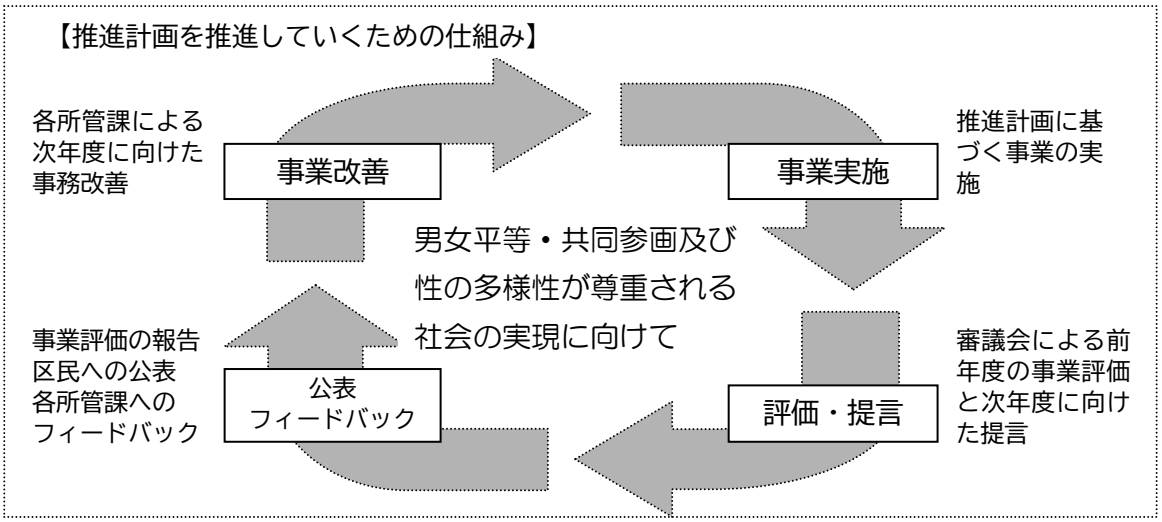
１　本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第 14 条第 2 項は、目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）が、目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画（以下「推進計画」という。）の事業評価を行うことを規定しています。

条例が審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を生かして事業の展開を行うことにより、条例で目指す社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は推進計画が実施された平成 16 年度から行っており、本答申は令和 4 年度から実施されている推進計画（四期目）の令和 7 年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、令和 4 年度から実施されている推進計画において新たに設けられた「分析の着眼点」については、「*New*」という表記をしました。

２　事業評価の方針・方法

第 2 章の「Ⅰ　評価の方針」「Ⅱ　評価の方法」により事業評価を行います。評価に当たっては以下の点に留意しています。

①　事業評価をわかりやすく示します。
　★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。

②　客観的な評価に努めます。
　数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告や区民意識調査報告等に基づいた分析を行い、その分析の結果を評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的に導き出します。

③　事業に対する改善点などを提言します。
　各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

３　事業評価の対象－関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を主たる目的とする事業（以下「主目的事業」という。）のみならず、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連する事業（以下「関連事業」という。）についても対象としました。なぜなら、関連事業も条例で目指す社会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する視点を持って事業を推進してほしいと思います。

４　結語

条例第 4 条は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第 4 条及び第 14 条 2 項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に反映し、担当課だけではなく、区全体の所管課が一丸となって推進計画の事業を効果的に実施することを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重が着実に推進されると確信しています。

第２章　事業評価と提言

Ⅰ　評価の方針

１　基本的な考え方

推進計画の実施期間である令和４年度から令和８年度までの間、毎年度の事業実績とその成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ（「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」）等に基づいて、客観的に行うこととします。

２　評価の単位

評価は、最終的には大項目（目標）としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目（課題）を単位に行います。中項目はいくつかの小項目（施策の方向）から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

３　主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、「中項目２-３　子育て支援の充実」の「施策の方向①　多様な子育てサービスの充実」は、子育てサービスを必要とする子どもに対する児童福祉の充実が主たる目的ですが、同時に、多様な子育てサービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりに重要な役割を果たすことになりますので、関連事業と位置付けられます。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関係が読み取れるかに注目します。

４　中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記３に記した観点で検討し、それらを総合して行います。

５　大項目としての総括

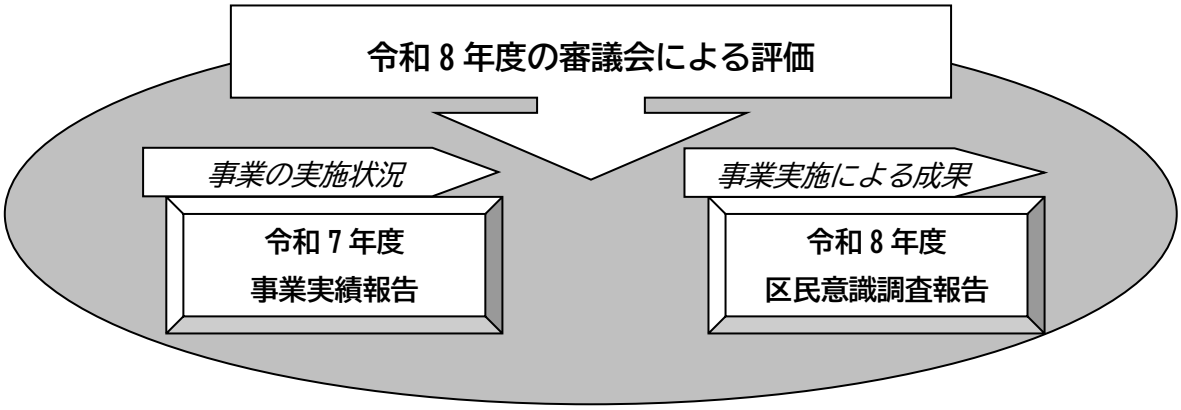
大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記４の評価を行った上で、それらを総括して行います。大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するときに重点的に着目します。

大項目（目標）	重点項目に指定されている中項目（課題）
１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	２－１　仕事と生活の両立支援
３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成	３－２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援
４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	４－３　区民、事業者等との連携

Ⅱ　評価の方法

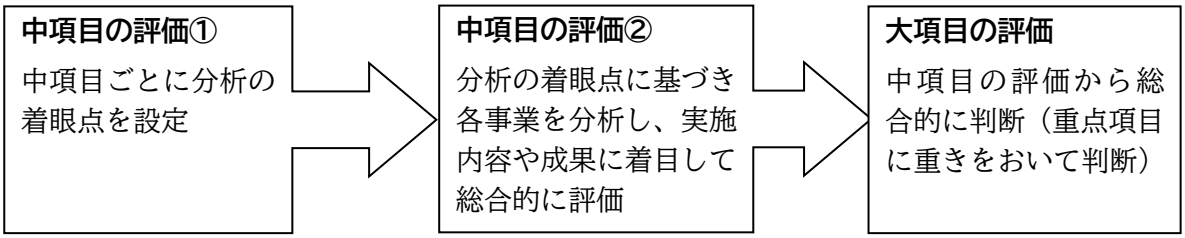
1　基本的視点と評価の流れ

①　令和 8 年度は、図のように、令和 7 年度の進捗状況を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した令和 7 年度の「事業実績報告」と、令和 7 年度に実施した事業の成果が反映されている翌年の令和 8 年度の「区民意識調査報告」によって、令和 7 年度の進捗状況を測ります。

②　評価の流れは下図のとおりです。



2　評価の基準

①　施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る“ものさし”として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題別の指標」（表 1）を使用します。評価の出発点となる「課題別の指標」の基準値は、推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が始まる前の「事業実績」（令和 3 年度）及び「区民意識調査」（令和 4 年度）の結果を用います。

（表 1）　　★重点項目

目標（大項目）	課題（中項目）		課題別の指標	基準値	直近の数値	目標値（令和 8 年度）
1　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★1	政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関（以下「付属機関等」という。）の女性委員の割合	39.2%	41.8%	50%
	2	地域、団体活動の充実と男女平等･共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	36.5%	38.0%	50%以上
	3	働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	15.1%	26.2%	25%以上
	4	教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	59.1%	44.0%	80%以上

	5	防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	－	28.8%	50%以上
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★1	仕事と生活の両立支援	自身のワーク･ライフ･バランスがとれていると思う人の割合	－	53.5%	50%以上
	2	男性の家事･育児･介護への参加促進	家庭生活（家事･育児･介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	12.6%	26.2%	20%以上
	3	子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	23.4%	26.7%	15%以下
	4	介護支援の充実				
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	1	性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識 「反対･どちらかといえば反対」と思う人の割合	74.3%	74.2%	90%以上
	★2	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	2.5%	4.0%	ゼロ
	3	女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.1%	7.4%	ゼロ
	4	生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合	55.1%	58.6%	70%以上
	5	性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援	ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合	－	41.5%	50%以上
4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	1	計画の推進体制の強化	区の男女平等･共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	71.1%	79.2%	60%以下
			目黒区男女平等･共同参画センターを知っている人の割合	10.4%	11.9%	20%以上
	2	計画の着実な進行管理				
	★3	区民、事業者等との連携				
	4	国、東京都、他自治体との連携				

【備考】

・「－」は前計画では指標としていなかったため基準値がないことを意味します。

・空白は指標を設定していないことを意味します。

② また、上記の「課題別の指標」のほかに審議会独自の“ものさし”として、次の「審議会独自の目標」（表 2）を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題別の指標」と同様に、推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が始まる前の「事業実績」（令和 3 年度）及び「区民意識調査」（令和 4 年度）の結果を用います。

（表２）

課題（中項目）	審議会独自の目標	基準値	直近の数値	目標値
１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ※この目標は可能な限り早期に達成されることを求める。 （対象外となる付属機関等） 現任委員数が２人以下の付属機関等	1	2	ゼロ
	男女どちらかの委員割合が 30％未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する （対象外となる付属機関等） 現任委員数が２人以下の付属機関等	24.5%	19.0%	－
	区の管理職に占める女性の割合	20.5%	26.5%	33% 以上
２－２　男性の家事・育児・介護への参加促進 ２－３　子育て支援の充実 ２－４　介護支援の充実	家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	家事 30.1% 育児 33.9% 介護 34.3%	家事 32.3% 育児 29.6% 介護 27.4%	－

③　「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、各中項目の分析欄に記載してあります。

３　評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分（0.5 単位）の評価をする場合があります。

評価段階	内容
★★★★★	達成・十分である
★★★★	概ね十分である
★★★	ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある
★★	不十分である
★	極めて問題がある

４　評価作業における留意事項

（１）数値目標と評価の視点

各年度において「課題別の指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題別の指標」と「審議会独自の目標」が令和８年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目１－１で掲げている「男女どちらかの委員のみの付属機関等の数　ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めているので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する付属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。

（2）評価の客観性

事業評価は主に「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

（3）区民意識調査の数値の経年的な評価及び標本誤差について

標本誤差は、以下の式によって求められ、今回の標本誤差は以下のとおりです。標本誤差の範囲内ではなく、前年度の結果と比べて変化の大きいものについては「有意に」などの文言を使ってコメントします。標本誤差の範囲内のものについては、数値の「増加」「減少」を断定せず、「割合が増加」「割合が減少」というような分析表現にします。

信頼度を 95%とした場合、標本誤差は下式により求められます。

$$\text{標本誤差} = \pm 2\sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

N＝母集団数
n＝比率算出の基数（回答者数）
P＝回答の比率

母集団数（令和 8 年 4 月 1 日現在の目黒区の 18 歳以上の人口）：247,505 人
有効回答者数：713 人

今回の調査結果の標本誤差は以下のとおりです。

回答比率（P） / n	90%又は 10%程度	80%又は 20%程度	70%又は 30%程度	60%又は 40%程度	50%程度
713	±2.2	±3.0	±3.4	±3.7	±3.7
600	±2.4	±3.3	±3.7	±4.0	±4.1
500	±2.7	±3.6	±4.1	±4.4	±4.5
400	±3.0	±4.0	±4.6	±4.9	±5.0
300	±3.5	±4.6	±5.3	±5.7	±5.8
200	±4.2	±5.7	±6.5	±6.9	±7.1
100	±6.0	±8.0	±9.2	±9.8	±10.0

【表の見方】
たとえば、ある設問に「そう思う」と回答した人が全体（n＝713）の 20.0%であった場合、上記表の回答比率に当てはめると、20%程度の標本誤差は±3.0%であるため、「そう思う」と考えている人は、標本誤差を補正すると、17.0%から 23.0%の間にあることが、95%の信頼度でいえることになります。

（4）推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに関わらず、必ずコメントを付します。

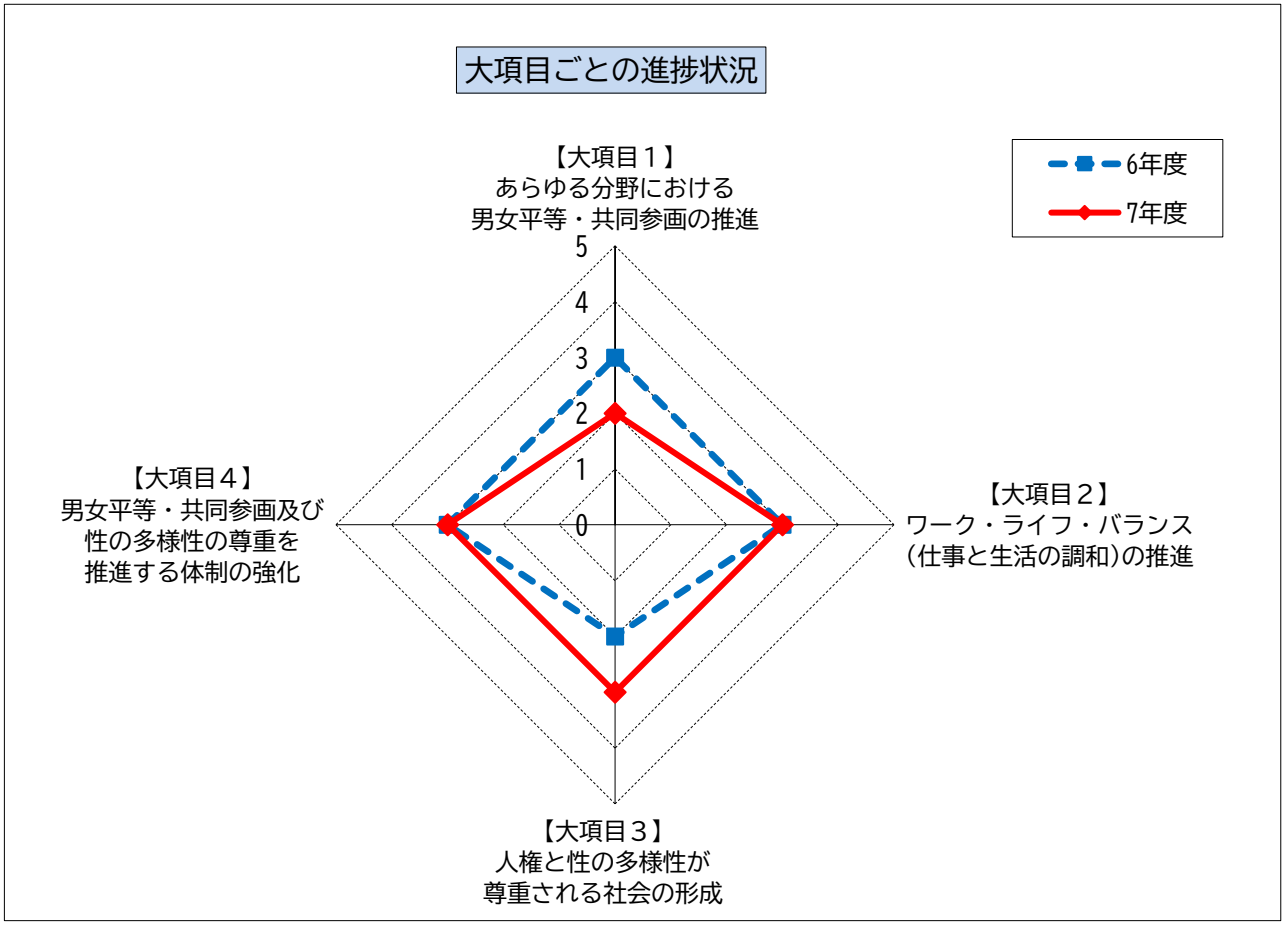
Ⅲ　提言の意義

評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

第３章　事業評価結果

Ⅰ　令和７年度の評価

「大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」は、令和６年度の★★★から星を一つ減じて★★の「不十分である」とし、「大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成」は令和 6 年度の★★から星一つ加えての★★★と評価しました。「大項目２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」、「大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化」は、いずれも★★★の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価し、令和６年度から変化はありません。



男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画　事業体系

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★	**Ⅰ－11**
中項目１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	★★	★★	Ⅰ－11
中項目１－２　地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	★★	★★	Ⅰ－15
中項目１－３　働く場における男女平等・共同参画の促進	★★★★	★★★★★	Ⅰ－17
中項目１－４　教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★	Ⅰ－19
中項目１－５　防災における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★	Ⅰ－21

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★★★	★★★	**Ⅰ－24**
中項目２－１　仕事と生活の両立支援	★★★★	★★★	Ⅰ－23
中項目２－２　男性の家事・育児・介護への参加促進	★★	★★	Ⅰ－26
中項目２－３　子育て支援の充実	★★★	★★★★	Ⅰ－29
中項目２－４　介護支援の充実	★★★	★★★	Ⅰ－31

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成	★★	★★★	**Ⅰ－33**
中項目３－１　性差に関する意識の改革と理解促進	★★★	★★★	Ⅰ－33
中項目３－２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	★★	★★	Ⅰ－36
中項目３－３　女性への暴力やハラスメントの根絶	★★	★★	Ⅰ－38
中項目３－４　生涯を通じた包括的な健康支援	★★½	★★★★	Ⅰ－40
中項目３－５　性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援	★★½	★★★	Ⅰ－42

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	★★★	★★★	**Ⅰ－45**
中項目４－１　計画の推進体制の強化	★★	★★	Ⅰ－45
中項目４－２　計画の着実な進行管理	★★★	★★★	Ⅰ－50
中項目４－３　区民、事業者等との連携	★★★	★★	Ⅰ－52
中項目４－４　国、東京都、他自治体との連携	★★★★	★★★★	Ⅰ－53

大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

【大項目の総評】　　★★　不十分である

大項目１では、あらゆる分野において男女平等・共同参画が進むうえでより多くの女性の参画や活躍がなされているか、また参画・活躍の促進のための各事業が十分に行われているか、その状況を確認・評価する。

重点評価項目である政策形成および意思決定過程における男女平等・共同参画の推進においては、付属機関等の女性委員の割合は年々高くなっているとはいえ令和7年度41.8%であり目標値「50%」には全く届いていない。このままのペースの伸びでは50%に届くのに8年かかる。とりわけ女性委員数ゼロの付属機関等の数は3年連続で2機関である。所管課においてはこの問題の解決に向けた具体的なアクションをとることが求められる。

区民意識調査では、地域・団体活動、働く場、教育及び学習、防災の4領域において「男女平等であると思うか」という質問を設けている。働く場において「男女平等であると思う」と回答した割合は、2年連続で目標値「25%以上」を超えたが他の3領域においては減少しており、目標値との隔たりは拡大している。

協力を求める各事業者や団体は、それぞれ様々な固有の悩ましい課題を抱えながら、日々、組織運営していると推察されることから、短期間に目覚ましい成果を得ることは難しいであろうと思慮する。しかしながら、男女平等・共同参画を力強く推進するためには、粘り強く取組みを継続することが非常に重要である。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
《★重点評価項目》

指標の目標値

区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合　　【50%】

審議会独自の目標値

男女どちらかの委員のみの付属機関等の数　　【ゼロ】

男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する

区の管理職に占める女性の割合　　【33%以上】

提言

○　女性委員割合ゼロ及び 30%未満の付属機関をできる限り解消するよう努力を継続してほしい。

【事業1・2】

付属機関における女性委員の割合は41.8%で増加傾向にあり、女性委員30%未満の割合は基準年より減少しているが、目標値「50%」を達成するには、女性委員割合ゼロや30%未満の付属機関等

を減少させることが重要である。令和7年度現在、女性委員がゼロの付属機関は二つ、女性委員30%未満の付属機関割合は全体の19.4%という状況である。この要因の一つに団体推薦枠における女性委員の推薦が少ないことがあげられる。推薦依頼団体においては各々事情があるものと察するが、区としては男女平等・共同参画を推進する意義を丁寧に団体に説明し、依頼の際には女性委員の推薦を強く要望するなど、各担当所管には目標達成向けた努力を継続してほしい。

○　管理職昇任選考における有資格者に占める受験割合が女性において低い状況を改善するために要因分析のうえ、改善策を検討してほしい。【事業 3・4・5】

区の管理職に占める女性の割合は、基準値（令和 4 年度）からは一定の増加はみられたものの伸び率は鈍化しており、昨年度と同水準に留まっている。特に有資格者に占める受験割合で男女差が大きいことが影響していると推察される。主な原因を明らかにし、障壁を取り除く改善策を検討してほしい。

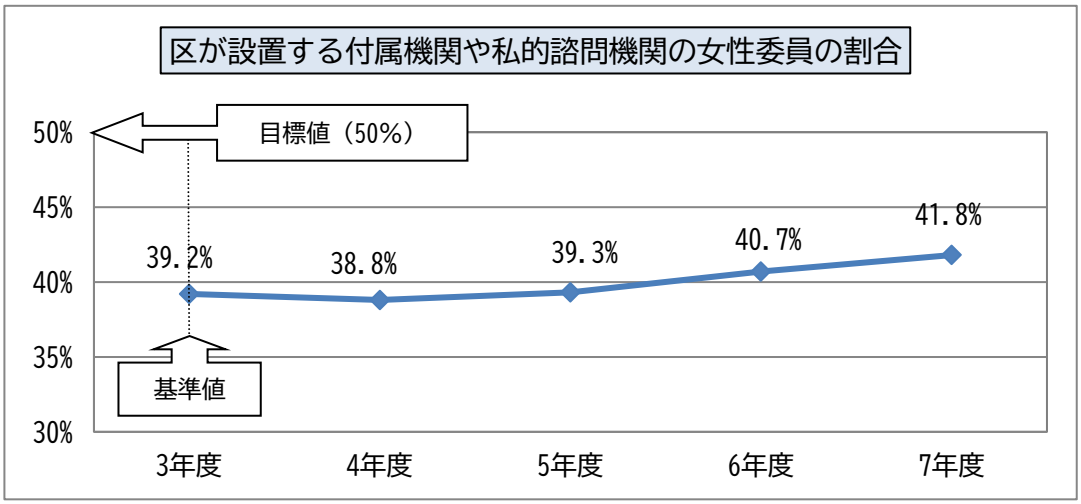
分析

≪着眼点①≫　政策形成及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いはどうか

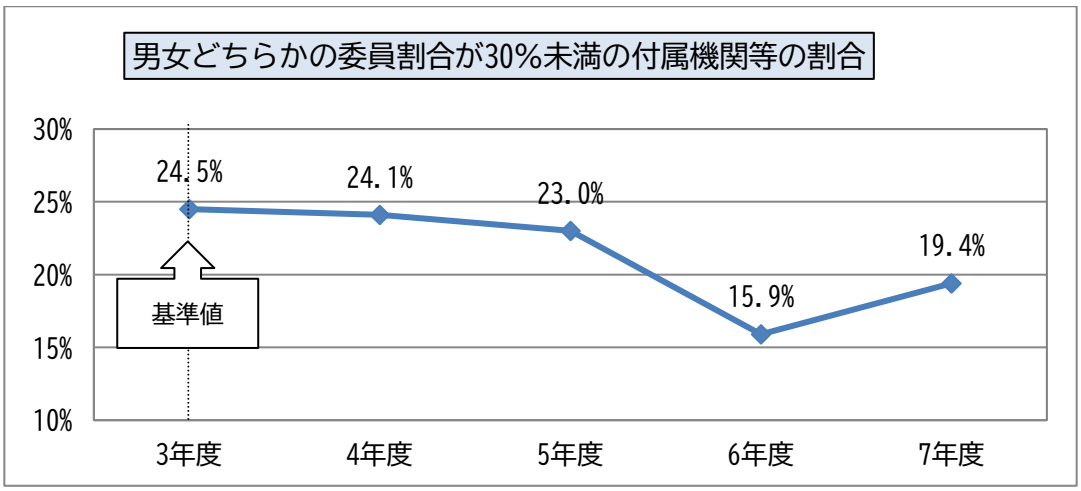
- 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が 50%になったか
- 女性委員の割合が 50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか
- 男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少しているか ***New***
- 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか

≪分析①≫　区が設置する付属機関等の女性委員割合を 50%にする目標について、平成 23 年 1 月 26 日付けの男女平等・共同参画オンブーズからの指摘を受け、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各所管課へ、関係団体へ可能な限り女性委員を推薦していただくよう依頼文に明記するよう依頼している。また、併せて付属機関等の委員改選時に、改選後の女性委員の割合をはじめ「女性比率 50%の目標に向けて配慮した点」などを報告するよう依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

その結果、付属機関等の女性委員割合は令和 8 年 3 月 1 日現在で 41.8%（7 年 3 月 40.7%）と前年から 1%以上上昇した。条例が制定された平成 14 年度の 30.7%からは 11.1%増加している。目標値「50%」までは残り 8.2%となった。女性委員のいない付属機関等は、昨年同様に「公害健康被害補償診療報酬審査会」と「地域公共交通運賃等協議会」の 2 機関である事業 1。



男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等（現任委員数が 2 人以下の機関を除く。）の割合は 7 年 3 月 1 日現在で男女平等・共同参画オンブーズと子どもの権利擁護委員を分母から除いて計算すると 19.4%（前年度 15.9%）に増加した。

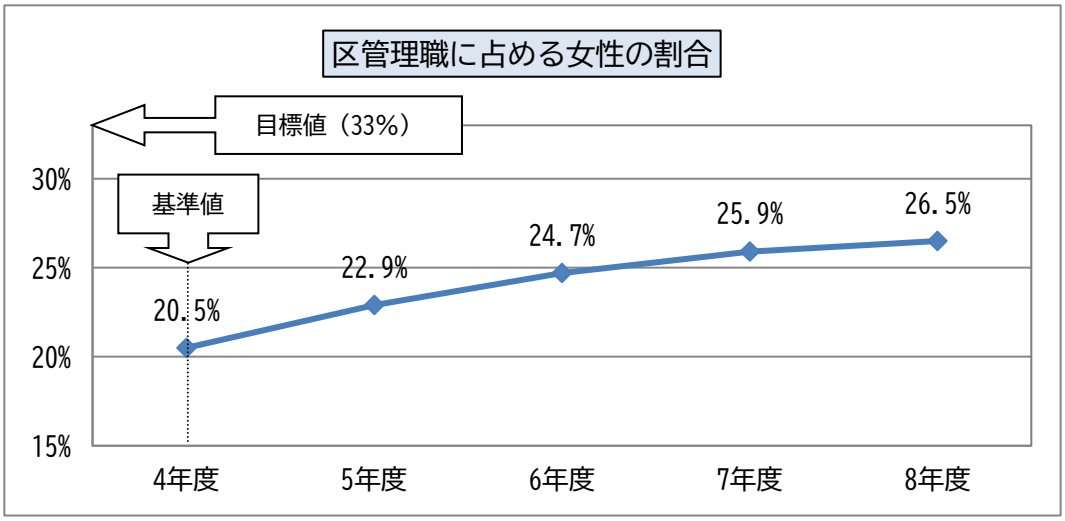


人権政策課は「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に内閣府の「女性リーダー人材バンク」を活用するよう明記し、各課に対しガイドラインに基づく取組みを促している事業 2。

≪着眼点②≫　働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

・区の管理職に占める女性の割合が 33%以上になったか ***New***

≪分析②≫　区職員は 8 年 4 月 1 日現在の職員総数 2,057 人のうち女性職員が 1,186 人おり、女性職員割合は 57.7%である。管理職に占める女性職員の割合は 26.5%（前年 25.7%）であり、7 年度よりも 0.8%増加した。7 年度の管理職昇任選考における有資格者に占める受験率を男女別にみると、管理職では女性 1.5%、男性 11.6%、主任職における同受験率は女性 33.7%、男性 49.1%となっている事業 3。



女性職員のエンパワーメント支援については、人事課により男女にかかわりなく若手職員キャリア形成支援研修が行われており、7 年度は、昇任試験や公務員としての長期のキャリア形成に重点を置いた内容とし、キャリア形成への意欲向上が図られている。また、職員のキャリア形成への対応やワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたメンター制度が運営されているが、7 年度は相談がなかった。メンターの負担や人材育成の難しさ、効果測定等課題あり、見直しを検討している事業 4・5。

研修計画見直しにより、令和 7 年度は全職員向けに重大な人権侵害につながるカスタマーハラスメント対策研修をｅラーニングで実施した。会計年度任用職員を対象とした男女平等参画やワーク・ライフ・バランス、人権に関する研修をｅラーニングなども活用しながら実施した。また、課長補佐職昇任者等を対象とするダイバーシティ推進マネジメント研修、採用 5 年目職員等には、男女平等・共同参画を含むさまざまな人権問題・同和問題に関する研修を行って人権意識を高めた事業 8。

評価

★★

評価の理由

付属機関等や管理職に占める女性比率は徐々に増加する傾向にあり、令和 8 年度は 26.5%となった。係長職の女性割合も 52%となっていることなどから、庁内の男女共同参画はある程度は進んでいる。

しかしながら、メンター制度の見直しが進んでいないことや女性委員がいない付属機関が 3 年連続で 2 機関あること、男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等の割合が令和 7 年度には増加に転じたことなど、どの目標値も達成できていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

【中項目】１－２　地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【50%以上】

提言

○　男女平等・共同参画に資する各種講座の実施方法の工夫や地域活動に関わる各種団体への支援の継続を望む。【事業 9・10・11・12】

価値観や生活スタイルの多様化など変化する社会状況を踏まえ、男女平等・共同参画に資する各種講座の実施にあたっては、様々な状況にある区民が気軽に参加できる曜日・時間帯を工夫してほしい。地域活動や男女平等・共同参画に関する団体への支援も続けてほしい。

○　地域コミュニティ活動の意思決定に関して男女平等・共同参画が推進するよう引き続き努めてほしい。【事業 10】

地域コミュニティ団体（町会・自治会、住区住民会議等）における代表者の女性割合に増加の兆しがある。代表者の決定や活動への参加者は団体が自主的に定めるものではあるが、活動全体にわたって女性の参画が図られるよう、様々な機会を通じて団体への働きかけを継続してほしい。

分析

≪着眼点①≫　地域活動における男女平等・共同参画を促進するための取組みが行われたか

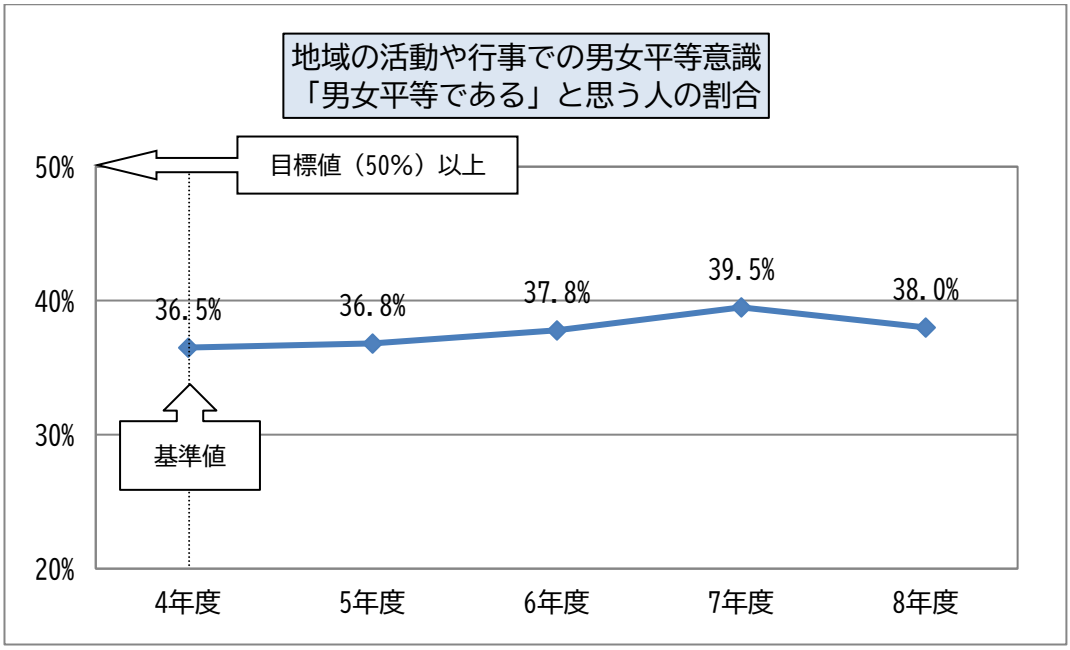
≪分析①≫　男女平等・共同参画センターは、令和 7 年度中、休館していたが、センター講座は、計 9 回開催した。その他、スポーツ教室や出産準備教室、社会教育館講座なども働く男女が参加しやすいように曜日や時間帯を工夫して実施している事業 9。また、地域振興課が事務局となっている日赤奉仕活動における目黒区総合防災訓練や奉仕団員研修会等ではいずれも男性より女性の参加者が多かった。なお、地域活動へは男女の区別なく参加しているが、住区住民会議代表者の女性割合は 22.7%（6 年度 18.2%）、町会・自治会長の女性割合は 15.8%（6 年度 12.2%）と増加が見られた事業 10。

≪着眼点②≫　男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援が行われたか ***New***

≪分析②≫女性団体リーダー国内研修（参加者 5 名）に対して助成を行った事業 11。申請社会教育学級は学習会の回数が 53 回（6 年度 78 回）、参加者数が 315 人（6 年度 1,080 人）と昨年度と比べて大きく減少した。その他の講師派遣事業については、参加者 180 人（6 年度 81 人）と増加し、特に女性参加者は 6 年度の 69 人から 137 人と大きく増加した事業 12。

≪着眼点③≫　地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上になったか

≪分析③≫　区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は 38.0%（7 年度 39.5%）と減少した。



評価

★★

評価の理由

男女平等・共同参画促進に関する講座や啓発、地域活動団体への支援事業は継続して行われている。一方、男女平等・共同参画センター会議室等の休止により、地域活動団体の活動が一定の制約を受けたことは否めない。

地域コミュニティ活動には女性が多く参加しており、住区住民会議および町会・自治会代表者の女性比率も緩やかに増加している。しかし、その割合は未だ約 2 割弱である。

「地域の活動や行事で男女平等である」と思う人の割合は 30%台後半に留まっており、目標値とは 10%以上の隔たりがあり、また令和 8 年度には減少している。

中目黒スクエア全館に及ぶ改修工事があったことや団体の自主性に関わることであること等、目標達成を困難にする外部要因があったことは理解するが、評価は実績数値を踏まえて判断する必要がある。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】１－３　働く場における男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【25%以上】

提言

○　区内事業者に対し、女性活躍推進に向けた働きかけを一層強化してほしい。

区内事業者に対し、様々な機会や媒体を活用して手段・機会を活用して、男女の待遇平等など女性活躍推進に向けた啓発を強化してほしい。【事業 13】

○　女性の起業・就労への支援のための各種取組みを一層効果的に実施・継続してほしい。【事業 14・15・16・17・18】

今回、目標を見事達成できたのはいろいろな取組みを効果的に推進された成果で、大変よかったと思う。この成果を礎とし、女性の起業・就労・人材育成・エンパワーメントに関する事業を引き続き実施してほしい。また、情報提供や講座をより効果的・効率的に実施するため、インターネットの活用をさらに進めてほしい。

○　目標の【25%以上】という数値が、令和 8 年現在の意識からは低いように思う。5 年前には高い目標に思えていたが、区民の意識の変化が予想を超えたものと思われる。次回計画では目標値の設定について見直したうえで進めていただきたい。

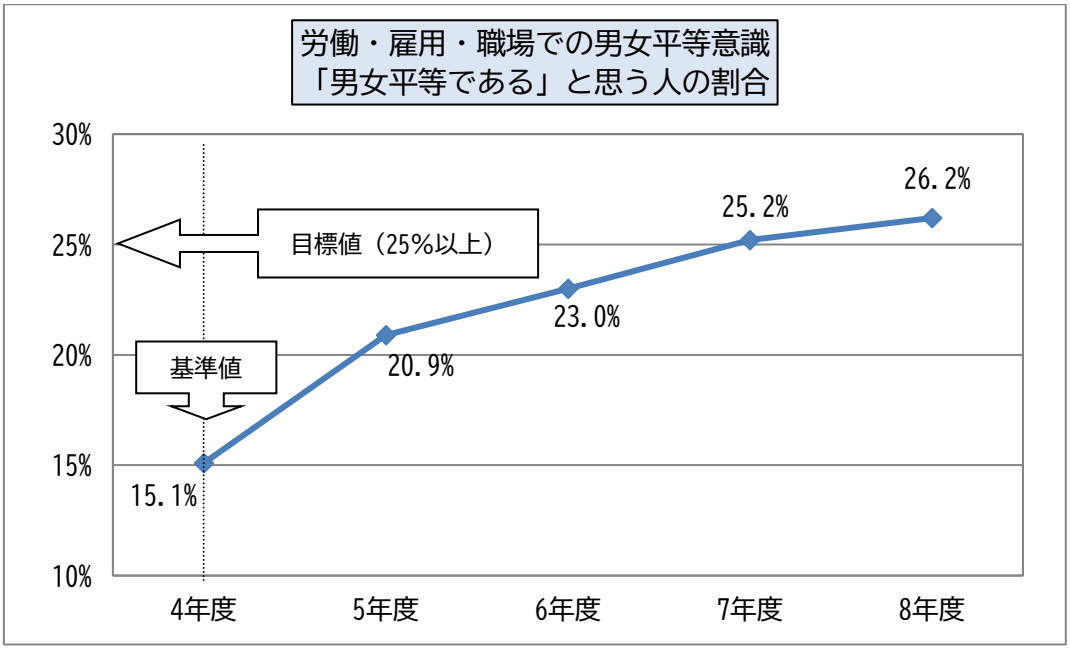
分析

≪着眼点①≫　事業者への女性活躍推進に向けた啓発や女性の起業・就労への支援が行われたか ***New***

≪分析①≫　人権政策課では、区内事業所で常時雇用する従業員数が 300 人以下の企業等が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成する制度があるが、問合わせはあったが申込は 0 件であった。産業経済・消費生活課は総合庁舎や区民センターに設置したパンフレット棚にセミナーや講演会等のパンフレットやチラシ等を配置し、啓発や紹介を行った事業 13。人権政策課は、就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施した（参加者 56 人）事業 14。産業経済・消費生活課は、昨年度に引き続き女性起業セミナー中級編を開催し、延べ 52 人（昨年度 42 人）が参加した。そのほか、産業経済・消費生活課所管の講座では、創業支援・就労支援の塾やセミナーが、オンライン開催又はオンライン併用開催で実施した事業 14。創業相談室においては、女性の相談件数が 94 件（全体 189 件）で、6 年度よりも若干減少した事業 15。ワークサポートめぐろにおける就職ミニ講座は毎月 6 回開催され、延べ参加者数（351 人）は 6 年度（419 人）より減少し、女性参加者数（230 人）も 6 年度（251 人）より減少した。また、女性向けの就職支援セミナーとして「私の可能性発見!女性のためのキャリアの見つけ方」を実施し、15 人（保育 1 人）が参加した。高齢者向けの内職のあっせんでは、男性の登録者数（4 人）は 6 年度と同数であるが、女性の登録者数は 18 人から 17 人に減少した事業 18。

≪着眼点②≫　労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 25%以上になったか

≪分析②≫　区民意識調査では労働・雇用・職場での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が 26.2%となり、前年の 25.2%を超えて 2 年続けて目標値「25%以上」に到達した。



評価

★★★★★

評価の理由

女性の起業・就労・人材育成のための各種講座・相談及び創業等各種融資制度が用意されている。女性起業セミナーではオンラインの参加が可能であるなど、支援事業は着実に充実してきている。また、労働・雇用・職場での男女平等意識の数値は、2 年連続で目標値を超えて増加している。

以上のことから、評価は「達成・十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】１－４　教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【80%以上】

提言

○　保育、学校教育や生涯学習の場において、男女平等・共同参画に関する啓発活動推進に向けて一層の充実・工夫を望む。【事業 19・20・21・22・23・24・25・26・27・28】

子どもは保育や学校教育の時期を境として次第に社会との接触を拡大させていくが、この時期を出発点とし、その後も人生のあらゆる時期において男女平等・共同参画に関する情報との接点を設けておくことが重要である。そこで男女平等・共同参画に関する授業や講座の一層の充実を図ってほしい。また、講座については内容・開催方法等に更なる工夫を加え、さらに多くの参加者が見込めるものにしてほしい。女性教員については、できる限り管理職選考受験者を増やす取組みを進めてほしい。

分析

≪着眼点①≫　生涯学習において、男女平等・共同参画意識の啓発活動が推進されているか

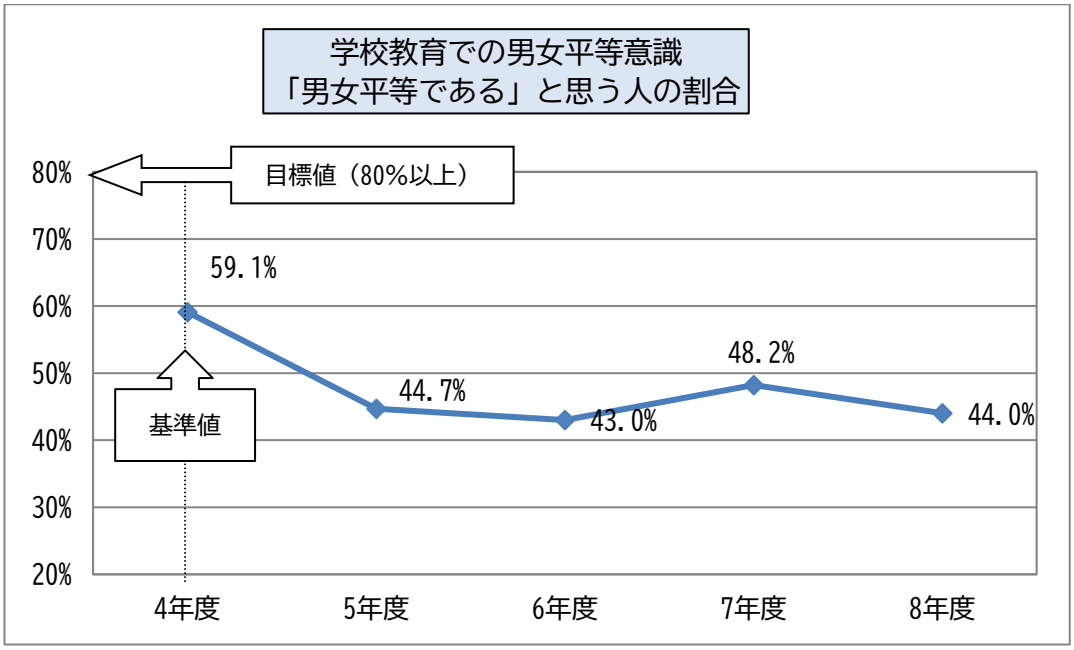
≪分析①≫　道徳科の授業を要とした道徳教育を通して、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが求められていることから、区内全小・中学校においては、道徳授業地区公開講座が開催され、道徳科の授業を保護者及び地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えた。

また、道徳科授業に関する意見交換会や住民も参加できる講演会が開催され、終了後、学校だよりや各学校ホームページ等を通して情報発信が行われた。事業 19。学童保育では保育の中で児童の役割分担について、常に男女平等の視点を持った事業運営がなされており、認可保育所では新規職員向けの研修の内容に男女平等の視点が取り入れられている事業 20。社会教育館では、昨年、ジェンダー等に関わる講座を実施したが、行政課題について多岐にわたる内容を講座として企画するため、特定の項目を継続して取り上げることは困難であるとのことで、令和７年度については、講座を行わなかった事業 22。

≪着眼点②≫　教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が 80%以上になったか

≪分析②≫　男女混合名簿は全区立小・中学校で継続して使用されている事業 24。教職員を対象とする研修については、目黒区内全教職員必修研修として、前年度と同様、ｅラーニングによる人権教育推進の研修を実施した。本研修では、「男女共同参画社会に向けたアンコンシャス・バイアスについて」や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関わる内容を継続して扱い、男女平等・共同参画について教職員の意識啓発を行った。また、教育相談初級研修において、「多様な性にかかわる相談への対応」に関わる内容をテーマとして取り上げ、性別による画一的な役割観を見直す意識啓発を行った事業 25。社会科を中心とする教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を行った事業 27。

区民意識調査では学校教育での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が 44.0%となり７年度（48.2%）より減少した。男性又は女性のどちらかに「差別がある」と回答した人の割合は 3.8%と７年度（2.3%）よりも増加した。



≪着眼点③≫　働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

≪分析③≫　区立幼稚園・こども園、小学校、中学校の管理職（園長・校長、副園長・副校長）の女性割合は、幼稚園・こども園（計 3 園）が 83.3%（5 人／6 人中）で 6 年度と変わらず、小学校が 50.0%（25 人／44 人中）で、6 年度（56.8%）から減少した。中学校では、学校統合による校数減もあり、28.6%（4 人／14 人中）と 6 年度（21.4%）より増加した。小学校に比べると中学校における女性管理職割合は低い状況である。教職員の管理職選考においては、受験者の 27.3%（3 人／11 人中）、合格者の 14.3%（1 人／7 人中）が女性だった事業 28。

評価

★★

評価の理由

保育、教育や生涯学習の場で男女平等・共同参画意識の啓発は継続して実施されており、混合名簿も引き続き採用されている。しかし、中学校においては管理職に占める女性の割合は、一定程度改善したものの依然として低い水準に留まっている。加えて、区民意識調査において学校教育が「男女平等である」と回答した者の比率は 44.0%となり、7 年度より 4.2%ポイント減少し、目標値「80%以上」との隔たりが拡大した。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】１－５　防災における男女平等・共同参画の推進

指標の目標値

防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【50%以上】

提言

○　防災活動における男女平等・共同参画が進むよう更に検討してほしい。【事業 29・30・31・32・33】

防災会議委員の女性比率が低い主な要因は、関係行政機関からの推薦が男性に偏っていることにある。当該機関の管理運営事項であるため難しいこととは理解するが、各機関に対しては、区が男女平等・共同参画を推進していることを説明し、女性委員の推薦を得られるよう継続して働きかけてほしい。

また、区民意識調査では、防災活動において「男女平等である」と回答した者の割合が 28.8%と目標値「50%」を大きく下回っており、経年変化を見ても 30%前後から変化が見られない。防災という重要な分野であるので、これまで以上に性別に偏りなく参画できるように取り組んでほしい。

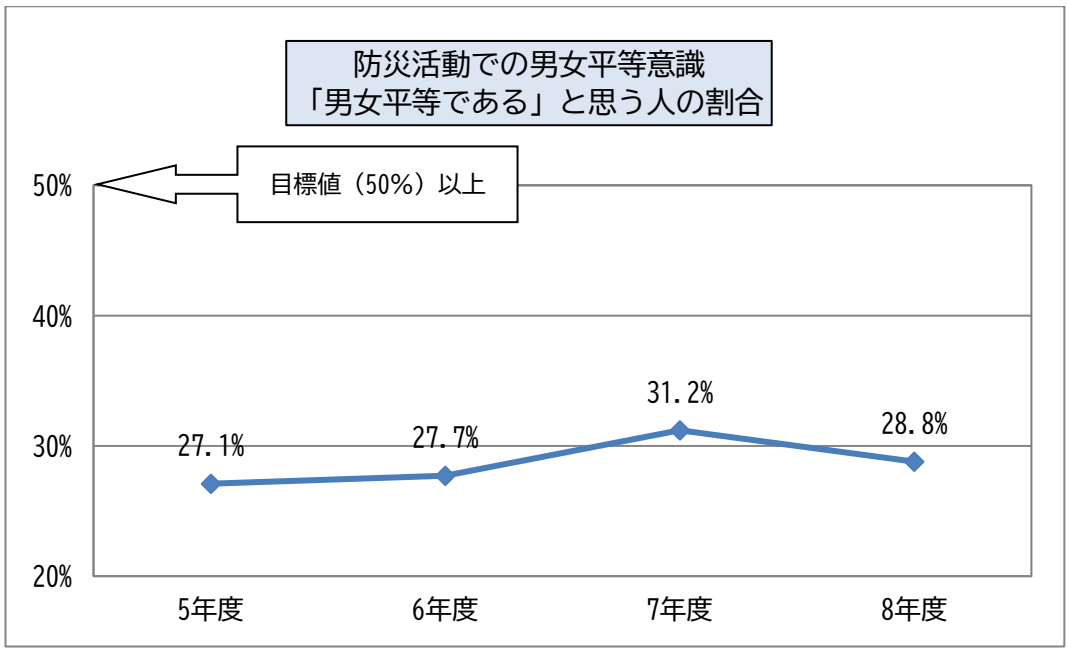
分析

≪着眼点①≫　防災施策に女性の視点を取り入れるための取組みや防災活動への女性の参画を推進する取組みが行われているか ***New***

≪分析①≫　防災会議の委員は 30 人中 25 人が関係行政機関等の特定の職の者に委嘱されており、残りの 5 人は所属団体からの推薦者に委嘱されている。団体に委員の推薦依頼をする際は女性の選出を依頼しており、推薦を依頼した団体からの女性の推薦状況は、6 年度に引き続き 7 年度の改選においても 5 人中 5 人と 5 団体の全てから女性の推薦があり、女性委員の選出につながっている。事業 29。区の「避難所運営協議会の手引き」には男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りがないよう留意する必要性などについて記述されており、避難所運営協議会の立ち上げ時等に啓発がなされている。また、「地域避難所運営マニュアル」には「性別・ジェンダーへの配慮」の項目において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営および生活スペースの検討について記述している。事業 31。住区住民会議、町会・自治会等で実施する防災訓練等では、男女の区別なく参加者全員が防災器材の取扱方法等を体験し、災害時には地域全体で一致協力して取り組むよう区が指導を行っている（7 年度は 45 回実施）。また、住区住民会議、町会・自治会等からの参加者は訓練前の準備段階から話し合いに参加し、男女どちらも参加しやすいような訓練内容が提案されている事業 32。東京都が主催する女性防災リーダーの育成及び女性の視点を学ぶセミナーについて、区の助成を受けて防災士資格を取得した者を対象に郵送にて啓発活動を行った。

≪着眼点②≫　防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上になったか ***New***

≪分析②≫　区民意識調査では防災活動の分野での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合は 28.8%（7年度31.2%）で減少し、目標値「50%以上」には達していない。



評価

★★

評価の理由

防災における区の各取組みには男女共同参画の視点が取り入れられている。一方、防災会議の委員は依然として男性に偏っている。区民意識調査では、防災活動において「男女平等である」と回答した者の割合は、昨年より減少したうえ、目標値「50%」を大きく下回っている。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

大項目２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【大項目の総評】　★★★　ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目 2 は、区民の「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）に関する施策の進捗状況を把握するため、区民意識調査において「区民自身のワーク・ライフ・バランスが取れているか」「家事・育児・介護において負担が一方の性に偏っていないか」などを確認し、区の事業実績と照らし合わせながら推進計画を評価する項目である。

区民意識調査によると「自身のワーク・ライフ・バランスがとれている」と思う人の割合は 53.5%と 4 年連続で目標値「50%」を超えている。また、昨年同様に男女の差はほとんどみられず、男性（53.7%）、女性（53.5%）とほぼ同水準となっている。

家庭生活（家事・育児・介護）における男女平等意識についても、「男女平等である」と思う人の割合が 26.2%と目標値「20%以上」を 4 年連続で上回っている。

男性の家事・育児・介護への参加促進に向けた事業や育児・介護に関する相談事業、講座の実施、施設整備など、それぞれの領域において施策は着実に実施されている。

一方、家事分担を「主に妻が行っている」と回答した割合を男女別にみると、共稼ぎ世帯では「男性 12.8%、女性 36.8%」、パートナーがいる世帯では「男性 19.9%、女性 43.6%」と男女間の認識に大きな差がみられる。

この結果をみると、全体としては徐々に「男女平等・共同参画意識」が浸透しつつあるように見えるが、男女間で見るとその認識に大きな差があり、実際の生活場面においても負担が一方の性に偏っている実態があることが推察される。

ワーク・ライフ・バランス推進の面からこのような偏りは好ましくない。今後も継続的な調査・分析が必要である。

従って、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】２－１　仕事と生活の両立支援

《★重点評価項目》

指標の目標値

自身のワーク･ライフ･バランスがとれていると思う人の割合　　【50%以上】

提言

○区職員のワーク・ライフ・バランスに資する更なる制度の充実と、区内中小企業等への区のノウハウの展開を望む【事業 37・38・39】

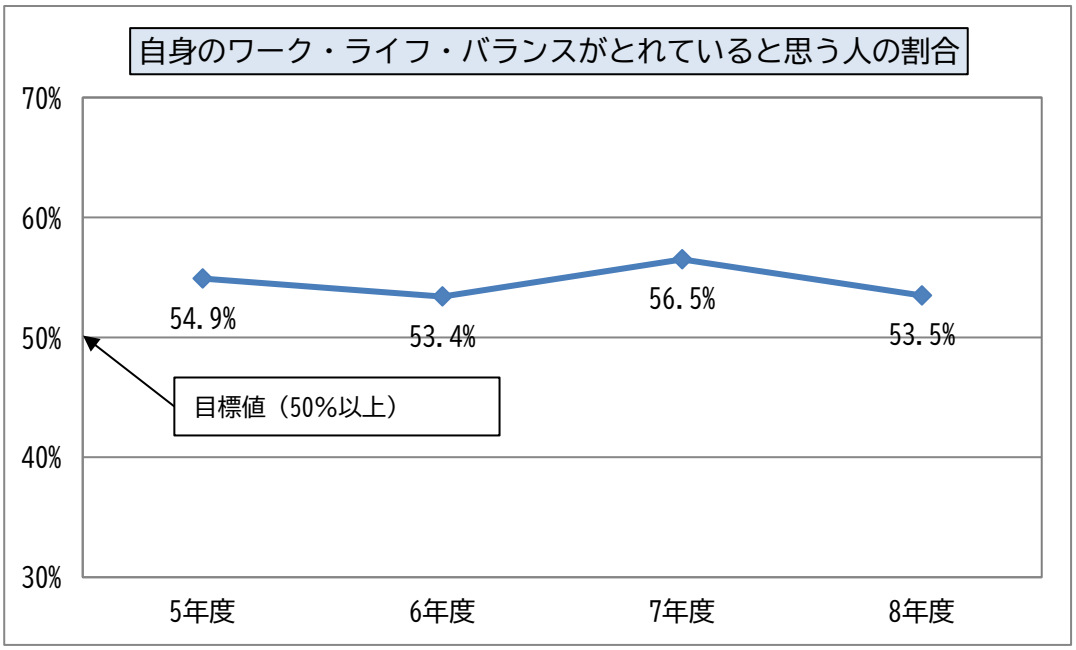
職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」が策定され、テレワークや時差出勤、サテライトオフィスワーク、コラボレーションツールの活用のほか、男性職員の育児休業取得促進など、多様で柔軟な働き方を実現するための制度が導入されている。その結果、男性職員の育児休業取得率は 87.5%となり、年々増加していることは評価できる。

今後は、職員が仕事と生活の調和をより一層実現できる勤務制度（例えばフレックスタイム制等）について、引き続き検討を進められたい。また、区における制度の導入・運用に関する知見や実践事例を区内中小企業等へ共有し、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する仕組みについても併せて検討されたい。

分析

≪着眼点①≫　自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が増加しているか ***New***
・自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が 50%以上になったか

≪分析①≫　自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思うかについて、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した人の割合は 53.5%（7 年度 56.5%）であり、推進計画に設定された目標値「50%以上」に達する結果となったが前年度より減少している。性別ごとにみると男性では 53.5%（7 年度 55.3%）、女性は 53.7%（7 年度 57.1%）と減少している。



≪着眼点②≫　事業者や区職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発や支援が適切になされているか ***New***

≪分析②≫　人権政策課は、区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が 300 人以下の企業や団体がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会を実施する際の講師料を助成する事業を実施している。7 年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことなどにより当該申請は 0 件であった。事業 36。

他方、人権政策課が区民向けに就労支援チャレンジ講座も開催しており（参加者 56 人）、事業者と区民の両方に向けた啓発を行っている事業 35・37。区職員への支援としては、時差出勤制度とともに、モバイルワーク（自席外でのテレワーク）の運用も継続実施した事業 38。「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」に基づき、職員の育児と仕事の両立不安解消のための取組みや働き方改革の推進を行い、男性職員の育児休業取得率は 87.5%（6 年度 71.0%）となっている事業 39。

評価

★★★

評価の理由

「自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う」人の割合が全体・男女別ともに目標

値「50%以上」を上回って目標値を上回っているものの、割合はいずれも前年度を下回った。事業についてはワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼の助成申請件数は再び０件となった。

一方、ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座も引き続き行われており、区職員において多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備が進みつつある。

以上のことから、評価は前年より星一つ減の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】２－２　男性の家事・育児・介護への参加促進

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】
共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合　　【15%以下】

提言

○　男性の家事・育児・介護参画や知識・技術の習得を促進する事業について、より効果的な情報発信や講座等の工夫を望む【事業 40・41】

区民意識調査で、家庭生活における男女平等意識が目標値を上回る水準にある一方、家事分担においては「主に妻が行っている」と回答する割合が増加傾向にある。この改善に向けて、男性向けの家事・育児・介護への参画意識の醸成やその知識・技術を習得する講座をより一層充実させることを望む。

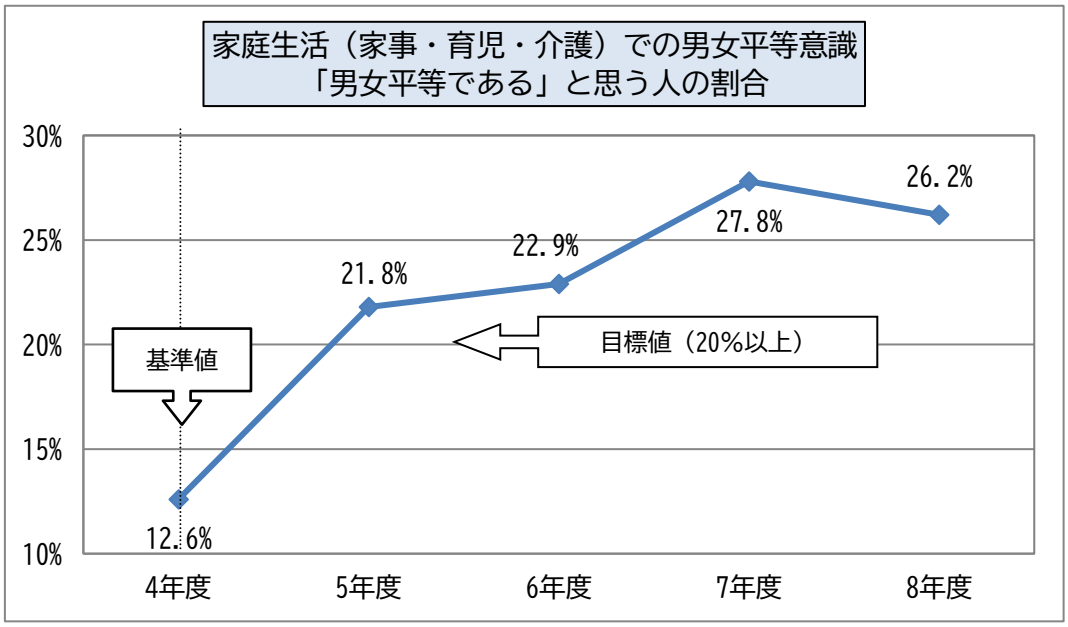
また、区民意識調査によると、分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするためには、「両立できる勤務制度や職場環境」に次いで「パートナーや家族間でのコミュニケーションを良く図ること」の回答が多くみられた。家庭内のコミュニケーションの充実は行政のみで実現できるものではないが、男女平等・共同参画の意識づくりや行動につながる事例等について効果的に情報発信の充実を図られたい。

分析

≪着眼点①≫　家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

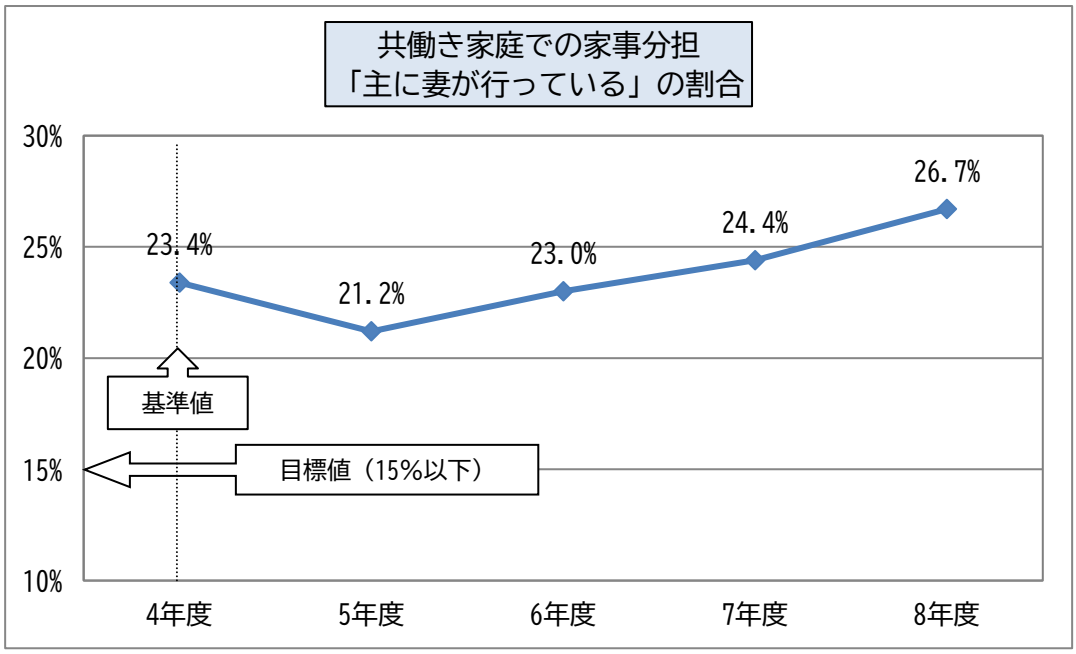
・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20%以上になったか
・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が 15%以下になったか
・家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫　家庭生活（家事・育児・介護）において「男女平等である」と答えた人の割合は 26.2%と前年度（27.8%）より減少しており、令和 5 年度以降は目標値「20%」を上回っている。ただし性別ごとにみると、女性 18.8%、男性 35.2%であり、男女間で大きな認識の差がある。また約 3 割の人は「わからない」と回答している。



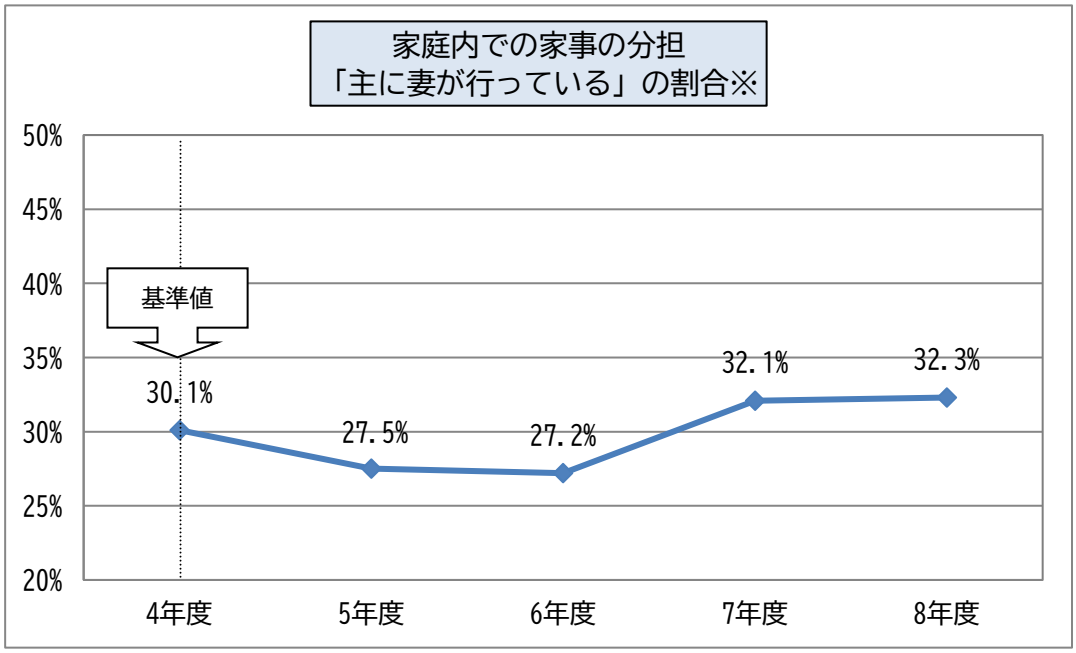
推進計画で設定されたもう一つの指標である共働き家庭での家事分担については、回答者全体で 26.7%となり、5 年度から増加傾向が続いている。その割合を性別で比較してみると、女性

（36.8%）が男性（12.8%）の約 2.9 倍で男女間の認識に大きな差がある。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

配偶者（事実婚の異性パートナーを含む）がいる家庭での家事分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は 32.3%であった。6 年度（32.1%）との比較では 0.2 ポイント増であるが標本誤差の範囲内である。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

≪着眼点②≫　男性の家事・育児・介護への参加を促進するための啓発や支援が行われているか ***New***

≪分析②≫　人権政策課では、男性向けの子どもとの遊び方指導（歌・絵本）及び男女参画の視点を生かした家事育児分担のあり方を学ぶ「男性向け家事育児講座」を実施した（参加者 12 人）事業 40。保健予防課と碑文谷保健センターでは、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施する出産準備教室を合計 105 回（6 年度 108 回）開

催した。男性向けに特化してはいないが、乳幼児健診等に同行した男性へ、育児や介護の知識や技術の情報提供を行った。福祉総合課では家族介護教室を実施し、参加者は、女性 107 人、男性 14 人であった事業 41。

評価

★★

評価の理由

男性の家事・育児・介護への参加促進のための講座や教室は着実に行われている。

一方、区民意識調査において、単身者を含む回答者全体において、家庭生活（家事・育児・介護）での「男女平等である」と答えた人の割合は 26.2%で、目標値「20%以上」を上回るものの前年度（令和 7 年度）より減少している。性別で見ると女性（18.8%）は男性（36.2%）より 17.4 ポイント低く、男女間の認識さが大きい。

共働き家庭を抽出した場合の全体（男女）の家事分担を見ると「主に妻が行っている」の回答割合（26.7%）は目標値「15%以下」を達成していない。

家事分担を「主に妻が行っている」と回答した割合を男女別にみると、共稼ぎ世帯では「男性 12.8%、女性 36.8%」、パートナーがいる世帯では「男性 19.9%、女性 43.6%」と男女間の認識に大きな差がみられる。

男女間で家事負担に関する認識に大きな差がみられることが、その一因である可能性が考えられる。これらを勘案すると、男性の家事・育児・介護への参加が十分に進んでいないことがうかがえる。

以上のことから、評価は「不十分」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】２－３　子育て支援の充実

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

提言

○　**ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育てサービスの充実をさらに進めてほしい。**

【事業 42・43・44・45・46・47】

保育園入所待機児童ゼロを維持しているが、学童保育クラブ入所待機児童は引き続き増加傾向にある。増加する需要に適切に対応するとともに、様々な「子育て支援サービス」のさらなる充実を図られたい。

○　**子育てサービスに関係する各課が連携し、支援策が相互に連携し、より相乗的かつ効果的な支援となるよう進めてほしい。**

【事業 48・49・50・51・52・53・54・55・56・57】

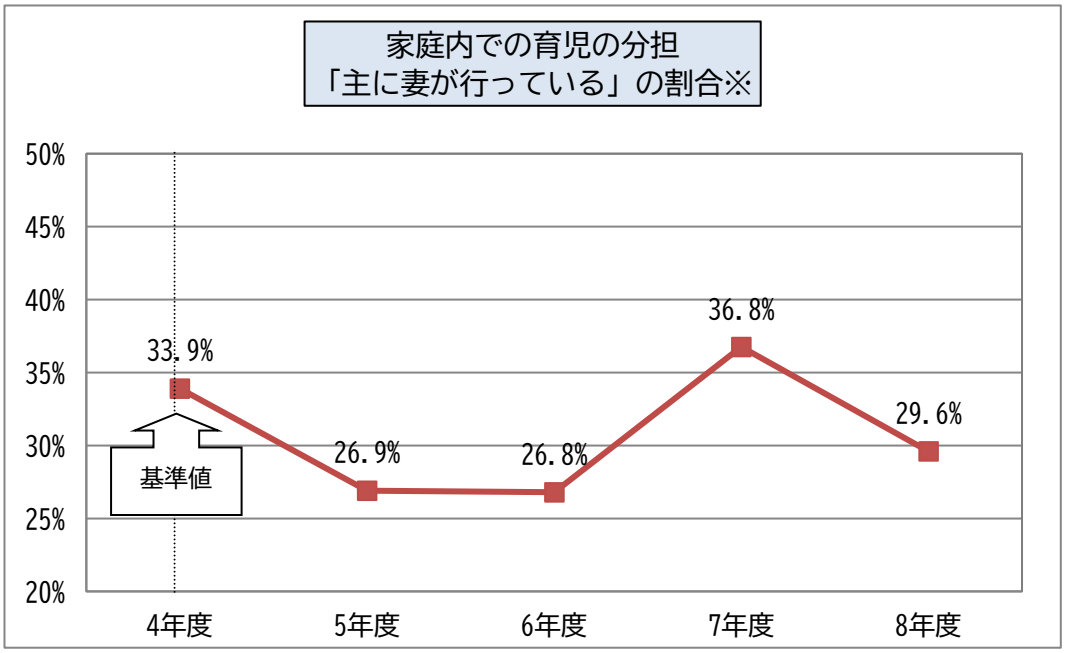
ひとり親家庭への支援、はじめての子育ての集い、自主保育グループへの支援や妊娠出産や子育て相談、子育てスーパーバイザー、家事育児支援ヘルパー派遣、地域教育懇談会、子育てふれあい広場、子育て情報ポータルサイト運営など、現在、行われている様々な事業の継続的な実施とさらなる充実を図ってほしい。

分析

≪着眼点①≫　子育てにおける男女平等・共同参画が推進されたか

・育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫　配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭で育児を「主に妻が行っている」と回答した人の割合は 29.6%と、7 年度（36.8%）と比べ 7.2%減少した。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

≪着眼点②≫　男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための支援は推進されているか

≪分析②≫　育児支援の要である保育所については、認可保育所数（98 園）は 6 年度と同数であった。延長保育は全ての認可保育所で実施されている。認定こども園（2 か所）についても 6 年度とほ

ぼ同様の運営状況となっている事業 42。病気等で一時的に保育を必要とする場合に区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育は、利用件数が 57 件（前年 56 件）と 6 年度より微減したが、延べ利用日数は 793 日から 748 日に減少した。利用理由は保護者の「病気」が最も多くなっている事業 43。第二期民営化計画により、7 年 4 月から、東山児童館・学童、東山第二学童、東山第三学童を民間事業者に委託し、サービスの拡充を図った(入所児童数：6 年度 2,508 人、7 年度 2,558 人)。しかし、学童保育クラブの入所待機児童数は増加傾向にある（6 年度 205 人、7 年度 246 人）事業 44。

≪着眼点③≫　ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

≪分析③≫　ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。母子相談は 1,552 件(含む：父子 9 件)と 6 年度（1,319 件）より増加した。母子及び父子福祉資金の貸付も 17 件と 6 年度（15 件）より増加した事業 48。ひとり親家庭に対する居住支援事業として家賃助成が行われており、7 年度は新規 34 世帯を含む 86 世帯（6 年度 65 世帯）が助成を受けている事業 50。

≪着眼点④≫　女性に偏りがちな子育てを地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

≪分析④≫　地域保健課では、保護者同士の交流を目的に「はじめての子育ての集い」が実施されており、参加者数は 499 人と 6 年度（581 人）より減少した事業 52。妊娠期から子育て期にわたる支援として保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠・出産、子育てについての相談を行う「ゆりかごめぐろ」や、産後ケア事業も引き続き行われている。また、関係機関連携会議や子育て世代包括支援センター連絡票送付により情報共有した。事業 53。子育てに関する相談については、子育てふれあいひろば事業の利用者は 12,591 人（7 年度 11,627 人）に増加したが、ひろば相談は 271 件（6 年度 373 件）47 件減少 102 件した。こども家庭センターによる相談（718 件）と 6 年度より 83 件減少している事業 54。区内にある子育てひろば運営者による連絡会が開催され、相互の事業内容の紹介や相談事例のディスカッションを通じて利用者の声を反映した事業の実施に取り組んだ事業 56。

評価

★★★★

評価の理由

保育園入所待機児童数ゼロは継続して維持されており、学童保育クラブについては、待機児童数は増加しているものの、サービスの拡充により入所児童数も増加させるなど一定の成果が認められる。子供関連の相談件数が減少する一方、子育てふれあいひろば利用者は増加しており、父親の利用が増加している。家庭内での育児の分担で「主に妻が行っている」割合が大きく減少しており、目標値である「20%以上」を達成している。

以上のことから、評価は前年より星一つ増の「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】２－４　介護支援の充実

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

提言

○　介護施設の整備促進と在宅介護への支援及び健康維持に資する事業の充実を望む。

【事業 58・66・69】

特別養護老人ホームは整備が進められているものの、未だに 500 人を超える待機者がいる。特養ホーム等施設整備を進めつつ、自宅・地域で日常を過ごせるよう、できる限り健康を維持し、施設入所を必要としない状態をできる限り維持できるよう支援することが重要である。

老人クラブ等生きがい支援やシルバー人材センターの会員増強、健康や介護の相談・教室、住宅改修や在宅ヘルパー等在宅支援事業、就労支援、自立訓練等様々な支援策が行われているが、介護に関わるサービス需要の変化を的確に把握し、一層充実した支援となるように取り組まれたい。

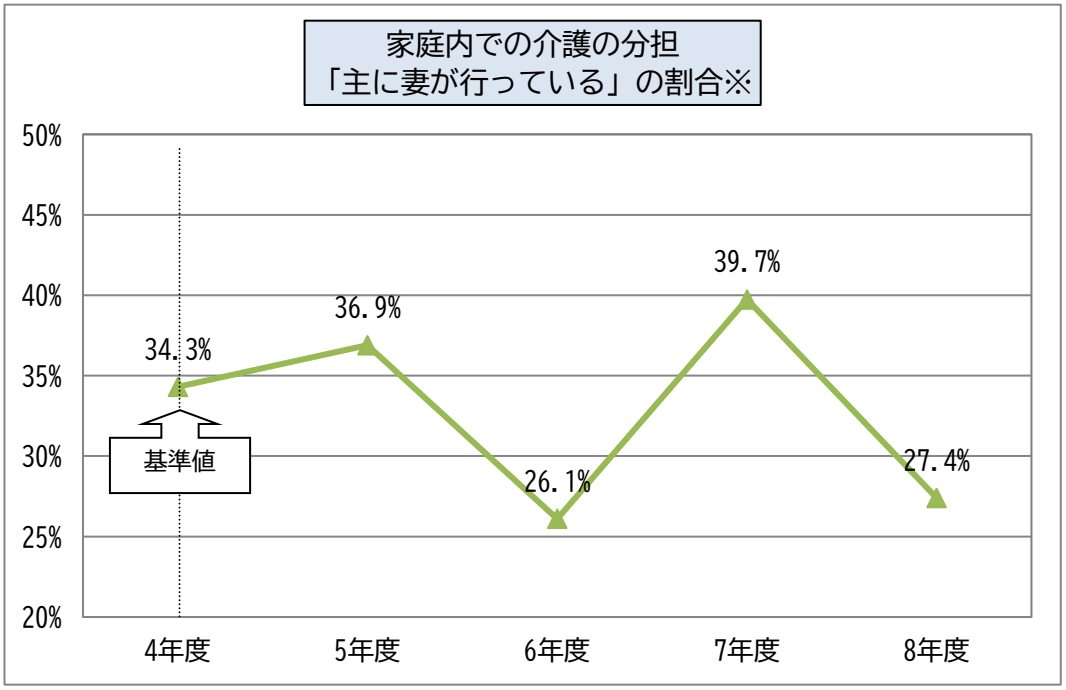
また、介護者の会や家族会、談話会といった介護者同士の交流支援事業も大切であることから、これらについても参加者の要望を踏まえながら支援の充実を図られたい。

分析

≪着眼点①≫　介護における男女平等・共同参画が推進されたか

・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫　配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭での介護分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は 27.4%であった。7 年度には増加したものの、再び減少して基準値を下回った。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

≪着眼点②≫　高齢者や障害者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか ***New***

≪分析②≫　高齢者センターでは健康相談の実施を通じて必要な方に相談機関を紹介し、各機関と連携している事業 58。権利擁護センターにおける各種相談も引き続き実施されているが、7 年度は日常生活自立支援事業に関する相談が大きく減少した事業 59。居住支援については、居住継続家賃助成、高齢者福祉住宅の提供、住宅設備改修給付などが引き続き行われており、利用状況も概ね 6 年度と同様であった。福祉総合課では住宅確保要配慮者の居住支援に係る総合的な相談支援業務が実施されている事業 60・61・62。高齢者の生きがい支援として高齢者センターで各種事業が行われている事業 63。障害者の自立支援と社会参加の促進については、障害者の一般就労を促進するために就労面と生活面の一体的な支援や、自立訓練として生活訓練と機能訓練のサービスが提供されている事業 64・65。

≪着眼点③≫　女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

≪分析③≫　地域における包括的な介護支援として介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供を行い、相談を行う中で介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などを実施した。家族介護教室は、7 年度同様、6 回開催したが、延べ参加者数は 121 人で女性参加者が増加した（6 年度 71 人）。特別養護老人ホームの入所者数は 895 人（6 年度 925 人）で 30 人減少した。入所待機者数は 563 人（6 年度 539 人）に増加し、依然として多くの人が入所待機している状況である。障害者等からの様々な相談対応、障害者サービス等に関する必要な情報提供、権利擁護に必要な援助等は、特定相談支援事業所（4 事業所）に委託して実施している。障害者支援課では家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について、助言・サービス紹介等を行い、男女問わない介護者の負担軽減が図っている。在宅レスパイト・就労等支援事業の利用回数はレスパイト 682 回、就労等支援 222 回であった事業 66。家族介護者の交流を促進するため、福祉総合課では介護者の会の運営支援を行い、区内 5 か所で 60 回開催した。障害施策推進課では医療的ケアが必要な重症心身障害児や家族の交流活動を自発的に行っている団体（家族会）の活動支援を行い、ポニー乗馬や音楽療法などを実施した。区の発達障害支援拠点「ぽると」では、発達に課題のあるかたのご家族を対象に、発達障害について学ぶ勉強会、家族同士の悩みや情報等を共有する談話会が計 3 回、発達障害のあるこどもの保護者向け連続講座を 7 回開催した事業 69。

評価

★★★

評価の理由

女性に偏りがちな介護負担の軽減を図る仕組みや高齢者・障害者の社会参加及び自立を支援する事業は着実に実施されている。新たな施設整備が進められているが、特別養護老人ホームの入所待機者数が 20 人以上増加している。

目標値「20%以上」は達成しており、介護を「主に妻が行っている」と回答した人の割合についても大幅に減少する一方、男女とも「主に妻で、夫が一部分担している」が大幅に増加した。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題はある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成

【大項目の総評】　★★★　ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目 3 は、人権と性の多様性が尊重される社会の形成に関する施策の進捗状況を確認するため、区民意識調査において「固定的な役割分担意識」や「身体的暴力の被害経験者の割合」等を確認し、区の事業実績と照らし合わせながら、推進計画の評価を行う項目である。

中項目 1 では、差別に関する意識の改革と理解促進を目標としている。固定的な性別役割分担意識に「反対」、「どちらかといえば反対」とした人の割合が 74.2%（7 年度 73.0%）に増加したが、目標値（90%以上）には達していない。

重点評価項目である中項目 2 は、配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援を目標としている。身体的暴力の被害経験者が 4.0%（7 年度 3.7%）になり増加傾向にある。目標値がゼロであることを考えると、評価は消極的なものになるが、他方で、暴力被害を訴えることができる環境が整いつつあるともいえる。被害を可視化、把握できるようになっていること自体は、評価すべきである。

中項目 3 は、女性への暴力やハラスメントの根絶が目標である。セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合は 7.4%（7 年度 9.8%）より減少し、基準値を初めて下回ったが目標値ゼロは達成できていない。目標値ゼロは、中項目３と同様であるが、それについては後述する。職場での被害経験者の割合は増加している。暴力に関する相談の件数は、前年度から急増しているものもあり、喫緊の課題である。この点も、中項目２と同様に、被害を把握できているプロセスに注目すれば、深刻な問題に取り組む糸口を掴んでいると評価できる。

中項目 4 は、生涯を通じた包括的な健康支援が目標である。考え方の柱となるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度は低いものの、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考えている人の割合は、目標値（70%以上）に届いていないが 58.5%と基準値（55.1%）を超え、増加傾向にある。産後への支援事業等の充実は高い需要に応えていると評価できる。今後も需要に応えてほしい。

中項目 5 は、性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援を目標とする。性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は、調査開始（5 年度）から減少したままである。

区は、深刻かつ喫緊の課題について、非常に重要な事業を展開していることを評価する。現場で対応されている方々に敬意を表したい。暴力やセクハラ被害、DV などが将来的にゼロになることは究極的な目標であるが、そこに至るまでのプロセスや取組みも重要である。今後は、そうした複合的な観点から評価することのできる目標値の設定も、求められると考える。今後も効果的な施策展開を進めてほしい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】３－１　性差に関する意識の改革と理解促進

指標の目標値

固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合　　【90%以上】

提言

○　一層進展するＤＸ社会において性差に関する意識改革に必要な情報リテラシーの習得を目指し、学校教育、生涯学習などあらゆる場において、教育・啓発を効果的に進めてしてほしい。【事業 70・71】

学校教育において、児童・生徒に対し、令和 7 年に改正した「目黒区中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用し、インターネット上の誤った又は偏った情報をめぐる問題を含め、情報モラルを理解させるなど、情報社会で適正な行動を行う考え方と態度を学ぶという重要な教育が行われている。一方、ＤＸ化も急速に進んでおり様々な情報が氾濫している。こうした中、性差に関する意識改革に必要な情報リテラシーの習得ができるよう、一層の教育・啓発を取り組んでほしい。

7 年度は男女平等・共同参画センターのある中目黒スクエアの改修工事があったことから、事業展開が難しかった面もあるが、区民意識調査を見ると固定的な性別役割分担意識「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合が 7 年度から 1.2 ポイント増加し、一方で「賛成､」「どちらかといえば賛成」と思う人の割合が 7 年度より 0.8 ポイント減少した。

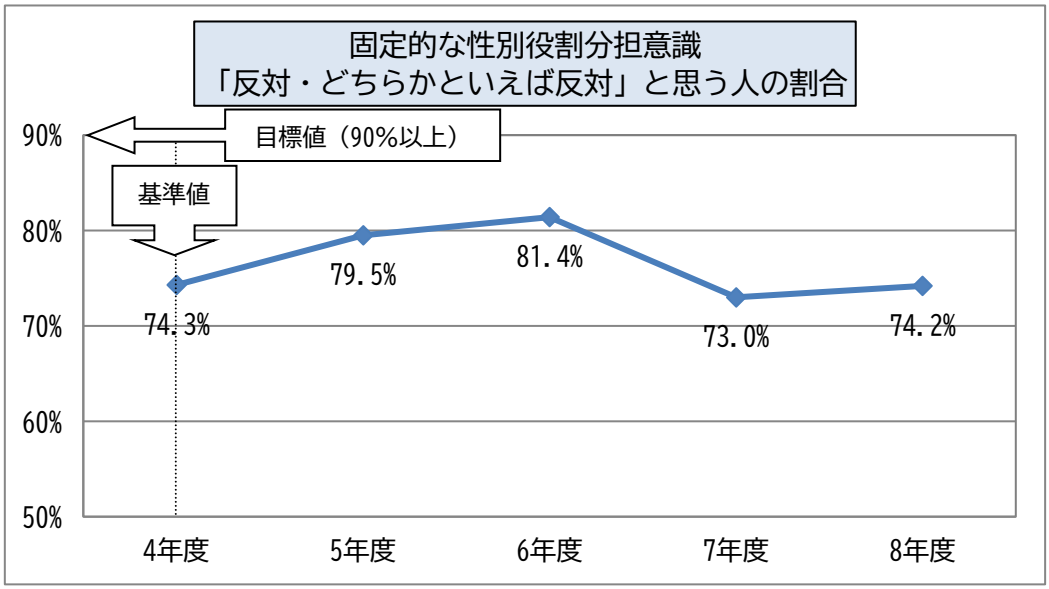
区民意識調査にほとんど変化がない状況や急速なＤＸ社会の進展を踏まえ、積極的にＩＣＴを取り入れた、効果的な啓発事業を期待する。

分析

≪着眼点①≫　　固定的な性別役割分担意識は改善したか

・固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が 90%以上になったか ***New***

≪分析①≫　区民意識調査では固定的な性別役割分担意識に「反対」(41.4%)、「どちらかといえば反対」(32.8%）と回答した人の割合は 74.2%（7 年度 73.0%）となった。6 年度は 81.4%まで増加したものの、7 年度から 70%台前半で推移している。目標値「90%以上」（前期計画は 70%以上）に引き上げられおり到達できていない。「反対」及び「どちらかといえば反対」と回答した女性は 80.7%（7 年度 78.4%）であるのに対し、男性は 66.7%(7 年度 65.9%)と男女間に 14 ポイントの意識の差がみられる。



≪着眼点②≫　メディア・リテラシー向上への取組みは固定的な性別役割分担意識の改革や理解を促進したか ***New***

≪分析②≫　学校教育では情報モラル教育としてインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるため、「目黒

区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用して教育の充実を図っており、その際、男女の役割分担を固定的に捉える意識の解消などを含め、適切に判断できるよう指導が行われている事業70。人権政策課では、令和6年度に男女共同参画週間講座として「一人一人が自分らしく生きられる仕組み作り」を実施したが、令和7年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が施設改修中のため当該講座は実施せず、区の公式ウェブサイトにてメディア・リテラシーに関する情報提供を行った事業71。

評価

★★★

評価の理由

学校教育の場において、男女の役割分担を固定的に捉える意識の解消に向け、「目黒区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用して指導が行われた。

一方、区民意識調査によると固定的な性別役割分担意識に「反対」及び「どちらかといえば反対」と回答した人の割合が74.2%（7年度73.0%）と増加に転じたものの、目標値(90%以上)には届かず、特に男女間の意識差は14.0%（7年度12.5%）に拡大している。

男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が施設改修中のため、事業実施が難しかったことも影響していると考えられる。

以上のことから、評価は7年度同様の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6年度・7年度）

区民意識調査報告（7年度・8年度）

【中項目】３－２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

《★重点評価項目》

指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合　　【ゼロ】

提言

○　ＤＶの未然防止のための啓発活動及び被害者の相談・保護及び自立支援の取組みを継続的に実施されたい。【事業 72・73・74・75・76・77】

デートＤＶ防止出張講座や女性への暴力防止講座、ＤＶ相談、被害者の緊急一時保護、自立支援など様々な施策が展開されていることは評価できる。しかし、身体的暴力の被害経験者割合は増加傾向にあり、深刻な問題である。「暴力は犯罪である」との意識づくりなどＤＶの根絶に向けて取組みを継続してほしい。

分析

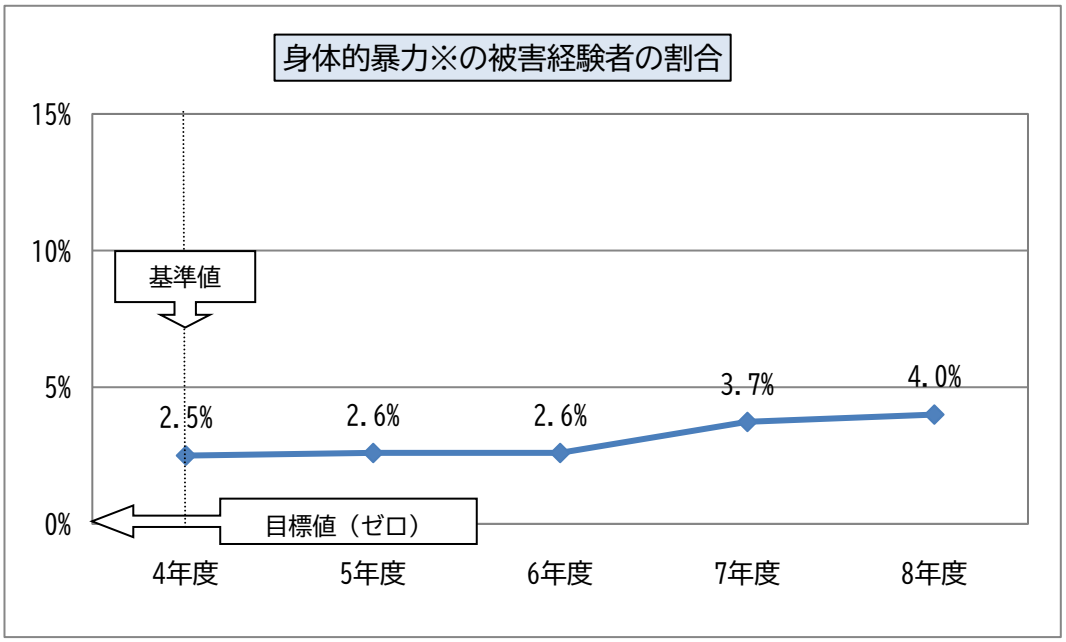
≪着眼点①≫　ＤＶの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

≪分析①≫　総合庁舎のトイレへの相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」の設置や総合庁舎西口ロビーでの女性への暴力防止パネル展を通して啓発に努めた。女性への暴力防止講座「配偶者暴力に（DV）に負けない知識」をオンライン開催した。また、ＤＶ被害者に対して、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施した事業 72。目黒区立第十中学校、東山中学校において、デートＤＶ防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）を実施し、デートＤＶについても啓発を行った事業 73。

≪着眼点②≫　ＤＶの被害経験率は低下しているか

・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

≪分析②≫　区民意識調査において、パートナーからの身体的暴力が「何度もあった」、「一、二度あった」と回答した人を合わせた割合は 4.0%（7 年度 3.7%）であり、標本誤差の範囲内ながら 7 年度よりも割合が増加した。



※過去 1 年間にパートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）から受けた身体的暴力

≪着眼点③≫　ＤＶ被害者支援事業が「相談」から「自立支援」に至るまで充実したものとなり得ているか

≪分析③≫　ＤＶ被害者からの相談は関係各課による対応が行われている。区民の声課では法律相談等のＰＲがされており、人権政策課ではこころの悩みなんでも相談、法律相談、からだの相談、ＬＧＢＴ相談が実施されている。こころの悩みなんでも相談のうちＤＶに関連する相談件数は177件（6年度136件）であり、6年度より増加した。地域保健課では、ＤＶ等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードを配置し、健診や訪問等の日常業務において相談しやすい環境づくりに努めている。保健師によるＤＶに関する訪問、面接、電話は18件（6年度5件）であり、6年度より件数が増加した。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら課題の解決に向けた支援を行った。ＤＶ・虐待に関する相談件数は379件（6年度321件）と6年度より増加した。生活福祉課では生計が困難な人や今後の生計に不安を感じている人等に対して関係機関と連携した生活保護相談を実施している。ＤＶに関する相談は0件（6年度6件）となった。子ども若者課の女性相談のうち、ＤＶに関するものは64件（6年度35件）あり、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を行った事業74。ＤＶ被害者等の緊急一時保護事業を実施し、11世帯延べ269日（6年度10世帯 延べ206日）と利用が増加した事業76。

≪着眼点④≫　ＤＶ防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

≪分析④≫　東京都や東京ウィメンズプラザ等とは各種調査への協力や情報共有などを通じて連携を図っている事業77。目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議においては区の関係所管課や警察、社会福祉協議会、こころの悩み何でも相談の相談員等の関係機関と連携を図り、各関係所管課及び各関係機関がＤＶ対応においてどのような取組みを行っているかなどの情報交換や課題について意見交換をしている事業78。

評価

★★

評価の理由

総合庁舎女性トイレへの「相談カード」の設置、中学生を対象としたデートＤＶ防止出張講座の継続実施、「相談」から「自立支援」に至るまでのＤＶ被害者支援事業についても、各所管課の窓口において着実に実施しており、ＤＶ被害者等の緊急一時保護事業も行っている。

しかしながら区民意識調査ではパートナーからの身体的暴力の被害経験者割合が4.0%（7年度3.7%）と上昇傾向にある。関係各課を通じたＤＶ被害についての相談は、全体的に7年度に比べて増加していること（例：区民の声課のDV相談は7年度177件（6年度136件））は、重い現実を示している。そのことと目標値ゼロを照らし合わせれば、評価は消極的になってしまうが、こうした深刻な問題を把握できるようになっていること、相談がしやすくなっていること、声を拾いやすくなっているということは、本来は評価すべき事柄である。

以上のことから、評価としては6年度と同様「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6年度・7年度）

区民意識調査報告（7年度・8年度）

【中項目】３－３　女性への暴力やハラスメントの根絶

指標の目標値

セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合　　【ゼロ】

提言

○　セクシュアルハラスメント被害経験者の割合ゼロに向けて、職場での被害防止対策として区内事業者への積極的な啓発に、引き続き取り組んでほしい。【事業 81・82・83・84・85】

セクシュアルハラスメント被害は 6 年度までは上昇傾向にあったが、その後減少して基準値（4 年度）を下回って減少している。一方、そのハラスメントを受けた場所は男女とも「職場」が最も多く増加傾向にある。調査対象者の勤務先は必ずしも区内事業者ではないが、被害経験者ゼロに向けて、全区内事業者に対する啓発を継続してほしい。

○　女性に対する暴力やハラスメントの根絶を目指した啓発及び相談事業等の更なる充実を期待する。【事業 79・80】

今後も、女性に対する暴力ハラスメントの根絶への取組みが継続されることを期待する。

分析

≪着眼点①≫　女性に対する暴力の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか ***New***

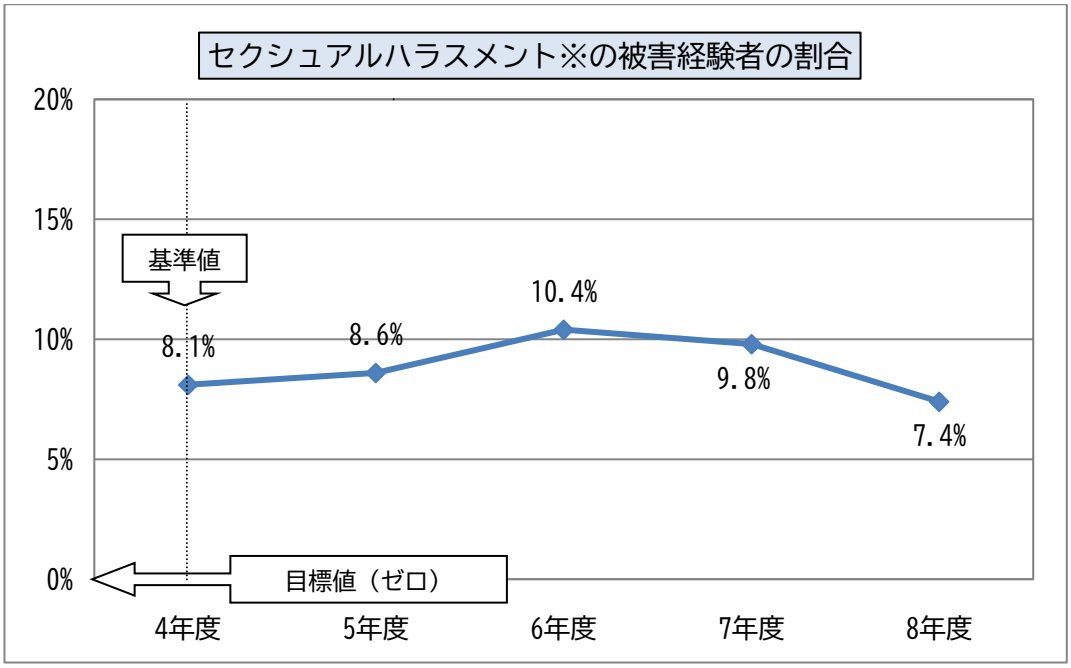
≪分析①≫　総合庁舎のトイレへの相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」の設置や総合庁舎西口ロビーでの女性への暴力防止パネル展を通して啓発に努めた。女性への暴力防止講座「配偶者暴力に（DV）に負けない知識」をオンライン開催した。民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」を開催し、参加者は延べ 112 人（6 年度 168 人）だった事業 79。

相談事業では、人権政策課のこころの悩みなんでも相談のうちＤＶ以外の暴力についての相談件数は 177 件（6 年度 36 件）あり、6 年度より増加した。人権政策課はこころの悩みなんでも相談の相談員との懇談会を開催して相談事業の充実を図っている。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、課題の解決に向けた支援が行われている。ＤＶ・虐待に関する相談件数は 379 件（6 年度 321 件）と増加した。高齢福祉課が地域包括支援センターなどと実施する高齢者の総合相談・支援業務を実施した。虐待防止などの権利擁護業務では暴力（虐待）に関する通報相談件数が 104 件（6 年度 94 件）あり、虐待と判断して対応した件数のうち配偶者からの虐待は 15 件（6 年度 8 件）あった。子ども家庭支援センターによる女性相談は 168 件（6 年度 140 件）であり、そのうち夫等からの暴力被害に関するものは 11 件（6 年度 15 件）で個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている事業 80。

≪着眼点②≫　セクシュアルハラスメントの被害経験率は低下しているか

・セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近付いているか

≪分析②≫　セクシュアルハラスメントを受けたことがあると回答した人の割合は、7.4%（7 年度 9.8%）で 2 年連続減少して基準値（4 年度）よりも低下した。女性のうち被害を受けたと回答した人の割合は 10.4%（7 年度 13.6%）だった一方、男性は 4.0%（7 年度 4.3%）で、やはり女性が被害を受けやすい状況にある。なお、被害を受けた場所は「職場」との回答が全体の 71.7%（7 年度 69.4%）で圧倒的に多い。



※過去１年間に受けたセクシュアルハラスメント

≪着眼点③≫　セクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか ***New***

≪分析③≫　人権政策課は区内事業者等に対し、ハラスメントなどの人権問題について啓発するパンフレットをイベント開催時に配布するとともにウェブサイト等を通じて周知を行った事業 81。女性への暴力防止講座「配偶者暴力(DV)に負けない知識」や目黒区立第十中学校、東山中学校において、デートＤＶ防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）を実施した。事業 82。区民の声課ではセクシュアルハラスメントの被害につながる事例を含めて早期の相談がしやすくなるよう法律相談等をＰＲし、個別の相談内容に応じて関係機関が紹介している。区職員に対しては新任研修や各職層の昇任者を対象とした研修の中でセクシュアルハラスメントについての啓発が行われており、併せて区職員のハラスメントに関する苦情・相談員制度、外部相談窓に加えて新たにハラスメント問題処理委員会を設置し、職員の苦情・相談に応じるとともに制度の周知を行った事業 84・85。

評価

★★

評価の理由

講座の開催や相談窓口など様々な啓発・相談・支援事業が継続され実績を上げていることや区職員に関して新たにハラスメント問題処理委員会が設置されたことは評価できる。

しかし、最も多い「職場」のハラスメント対策として行われていた事業（区内事業者向リーフレットの送付講講座等）は、中目黒スクエア改修工事の影響等により休止されており、全体としても目標値ゼロを達成できていない。人権政策課での相談事業においては、DV 以外の暴力についての相談件数は 6 年度（36 件）に比べて 177 件と急増しており、問題への対応が迫られている。喫緊の問題であり、目標値がゼロであることからすれば、評価は消極的なものになってしまう。しかし、前述のとおり、目標値ゼロは究極的な最終目標であり、そこに至るプロセスとして、被害を可視化できていること、問題を顕在化させて把握していること自体は、本来は評価すべき事柄である。

以上のことから、評価としては 6 年度と同様「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】３－４　生涯を通じた包括的な健康支援

指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合　　【70%以上】

提言

○　リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業の更なる充実を進めてほしい。【事業 86・87・89】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っていた人の割合は非常に低いが、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「十分に尊重されている」、「ある程度尊重されている」と思う人の割合は50%台で推移しており、徐々にではあるが増加している。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及には、まずは、その意味や必要性を分かりやすい言葉で継続的に発信する必要がある。表現方法の工夫や発信手段を充実させて効果的な啓発をお願いしたい。

○　性や健康に関する学習機会の提供、相談・支援事業を継続してほしい。【事業 88・90・92・94・95】

現在実施している活動には高い需要があり、非常に重要なものといえる。今後も継続してほしい。

分析

≪着眼点①≫　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

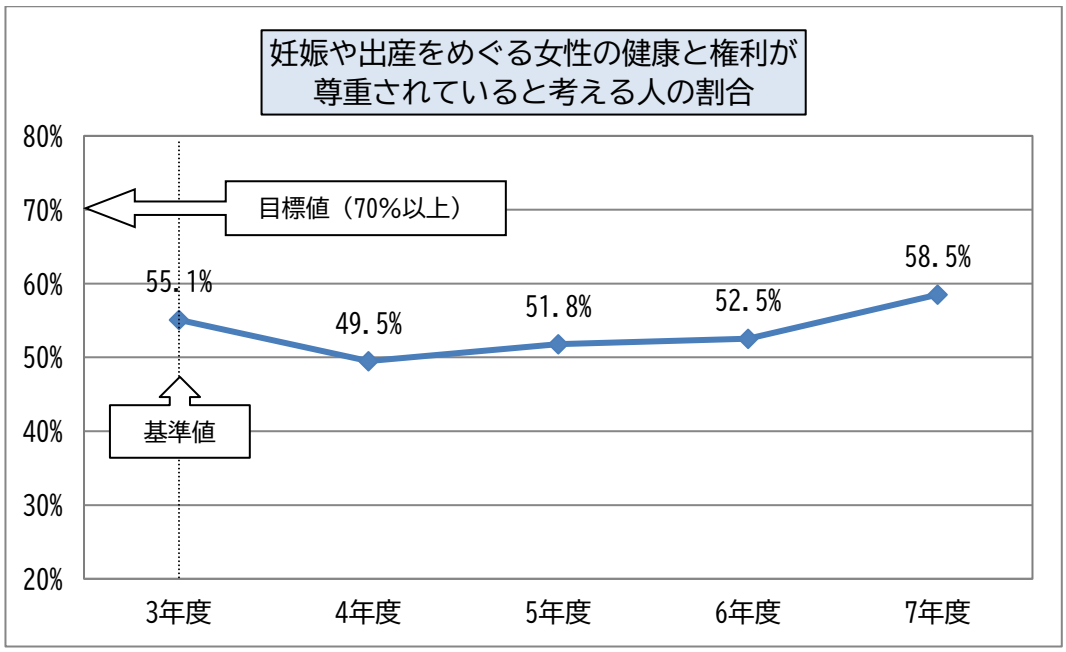
・児童、生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか

≪分析①≫　令和７年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことなどから、講座の実施ではなく、区公式ウェブサイトによるリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供を行った。事業 86。妊娠期から産後ケアまでの各種訪問指導等はリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を取り入れて実施されており、妊産婦訪問指導（延べ 2,130 人）、新生児訪問指導（延べ 2,027 人）は利用者数が増加した事業 87。小・中学校では東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を参考に各学校が「性教育に関する全体計画」を作成して教育課程に位置付け、主に小学校３年生以上の児童・生徒に指導が行われている。幼児・児童・生徒が性暴力の被害者、加害者、傍観者のいずれにもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」について、全小・中学校で安全教育全体計画に位置付けるとともに、「目黒区版　生命（いのち）の安全教育の手引き（令和５年３月)」や文部科学省の教材等を活用し、各学年において夏季休業日期間開始前までに１回以上実施した。事業 89。

≪着眼点②≫　妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか

・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が 70%以上になったか ***New***

≪分析②≫　区民意識調査ではリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉やその意味について知っていた人の割合は 16.1%（７年度 13.2%）と依然として低い状況であり、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「十分に尊重されている」や「ある程度尊重されている」と思う人の割合は 58.5%（６年度 52.5%）である。また、「尊重されていない」、「あまり尊重されていない」と回答した人は女性が 31.5%、男性が 20.8%で認識に男女差があった。尊重されていない理由としては、「子どもを産むか産まないかという判断は経済的な理由による制約を受けることが多いから」と回答した人が 67.0%、次に「男性に対して妊娠・出産などに関する知識の普及が遅れているから」が 63.9%で多かった。



※「十分に尊重されている」と「ある程度尊重されている」の回答者数を合算した割合

≪着眼点③≫　性や健康に関する情報及び学習機会の提供、相談・支援事業の充実は図られているか

≪分析③≫　7年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことから資料室は休止した。区公式ウェブサイトにより「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する情報提供を行った。事業90。

産後ケア事業（訪問型）は、延べ319人（6年度280人）の利用となり大きく増加した。オンライン相談も含めた妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ）は、合わせて2.469人（6年度2.235人）の利用があり、こちらも6年度より利用者が増加した事業92。子ども若者課では、病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦に分娩費用を支給する事業が実施されており、給付件数は4件（6年度8件）だった事業93。人権政策課では性の悩み、生理、妊娠、不妊、婦人科系の病気、更年期障害など女性のからだ全般に関することを対象とする「からだの相談」事業を実施しており、相談件数は89件（6年度71件）と6年度より増加した事業95。

評価

★★★★

評価の理由

学校教育の場での取組みについては、各学校で「性教育に関する全体計画」を作成し、教育課程に位置付けて指導するなど充実しており高く評価できる。

区民意識調査によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方を知っていた人の割合は低い。しかし、「妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合」は58.5%で7年度（52.5%）より相当程度増加しており、目標値（70%）には届いていないものの基準値(55.1%)は越えた。産後ケア事業の利用や妊婦面談相談は、利用者が6年度に比べて増加している（例えば、産後ケア事業（訪問型）では、319人（6年度280人））。女性の健康が尊重される機会が充実していると評価できるとともに、需要の高さも示している。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6年度・7年度）

区民意識調査報告（7年度・8年度）

【中項目】３－５　性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援

指標の目標値

ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合　　【50%以上】

提言

○　性の多様性の尊重に関する啓発及び性的指向及び性自認に基づく困難等を解消する取組みを更に充実してほしい。【事業 96・97・98・99】

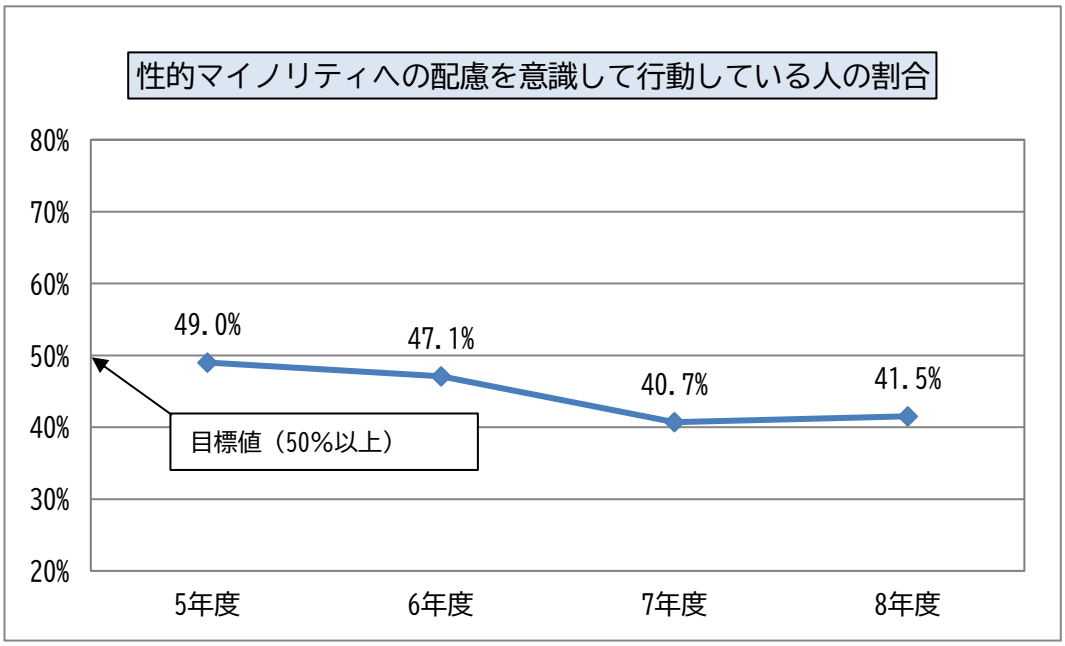
性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組みの更なる充実を図ってほしい。具体的には、区民向け講座やパネル展示等の啓発事業について、さらに多くの参加があるよう実施方法・内容の工夫が求められる。また、区職員や教職員に対する研修の一層の充実や区の補助計画に性の多様性尊重の視点を含めるなど、取組に工夫の余地がある。

分析

≪着眼点①≫　多様な性の在り方についての理解促進が行われているか

・ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合が 50%以上になったか ***New***

≪分析①≫　区が策定した性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針は職員向けの内部指針だが、民間団体等が取組みみを行う際の参考資料として活用できるように区のウェブサイトで公開している。性の多様性理解促進講座では、ジェンダーやＬＧＢＴについての研究を行っている講師の講義を通して、ジェンダーやＬＧＢＴについての基礎的な知識の習得を目指した（参加者 5 人）。また、男女平等参画週間及び人権週間において、性の多様性に関するパネル展示を行った。家庭教育講座「多様性って何？ に対して自己理解から始めよう」に対し指導者を派遣した。（参加者 24 名）事業 96。学校教育では、全教員対象の e ラーニングチェック研修では、性自認や性的指向について取り上げ、教育相談初級研修においては「多様な性にかかわる多様な相談への対応に向けて～多様な性に悩む児童・生徒の理解と支援～」をテーマに講師招聘による教員研修を実施して、教職員の理解啓発が行った事業 97。区職員に対しては希望する職員を対象として、ジェンダーやハラスメントを含む性の多様性についての理解を促進するための研修（対面）を実施し、31 人が参加した。事業 98。区民意識調査では性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は 41.5%（7 年度 40.7%）で割合は、標本誤差の範囲内であるが若干増加した。



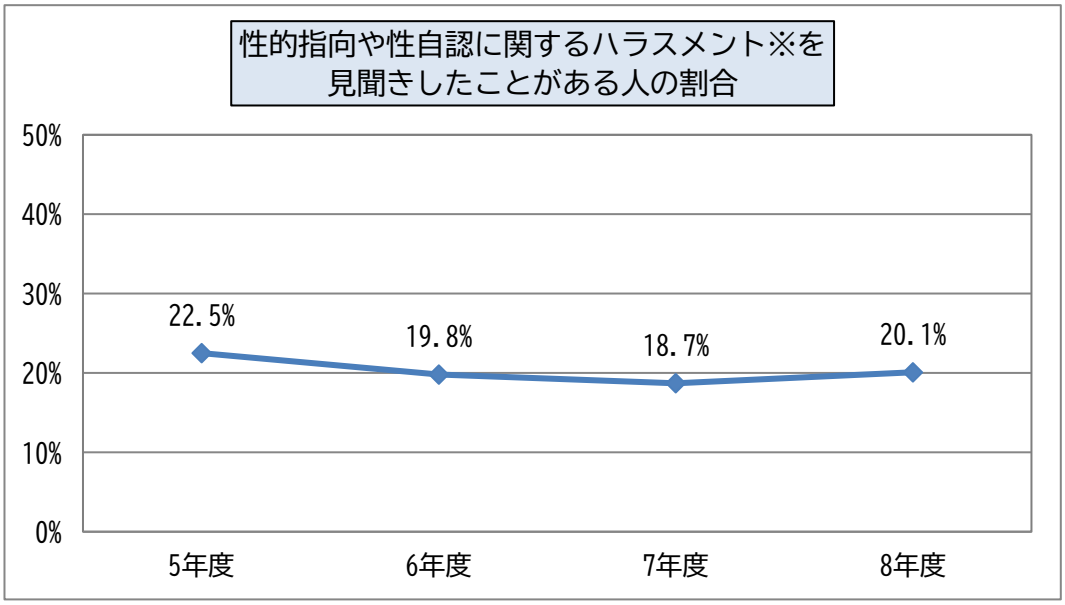
≪着眼点②≫　性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組みが行われているか ***New***

≪分析②≫　指定管理者と締結する協定書の標準モデルである指定管理者標準協定書に性の多様性の尊重に関する条項が設けられており、区が指定管理者制度を利用する際は指定管理者に区の「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」に準じた対応を求めることとしている。

その他、人権政策課により推進計画における関連事業の実施に向けた関係各課との調整やサポートを行った。性的指向及び性自認に関する様々な困難や不安についての相談に専門相談員が対応するＬＧＢＴ相談の相談件数は 49 件（6 年度 39 件）だった事業 99。パートナーシップの相手方について、区営住宅、区民住宅、三田地区整備住宅及び従前居住者用住宅への入居申込等が可能となっている事業 100。都の動向を受け、目黒区においても各種手当及び休暇・休日の一部制度において、パートナーシップ関係の相手方を対象要件とすることとし、区職員へ制度の周知を図った事業 101。学校では、性の多様性についての理解を深めるための教育を推進している事業 102。

≪着眼点③≫　性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合が減少しているか ***New***

≪分析③≫　区民意識調査では性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合は 20.1%（7 年度 18.7%）だった。割合は増加しているものの、標本誤差を考慮すると必ずしも有意なものとはいえない。



※過去 1 年間に見聞きしたハラスメント

評価

★★★

評価の理由

区職員や学校の場における取組み、相談事業等は実施されたものの、区民を対象とした講座の参加人数が減少している（例：7 年度の性の多様性についての講座は参加者 5 人（6 年度 16 人））。区職員の研修受講人数に減少も認められ、運営方法の見直しなど課題がある。

性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は 41.5%（7 年度 40.7%）と微増してはいるが、目標値(50%)には達していない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）
区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

【大項目の総評】　★★★　ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある

大項目４の「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化」は、大項目１～３を推進するための基盤となっている。

中項目１は、計画の推進体制の強化とその成果・結果として区の男女平等・共同参画関連施策や目黒区男女平等・共同参画センターの認知度の向上を確認し、区の事業実績と照らし合わせて評価する項目である。その達成度を測るための指標として、区の男女平等・共同参画関連施策や目黒区男女平等・共同参画センターの認知度が設定されている。しかしながら、そのための体制の強化に向けた取組みについては情報が限られている。改定計画においては可能な限り体制強化に向けた取組みやその成果を指標とし、機能する体制の実現を測るよう努めてほしい。

中項目２は、計画を着実に進行管理していくため、審議会では「区民意識調査」と「計画事業実績調査」をもとに計画推進状況を評価し、提言とともに区に提出している。区所管課は、提言を踏まえ必要に応じて事業を見直すという、いわゆるＰＤＣＡサイクルを評価の枠組みとして形式的に採用している。

現在の仕組みが構築されて 20 年以上が経過し、社会状況や人々の価値観、生活スタイルが多様化するとともに大きく変化してきた。こうした中、この評価の枠組みを見ると、設定された指標の客観性・合理性や事業との因果関係、区民調査の回数・方法など様々な面で課題が表面化してきている。当該分野においては難しい面もあろうが、改定計画においては、これまでの経緯を踏まえつつ、可能な限り合理的な評価の枠組みを整備するよう努めてほしい。

中項目３は、区民、事業者等との連携である。連携や協働といっても対象主体の意向もあり、まとめあげるためには粘り強い積み重ねが必要である。しかし、実現した際の効果は大きく拡がりも期待できる。今後も連携・協働できる区民、事業者等を広げるため、地道に事業を積み重ねてほしい。

中項目 ４ は、国、東京都、他自治体との連携である。行政機関においては日頃から情報交換は行われ、必要な連携は行われている。さらに一歩進める取組みを検討してほしい。

なお、中項目３および４のような連携を評価する場合には、その目的や目標を明確に示し、その達成を図るための指標案を検討することが望ましい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】４－１　計画の推進体制の強化

指標の目標値

区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合　　【60%以下】

目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合　　【20%以上】

提言

○ 男女平等・共同参画の推進が、人権政策課のみの取組みにとどまることなく、全庁的な取組みとして実施されるよう、関係各課との連携体制の強化及び職員への研修を通じた意識啓発の充実を図

ってほしい。【事業 103・104】

推進計画に基づく取組みは、多様な所管課が実施している。男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の視点が区のあらゆる施策に反映されるよう、人権・男女平等多様性推進担当者会議等を活用した情報共有と連携を進めるとともに、職員の理解促進や意識向上を図る取組みを推進してほしい。

○ 計画の推進に当たっては、各課における事業が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の視点を踏まえて実施されるように努めてほしい。【事業 104・105】

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重は特定分野に限られる課題ではない。防災、子育て、教育、福祉、産業振興など様々な施策に関連する視点であることから、各課がその視点を踏まえて事業を企画・実施できるよう支援してほしい。

○　男女平等・共同参画オンブーズのあり方の検討【事業 106】。

オンブーズに対する申出件数は、1 件（6 年度 0 件）であった。めぐろ区報やウェブサイトや事業やパネル展等でのチラシ配布など周知に努めてはいるが、近年の実績は低調である。認知度も「条例」、「計画」、「審議会」、「オンブーズ」の中で最も低い。この間、区民に対しては、各所管において多くの相談窓口が整備され、権利擁護センターなども設置されてきている。こうした中、今後、オンブーズのあり方を改めて検討されたい。

○　区民の男女平等・共同参画関連施策の認知度向上に向け、効果的な宣伝方法や講座の運営方法を工夫してほしい。【事業 103・111】

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に係る施策の区民認知度は低いままである。「どれも知らない」とする割合は 80%台に迫る状況となっている。条例の認知度など他区においても類似の状況にあり、一般的に区の取組みについて区民の認知度を上げることはなかなか難しいと推察する。しかし、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するには、まずは区民に関心を持ってもらうことが非常に大切である。そのためには、施策の効果的な宣伝方法や講座の運営方法など工夫をしてほしい。

○　令和７年度の男女平等・共同参画センターの効果的な周知の検討【事業 108】

センターは、中目黒スクエアの改修工事が終了し運営が再開されているが、センターを知っている人の割合は 10%台が続いている。センターの認知度合いは、拠点施設としてのセンターそのものだけでなく、区の施策の認知度と連動するものと考えられる。センター単体のみの周知では効果が希薄であろう。拠点施設であるセンターの事業・取組みと同期させるような魅力的・効果的な周知方法を検討してほしい。

分析

≪着眼点①≫　区における全庁的な推進体制が効果的に機能しているか

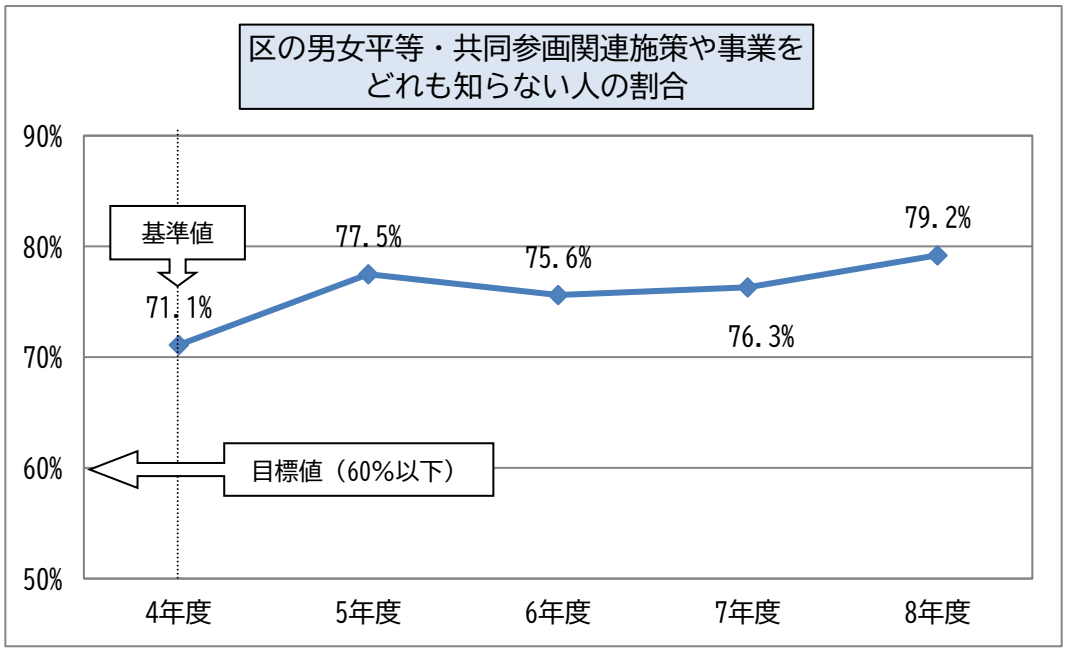
≪分析①≫　男女共同参画週間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーで条例や推進計画、推進計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの紹介などを行う男女共同参画週間パネル展示を実施した。目黒区男女平等フォーラム講座では、学生による説明付きの防災用品の展示を行うなど、若い世代の関心を引き付ける工夫をした。事業 103。総務部長と関係課長（計 21 人）による人権・男女平等多様性推進担当者会議を開催し、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に関する施策に関して情報提供等を行った事業 104。男女平等・共同参画審議会は、区長から「推進計画進捗状況評価」及び「推進計画改定」について諮問を受け、区の事業実績調査・区民意識調査を実施するとともに審議（審議会 7 回、事業評価小委員会 3 回、推進計画改定小委員会 4 回）し、区長に進捗状況評価に関する答申を行った事業 105。7 年度はオンブーズへの相談、申出、問い合わせ全て 0 件であった。オンブーズの周知は、区報やホームページ等への掲載の他、パネル展示や各種講座でのチラシ配布などを通じて行われた事業 106。

≪着眼点②≫　区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか

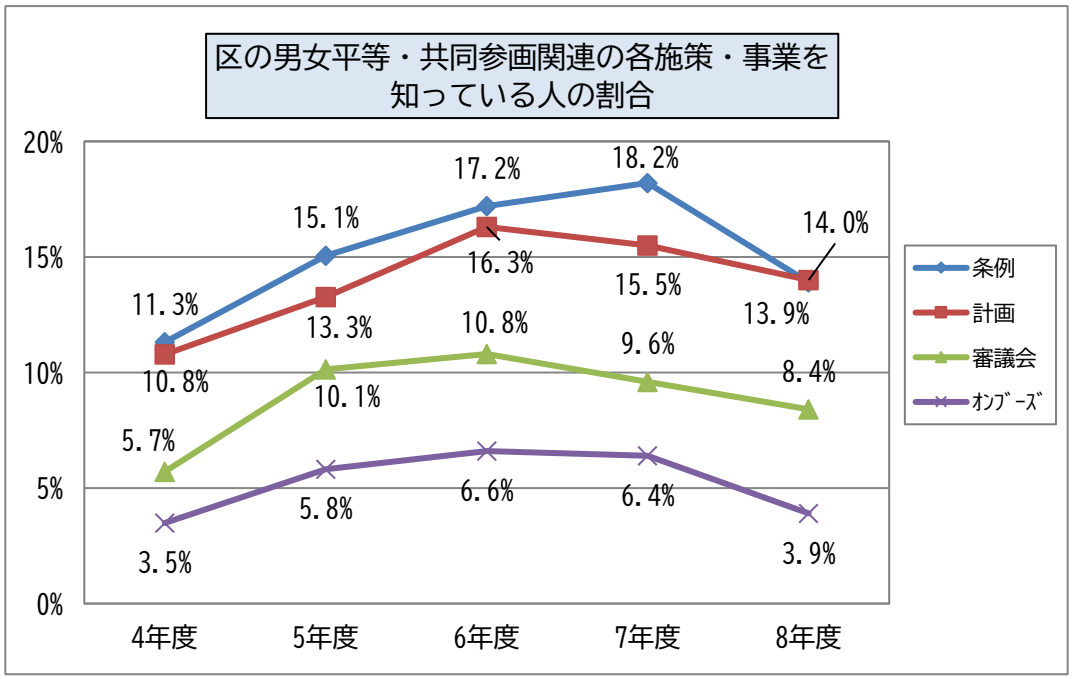
・区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合は 60%以下になったか

・条例、推進計画、審議会、オンブーズについて知っている人の割合が増えているか ***New***

≪分析②≫　区民意識調査で区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する施策や事業について知っているものを尋ねたところ、79.2%（7 年度 76.3%）の人が知っている施策や事業がなかった。知らない人が増加する傾向が伺える。



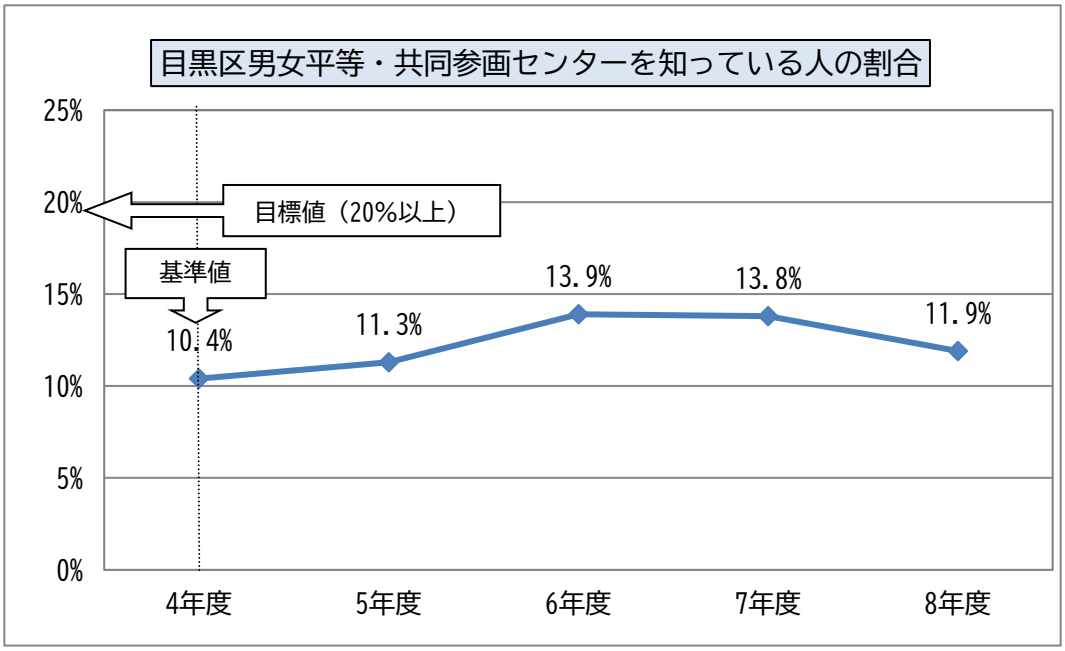
個々の施策や事業については、回答者のうち条例 13.9%（7 年度 18.2%）、推進計画 14.0%（7 年度 15.5%）、審議会 8.4%（7 年 9.6%）、オンブーズ 3.9%（7 年度 6.4%）が「知っていた」と回答しており、いずれもその割合は減少している。



≪着眼点③≫　男女平等・共同参画センターは、拠点施設として区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は 20%以上になったか

≪分析③≫　区民意識調査で目黒区男女平等・共同参画センターを知っていた人の割合は 11.9%（7 年度 13.8%）であり、基準値を超えてはいるものの、目標値には届いていない。



男女平等・共同参画センター自体の周知はホームページや情報誌「であいきらり」などで、相談事業や資料室の運営、講座の実施、会議室・研修室の貸出しなど、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重を推進するための拠点施設としての機能が紹介している事業 108。資料室蔵書数は 13,739 冊であり 7 年度の新規購入は 0 冊であった。令和 7 年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことから資料室は休止した。事業 109。

男女平等・共同参画センターにおける相談事業は引き続き実施され、相談件数はこころの悩みなんでも相談が 2,067 件（6 年度 2,019 件）、法律相談が 45 件（6 年度 43 件）、からだの相談が 41 件（6 年度 71 件）だった。ＬＧＢＴ相談は 49 件（6 年度 39 件）の相談があった。各種相談事業ではそれぞれの相談員と人権政策課の懇談会や目黒区法曹会と人権政策課の法律相談懇談会が行われるなど、相談員と行政の連携や事業を充実させるための取組みも行われている事業 110。

学習機会の提供は、男女平等・共同参画センター講座を中心に実施され、単発講座が 8 講座（6 年度 12 講座）開催され、延べ参加者数は 475 人（6 年度 439 人）だった事業 111。人権政策課では、区の各課等が講座等開催時に利用可能な一時保育者の登録をしており、登録者数は 23 人（6 年度 23 人）で保育付き講座等の実施回数は延べ 156 回（6 年度 151 回）であった。また、保育者向け（新規登録者養成研修兼更新者）フォローアップ・意見交換会が開催された事業 112。男女平等・共同参画センター会議室等については、同センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことから休止した。事業 113。男女平等・共同参画センターには、平成 7 年度から区全体で統一された制度による利用登録団体 20 団体（6 年度 20 団体）があり、施設の優先利用などの支援が行われている事業 114。男女平等・共同参画センター運営委員会（構成：女性 11 人、男性 2 人）は、運営委員会企画講座の実施や人権政策課とともに男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」の記事取材、目黒区男女平等 2025 フォーラムの実施に取り組んだ事業 115。

≪着眼点④≫　男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び区の所管課は連携して成果をあげているか

≪分析④≫　第 1 回男女平等・共同参画審議会では、男女平等・共同参画オンブーズも出席し、審議

会、オンブーズ、区（人権政策課）の三者による情報連絡会が実施され、それぞれの年次報告や今後の取組みなどについて共有がなされた事業 107。

評価

★★

評価の理由

計画された事業は着実に実施された。

各種相談件数は若干伸びており、保育付き講座の保育児数も前年度の 1.2 倍になった。中目黒スクエア改修工事でセンター施設が使えない中、目黒区男女平等 2025 フォーラムを開催し、参加者も前年度より増加したことなどは評価できる。

しかし、区の男女平等・共同参画関連施策やセンターを知らない区民の割合が軒並み前年度よりも下がっており、目標値から遠のいている。特にオンブーズについてはその認知度が 3.9%と低迷しており、相談も 0 件であり、周知の問題か、役割の問題かは整理する必要がある。

また、人権・男女平等多様性推進担当者会議を開催し、施策の情報共有を行っている他、区職員や教員への研修などを実施していることが認められる（大項目 1 ・中項目 1－1 事業 7、8 他）。ただし、担当者会議の開催頻度は 1 回／年であり、体制の強化につながっていると判断するための情報としては限界がある。また、全庁的に取組みができる体制の強化ができているかは把握できていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】４－２　計画の着実な進行管理

提言

○　次期計画においては、さらに合理的・効果的に施策が推進されるよう、進行管理方法等全般的な改善を望む。【事業 116．117，118，119，120】

現行計画（令和 4 年度～8 年度）の施策については、区民意識調査や事業実績調査及び男女平等・共同参画審議会の諮問及び年次報告書の公表は適切に行われてきた。

9 年度以降の計画改定に向けて検討が行われているところであるが、現在の計画では進行管理方法を含めて全般的に根本的な課題も見られる。次期計画においては、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重における社会の動向、審議会のあり方、目標と施策との因果関係や優先度、選択と集中など、様々な面から総合的に見直し、合理的・効果的なものとなるよう改善を検討いただきたい。

なお、事業番号 120（職員意識調査の実施）については、質問項目を絞った簡易的なもので十分なので、計画改定時にとどまらず年次調査とすることを推奨したい。

分析

≪着眼点①≫　計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

≪分析①≫　男女平等・共同参画に関する区民意識調査は住民基本台帳から抽出した 18 歳以上の個人に対しオンラインで実施され、回答者数は 737 人（6 年度 656 人）で回答率は 29.5%（6 年度 26.2%）だった事業 116。推進計画の事業の取組み状況を把握し、計画の進捗状況評価の基礎資料にするために事業実績調査が実施された。事業実績調査の実施に当たり、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の視点、審議会からの提言を受けた改善や男女別の参加者数や相談件数などの可能な限り具体的なデータを記載することなどを各課に依頼している事業 117。

≪着眼点②≫　男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

≪分析②≫　区長は男女平等・共同参画審議会に「計画の進捗状況の評価」を諮問し、当該審議会は 3 回の審議会と 3 回の小委員会における審議を経て、これにかかる答申書を作成して区長に答申した。当該答申書には「評価」とともに、「審議会の意見」として改善点を記載した「提言」記載している事業 118。

≪着眼点③≫　年次報告書が作成され、公表されたか

≪分析③≫　「男女平等・共同参画審議会答申」、「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告」、「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告」を取りまとめた「令和 6 年度　男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する年次報告書」を 250 部作成・公表した。当該年次報告書は区報やホームページで周知を図るとともに、各所管課、関係団体、22 区・26 市に送付した事業 119。

評価

★★★

評価の理由

区民意識調査及び所管の事業実績報告に基づき、男女平等・共同参画審議会による事業評価がなさ

れ、区に対して改善の提言がなされた。その結果、年次報告書が作成され、公表された。
　しかしながら、計画全体にわたって目標が達成されていない項目も多い。目標が設定されていないものや、活動と目標との関連性が明確でないものが存在することにも課題が見られており、進行管理手法を含めて全般的に課題があると言えよう。
　以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

【中項目】４－３　区民、事業者等との連携

《★重点評価項目》

提言

○　区民との協働事業である男女平等フォーラムは、多くの区民が参加できるような工夫を検討してほしい。【事業 121】

区と区民、大学とが企画段階から協働で男女平等フォーラムを実施したことは評価できる。

今後は、オンライン参加やアーカイブ配信の活用、多くの区民が来場するイベント（中目黒スクエアの館まつりとの同時開催だけでなく、他の大きな区イベント（区民まつりや商工まつり、消費生活展など））との連携などを検討し、より幅広い区民が参加できる機会を確保してほしい。

○　区民・区民団体、事業者、大学、NPO 法人等との協働事業の充実に向け、多様な主体との連携先の開拓や意見交換の機会の充実を図ってほしい。【事業 121、122】

今後、こうしたＮＰＯ法人、大学、企業等との協働事業のさらなる発展を期待する。協働事業の機会を拡大していくためには、イベントの時のみの働きかけではなく、日常的な協働の可能性がある団体や事業者の開拓と関係づくりが重要である。区民・区民団体、事業者、大学、NPO 法人等との意見交換や情報交換の機会を設け、新たな協働事業の創出につなげてほしい。

分析

≪着眼点①≫　区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか

≪分析①≫　男女平等・共同参画センター運営委員会と人権政策課が協働して目黒区男女平等フォーラム 2025 が実施された。講座として「ジェンダーと防災　最新の避難所づくりを考えよう！」を実施した（参加者 38 人）事業 121。

≪着眼点②≫　事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

≪分析②≫　目黒区男女平等フォーラム 2025 において、講座「ジェンダーと防災　最新の避難所づくりを考えよう！」(講師：沼田宗純東京大学大学院情報学環　生産技術研究所　准教授)を行った。講座の開始前、会場において防災用品の展示(学生による説明を含む)を行ったが、これは、当初より男女平等・共同参画センター運営委員会の企画内容を大学側と調整のうえ実施したものである。事業 122。

評価

★★

評価の理由

中目黒スクエアが改修工事期間中であるが、区民との協働事業として、区と区民、大学とが企画段階から協働で男女平等フォーラムを実施したことは評価できる。また、2024 年度のフォーラム参加者は 16 人であったが、38 人に増加している。ただし、今回のテーマは区民にとって大切かつ身近な「防災」に関わることなので、参加者数を含め、もう少し拡がりがほしいと考える。

区民や区民団体等との共同事業及び事業者等との共同事業の実施について、令和 7 年度の実績として目黒区男女平等フォーラム 2025 の開催 1 件となっている。令和 6 年度はそれぞれで 1 件ずつ、合計 2 件の活動実績があったが、回数が減少しているという結果になっている。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

【中項目】４－４　国、東京都、他自治体との連携

提言

○　国、東京都との連携や情報交換を通じて得た知見を目黒区の施策に活かすとともに、目黒区の取組みについても積極的に発信してほしい。【事業 123】

国や東京都との連携は、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する法制度や政策動向、先進的な知見等を把握する機会となる。情報交換を通じて区施策との整合性や政策の一貫性を確保するとともに、目黒区の取組や成果についても積極的に発信してほしい。令和 8 年 4 月に設立された独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）との連携にも期待したい。

○　他自治体との連携については、共通課題や協力可能性の高いテーマを見極めながら試行的な取組みを進め、成果に応じて発展させてほしい。【事業 124】

他自治体との情報交換は継続的に行われているが、その成果が見えにくい。男女平等・共同参画についての認知度向上や若年層への啓発など、他自治体との共通課題について、協力の可能性が高い自治体と個別に連携し、試行的な事業や取組みを実施した上で、成果が確認できたものについて広がりを持たせるなど、無理のない形で連携を発展させてほしい。

分析

≪着眼点①≫　国や東京都と施策の連携や情報交換などを行っているか

≪分析①≫　国や東京都との連携については、国・東京都が行う各種調査や取組みに協力し、相互に情報提供や情報交換を実施している。主なものとして、地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（国）、女性活躍推進法に基づく各計画策定・公表等の取組実施状況調査（国）、配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況調査（国）、区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）などがある。また、国や東京都主催の研修・説明会・事業に参加し、情報収集を行った事業 123。

≪着眼点②≫　他の自治体と情報交換等の連携はとれているか

≪分析②≫　特別区女性政策主管課長会において、各区の施策の取組み状況や課題について情報交換を行ったほか、人権施策推進都区連絡会において各区における性的マイノリティに関する取組み等の情報交換を行った。また、各種調査への協力等を通じて他自治体と情報や状況を共有すると同時に、現在の取組み等に関する情報交換を行った。また、東京ウィメンズプラザのウェブサイトを通じて目黒区男女平等・共同参画センターの取組みを紹介するなどの連携を図っている事業 124。

評価

★★★★

評価の理由

国、東京都、他自治体との連携が行われている。東京ウィメンズプラザのウェブサイトの「講座・イベント」のバナーの「区市町村の取組紹介」に、目黒区の男女平等・共同参画センターの取組みが紹介されている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

資料1　諮問文

目総権第６９８号
令和８年７月１日

目黒区男女平等・共同参画審議会会長　宛て

目黒区長　　青木　英二

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を
推進する計画の進捗状況の評価について（諮問）

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評価について、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第１４条第２項の規定に基づき、令和８年１０月末までに意見を求めます。

以　　上

資料2　検討の経緯

年　月　日	会　議　名　等	審　議　内　容　等
令和8年7月1日	第2回 男女平等・共同参画審議会	諮問 審議会運営について 情報連絡会等
令和8年8月5日	第1回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和8年9月11日	第2回 事業評価小委員会	答申案の確認
令和8年10月2日	第3回 男女平等・共同参画審議会	区長に答申書を提出

資料3　■目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

（任期：令和8年6月1日～令和10年5月31日）

	氏　名	肩書　・　選出団体等	備　考
学識経験者	たなか　ひろみ 田中　洋美	明治大学情報コミュニケーション学部教授	会長
	わだ　きしこ 和田　希志子	弁護士	
	たしろ　あき 田代　亜紀	専修大学法科大学院教授	小委員会委員
	こばやし　ふさこ 小林　富佐子	社会保険労務士	副会長 小委員会委員長
	こまざき　たつや 駒﨑　達也	上智大学言語教育研究センター嘱託教員	小委員会副委員長
	やくし　みか 藥師　実芳	認定ＮＰＯ法人　ＲｅＢｉｔ　代表理事	
区内関係団体等	たかつ　わたる 髙津　渉	目黒区立中学校ＰＴＡ連合会	
	いいざわ　こういち 飯澤　幸一	目黒区立小学校ＰＴＡ連合会	
	さとう　しゅうや 佐藤　修哉	東京商工会議所　目黒支部	
	むらい　みちこ 村井　道子	目黒区主任児童委員部会	
	おくやま　としこ 奥山　利子	目黒女性団体連絡会	
公募区民	いかわ　まりこ 井川　真理子	公募区民	小委員会委員
	きくち　たかし 菊地　天	公募区民	

令和７年度

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告

事業実績報告

目　　次

	ページ
令和７年度　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ-1
資料　政策決定過程への女性の参画状況・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ-57

男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画　事業体系

	ページ
大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	Ⅱ－1
中項目１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	Ⅱ－1
小項目①　審議会等への女性の参画拡大	Ⅱ－1
小項目②　女性職員のエンパワーメント支援	Ⅱ－2
小項目③　区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり	Ⅱ－3
中項目１－２　地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	Ⅱ－4
小項目①　地域活動における男女平等・共同参画の促進	Ⅱ－4
小項目②　男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援	Ⅱ－6
中項目１－３　働く場における男女平等・共同参画の促進	Ⅱ－7
小項目①　事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ	Ⅱ－7
小項目②　女性の起業支援や就労支援	Ⅱ－7
中項目１－４　教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	Ⅱ－10
小項目①　生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発	Ⅱ－10
小項目②　教育の場での男女平等・共同参画の推進	Ⅱ－11
中項目１－５　防災における男女平等・共同参画の推進	Ⅱ－13
小項目①　女性の視点を取り入れた防災施策の強化	Ⅱ－13
小項目②　防災活動における男女平等・共同参画の推進	Ⅱ－13

大項目２　ワーク･ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	Ⅱ－14
中項目２－１　仕事と生活の両立支援	Ⅱ－14
小項目①　事業者におけるワーク･ライフ･バランスの取組の促進	Ⅱ－14
小項目②　多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援	Ⅱ－15
中項目２－２　男性の家事・育児・介護への参加促進	Ⅱ－17
小項目①　男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発	Ⅱ－17
小項目②　男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援	Ⅱ－17
中項目２－３　子育て支援の充実	Ⅱ－20
小項目①　多様な子育てサービスの充実	Ⅱ－20
小項目②　ひとり親家庭に対する支援	Ⅱ－22
小項目③　地域ぐるみの子育て支援	Ⅱ－23
中項目２－４　介護支援の充実	Ⅱ－26
小項目①　高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進	Ⅱ－26
小項目②　地域における包括的な介護支援	Ⅱ－29

	ページ
大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成	Ⅱ－32
中項目３－１　性差に関する意識の改革と理解促進	Ⅱ－32
小項目①　固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上	Ⅱ－32
中項目３－２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	Ⅱ－33
小項目①　暴力の根絶に向けた意識啓発	Ⅱ－33
小項目②　被害者に対する相談と支援の充実	Ⅱ－33
小項目③　関係機関や団体等との連携強化	Ⅱ－36
中項目３－３　女性への暴力やハラスメントの根絶	Ⅱ－37
小項目①　女性に対するあらゆる暴力の根絶	Ⅱ－37
小項目②　セクシュアルハラスメント等の根絶	Ⅱ－40
中項目３－４　生涯を通じた包括的な健康支援	Ⅱ－42
小項目①　リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進	Ⅱ－42
小項目②　生涯にわたる健康保持・増進支援	Ⅱ－44
中項目３－５　性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援	Ⅱ－47
小項目①　性の多様性の理解促進	Ⅱ－47
小項目②　性的指向及び性自認に基づく困難等の解消	Ⅱ－47

大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	Ⅱ－49
中項目４－１　計画の推進体制の強化	Ⅱ－49
小項目①　推進体制の充実	Ⅱ－49
小項目②　拠点施設機能の充実	Ⅱ－50
中項目４－２　計画の着実な進行管理	Ⅱ－54
小項目①　進捗状況の評価、改善	Ⅱ－54
中項目４－３　区民、事業者等との連携	Ⅱ－55
小項目①　協働事業を通じた意識啓発	Ⅱ－55
中項目４－４　国、東京都、他自治体との連携	Ⅱ－56
小項目①　国、東京都、他自治体との連携強化	Ⅱ－56

大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

中項目１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進

小項目①　審議会等への女性の参画拡大

事業№	1	事業名	審議会などへの女性の積極的登用	担当
○付属機関等の女性委員割合41.8％（8年3月1日現在） 平成23年1月26日付けの男女平等・共同参画オンブーズからの指摘を受け、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各所管課へ、関係団体へ可能な限り女性委員を推薦していただくよう依頼文に明記するよう依頼している。また、併せて付属機関等の委員改選時に、改選後の女性委員の割合をはじめ「女性比率50％の目標に向けて配慮した点」などを報告するよう依頼している。 しかしながら、8年3月1日現在の調査では、付属機関等の女性委員の割合は、前回の調査結果を若干上回ったが、41.8％と50％に届かなかった。これは、付属機関等の構成員のうち、区職員、関係行政機関、団体の区分において、女性委員の割合が低いことが影響をしていることによるものと考えられるが、他方で、学識経験者については、ほぼ半数が女性委員となっている。 今後も、引き続き各付属機関等の所管課へ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画及び男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を踏まえ、女性委員の割合のさらなる向上に向け、必要な対応を検討していきたいと考えている。				企画経営課
○付属機関等の女性委員割合向上の取組を求める働きかけ （1）ガイドラインに基づく働きかけ 企画経営課と連携して「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」について各課に情報提供し、同ガイドラインに基づき随時各課に働きかけを行っている。 （2）女性委員登用の取組を促す通知を送付 ガイドラインに基づく取組に加え、付属機関等の所管課に対して、委員の推薦団体への働きかけの強化や定数枠を活用した新たな女性委員の登用の検討を求める通知を送付した。				人権政策課

事業№	2	事業名	女性の人材活用	担当
○「女性リーダー人材バンク」の周知 付属機関等の女性委員の比率を向上させるために制定した「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に内閣府が所有する「女性リーダー人材バンク」を活用するよう明記し、各所管に情報提供を依頼する際にデータベースの活用を推奨している。				人権政策課

小項目②　女性職員のエンパワーメント支援

事業№	3	事業名	女性職員に対する係長職昇任能力実証・管理職選考の受験促進	担当
”○管理職選考を中心に、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事例紹介等により、女性職員に対する更なる受験促進を行い、キャリア形成への意識向上を図った。 ■目黒区常勤職員 2,110人（女性1,197人、男性913人、女性職員割合56.7%） （７年4月1日現在の常勤職員数と再任用職員数の合計。ただし、幼稚園教諭、他団体からの派遣受入職員を除く） ○各種選考における女性職員の割合 ① 管理職昇任選考（Ｉ類 分割、前倒し合計） ・有資格者59.2%（女性360人／608人中） ・受験者28.0%（女性7人／25人中） ・合格者0%（女性０人／４人中） ①-2 管理職昇任選考（Ｉ・Ⅱ類合計（前倒し・分割除く）） ・有資格者60.5%（女性282人／466人中） ・受験者30.0%（女性3人／10人中） ・合格者20.0%（女性1人／5人中） ② 課長補佐職昇任能力実証 ・有資格者 50.6%（女性45人／89人中） ・申込者及び非推薦者40.0%（女性10人／25人中） ・合格者47.0%（女性8人／17人中） ③ 係長職昇任能力実証(種別A・B合計) ・有資格物72.2%（女性213人／295人中） ・申込者及び被推薦者５２.５%（女性３１人／５９人中） ・合各社47.6%（女性20人／42人中） ④-1主任職昇任選考（種別A） ・有資格者67.6%（女性186人／275人中） ・受験者57.1%（女性72人／126人中） ・合格者44.1%（女性26人／59人中） ④-２主任職昇任選考（種別B） ・有資格者81.6%（女性62人／76人中） ・受験者94.7%（女性18人／19人中） ・合格90.0%（女性9人／10人中） ④-３主任職昇任選考（種別C） ・有資格者71.0%（女性22人／31人中） ・受験者100%（女性1人／1人中） ・合格者100%（女性1人／1人中） ○職員報において、女性管理職（5年度Ⅱ類合格者）のインタビュー記事を公開し、女性職員に対する更なる受験促進を行った。				人事課

事業№	4	事業名	キャリア形成のための支援	担当
”○若手職員キャリア形成支援研修 ・講師：外部講師 ・目的：自らの能力開発や将来に向けた目標等を考える機会を設けることにより、職員が生きがいを感じて仕事に取り組むためのキャリアデザイン支援を行う。 ・受講：採用4年目（経験者１級採用を除く）及び採用2年目経験者１級の職員78名 ・平成30年度より「女性」だけに支点を置くのではなく、性の区別なくキャリア形成を考える目的として男女混合で実施。 ・6年度から対象者を年度末年齢でなく、主任試験受講前年次の職員とした。				人事課

・昇任試験や公務員として長期のキャリア形成に重点を置いた内容とし、キャリア形成への意欲向上を図った。 ○主任キャリアデザイン研修 ・講師：内部講師 ・目的：係長級昇任に向けた疑問や不安を軽減するとともに身近なロールモデルを見つけ、係長職昇任までのアクションプランを立てるなど昇任への意欲向上を図る。 ・受講：主任3年目職員（技能主任は除く）61名 ・6年度より新規実施。	

事業№	5	事業名	女性管理職を増やすための仕組みづくり	担当
○メンター制度 7年度相談なし。事業見直しを検討する。				人事課

小項目③　区職員の男女平等・共同参画意識の啓発と職場づくり

事業№	6	事業名	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	担当
○性別に偏らない職員配置と職務分担を実施 人事異動の実施にあたっては職員の異動希望を踏まえた上で、各所属の男女バランスに極力配慮するとともに、従来から男性職員の配置が多い部門には積極的に女性職員の配置を行った。 今後も職員の適性や意欲、異動希望等を考慮しながら、より一層男女の区別のない配置を行っていくとともに、適切なジョブローテーションを実施することにより、女性職員の勤労意欲の向上と昇任意欲の醸成を図っていく。				人事課

事業№	7	事業名	情報提供と取組促進に向けた啓発	担当
○区職員への情報提供 男女平等・共同参画審議会からの答申や男女平等・共同参画に関する年次報告書、国や東京都からの連絡等について内容に応じて各課に情報提供し、取組促進や意識啓発を図った。				人権政策課

事業№	8	事業名	男女平等・共同参画のための研修や職場づくり	担当
○「目黒区の人権」研修 ・研修計画見直しにより、令和7年度は全職員向けに重大な人権侵害につながるカスタマーハラスメント対策研修をｅラーニングで実施した。令和8年度は実施計画中。 ○会計年度任用職員研修 「公務員と人権」のカリキュラムの中で、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題をeラーニング（又は資料配布）で実施した。（特別区職員研修所作成のテキストを使用） ・受講者：7年度に任用された会計年度任用職員　133名 ○ダイバーシティ推進マネジメント研修 ・講師　外部講師 ・目的　多様性を尊重する地域社会の実現が求められる背景について理解を深め、多様な人材の能力を最大限発揮させ、組織力向上につなげるためのマネジメント能力を身につける。 ・受講者　17名（7年度に課長補佐に承認したもの、前年度本件週三受講者）				人事課

○現任研修（特別区共同研修） 区では採用5年目職員の必須研修として位置づけ。eラーニング「人権研修」カリキュラムにおいて、男女平等・共同参画を含むさまざまな人権問題・同和問題について学び、人権意識を高める。 受講者：採用5年目職員・採用3年目経験者採用職員　84名	

中項目１-２　地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

小項目①　地域活動における男女平等・共同参画の促進

事業№	9	事業名	働く男女が参加しやすい講座等の開催	担当
○男女平等・共同参画センター講座の開催 ・平日開催 単発講座4回　　参加人数267人（女性146人、男性115人、回答しない6人） ・土曜開催 単発講座5回　　参加人数208人　（女性157人、男性51人）				人権政策課
○消費生活講座「国産大豆で味噌仕込み」 ・前年度に引き続き講座を3回実施した。より多くの方が参加しやすいよう、平日1日、土日2日の開催とした。 ・参加者　49名（女性44名、男性5名） ○フォローアップ講座 ・めぐろ消費生活サポーターや消費者団体メンバーを対象とし、より一層の消費者力向上のための講座を年2回開催した。 ・参貨車21名 （内訳）第1回（おうち備蓄と防災のアイデア）12名（女性9名、男性3名） 第2回（十まいの防犯対策）9名（女性5名、男性4名） ○自主学習助成 ・区内の消費者問題に取り組む団体の自主学習に対して、講師料を助成。 ・助成団体数　2団体				産業経済・消費生活課
○働く男女が参加しやすい時間帯・曜日で、スポーツ教室・講習会を実施 ・平日夜間（延べ537回）　参加者延べ7,894人 ・土・日曜日や缶（延べ46回）　参加者延べ2,075人 ・土・日曜日（延べ271回）　参加者延べ6,263人 ＜事業名（例示）＞ ・ふれあい水泳教室（昭和62年度～） ・ウォーキング塾（平成15年度～） ・アクアエクササイズ（西部地区プール・南部地区プール）（平成18年度～）				スポーツ振興課
○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 総合庁舎保健所を会場に、企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 ○「出産準備教室」（平日） 総合庁舎保健所を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。 7年度より、土日平日ともに各回の最大定員を16組32人から12組24人に変更した。 【開催実績】 ・年105回実施（平日9回、土曜48回、日曜48回）				地域保健課

・各界の最大定員12組24人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催 ・参加者計1,508人	
○平日夜間、土曜、日曜開催講座　19講座 ・参加者 延べ1,332人（女性282人、男性186人、その他0人） ※うち14講座は性別データなし 【社会教育館ごとの内訳】 ・東山社会教育館４講座 参加者延べ209人（女性29人男性1人その他0人、３講座は性別データなし） ・区民センター社会教育館2講座 参加者延べ80人（女性54人男性26人その他0人） ・中央町社会教育館4講座 参加者延べ300人（性別データなし） ・目黒本町社会教育館５講座 参加者延べ334人（性別データなし） ・緑が丘文化会館4講座 参加者延べ409人（女性199人男性159人その他0人、２講座は性別データなし）	生涯学習課

事業№	10	事業名	団体に対する男女平等・共同参画の意識啓発	担当
各住区、町会・自治会で実施する行事等には、男女の区別なく参加している。 防災・防犯、リサイクル、日本赤十字社、共同募金等の活動には、地域が一体となって参加・協力できるよう助言を行っている。 ○住区住民会議、町会・自治会の女性代表者 ◆住区住民会議代表者 22.7%（女性5名、22名中） ◆町会・自治会長 15.8%（女性13名、82名中） また、区が事務局となっている日赤奉仕団活動では、男女区別なく参加を呼びかけている。 ◆目黒区総合防災訓練参加者 14名（男性4名、女性10名） ◆奉仕団員研修会参加者 36名（男性13名、女性23名） ◆地区研修会参加者 17名（男性2名、女性15名 区が事務局となっている共同募金活動でも、男女区別なく参加を呼びかけている。 ◆福祉施設研修会参加者 33名（男性10名、女性23名）				地域振興課
○働く男女の都合に配慮した時間帯における会合の設定 地域のスポーツ活動を担うための会合を実施する際には、働く男女の都合に配慮し、構成員が参加しやすい時間帯に開催している。				スポーツ振興課

小項目②　男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援

事業№	11	事業名	リーダーの育成支援	担当
○女性団体リーダー国内研修助成 目黒女性団体連絡会に対し、旅費等経費を助成した。 ・参加者 5人 ・研修先 岩手県盛岡市 【研修内容】 男女共同参画センターの施設見学と女性団体との交流及び米不足・価格高騰問題等の産地の状況を学ぶことを目的とし、岩手県盛岡市もりおか女性センターと農民運動岩手連合会を視察した。もりおか女性センターは指定管理で運営しているが、専門性・継続性という点で優れていると感じた。また、米生産者から、後継者不足以外に区画整理のあり方など様々な課題があることを学んだ。				人権政策課

事業№	12	事業名	講師派遣等支援事業の実施	担当
○申請社会教育学級 ・団体3団体 ・学習会回数53回 ・参加者 延べ315人 ○その他派遣事業（めぐろ学習グループ） ・講習会数4回 ・参加者180人（男性43人、女性137人）				生涯学習課

中項目１－３　働く場における男女平等・共同参画の促進

小項目①　事業者に対する女性の活躍推進への働きかけ

事業№	13	事業名	事業者への啓発	担当
○就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施 【実施結果】 実施場所：目黒区総合庁舎大会議室 日時：５月１７日（土） 参加人数５６人 ※令和７年度は中目黒スクエア仮移転中のため、施設面等で制約がある中での講座開催となった。このため、自分のスキルとライフスタイルに合わせた働き方と副業・兼業について理解を深める本講座をワーク・ライフ・バランス及び事業者への啓発を兼ねたものとして実施した。 ○ワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成 【内容】 　目黒区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業や団体が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成 　・助成企業0社 ※　助成企業は0社であったが、常時雇用する従業員数が300人を超える会社については、利用が可能であるかの問合せがあった。 ○区公式ウェブサイトにて、「ポジティブ・アクション」に関する情報提供を行った。 ○　研修会等講師謝礼助成事業については、中小企業以外の企業を対象とすることで、実績を向上させることも考えられるが、区内の中小企業支援は引き続き重要と考えられるため、現行基準にて引き続き講師謝礼助成事業を実施していく。 ○　女性の就労に関する講座の実施及び区ウェブサイトによる情報提供を引き続き行っていく。				人権政策課
○総合庁舎内にパンフレット棚を設置し、配布 　・東京しごとセンター主催のセミナー等開催チラシ 　・その他の雇用・労働に関するセミナー、講演会のチラシ ○区民センター内にパンフレット棚を設置し、配布 　・東京都中小企業振興公社などのパンフレット、セミナー等開催チラシ 　・指定管理者独自セミナー等開催チラシ				産業経済・消費生活課

小項目②　女性の起業支援や就労支援

事業№	14	事業名	女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座等の実施	担当
○就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施 【実施結果】 実施場所：目黒区総合庁舎大会議室 日時：５月１７日（土） 参加人数５６人 ※令和７年度は中目黒スクエア仮移転中のため、施設面等で制約がある中での講座開催となった。このため、自分のスキルとライフスタイルに合わせた働き方と副業・兼業について理解を深める本講座をワーク・ライフ・バランス及び事業者への啓発を兼ねたものとして実施した。 ○今後も、講座参加人数や受講者の感想などをもとに、引き続き区民・事業者に対して、多様な働き方などを支援するための啓発事業（区ウェブサイトによる情報提供を含む）を行う。				人権政策課

○「実践めぐろ創業塾」（春季）（2日間）リアル開催 ・参加者 49人（女性21人、男性28人） ○「実践めぐろ創業塾（兼業・副業型）」（6日間）オンライン開催 ・参加者 48人（女性19人、男性29人） ○「実践めぐろ創業塾」（冬季）（2日間）リアル開催 ・参加者 延べ43人（女性24人、男性19人） ○「実践めぐろ創業塾（フォローアップ講座）」（2日間）オンライン開催 ・参加者 延べ13 人（女性8人、男性5人） ○女性起業セミナー中級編（4日間）オンライン併用開催 ・参加者　延べ52人（会場38人、オンライン14人） ○新入従業員研修（2日間） ・参加者 延べ64人（女性34人、男性30人） ○就労支援講座 ・「経営戦略研究会」 参加者　14人（女性5人、男性9人） ・「会計講座：貸借対照表」 参加者　21人（女性12人、男性9人） ・「会計講座：損益計算書」 参加者　18人（女性11人、男性7人）	産業経済・消費生活課
○行政課題について、多岐にわたる内容を講座として企画するため、令和７年度は女性の起業、就労、人材育成及びエンパワーメントに資する講座は実施しなかった。	生涯学習課

事業№	15	事業名	起業に関する相談事業の実施	担当
○創業相談室 ・相談件数189件（女性94人、男性95人） 【業種の内訳】 サービス業　183件、飲食業・宿泊業17件、教育・学習支援8件、卸・小売業　43件、不動産業7件、情報・通信11件、医療・福祉13件、製造業3件、その他 4件 ・女性相談員と男性相談員の担当する相談日を3：1とし、女性に配慮した構成とした。 ・女性を優遇した助成金の情報取得に努め、適宜相談者に紹介した。 ・申請書作成時には、女性に配慮した職場体制、業務態様を重視した記載を心掛けるよう勧めた。 ・比較的女性の進出しやすいサービス業等の創業相談が増えてきているため、女性の利点を生かせる職種の新情報には特に留意し、時代やニーズに適合　　した助言を行った。				産業経済・消費生活課

事業№	16	事業名	各種融資事業の実施	担当
○制度融資による金融機関へのあっせん ・小口零細企業資金融資 ５７９件（うち実行 ４９３件） ・小規模企業資金融資 １３３件（うち実行 １１５件） ・中小企業創業支援資金融資 ５２件（うち実行 ４３件） ・中小企業資金融資 １１８件（うち実行 １０２件） ・中小企業借換・一本化融資 ２４件（うち実行 １８件） ・目黒区事業再構築・物価高騰等対策融資 ６９件（うち実行６７件） ・目黒区中小企業災害復旧資金融資　５件（うち実行 ２件） ・目黒区脱炭素化資金融資　１件（うち実行　１件） ※実行件数5月14日時点				産業経済・消費生活課

事業№	17	事業名	各種貸付事業の実施	担当
○生活福祉資金 ・教育支援資金　9件 ・生活必需品の購入　1件 ○緊急小口資金等特例貸付の借受人へのフォローアップ支援 ・相談件数　685件				健康福祉計画課

事業№	18	事業名	就労相談事業の実施	担当
○就職ミニ講座の実施（毎月6回） ・参加者数　延べ351人（男性121人、女性230人） 【講座テーマ】 ①前向きに就活準備をスタートしよう ②魅力を伝える応募書類の書き方 ③自分の強みを知ろう ④面接でのコミュニケーションスキルアップ ⑤長期に働ける仕事選び ⑥自分にとって良い仕事と働き方 ○就職支援セミナーの実施（年3回） ・「人生100年時代　自分らしいセカンドキャリアの充実～これまでとこれからのキャリア～」（働く、働きたい中高齢者　概ね50歳以上対象）参加者２０名（男性4名、女性15名、不明1名） ・「私の可能性発見!女性のためのキャリアの見つけ方」 （働く、働きたい女性対象）参加者15名 （保育1名あり） ・「働く上で知っておきたい労働法の基礎」 （働く、働きたい全ての人対象） 参加者８名（男性1名、女性6名、不明1名）				産業経済・消費生活課
○働く意欲と能力を有し、かつ、介護や育児等で働くことが困難なかたへ、内職の相談とあっせんを実施 ・求職相談件数46件 ・登録者数25人（女17人、男8人） ・求人者数120人 ・あっせん（紹介）数24人				高齢福祉課

中項目１－４　教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

小項目①　生涯学習を通じた男女平等・共同参画の意識啓発

事業No.	19	事業名	男女平等教育推進のための情報提供	担当
○男女平等教育の推進のための情報提供 道徳科の授業を要とした道徳教育を通して、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが求められている。 区内全小・中学校において、道徳授業地区公開講座を開催し、道徳科の授業を保護者及び地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えた。 また、道徳科授業に関する意見交換会や住民も参加できる講演会を実施し、終了後、学校だよりや各学校ホームページ等を通して情報発信に取り組んだ。				教育指導課

事業No.	20	事業名	保育事業における男女平等・共同参画の取組の実施	担当
○男女平等の視点を持った事業の実施 学童保育事業運営に当たっては、在籍児童の状況を踏まえ、保育の中での児童の役割分担等について、常に男女平等の視点を持って事業を行っている。				子育て支援課
○新規職員研修の実施 保育所保育指針に基づき、日常の保育の中で男女平等の視点に立ち、保育実践を行うための自己啓発に努めるよう促したほか、職員研修の充実に努めた。 参加者 18人				保育課

事業No.	21	事業名	学習情報の提供	担当
○社会教育講座の情報を講座開催前にウェブサイトやチラシ・ポスターで情報提供 情報提供にあたっては、男女平等の視点に立ったイラストを使用するなどの配慮を行っている。				生涯学習課

事業No.	22	事業名	社会教育講座を通じた意識の醸成	担当
○行政課題について、多岐にわたる内容を講座として企画するため、令和７年度の社会教育講座では、男女平等・共同参画の意識の醸成を図る目的の講座は行わなかった。				生涯学習課

事業No.	23	事業名	参加型の啓発の実施	担当
○男性向け家事育児講座「出張！さんきゅーパパプロジェクト」 【内容】 ２０２５年改正育児・介護休業法、男性の産休・育休取得方法、産前産後の父親の在り方及び絵本の読み聞かせについて学んだ。 参加者10組（12人）				人権政策課

小項目②　教育の場での男女平等・共同参画の推進

事業No.	24	事業名	男女混合名簿の使用	担当
○全区立小・中学校で、平成19年度から男女混合名簿の使用を実施した。				教育指導課

事業No.	25	事業名	教員に対する男女平等研修の実施	担当
○教職員対象に研修を実施 　目黒区内全教職員必修研修として、前年度と同様、ｅラーニングによる人権教育推進の研修を実施した。本研修では、「男女共同参画社会に向けたアンコンシャス・バイアスについて」や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関わる内容を継続して扱い、男女平等・共同参画について教職員の意識啓発を行った。また、教育相談初級研修において、「多様な性にかかわる相談への対応」に関わる内容をテーマとして取り上げ、性別による画一的な役割観を見直す意識啓発を行った。性の多様性への理解啓発は、男女平等・共同参画の推進に寄与するものであることから引き続き研修を実施していく。				教育指導課

事業No.	26	事業名	男女平等教育に関する研究の促進	担当
○各小･中学校の指導場面で男女平等教育を推進した。学校では、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育を実践し、社会科や特別の教科道徳だけでなく、教育活動全体を通じて、児童・生徒が男女平等・共同参画の考え方を身に付けられるよう指導した。 ○教員の人権感覚を高める取組の中で男女平等教育について理解を深めるための研修を実施した。 各こども園・幼稚園、小･中学校で男女平等教育に関する事柄を含め、教員の人権感覚を高めるため、人権尊重教育推進委員会で作成した「目黒区子ども条例」の趣旨を生かした「目黒区人権感覚チェックシート」を活用し、教師の言語環境、教室環境の見直しを行った。 ○目黒区人権教育推進校での取組（１年目：烏森小学校、宮前小学校、2年目：碑小学校、ひがしやま幼稚園の2校） 学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進した。2年目となる碑小学校、ひがしやま幼稚園では、区が主催する人権研修会（人権教育推進校研究発表会）を開催し、授業公開及び事例報告会等を行った。				教育指導課

事業No.	27	事業名	児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発	担当
○男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を推進 　社会科を中心とする教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を行った。 　一例として、小学校（第6学年）では、戦後選挙権が保障されたことや、日本国憲法において、男女平等が示されたこと、国連において、女子児童教育拡充が求められたことなどを学んでいる。中学校（公民）では男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定により、男女の平等が進んできていることについて学んでいる。 　男女平等・共同参画の一層の充実を図るため、全教員対象のeラーニングチェック研修では「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」について取り上げ、教職員の理解啓発を行った。				教育指導課

事業№	28	事業名	女性教員の管理職試験の受験促進	担当
○女性管理職(8年4月1日現在) ・小学校（22校）　校長10人、副校長12人 ・中学校（7校）　校長1人、副校長3人 ・幼稚園、こども園（3園）　園長3人、副園長2人 ○管理職選考における女性教員の割合（令和７年度） ・有資格者　約63.9%(女性175人／274人中) ※有資格者は各選考区分（A・B・B'・C選考）の延べ人数 1名が複数の選考区分の有資格者となっている場合がある。 ・受験者　約27.3%(女性3人／11人中) ・合格者　約14.3%(女性1人／7人中)				教育指導課

中項目１－５　防災における男女平等・共同参画の推進

小項目①　女性の視点を取り入れた防災施策の強化

事業No.	29	事業名	防災会議における女性構成委員の充実	担当
○一部団体へ女性委員の選出を依頼 防災会議委員のうち、30人中25人については、関係行政機関等の特定の職の者を委嘱している。一方、残りの5人の委員は、所属団体からの推薦者を委嘱しており、推薦依頼の際は、女性委員の選出を依頼している。女性委員の選出を依頼した団体から選ばれた5人に占める女性比率は、R3年度が80％だったのに対し、R4年度は100％に向上した。R7年度においても女性比率100％を維持している。				危機管理課（地域防災推進課）

事業No.	30	事業名	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備	担当
○災害時用備蓄物資の更新 災害時用備蓄物資として備蓄している約199,000枚の生理用品のうち、使用期限が迫る約68,760枚について入替を行った。 （昼用23cm：23,400枚、夜用29cm：22,680枚、夜用36cm：22,680枚） ○避難所におけるプライバシーの確保を目的として、屋内テントを実施計画に基づいて計画的に配備することとし、令和7年度においては、3,904基の屋内テントを配備した。				防災課

小項目②　防災活動における男女平等・共同参画の推進

事業No.	31	事業名	避難所運営協議会への女性の参画	担当
○避難所運営協議会での啓発 「避難所運営協議会の手引き」に、男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りがないよう留意する必要性などについて記述している。 また、「地域避難所運営マニュアル」には「性別・ジェンダーへの配慮」の項目において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営および生活スペースの検討について記述している。 避難所運営協議会では、上記内容も踏まえて、避難所運営における男女双方の視点を取り入れることの大切さを周知し、更なる女性の参画を促した。				防災課

事業No.	32	事業名	地域防災訓練への女性の参画	担当
○地域主催の防災訓練等における指導 45回 住区住民会議、町会・自治会等で実施する防災訓練等では、男女の区別なく参加者全員が防災器材の取扱方法等を体験し、災害時には地域全体で一致協力して取り組むよう指導している。 また、訓練前の準備段階から話し合いに参加し、男女どちらも参加しやすいような訓練内容を提案している。				防災課

事業No.	33	事業名	女性防災リーダーの育成	担当
○都主催セミナーの周知　1回 東京都が主催する女性防災リーダーの育成及び女性の視点を学ぶセミナーについて、区の助成を受けて防災士資格を取得した者を対象に郵送にて啓発活動を行った。				防災課

大項目２　ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進

中項目２-１　仕事と生活の両立支援

小項目①　事業者におけるワーク･ライフ･バランスの取組の促進

事業№	34	事業名	事業者における取組の情報収集	担当
○目黒法人会での情報収集 　目黒法人会から区内の中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集した。				人権政策課

事業№	35	事業名	事業者向け啓発事業の実施	担当
○就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施 【実施結果】 実施場所：目黒区総合庁舎大会議室 日時：５月１７日（土） 参加人数５６人 ※令和７年度は中目黒スクエア仮移転中のため、施設面等で制約がある中での講座開催となった。このため、自分のスキルとライフスタイルに合わせた働き方と副業・兼業について理解を深める本講座をワーク・ライフ・バランス及び事業者への啓発を兼ねたものとして実施した。 ○区ウェブサイトによる周知 　区ウェブサイトにてワーク・ライフ・バランス及びワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成について周知した。				人権政策課

事業№	36	事業名	事業者支援事業の実施	担当
○ワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成 【内容】 　目黒区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業や団体が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成 　・助成企業0社 ※　助成企業は0社であったが、常時雇用する従業員数が300人を超える会社については、利用が可能であるかの問合せがあった。				人権政策課

小項目②　多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

事業№	37	事業名	仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発と支援	担当
○就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施 【実施結果】 実施場所：目黒区総合庁舎大会議室 日時：５月１７日（土） 参加人数５６人 ※令和７年度は中目黒スクエア仮移転中のため、施設面等で制約がある中での講座開催となった。このため、自分のスキルとライフスタイルに合わせた働き方と副業・兼業について理解を深める本講座をワーク・ライフ・バランス及び事業者への啓発を兼ねたものとして実施した。 ○ワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成 【実施結果】 助成企業　０社 ※　利用は0社であったが、常時雇用する従業員数が300人を超える会社+R54については、利用が可能であるかの問合せがあった。 　　なお、助成金に関して問い合わせがあった講師から、目黒区内の300人以下の企業を対象に講座の営業をした際に、人手不足で講座を開催する余裕がない、オンライン講座を受講する設備も不十分であるなどの理由で断られていることを確認した） ○区ウェブサイトによる周知 　区ウェブサイトにてワーク・ライフ・バランス及びワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成について周知した。 ○　研修会等講師謝礼助成事業については、中小企業以外の企業を対象とすることで、実績を向上させることも考えられるが、区内の中小企業支援は引き続き重要と考えられるため、現行基準にて引き続き講師謝礼助成事業を実施していく。 ○　ワーク・ライフ・バランスに関する講座の実施及び区ウェブサイトによる情報提供を引き続き行っていく。			人権政策課	
○総合庁舎内にパンフレット棚を設置し、配布 ・マザーズハローワーク東京の事業概要のチラシ ・東京しごとセンター主催のセミナー等開催チラシ ・その他の労働に関するセミナーや講演会のチラシ				産業経済・消費生活課

事業№	38	事業名	区職員のワーク･ライフ･バランス推進に向けた取組	担当
○時差出勤制度の本格実施の継続 ・令和5年度から本格実施している時差出勤制度を継続して実施した。 【対象者】 　変則職場を除く午前8時30分から午後5時15分までの勤務が割り振られている正規職員、再任用フルタイム職員、再任用短時間職員及び会計年度任用職員。 ・多様な働き方を選択できる執務環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより業務効率化等による区民サービス向上を図るため令和5年4月1日から本格実施とした。 ○テレワークの本格実施の継続 　新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、出勤抑制を図る観点から試行的に実施していたテレワークを、職員の働き方改革や区民サービスの向上に繋がる取組として令和６年８月から本格実施しており、継続して実施した。 　本格実施にあたり、「サテライトオフィスワーク」を新たな形態として追加するとともに、時間単位での利用も可能としたほか、コラボレーションツールを導入する等、より多様な働き方を可能とする環境整備を行った。				人事課

事業№	39	事業名	区職員が子育てや介護を担いながら働くための支援	担当
○職員のワーク・ライフ・バランス推進計画の推進 令和4年9月に策定した「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」に基づき、職員の生活と仕事の両立と調和を支援し、働き方改革の推進に取り組んだ。 ワーク・ライフ・バランス推進の取組みや実績については、毎年度対外的な公表をHPを通じて行っており、そうした取り組みも含めモデル事業所区内事業者にとどまらず、広く区民への周知を図っている。 ○男性職員の育児休業取得促進 職員のワーク・ライフ・バランス推進計画に基づき、男性職員の育児休業取得を促進し、令和5年11月からは政府目標に沿った育児休業取得率向上に努めた。令和7年度男性職員育児休業取得率：87.5%				人事課

中項目２-２　男性の家事・育児・介護への参加促進

小項目①　男性が家事、育児、介護に参加するための意識啓発

事業№	40	事業名	男性の参画促進に向けた意識啓発	担当
○男性向け家事育児講座「出張！さんきゅーパパプロジェクト」 【内容】 2025年改正育児・介護休業法、男性の産休・育休取得方法、産前産後の父親の在り方及び絵本の読み聞かせについて学んだ。 参加者10組（12人） ○就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施 【実施結果】 実施場所：目黒区総合庁舎大会議室 日時：5月17日（土） 参加人数56人 ※令和７年度は中目黒スクエア仮移転中のため、施設面等で制約がある中での講座開催となった。このため、自分のスキルとライフスタイルに合わせた働き方と副業・兼業について理解を深める本講座をワーク・ライフ・バランス及び事業者への啓発を兼ねたものとして実施した。 ○区公式ウェブサイトにて、「ポジティブ・アクション」に関する情報提供を行った。 ○推進計画に沿って、男性が家事等に参加するための意識啓発として実施しているが、参加者から「男性」に限定した講座としていることについて、疑義をいただいた。このため、推進計画の趣旨を踏まえつつ、「男性」だけではなく「共働き、共育て」の視点を持った講座を今後展開することを検討している。				人権政策課

小項目②　男性が家事、育児、介護を積極的に担うための支援

事業№	41	事業名	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	担当
○男性向け家事育児講座「出張！さんきゅーパパプロジェクト」 【内容】 2025年改正育児・介護休業法、男性の産休・育休取得方法、産前産後の父親の在り方及び絵本の読み聞かせについて学んだ。 参加者10組（12人） ○就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施 【実施結果】 実施場所：目黒区総合庁舎大会議室 日時：5月17日（土） 参加人数56人 ※令和７年度は中目黒スクエア仮移転中のため、施設面等で制約がある中での講座開催となった。このため、自分のスキルとライフスタイルに合わせた働き方と副業・兼業について理解を深める本講座をワーク・ライフ・バランス及び事業者への啓発を兼ねたものとして実施した。 ○区公式ウェブサイトにて、「ポジティブ・アクション」に関する情報提供を行った。 ○推進計画に沿って、男性が家事等に参加するための意識啓発として実施しているが、参加者から「男性」に限定した講座としていることについて、疑義をいただいた。このため、推進計画の趣旨を踏まえつつ、「男性」だけではなく「共働き、共育て」の視点を持った講座を今後展開することを検討している。				人権政策課

◎消費生活講座 ○「プロに学ぶ！住まいの水回りトラブルの基礎知識」 ・参加者31名（女性20名、男性11名） ○「誰にでも簡単にはじめられる　～スマートで賢い節約術 ・参加者32名（女性２９名、男性３名） ○「電気の安全と省エネ・節電対策」 ・参加者35名（女性２９名、男性８名） ○「ChatGPT！シニアライフ活用講座」 ・参加者38名（女性26名、男性12名） ○「スパイスを楽しもう」 ・参加者33名（女性31名、男性2名） ○「国産大豆で味噌仕込み」（全3回） ・参加者49名（女性44名、男性5名） ◎消費者力アップ講座 ○前期（全4回）　参加者のべ43名（女性延べ25名、男性延べ18名） ○後期（全4回）　参加者のべ26名（女性延べ19名、男性延べ7名） ※前・後期の講座については、後日アーカイブ配信を行った。	産業経済・消費生活課
○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 総合庁舎保健所を会場に、企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 ○「出産準備教室」（平日） 総合庁舎保健所を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。 ７年度より、土日平日ともに各回の最大定員を16組32人から12組24人に変更した。 【開催実績】 ・年105回実施（平日９回、土曜48回、日曜48回） ・各回の最大定員12組24人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催 ・参加者計1,508人 ○男性向けに特化はしていないが、乳幼児健診等に同行した男性へ、育児や介護の知識や技術を情報提供した。 ○離乳食講座 【開催実績】 年36回実施　参加者延べ数1376人（保護者801人、子575人）	地域保健課

○家族介護教室 平日、働いている方や男性も参加できるように、土・日に対面形式にて開催した。 ・開催回数 全6回 ・参加者延べ121人（男性14人、女性107人）	福祉総合課

○家事、育児、介護に関する講座　5講座 ・参加者延べ126人（女性17人、男性2人、他0人、4講座性別データなし） ※従来女性が中心と考えられていた家事、育児、介護などについて男性が参加できるよう、曜日や時間帯を今後も工夫していく。 【社会教育館ごとの内訳】 東山社会教育館（２講座） 「ほっと一息～子育て中のメンタルケア」参加者延35人（性別データなし） 「食品ロスが環境に与える影響を考える」参加者延べ39人（性別データなし） 区民センター社会教育館（1講座） 「もしかして、それマルトリートメントかも？」参加者延べ人（女性17人、男性2人、その他0人） 目黒本町社会教育館（1講座） 「時短でつくる常備菜と幼児のお弁当」参加者延べ16人（性別データなし） 緑が丘文化会館（１講座） 「「ゆかた」から始める和装着付け」参加者延17人（性別データなし）	生涯学習課

中項目２-３　子育て支援の充実

小項目①　多様な子育てサービスの充実

事業№	42	事業名	保育所機能の充実	担当
○認可保育所98園（区立保育園13園、私立保育園84園、うち分園1園）（令和8年4月1日現在） ①定員 7,070人 ②延長保育事業・実施園97園/97園中 ・30分70園・1時間24園、2時間3園 ○入所待機児童数未算出（令和8年4月1日現在） ○認証保育所（令和8年4月1日現在）　9か所　定員340人 ○一時保育（令和8年4月1日現在） 認可保育所14園　定員52人　小規模保育所　7園　空き状況により変動 ○小規模保育（令和8年4月1日現在）　10か所　定員162人 ○事業所内保育所（令和8年4月1日現在）　2か所　定員　地域枠23名、従業員枠48名 ○認定こども園（令和8年4月1日現在） ・中時間保育（8:30～16:30）、長時間保育（7:30～18:30） 2か所　定員54人（中時間：28人、長時間：26人） ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和8年4月1日時点） ・保育所　1園　定員30人/月 ○保育料について ・認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所） 区が住民税額により決定（児童年齢に応じた設定） ※幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスは無償 ※令和5年10月から、東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の対象拡大により、第2子以降の保育料は無償 ※「めぐろ子ども子育てサポート2023」の施策として、認可保育園等に在籍する児童の給食費負担軽減の対象を拡大し、0歳から2歳児の課税世帯について、令和6年1月分の保育料から所得階層に応じた給食費相当額を減額 ※令和7年9月から、東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業の対象拡大により、第1子を含む全ての児童の保育料を無償				保育課

事業№	43	事業名	緊急一時保育の実施	担当
○緊急一時保育 病気等で一時的に保育を必要とする場合に、区立保育所で就学前の子どもの保育を行った。 ・利用日数 延べ748日 ・利用件数 57件 【理由】 ・病気 32件（延べ650日利用） ・出産 5件（延べ32日利用） ・その他 20件（延べ66日利用）				保育課

事業No.	44	事業名	学童保育クラブの充実	担当
○学童保育クラブ 　第二期民営化計画により4月より東山児童館・学童・東山第二学童・第三学童を民間事業社に委託し、サービスの拡充等を図った。 ・施設数　48か所 ・入所受け入れ可能数　2,624人 ・入所児童数　2,５５８人　７年4月1日現在 ※待機児童(国基準)　２４６人（ランランひろば、ランドセル来館等利用				子育て支援課

事業No.	45	事業名	育児支援サービス事業の実施	担当
○育児支援サービス事業 　高齢者の知識と経験を活かし、地域で安心して子どもを出産し、子育てができるよう、子育て世帯を対象とした育児支援サービス、産前・産後支援サービスを実施した。 ・契約金額：12,154,561円（前年度比－9.１％） ・就業延人員：7,018人日 ・受注件数：273件（受託件数：1,197件） 受注件数の内訳： ①幼稚園・保育園の送迎：65件 ②産前産後の家事援助：126件 ③ベビーシッター(見守り)：82件				高齢福祉課

事業No.	46	事業名	ファミリー･サポート･センター事業の実施	担当
○ファミリー・サポート・センター事業 　地域で育児の援助を行う人と育児の援助を希望する人を組織化し、相互援助活動を行うことにより仕事と育児の両立を支援するとともに、子育て家庭の育児を多様な形で支援した。 ・活動件数　2,692件（延べ利用件数　3,373件） ・ファミリー利用会員登録数 298人（7年度末現在） ・ファミリー協力会員登録数 204人（7年度末現在） ・ファミリー両方会員登録数　1人（7年度末現在）				こども家庭センター

事業No.	47	事業名	子どもショートステイ事業の実施	担当
○子どもショートステイ事業 　保育者の疾病などにより、その児童の養育が一時的に困難となった区民の申請に基づき、その児童（2歳から小学校6年生まで）を児童養護施設（目黒若葉寮）において短期養育した。 ・利用日数 延べ297日 ・利用者数 延べ123人 ○乳幼児ショートステイ事業（5.4.1～） 　上記事業内容の対象児童を乳幼児（0歳から2歳未満）とし、日赤乳児院において事業実施した。 ・利用日数 延べ182日 ・利用者数 延べ57人 ○要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業 ・利用日数 延べ109日 ・利用者数 延べ39人				こども家庭センター

小項目②　ひとり親家庭に対する支援

事業№	48	事業名	自立支援の充実	担当
○児童扶養手当 　父又は母と生計を同じくしていない児童の生活の安定と自立促進に寄与する目的の国の制度。18歳に達した後の最初の3月31日までの児童を監護、養育している母子家庭等(22年8月から父子家庭にも拡大)の世帯に対し、手当を支給した。 ・受給世帯数　　643世帯（8年3月31日現在）				子ども若者課
○ひとり親相談1,552件（うち父子からの相談9件） 【内訳】 ・生活一般 681件（1件）　　・児童 68件（1件） ・生活援護 647件（7件）　　・その他 156件（0件） ○各種給付金の支給 ・自立支援教育訓練給付金の支給 4件 ・高等職業訓練促進給付金の支給 6件 ・高等職業訓練修了支援給付金の支給 6件 ○母子及び父子家庭の経済的自立を支援するため、修学などに必要な資金の貸付を実施 ・母子及び父子福祉資金 17件(うち父子1件) 【内訳】 ・修学資金 11件（うち父子1件） ・就学支度資金 5件（0件） ・技能習得資金 1件（0件）				子ども若者課

事業№	49	事業名	日常生活支援の充実	担当
○日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に、一定期間ホームヘルパーの派遣が受けられる介護券を交付 ・派遣世帯数 20世帯（母子19世帯、父子１世帯） ・延べ派遣世帯数 195世帯（母子183世帯、父子12世帯） ・延べ派遣回数 1,575回（母子1,399回、父子176回）				子ども若者課

事業№	50	事業名	居住支援事業の実施	担当
○ひとり親家庭に対する居住支援事業 ・家賃助成　86世帯（継続52世帯+新規34世帯） ※ひとり親家庭に対する家賃助成については、平成23年度まで高齢者世帯等居住継続家賃助成制度の中で行い、平成24年度からはファミリー世帯家賃助成制度の中で行っている。 【内訳】 ・ファミリー世帯家賃助成制度での家賃助成決定　86世帯				住宅課

小項目③　地域ぐるみの子育て支援

事業№	51	事業名	自主保育グループへの支援	担当
○子育て自主グループ情報の発信 ・子育て情報ポータルサイト及び子育てアプリにて、子育て自主グループの活動内容やオンラインイベントの情報を掲載した。 ○令和７年９月に開設したこども家庭センター地域子育てふれあいひろばで、地域懇談会を開催し、めぐろ子ども子育てサポートグループ等とひろばの受託事業者がひろばで一緒にイベント等を実施していくための検討の場とした。 ○めぐろ子ども子育てサポートグループ及び主任児童委員等の協力を得て子育て交流ひろばを開催し、0～3歳の子どもを育てている家庭に対する子育てに関する情報の提供及び子育てサポートグループの周知及び交流を図った。（参加団体数７）				こども家庭センター

事業№	52	事業名	ネットワークづくりの支援	担当
○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 総合庁舎保健所を会場に、企画・運営。 就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 ○「出産準備教室」（平日） 総合庁舎保健所を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。 7年度より、土日平日ともに各界の最大定員を16組32人から12組24人に変更した。 【開催実績】 ・年105回実施（平日9回、土曜48回、日曜48回） ・各回の最大定員12組24人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催 ・参加者計1,508人 ○はじめての子育ての集い 第1子で生後2か月から5か月までの赤ちゃんと保護者の会。保護者同士の情報交換や仲間づくりを目的に実施しており、5年度10月から時間を延ばし、参加人数を増やして開催した。 【開催実績】 年24回実施、参加者499人（保護者273人、子226人） ○離乳食講座 【開催実績】 年36回実施　参加者延べ1,376人（保護者801人、子575人）				地域保健課

事業№	53	事業名	子育て世代包括支援センター事業の実施	担当
○ゆりかごめぐろ 　すべての妊婦の方を対象に、保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠、出産子育てについての相談を行っている。 【実績】 　妊婦面接（ゆりかご面接）面接者数延べ2,469人（内オンライン相談171人） ○産後ケア事業の実施 　産後、家族等から十分な子育ての支援を受けることが難しい方、育児に不安のある方、体調不良のある方等を対象に、宿泊して助産師の指導を受けられる宿泊型や、助産師が自宅を訪問して乳房ケアや育児相談を受けられる訪問型、助産師から体のケアや赤ちゃんとの過ごし方を聴いたり、参加者同士で交流できる通所「集団」型を実施した。また、7年2月から、施設に日帰りで滞在して、助産師等の専門職によるケアや育児指導などを受けることができる通所「個別」型を開始した。 【実績】 ・産後ケア事業（訪問型）　（母）延べ　319人 ・産後ケア事業（宿泊型）　（母）延べ　1，070人 ・産後ケア事業（通所「集団」型）　（母）74人参加 ・産後ケア事業（通所「個別」型）　（母）延べ　196人				地域保健課
○利用者支援事業の実施と連携 　利用者支援係では、利用者支援事業[基本型]と保健部門との切れ目ない支援のために、関係機関連携会議への出席や母子保健部門（地域保健課）への子育て世代包括支援センター連絡票の送付を実施している。 　７年度の連絡票発行実績は、発送件数11件であった。 　育児支援サービスの拡充や相談先が増えたことに伴い、利用者支援係から連携をする必要がある相談が減少し、連絡票の発行件数も減少傾向となっている。				こども家庭センター

事業№	54	事業名	子育てに関する相談・支援の実施	担当
○ほねっとひろば事業 【子育てふれあいひろば事業】 ・ひろば利用者 延べ12,591人（大人6,409人、子ども6,182人）　うち父親の利用764人 ・ひろば相談　155件 ・とっとタイム（ボランティアや職員による読み聞かせ・手遊び等）、職員による子育て講座、保健講座・歯科講座・保育講座 なお、とっとタイムは59回開催、保健講座を２回開催した。 【利用者支援事業】 ・子育て総合相談271件 （相談内訳） ・訪問0件　・来所14件　・電話249件 ・メール８件　・オンライン0件 ・地域の自主グループ支援（事業51に掲載） ・講座 子育て講演会を開催				こども家庭センター

○こども家庭センター事業 ・相談実績　718件（来所41件、電話630件、訪問28件、その他19件） 　上記相談実績のうち、虐待受理件数　453件 子育てスーパーバイザー派遣事業について、６年度まではこども家庭センターから保育課等へ講師を派遣していたところであるが、７年度からは各課での対応に変更した。 家事育児支援ヘルパー派遣事業は、７年度に子ども若者課に事業を移管した。	こども家庭センター

事業No.	55	事業名	地域教育懇談会への支援	担当
各中学校区での地域教育懇談会の活動を支援 ・地域教育懇談会代表者会の開催（年１回） →地域教育懇談会代表者会において、いじめや不登校の状況等の情報提供や各団体の情報交換等を実施した。 ・活動経費の一部負担				生涯学習課

事業No.	56	事業名	子育てふれあいひろば事業の実施	担当
○子育て家庭の不安や悩み、孤立などの課題を解消できるように、子育てをしている家庭を対象に親子の遊び場である子育てふれあいひろばを区内16か所設置し、親子の交流、相談事業の充実を図った。 ○区内にある子育てひろば運営者による連絡会(年4回)を開催し、相互の事業内容、相談事例のディスカッションを行い、利用者の声を反映した事業の実施に取り組んだ。				こども家庭センター
○子育てふれあいひろば 菅刈保育園、原町保育園、八雲保育園の３園の子育てふれあいひろばにおいて、乳幼児及び保護者が相互に交流を行う場の提供及び交流の促進、子育てに関する相談及び援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施してきた。 ・利用者数　　１３３８８人 ・子育て相談　３１７件				保育課

事業No.	57	事業名	子育て情報の提供	担当
○子育て情報ポータルサイト及び子育てアプリ運営 ・区民編集委員会議の開催6回 ○子育て情報の発信 ・アプリ利用者数　9,954人 ・区からのお知らせ（プッシュ通知配信）１８６件 ○めぐろ子育てホッ！とブックの発行 ・7年度版日本語版冊子　8,800部（8年3月発行）				こども家庭センター

中項目２-４　介護支援の充実

小項目①　高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進

事業№	58	事業名	各種相談事業の充実と連携	担当
○高齢者のうち、生計が困難な方、今後の生計に不安を感じている方等に対し、生活相談（生活保護等の相談）を実施（必要に応じて、関係機関と連携）				福祉総合課
○高齢者センター相談 ・健康相談（211日） 相談人数　3,290人（男性1,930人、女性1,360人） 健康相談の実施を通じて、必要な方に相談機関を紹介し、連携している。 ・生活相談（293日） 相談人数791人（男性206人、女性585人）				高齢福祉課
○高齢者のうち、生活が困難な方、今後の生活に不安を感じている方等に対し、生活相談（生活保護等の相談）を実施。状況に応じて関係機関と連携し、必要な方には生活保護を勧める。 ○高齢者のうち生活保護受給者については、高齢者支援員の配置により、個別事情に応じた自立目標をサポート。				生活福祉課

事業№	59	事業名	権利擁護センター事業の実施	担当
○各種相談事業 ○各種相談事業 （一般相談） 【内訳】 ・日常生活自立支援事業　1,747件 ・身体障害者等福祉サービス　58件 ・事務管理　1件　・成年後見制度（法定・任意）　784件 ・遺言作成　31件　・財産相続　5件 ・権利侵害　1件　・見守り、財産管理委任契約　11件 ・法人後見、監督　207件　・その他　58件 （専門相談）　57件 （苦情相談）　89件 ○成年後見制度の利用支援事業 ・後見人等紹介制度　49件 ・候補者名簿登録数　80人 ・成年後見人等への報酬助成　14件 ・申立人への申立て費用助成　0件 ○委員等 ・運営等審査会委員　5人（女性1人、男性4人） ・専門相談員　4人（女性2人、男性2人） ・苦情調整員　3人（女性2人、男性1人） ・めぐろ成年後見ネットワーク　23人（女性11人、男性12人）				健康福祉計画課

事業No.	60	事業名	居住支援事業の実施	担当
○居住支援協議会 　地域福祉・不動産関係・行政が相互に連携し、居住支援に関する情報共有や必要な支援策の検討・協議を行う会議を行うとともに、関係団体、関係者、区民に向けた居住支援セミナーや研修会を開催し、福祉型の居住支援施策を推進することにより、住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進に寄与した。 ・居住支援協議会の開催（年2回） ・居住支援セミナーの開催（年1回：参加者62名（来場38名・オンライン24名）） ・各種制度やサービスを記載した「目黒区居住支援のしおり」の配布 ・区ウェブサイトでの周知 ・区住宅・福祉・子育て部局との連携 ○住宅確保要配慮者の居住支援に係る総合的な相談支援業務 　福祉の総合相談窓口で、生活相談と一体的に実施した。また、一人ひとりの状況に応じて、必要な支援につなげ、具体的に関連する各事業やサービスの活用を図った。 　住まいの相談支援実績 　　相談件数：179件（延べ件数 641件）				福祉総合課
○高齢者に対する居住支援事業 ・民間賃貸住宅情報提供　14世帯 ・居住継続家賃助成　　296世帯				住宅課

事業No.	61	事業名	高齢者福祉住宅の提供	担当
○高齢者福祉住宅（8年3月末現在） ・区営　16団地、233戸 ・都営　2団地、34戸 ・入居者　253人（女性144人、男性109人）				高齢福祉課

事業No.	62	事業名	住宅改修給付事業の実施	担当
○住宅改修予防給付 ・手すりの取付け、床段差の解消等　２件（女性2件、男性0件） ○住宅設備改修給付 ・トイレの洋式化　1件（女性 1件、男性 0件） ・低浴槽への交換　２0件（女性 16件、男性 4件） ・座位で利用できる流し・洗面台への取替え 2件（女性 1件、男性 1件）				高齢福祉課

事業No.	63	事業名	生きがい支援事業の実施	担当
○いこいの家利用者　延べ117,082人（女86,889人、男30,193人） ○竹の子クラブ（旧老人クラブ）会員数　3,377人（女2,478人、男899人） ○高齢者センター事業 ①介護予防・認知症予防事業　実施なし ②健康づくり・フレイル予防事業〈トリム体操等〉（257回） 参加者7,420人（女性6,407人、男性1,013人） ③趣味・教養事業〈脳トレ、スマホ講座等〉（323回） 参加者6,210人（女性5,140人、男性1,070人） ④オンライン事業〈オンライン相談会、スローエアロビック等〉（976回） 参加者1,950人（女性1,569人、男性381人） ⑤交流事業〈納涼祭、田道小学校との交流等〉（71回） 参加者2,836人（女性2,442人、男性394人）				高齢福祉課

事業No.	64	事業名	就労支援事業の実施	担当
○シルバー人材センター 働く意欲のある健康な高齢者（概ね60歳以上）に、知識や経験及び希望に沿った臨時的かつ短期的な就業を提供した。内容は、公園・駐輪場等公共施設の管理、マンション清掃、植木の手入れ、家事援助・育児支援サービスなど。独自事業として、パソコン・書道・着付け・日本画・シニアの学校の各教室事業のほか、和洋服のリフォームを実施している。 ・会員数　1,131人（令和８年3月31日現在） ・就業実人員　983人 ・就業率　86.9％ ・就業延べ人員　113,838人日 ・請負契約金額536,469,305円（対前年度比―2.0％）				高齢福祉課
○就労面と生活面の一体的な支援 障害者の一般就労を促進するため、地域において就労面と生活面の一体的な支援を障害者に提供した（目黒障害者就労支援センターに委託）。 【7年度実績】 ・目黒区障害者就労支援センター登録者377人（男性237人　女性140人） ・就職者数287人（男性187人、女性100人）				障害施策推進課

事業No.	65	事業名	自立訓練事業の実施	担当
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスを実施。 （令和7年度実績） ○自立訓練（生活訓練） ・延べ支給決定者数：360人（令和8年1月末時点まで） ・延べ利用者数：317人（令和8年1月末時点まで） ・延べ利用日数：3,060日（令和8年1月末時点まで） ○自立訓練（機能訓練） ・延べ支給決定者数：14人（令和8年1月末時点まで） ・延べ利用者数：13人（令和8年1月末時点まで） ・延べ利用日数：223日（令和8年1月末時点まで）				障害施策推進課

小項目②　地域における包括的な介護支援

事業№	66	事業名	介護に関する相談事業の充実と情報提供	担当
○家族介護教室 平日、働いている方や男性も参加できるように、土・日に対面形式にて開催した。 ・開催回数 全6回 ・参加者延べ１２１人（男性１４人、女性１０７人）				福祉総合課
○在宅生活が困難な高齢者及びその介護者に対して施設入所相談を行っている。施設入所相談を通して、介護者の負担を軽減し、介護者の介護と仕事の両立に寄与している。 ・相談件数 34件（養護老人ホーム　33件、特別養護老人ホームやむを得ない措置 1件） ・介護施設 (1) 施設数 ① 養護老人ホーム 1施設 ② 特別養護老人ホーム 9施設（うち区立3施設） ③ 都市型軽費老人ホーム 2施設 (2) 入所者数 ① 養護老人ホーム 142人 ② 特別養護老人ホーム　895人 ③ 都市型軽費老人ホーム　40人 (3) 入所待機者数 ① 養護老人ホーム 0人 ② 特別養護老人ホーム 563人 ③ 都市型軽費老人ホーム　17人				高齢福祉課
○障害者相談支援事業として、障害者等からの様々な相談対応、障害者サービス等に関する必要な情報提供、権利擁護に必要な援助等を、特定相談支援事業所（4事業所）に委託して実施した。◆実績 ・相談件数（権利擁護等）…延べ205件 ・相談支援を利用している人の人数（障害者）…延べ571人 ・相談支援を利用している人の人数（障害児）…延べ220人				障害施策推進課

○相談及び情報提供の実施 　家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について、助言・サービス紹介等を行い、男女問わない介護者の負担軽減を図った。女性の就労支援として障害福祉サービスの利用決定も多い。（男女別の相談数は集計していない。） ○緊急一時保護事業・ショートステイ 　・延べ利用者数423人 　・延べ利用日数1,404日（８年3月末現在）（区立ショートステイを含む。） ○ミドルステイ 　・延べ利用者数４人　　・延べ利用日数219日（８年3月末現在） ○在宅レスパイト・就労等支援事業 　・延べ利用者数　レスパイト682回、就労など支援222回（８年3月末現在） ○介護・看護相談支援 　介護に関する相談や、乳幼児・児童・高齢者等の保健・福祉全般に関するサービスの情報提供を行い、必要に応じて他課の事業紹介や介護保険サービスの利用、医療機関への受診を勧めた。包括支援センター、民生委員、事業者、施設、病院などの各関係機関との連携に努めた。	障害者支援課

事業№	67	事業名	在宅介護支援事業の充実	担当
○在宅介護支援事業 　高齢者の在宅生活を支援するため、在宅支援ヘルパーの派遣、寝具乾燥・消毒サービス、出張理美容サービス券の支給、紙おむつの支給を行った。 　・在宅支援ヘルパー派遣（病院内介助以外）　年間利用者数0人 　・在宅支援ヘルパー派遣（病院内介助）　延べ442人 　・寝具乾燥・消毒サービス　延べ440人 　・出張理美容サービス　延べ１，３５５人 　・紙おむつ支給　延べ 23,324人				高齢福祉課

事業№	68	事業名	介護施設等の整備	担当
○国家公務員宿舎駒場住宅跡地に係る整備 　国家公務員宿舎駒場住宅跡地における特別養護老人ホーム等の整備については、都及び区による補助金額の調整を受けて、整備運営事業者が令和6年9月に再入札を実施し、同年11月から工事を開始した。 　令和7年度は出来高30％を達成し、概ね予定どおり進捗している。 ○都営住宅目黒一丁目アパート27号棟跡地に係る整備 　当該地については、都が「地域の福祉インフラ整備事業」としての活用を決定し、これを受け、区では特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの整備を行うこととした。 　令和6年7月には整備運営事業者の公募を実施し、選定委員会における審査等を経て、当該事業者を決定した。 　令和7年12月には補助協議書の提出を行い、都の審査会の承認を経て、内示待ちの状況である。 　また、「目黒区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、令和8年3月に住民説明会を実施した。				高齢福祉課

事業№	69	事業名	家族介護者の交流機会の充実	担当
○介護者の会運営支援 ・区内5か所で60回開催。 ○「コミュニティカフェ」活動支援（R5年度より委託） ・コミュニティカフェ：区内3か所で３０回開催 ○「Ｄカフェ（認知症カフェ）」の活動支援 ・Ｄカフェ（認知症カフェ）：12か所で計１３７回開催 ○若年性認知症家族会 ・1か所で計6回開催				福祉総合課
○医療的ケアが必要な重症心身障害児や家族の交流活動を自発的に行っている団体（家族会）の活動支援を行った。 ◆実施内容 ・ポニー乗馬5回 ・医ケアポニー乗馬3回 ・音楽療法2回 ・リボンレイワークショップ2回 ・音楽回1回 ・ハンドアーチェリー1回 ・ふうせんバレー教室1回 ・出張遊び場1回				障害施策推進課
○談話会等の実施 目黒区発達障害支援拠点「ぽると」において、発達に課題のあるかたのご家族を対象に、発達障害について学ぶ勉強会や、ご家族同士の悩みや情報等を共有する談話会を開催した。 【実施結果】 ・第1回勉強会・談話会　日時等：7月12日（土）　定員：20名　参加人数：10人　テーマ：進学について ～高校進学を中心に～ ・第2回勉強会・談話会　日時等：2月14日（土）　定員：20名　参加人数：10人　テーマ：社会に出ていくために ～ライフステージに合わせて～ ・第3回勉強会・談話会　日時等：3月7日（土）　定員：20名　参加人数：8人　テーマ：発達障害児者を支える ～家族の役割 ○ペアレントプログラムの実施（全7回） 発達障害のあるこどもの保護者むけ連続講座 こどもの発達が気になる、こどもとのかかわり方に悩んでいる保護者むけプログラムを開催した。 【実施結果】 10月11日（土）、25日（土）、１１月8日（土）22日（土）、12月6日（土） 、20日（土）、1月10日（土） 参加人数4名（通しで参加する、少人数による連続講座のため）				障害者支援課

大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成

中項目３-１　性差に関する意識の改革と理解促進

小項目①　固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上

事業№	70	事業名	学校教育を通じたメディア･リテラシーの育成	担当
○児童･生徒の情報活用能力の育成 学習指導要領においても、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつなど情報モラルを身に付け、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うことが求められている。 情報モラル教育では、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるため、「目黒区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」（７年３月改定）を活用し、教育の充実を図っている。				教育指導課

事業№	71	事業名	あらゆる世代に対するメディア･リテラシー向上の取組	担当
○令和７年度については、中目黒スクエア改修工事に伴う仮移転により、講座の開催が可能な時期が限られていたため、区公式ウェブサイトにて、「メディア・リテラシー」に関する情報提供を行った。 ※改修工事の開始時期の変更及び往復の引っ越し作業等により、講座の開催が可能な時期が８ヶ月程度であった。				人権政策課

中項目３-２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

小項目①　暴力の根絶に向けた意識啓発

事業№	72	事業名	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	担当
○総合庁舎の女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置 ○女性への暴力防止パネル展の開催 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展を実施した。 ○女性への暴力防止講座　「配偶者暴力（DV）に負けない知識」 【内容】配偶者暴力（DV）とは何か、その根底にあるジェンダー意識や社会構造等を学び、相手に支配されない知識と力を身につけることを学んだ。 【実施結果】実施場所：オンライン開催 日時：10月10日（金） 参加人数　3人				人権政策課
ＤＶ被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介や支援を実施 ・女性相談延件数155件 （うち夫等の暴力被害に関する相談　６４件） ・ひとり親相談1,552件（うち父子からの相談 9件） →ひとり親相談のうち配偶者等の暴力被害に関する相談 １１６件（うち父子からの相談 0件）				子ども若者課

事業№	73	事業名	デートＤＶ防止に向けた啓発事業の実施	担当
○デートＤＶ防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）実施 【実施結果】 実施場所：目黒区立第十中学校、東山中学校 日時：7月7日（月）第十中学校、3月10日（木）東山中学校 参加人数延べ259人				人権政策課

小項目②　被害者に対する相談と支援の充実

事業№	74	事業名	相談体制の充実	担当
○相談内容に応じた関係機関の紹介 めぐろ区報への掲載、公営掲示版等へのポスター掲示及び庁外施設でのチラシの配布等のＰＲを行った。また、ＤＶの被害につながる事例を含め、早期の相談がしやすくなるよう法律相談等のＰＲに努めるとともに、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施した。 ・区民相談（一般）　1,148件				広報広聴課

○総合庁舎の女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置 ○ＬＧＢＴに関する相談カードの配布 　ＬＧＢＴに関する相談カードを総合庁舎、社会教育館及び図書館等の施設に配布した。 ○目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（ＤＶ相談0件） ○こころの悩みなんでも相談　250日 　・相談者1,145人（うち男性0人） 　・相談件数2,067件（うちＤＶ177件、その他の暴力46件） 　※相談項目に性的マイノリティに関することを加えている。 　※ＤＶ相談については、必要に応じて他の部署と連携している。 ○法律相談（予約面談）　22日 　・相談件数45件（うちＤＶ件数2件） ○からだの相談　20日 　・相談者41人　相談件数89件（面接70件、電話19件） ○ＬＧＢＴ相談　12日 　・相談件数49件 ○相談事業懇談会等 　・「こころの悩みなんでも相談」相談員との懇談会（1回） 　・「法律相談」相談員との懇談会（1回） 　・「ＬＧＢＴ相談」相談員との懇談会（2回） 　・「目黒区法曹会との法律相談懇談会」（1回）	人権政策課
○DV等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードを配置した。 ○健診や訪問等の日常業務の中で広く相談を受けており、相談しやすい環境づくりに努めている。 ○ＤＶについては、初回面接時は、人権に配慮した適切な対応を心がけている。必要に応じて関係所管や警察と連携するとともに、本人だけでなく、乳幼児についても健診・予防接種が適切に受けられるよう、また継続相談ができるよう転出入の場合は他自治体と連携した。 　・保健師によるＤＶに関する訪問、面接、電話　18件 　・関係機関との連絡件数　31件 ○関係機関との連携 　相談を受けた際は、専門の相談窓口につないだり、関係機関と連携を図った。 ○行政機関進行管理会議への出席	地域保健課

○平成27年度から、見守りネットワークの対象拡大に伴い、「高齢者見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと）」から「見守りネットワーク」に名称を変更し、「高齢者見守り訪問事業」と「見守りサポーター養成講座」の3事業を一体的に推進し効果的な事業展開を行った。 ○見守りネットワーク参加団体・事業者 ・協力団体　　29団体 ・協力事業者　456事業者　（令和８年3月末時点） ○見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと」）で、警察署及び消防署などの関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を推進した。 ○区民一人一人が見守りサポーターとなるべく、区民を対象とした「見守りサポーター養成講座」を地域で2回開催した。（対面・オンライン併用開催、参加者延べ６９人） ○福祉のコンシェルジュ（ふくしの相談係・くらしの相談係） ・新規相談受付件数　815件 ・ＤＶ・虐待に関する相談件数　379件　　（7年3月末時点把握数）	福祉総合課
○区内5か所の地域包括支援センター、福祉総合課とともに、高齢者の総合相談･支援業務及び、高齢者虐待防止などの権利擁護業務を実施した。 ・暴力（虐待）に関する通報相談件数 104件 ・虐待と判断し、虐待対応した件数 64件（うち配偶者からの虐待は11件）	高齢福祉課
○ＤＶを原因として、生計が苦しく生活が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施。 ・相談件数 1,784件（うちＤＶを起因とする直接の相談件数は０件） ○関係機関との連携強化（犯罪被害者ネットワーク、ＤＶ防止関係機関連絡会議、見守りネットワーク等）。 ○生活保護の要件に該当する場合は、関係機関の要請又は協力により、安全を確保しつつ適正・迅速な生活保護を実施。	生活福祉課
○ＤＶ被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介や支援を実施 ・女性相談延件数155件 （うち夫等の暴力被害に関する相談 64件） ・ひとり親相談1,552件（うち父子からの相談 9件） →ひとり親相談のうち配偶者等の暴力被害に関する相談 116件（うち父子からの相談 0件）	子ども若者課
○児童虐待を含むすべての保護を要する児童へ、早期に適切な支援を行うため「要保護児童対策地域協議会」の充実を図った。 ・代表者会議　1回 ・実務者連絡会　1回 ・地域モニタリング会議　12回 ・行政機関進行管理会議　12回 ・個別ケース検討（関係者）会議　６３回	こども家庭センター

事業No.	75	事業名	自立支援事業の実施	担当
○目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議に参加し、関係機関等と意見交換を行った。また必要に応じ情報交換や情報管理、早期の相談などを行い、関係各課との連携を強化した。 ○ＤＶ被害者のうち、生計が困難で生活保護の要件に該当する場合は、本人の申請に基づき安全に配慮しつつ適正･迅速な生活保護を適用した。				生活福祉課
○ＤＶ被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介や支援を実施 ・女性相談延件数155件 （うち夫等の暴力被害に関する相団 64件） ・ひとり親相談1,552件（うち父子からの相談 9件） →ひとり親相談のうち配偶者等の暴力被害に関する相談 116件（うち父子からの相談 0件）				子ども若者課

事業No.	76	事業名	緊急一時保護事業の実施	担当
○ＤＶ被害者等の緊急一時保護事業を実施 ・利用世帯 11世帯 ・利用日数 延べ269日				子ども若者課

小項目③　関係機関や団体等との連携強化

事業No.	77	事業名	東京都との連携	担当
○東京都の「配偶者暴力に関する区市町村事業調査」に協力 相談件数や啓発事業について東京都へ報告、東京都からはとりまとめ結果の提供を受け、情報を共有している。				人権政策課

事業No.	78	事業名	関係機関との連携	担当
○目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議の開催 ・構成委員数　25人 【内容】 ・配偶者暴力相談等件数の推移について ・ＤＶ対応における各機関（所属）の取組について 等 【関係機関】 ・区関係所管課　・相談員（こころの悩みなんでも相談） ・目黒区社会福祉協議会（権利擁護センター「めぐろ」） ・目黒警察署　・碑文谷警察署 DV対応における各機関（所属）の取組や情報交換の中で課題も含めて意見交換した。				人権政策課

中項目３-３　女性への暴力やハラスメントの根絶

小項目①　女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業№	79	事業名	女性に対する暴力の防止に向けた啓発事業の実施	担当
○総合庁舎の女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置 ○女性への暴力防止パネル展の開催 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展を実施した。 ○女性への暴力防止講座　「配偶者暴力（DV）に負けない知識」 【内容】配偶者暴力（DV）とは何か、その根底にあるジェンダー意識や社会構造等を学び、相手に支配されない知識と力を身につけることを学んだ。 【実施結果】実施場所：オンライン開催 日時：10月10日（金） 参加人数　3人 ○デートＤＶ防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）実施 【実施結果】 実施場所：目黒区立第十中学校、東山中学校 日時：7月7日（月）第十中学校、3月10日（木）東山中学校 参加人数延べ259人				人権政策課
○民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」を開催 ・開催回数 全5回 ・参加者延べ１１２人 ○民生・児童委員などに向けた、高齢者虐待防止に係る啓発チラシの配布及びアンケート等を実施した。				福祉総合課
○区内5か所の「地域包括支援センター」において、高齢者の総合相談･支援業務などとともに高齢者虐待防止などの権利擁護業務を実施 ○高齢者虐待の防止・早期発見･早期対応を図るため、通報・届出窓口の周知やパンフレットの配布などの普及･啓発を実施 ○職員研修を実施（基礎研修・専門研修・外部専門家によるスーパーバイズ・マニュアル研修）（2回） ・参加者延べ44人				高齢福祉課

事業№	80	事業名	女性に対する暴力の防止に向けた相談事業の充実及び関係機関との連携	担当
○関係機関の紹介や情報提供 個別の相談内容に応じ、人権政策課の「こころの悩みなんでも相談」などを紹介した。また、他区在住の家族の相談について当該区の子ども家庭支援センターを案内した。				広報広聴課

○総合庁舎の女性トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」を設置 ○女性への暴力防止パネル展の開催 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展を実施した。 ○目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（ＤＶ相談0件） ○こころの悩みなんでも相談　250日 ・相談者1,145人（うち男性0人） ・相談件数2,067件（うちＤＶ177件、その他の暴力46件） ※相談項目に性的マイノリティに関することを加えている。 ※ＤＶ相談については、必要に応じて他の部署と連携している。 ○法律相談（予約面談） 22日 ・相談件数45件（うちＤＶ件数2件） ○からだの相談　20日 ・相談者41人　相談件数89件（面接70件、電話19件） ○ＬＧＢＴ相談 12日 ・相談件数49件 ○相談事業懇談会等 ・「こころの悩みなんでも相談」相談員との懇談会（1回） ・「法律相談」相談員との懇談会（1回） ・「ＬＧＢＴ相談」相談員との懇談会（2回） ・「目黒区法曹会との法律相談懇談会」（1回）	人権政策課
○健診や訪問等の日常業務の中で広く相談を受けており、相談しやすい環境づくりに努めている。 ○初回面接時は、人権に配慮した適切な対応を心がけている。必要に応じて関係所管や警察と連携すると共に、転出入の場合は他自治体と連携した。 ○相談の連携 対人関係に係る相談に対しては、人権を尊重した窓口対応を念頭に支援しており、こども家庭センターや児童相談所などと連携して対処している。	地域保健課

○平成27年度から、見守りネットワークの対象拡大に伴い、「高齢者見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと）」から「見守りネットワーク」に名称を変更し、「高齢者見守り訪問事業」と「見守りサポーター養成講座」の3事業を一体的に推進し効果的な事業展開を行った。 ○見守りネットワーク参加団体・事業者 ・協力団体　　29団体 ・協力事業者　456事業者　（令和8年3月末時点） ○見守りネットワーク（愛称「見守りめぐねっと」）で、警察署及び消防署などの関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を推進した。 ○区民一人一人が見守りサポーターとなるべく、区民を対象とした「見守りサポーター養成講座」を地域で2回開催した。（対面・オンライン併用開催、参加者延べ69人） ○福祉のコンシェルジュ（ふくしの相談係・くらしの相談係） ・新規相談受付件数　815件 ・ＤＶ・虐待に関する相談件数　379件　（7年3月末時点把握数）	福祉総合課
○区内5か所の地域包括支援センター、福祉総合課とともに、高齢者の総合相談･支援業務及び、高齢者虐待防止などの権利擁護業務を実施した。 ・暴力（虐待）に関する通報相談件数 104件 ・虐待と判断し、虐待対応した件数 64件（うち配偶者からの虐待は11件）	高齢福祉課
○様々な要因で生計が苦しく生活が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施 ・相談件数 1,784件（うちＤＶを起因とする直接の相談件数は０件） ○生活保護の要件に該当する場合は、関係機関の要請又は協力により、適正・迅速な生活保護を実施。	生活福祉課
○ＤＶ被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介や支援を実施 ・女性相談延件数155件 （うち夫等の暴力被害に関する相談　６４件） ・ひとり親相談1,552件（うち父子からの相談 9件） →ひとり親相談のうち配偶者等の暴力被害に関する相談 １１６件（うち父子からの相談 0件）	子ども若者課
○児童虐待を含むすべての保護を要する児童へ、早期に適切な支援を行うため「要保護児童対策地域協議会」の充実を図った。 ・代表者会議　1回 ・実務者連絡会　1回 ・地域モニタリング会議　12回 ・行政機関進行管理会議　12回 ・個別ケース検討（関係者）会議　63回	こども家庭センター

小項目②　セクシュアルハラスメント等の根絶

事業No.	81	事業名	事業者等に対する啓発	担当
○事業者等に対する啓発 ・事業者等に対し、イベントでのパンフレット配布やウェブサイト等を通じて周知を行った。 ○令和７年度については、中目黒スクエア改修工事に伴う仮移転により、講座の開催が可能な時期が限られていたため、区公式ウェブサイトにて、「セクシュアルハラスメント（職場におけるセクシュアルハラスメント）」に関する情報提供を行った。 ※改修工事の開始時期の変更及び往復の引っ越し作業等により、講座の開催が可能な時期が８ヶ月程度であった。 ○講座の動画配信については、外部委託については予算上の制約があり、また、職員のみで実施する場合は動画配信に関する専門知識を有していないため、困難である。このため、動画配信の代わりにオンライン講座にて対応した。				人権政策課
○総合庁舎や区民センターにパンフレット棚を設置し、配布 ・東京都労働相談情報センターの相談事業案内チラシ ・その他の雇用・労働に関するセミナー、講演会のチラシ				産業経済・消費生活課

事業No.	82	事業名	早期発見のための啓発事業の実施	担当
○女性への暴力防止講座　「配偶者暴力（DV）に負けない知識」 【内容】配偶者暴力（DV）とは何か、その根底にあるジェンダー意識や社会構造等を学び、相手に支配されない知識と力を身につけることを学んだ。 【実施結果】実施場所：オンライン開催 日時：10月10日（金） 参加人数　3人 ○デートＤＶ防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）実施 【実施結果】 実施場所：目黒区立第十中学校、東山中学校 日時：7月7日（月）第十中学校、3月10日（木）東山中学校 参加人数延べ259人 ○　区ウェブサイトにて、事業者等を対象とした「セクシュアルハラスメント（職場におけるセクシュアルハラスメント）」を公開し、周知を図った。（職場における具体例などもあわせて掲示した） 相談事業についても、例として、こころの悩みなんでも相談で聴取した内容を踏まえて、法律相談や関係部署に連携するなどの対応をとっている。				人権政策課

事業No.	83	事業名	各種相談事業の充実と連携	担当
○法律相談等のＰＲや関係機関の紹介 セクシュアルハラスメントの被害につながる事例を含め、早期の相談がしやすくなるよう法律相談等のＰＲに努めるとともに、個別の相談内容に応じた関係機関を紹介した。				広報広聴課
○目黒区男女平等・共同参画オンブーズ ○こころの悩みなんでも相談　250日 ・相談者1,145人（うち男性0人） ・相談件数2,067件（うちＤＶ177件、その他の暴力46件） ※相談項目に性的マイノリティに関することを加えている。 ※ＤＶ相談については、必要に応じて他の部署と連携している。 ○　相談事業についても、例として、こころの悩みなんでも相談で聴取した内容を踏まえて、法律相談や関係部署に連携するなどの対応をとっている。				人権政策課

事業№	84	事業名	区職員に対する研修の実施	担当
○新任研修「目黒区職員基礎（前期）」 「働きやすい職場環境づくり」のカリキュラムの中で、セクシュアルハラスメント（自身の言動に注意すること、職場の一員として気を付けること）や苦情・相談員制度について説明し、セクシュアルハラスメント防止の必要性を周知した。（講師：人事課長） ・受講者：７年度新規採用職員（経験者採用者を含む）117名 ○「目黒区の人権」研修 研修計画見直しにより、令和7年度は全職員向けに重大な人権侵害につながるカスタマーハラスメント対策研修をｅラーニングで実施した。令和8年度は実施計画中。 ○会計年度任用職員研修 「公務員と人権」のカリキュラムの中で、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題をeラーニング（又は資料配布）で実施した。（特別区職員研修所作成のテキストを使用） ・受講者：７年度に任用された会計年度任用職員　１３３名 ○現任研修（特別区共同研修） 区では採用5年目職員の必須研修として位置づけ。Eラーニング「人権研修」カリキュラムにおいて、ハラスメントを含むさまざまな人権問題・同和問題について学び、人権意識を高める。 ・受講者：採用5年目職員・採用3年目経験者採用職員　８４名 ○セクシャルハラスメントだけに特化するのではなく、ハラスメント全般が起こらないように、研修内容の見直しや、ハラスメント防止等の指針の更新、相談窓口等の連絡先について周知をしている。				人事課

事業№	85	事業名	区職員の相談の実施	担当
○苦情・相談員の設置 人事課の担当職員の他、人権政策課長と担当係長が苦情・相談員に指定され、セクシュアルハラスメント等に関する職員からの苦情及び相談に対応している。 ○制度の周知 苦情・相談員制度に関する情報提供を職員あてに行い、周知を図った。				人権政策課
令和７年４月に「目黒区職員のハラスメントの防止等に関する条例」が施行となり、この条例に基づき、下記のとおり、職員の相談体制を強化し、各相談窓口について職員への周知を行い、就業者への支援を強化した。 ○苦情・相談員の設置 人権政策課及び人事課の職員で構成する「苦情・相談員」を引き続き設置し、職員からのセクシュアル・ハラスメント等に関する相談対応を行う。 ○ハラスメント外部相談窓口の設置 職員の相談しやすい環境を整える観点から、区職員が担う苦情・相談員のほか、外部の専門的な知識を有する相談員を配置する外部相談窓口を引き続き設置し、職員からのセクシュアル・ハラスメント等に関する相談対応を行う。 ○目黒区ハラスメント問題処理委員会(付属機関)の設置 区長、議員などの特別職の者が関係するハラスメント事案に対して、公平・公正に対応するために付属機関を設置し、それらのハラスメント事案について調査審議を行う。				人事課

中項目３-４　生涯を通じた包括的な健康支援

小項目①　リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

事業№	86	事業名	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発	担当
○令和７年度については、中目黒スクエア改修工事に伴う仮移転により、講座の開催が可能な時期が限られていたため、区公式ウェブサイトにて、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）」に関する情報提供を行った。 ※改修工事の開始時期の変更及び往復の引っ越し作業等により、講座の開催が可能な時期が８ヶ月程度であった。 ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座を令和６年度に２回行ったが、参加者が漸減する結果となった。リプロダクティブ・ヘルス/ライツに限らないが、１年間のうちに複数回類似のテーマの講座を行うと希少価値感が薄れ、参加者が少なくなることも考えられる。このため、令和８年度は回数を絞って講座を実施することで、参加者を確保することを考えている。また、タイトルに「性」に関することを含めると参加しづらくなることも考えられるため、タイトルの工夫も必要であることを確認した。				人権政策課

事業№	87	事業名	母子保健事業における啓発	担当
○相談場面で、自分の人生を自分で選択できない状況がある方には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を共有しながら支援した。 ○母子保健事業においてもリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持ち、取り組んだ。 ○事業・相談 ・妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ） 3年度から感染拡大防止のため、希望者に対してオンライン面接を開始した。 2,469人（内、オンライン171人） ・「出産準備教室」の開催（平日・土曜・日曜） 総合庁舎保健所を会場に、企画・運営。 休日は、就労妊婦が夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 5年度から性の多様性尊重の観点から事業名称を「パパママの育児教室」から「出産準備教室」に変更している。4年度から、日程の上限を超えた申込みがあり、開催日数を拡大して実施。 【開催実績】 年53日（105回）実施。各回の最大定員12組24人。 平日9回、土曜48回・日曜48回開催。 平日は偶数月に1日、土日は毎月4日開催した。 参加者計1,508人 ・妊産婦訪問指導 延べ 2,130人 ・新生児訪問指導 延べ 2,027人 ・未熟児訪問指導 延べ 15人 ・産後ケア事業 （訪問型） （母）延べ 319人 （宿泊型） (母)延べ 1,070人 （通所「集団」型） （母）延べ 74人 （通所「個別」型） （母）延べ 196人				地域保健課

事業№	88	事業名	相談事業の実施	担当
○こころの悩みなんでも相談　250日 ・相談者1,145人（うち男性0人） ・相談件数2,067件（うち健康・病気108件、産婦人科系15件） ○からだの相談　20日 ・相談者41人　相談件数89件（面接70件、電話19件） ○ＬＧＢＴ相談 12日 ・相談件数49件 ○ＬＧＢＴ相談については、対面型の相談会を年に数回実施することを検討している。 ○相談事業については、今後も継続して実施する。				人権政策課
○相談事業 ・子どもの健康相談 内科146人　言葉56人　心理48人　アレルギー相談（12回）12人 ・精神保健相談　延べ79人 ・思春期青年期の親の会　グループ相談延べ 39人　個別相談 延べ6人 ・依存･家族問題相談　グループ相談 延べ17人　個別相談 延べ60人 ・栄養相談1,273件 ・妊婦ごはんとオーラルケア　67人 ・みんなの栄養相談　22回実施　参加延べ69人 ・歯科相談(随時)　1,225人 ※各種相談や訪問の機会に、健康や性及びからだに関する相談を受けた。				地域保健課

事業№	89	事業名	学校における性や健康に関する教育と教員の理解促進	担当
○小・中学校における性教育 ①学習指導要領における性教育の取扱い 学習指導要領には、「性教育」という定められた教科等はなく、各教科や特別活動に示される性に関わる内容について、「性教育の手引」（平成31年3月東京都教育委員会）を参考に各学校で「性教育に関する全体計画」を作成し、教育課程に位置付けて指導している。 ②体育科・保健体育科の保健学習における性教育 ・小学校第3・4学年　単元「けんこうな生活」「体の成長とわたし」（合計8時間程度） ・小学校第5・6学年　単元「心の健康」「けがの防止」「病気の予防」（合計16時間程度） ・中学校第1学年　単元「健康な生活と病気の予防」「傷害の防止」（合計16時間程度） ・中学校第2学年　単元「健康な生活と病気の予防」「傷害の防止」（合計16時間程度） ・中学校第3学年　単元「健康な生活と病気の予防」「健康と環境」「課題学習」（合計16時間程度） ○性教育に関する授業等 全中学校において、産婦人科医（都「性教育の授業」事業：１校）や東京都助産師会（目黒区版「性教育の授業」事業：７校）を講師に招き、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせる授業を実施した。 ○「生命（いのち）の安全教育」の推進 幼児・児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、いのちを大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度を身に付けることをねらいとした「生命（いのち）の安全教育」について、全小・中学校で安全教育全体計画に位置付けるとともに、「目黒区版　生命（いのち）の安全教育の手引き（5年3月）」や文部科学省の教材等を活用し、各学年において夏季休業日期間開始前までに１回以上実施した。				教育指導課

事業No.	90	事業名	性や健康に関する情報や学習機会の提供	担当
○令和７年度については、中目黒スクエア改修工事に伴う仮移転により、講座の開催が可能な時期が限られていたため、区公式ウェブサイトにて、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）」に関する情報提供を行った。 ※改修工事の開始時期の変更及び往復の引っ越し作業等により、講座の開催が可能な時期が８ヶ月程度であった。また、令和７年度は男女平等・共同参画センター資料室を休止した。 ○ＬＧＢＴ相談については、電話相談の他に対面型の相談会を年に数回実施することを検討している。 ○性や健康に関する情報及び学習機会の提供等については、引き続き継続実施する。				人権政策課
○ＨＩＶ・性感染症検査の予約数　354人（男性223人・女性131人） ○ＨＩＶ・性感染症検査の受検者数　252人（男性166人・女性86人） ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツに係る取組 身体・性について正しい知識を持ち、生涯にわたって自分自身の選択が尊重されるべきであるという、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考えに基づき、保健所におけるＨＩＶ・性感染症検査の実施だけではなく、下記のとおり性感染症についての知識の普及啓発活動に取り組んでいる。特に大学における学園祭（医愛祭）では3区の合同で様々な年代に対して知識の普及啓発活動を実施した。 ○ＨＩＶ抗体検査については、自分の意思で検査を希望しているかを確認して、匿名、無料で受検してもらい、検査結果については、本人のみに報告（パートナー等の同席は原則不可だが、言語対応のための通訳者の同席は可） ○ＨＩＶ抗体検査時に性感染症予防のパンフレット等を渡し、情報提供を実施 ○ＨＩＶ検査普及週間（6月1日～7日）、東京都ＨＩＶ検査・相談月間（6月1日～30日）、世界エイズデー（12月1日）、東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）の啓発 ・区報、区公式ウェブサイトでの啓発 ・西口ロビーにおいて、パネル、ポスターの展示、パンフレットの配布等 ・東京都エイズ予防月間に区職員へのレッドリボンシールの配布、区施設での懸垂幕の設置等 ○若い世代への普及啓発の取組 ・大学学園祭にて学生と協同で検査普及や相談等を実施				保健予防課
PTAが実施する家庭教育講座に対して指導者を派遣した。 2校が性教育についての講座を実施した。 「どうしたらいい？子供の性との向き合い方～家庭での性教育を考えよう～」（参加者21人　性別データなし） 「子どもにどう伝える？性のはなし」（参加者67人　性別データなし）				生涯学習課

小項目②　生涯にわたる健康保持・増進支援

事業No.	91	事業名	各種健康診査の実施	担当
○高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づいて、生活習慣病予防を主眼とした特定健康診査を実施（対象者は40歳以上の目黒区国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者等） ・対象者　65,737人（女性　38,788人、男性　26,949人） ・受診者数　29,987人（女性　18,552人、男性　11,435人） ・受診率　45.6%（女性　47.8%、男性　42.4%）				健康推進課
○健康づくり健診（年12回） ・受診者数 延べ398人（うち、保育27人） 【内訳】178人（男性）、220人（女性） 区公式ウェブサイトの健康づくり健診のページに厚生労働省の女性の健康推進に関するサイト等へのリンクを貼り、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づく啓発を行った。				保健予防課

事業No.	92	事業名	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	担当
○「出産準備教室」の開催（土曜・日曜） 　総合庁舎保健所を会場に、企画・運営。 　就労妊婦が休日に育児教室を受講する機会がない、休日に夫婦で揃って参加したい等の区民の声に応えるため、平成27年度から事業を委託化し、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施している。 ○「出産準備教室」（平日） 　総合庁舎保健所を会場に、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習等を実施している。 7年度より、土日平日ともに各界の最大定員を16組32人から12組24人に変更し、開催時間を30分延長した。 【開催実績】 　・年105回実施（平日9回、土曜48回、日曜48回） 　・各回の最大定員12組24人。平日は偶数月に開催・土日は毎月4日間開催 　・参加者計1,508人 ○妊産婦訪問指導　延べ2,130人 ○新生児訪問指導　延べ2,027人 ○未熟児訪問指導　延べ15人 ○産後ケア事業（訪問型）　（母）　延べ 319人 ○産後ケア事業（宿泊型）　（母）延べ　1,070人 ○産後ケア事業（通所「集団」型）　（母）延べ74人参加 ○産後ケア事業（通所「個別」型） 7年2月より事業を開始した。（母）延べ　196人 ○乳児健診1,882人 ○母子手帳の交付2,369人 ○妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ） 　希望者に対してオンライン面接を実施。 　2,469人（内、オンライン171人）				地域保健課

事業No.	93	事業名	入院助産費用の援助	担当
○病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦に対し、分娩費用を支給 　・給付件数 4件				子ども若者課

事業No.	94	事業名	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	担当
○生活習慣病予防を含めた健康講座は、対面による開催を行った。7年度のテーマには、「運動習慣」と「脂質異常症予防食」「心臓病予防」等を設定し、循環器疾患の対策を重点に実施した。 ・全6回開催：513人（女性387人、男性126人） ○めぐろスポーツまつりは、1日の開催で血管年齢測定と健康相談、食育展示、栄養ミニ講話等を行った。 ・参加者146人（女性94人、男性52人）				健康推進課

【集団】 ○生活習慣病予防講座（3回）56人 （内訳） ・糖尿病予防講座18人 ・脂質異常症予防講座23人 ・高血圧予防講座15人 ○食と健康講座（2回）33人 （内訳） ・「元気な骨で活き活きと！骨粗鬆症予防の食事」　19人 ・「野菜で元気！今日からできる健康生活」　14人 【個人】 ○みんなの栄養相談（22回）延べ32人	地域保健課

事業№	95	事業名	女性のからだに関する相談の実施	担当
○からだの相談　20日 ・相談者41人　相談件数89件（面接70件、電話19件） ※必要に応じて女性医師のいる医療機関を紹介している。				人権政策課

中項目３-５　性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援

小項目①　性の多様性の理解促進

事業No.	96	事業名	性の多様性の理解促進に向けた啓発	担当
○指針による啓発 　民間団体等が取組を行う際の参考資料として、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針を区公式ウェブサイトで公開している。 ○男女共同参画週間及び人権週間において、性の多様性に関するパネルを展示した。 ○性の多様性理解促進講座　あらためてジェンダー・セクシュアリティを考えよう 　【内容】ジェンダーやＬＧＢＴの研究を行っている講師の講義を通して、ジェンダーやＬＧＢＴについての基礎的な知識を習得した。 　【実施結果】 　実施場所：目黒区総合庁舎１階　Ｅ会議室 　日時：11月20日（土） 　参加人数：5人 ○ＬＧＢＴ相談については、電話相談の他に対面型の相談会を年に数回実施することを検討している。				人権政策課
PTAが実施する家庭教育講座に対して指導者を派遣した。 「多様性って何？自己理解から始めよう」参加者２４人（性別データなし）				生涯学習課

事業No.	97	事業名	性の多様性の理解促進に向けた教育の実施	担当
○性の多様性について理解を深めるための教育の推進 性の多様性について理解を深めるための教育の充実を図ることを目的として、全教員対象のeラーニングチェック研修では「性自認」や「性的指向」について取り上げ、教育相談初級研修においては「多様な性にかかわる多様な相談への対応に向けて～多様な性に悩む児童・生徒の理解と支援～」をテーマに講師を招聘し、教員研修を実施し、教職員の理解啓発を行った。				教育指導課

事業No.	98	事業名	区職員の理解促進	担当
○職員研修の実施 　希望する職員（会計年度任用職員等を含む。）を対象として、ジェンダーやハラスメントを含む性の多様性についての理解を促進するための研修（対面）を実施した。 ・研修参加者　31人 ・講師依頼団体　認定NPO法人ReBit 　対面研修ではグループワークなどを通じて参加者の理解の深化を図るとともに、職場において性の多様性に関する知識や問題意識を共有するよう促した。				人権政策課

小項目②　性的指向及び性自認に基づく困難等の解消

事業No.	99	事業名	多様な性の在り方についての相談・支援の実施	担当
○ＬＧＢＴ相談　12日 　・相談件数　49件 ○ＬＧＢＴ相談については、電話相談の他に対面型の相談会を年に数回実施することを検討している。				人権政策課

事業No.	100	事業名	区営住宅等の入居要件拡充の取組	担当
区営住宅等について、入居要件にパートナーシップの相手方を含め、入居者募集を実施した。				住宅課

事業No.	101	事業名	多様な性の在り方に配慮した人事・労務管理・福利厚生等の取組	担当
○パートナーシップ制度に係る規程整備 都パートナーシップ宣誓制度導入に伴い、都においても、一部休暇・休業制度等において、パートナーシップ関係の相手方を対象に加えるとする条例及び規則改正を4年11月1日に施行した。本区においても、これらの動向等をうけ、各種手当及び休暇・休業等の一部制度において、パートナーシップ関係の相手方を対象要件とすることとし、各区とアンケート結果の共有や課長会等での機会を捉えて情報共有し、関係条例及び規則の一部を5年10月1日から改正施行するとともに、職員等への周知を図っている。				人事課

事業No.	102	事業名	学校や園における幼児・児童・生徒への支援の実施	担当
○性の多様性について理解を深めるための教育の推進 「『性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針』に基づく目黒区立学校・園における対応マニュアル」に基づき、多様な「性自認」「性的指向」に配慮した、生活の決まり等の見直しや個別の配慮を行った。 また、中学校第３学年を対象にした目黒区版「性教育の出前授業」では、性別だけではなく、性自認や性的指向があることを理解するとともに、互いに認め合うことの大切さに触れる授業を実施した。				教育指導課

大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

中項目４－１　計画の推進体制の強化

小項目①　推進体制の充実

事業№	103	事業名	条例の理解促進に向けた取組	担当
○男女共同参画週間パネル展示 6月の男女共同参画週間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーで条例や推進計画、推進計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの紹介などを行うパネル展示を実施した。 ○講座開催時に区ウェブサイトの他にLINE、Xも活用し、男女平等・共同参画関連施策の認知度の向上に努めている。 また、令和７年度に「選択的夫婦別姓制度を学ぶ（男女平等センター運営委員会企画講座）」と「配偶者暴力（DV）に負けない知識（女性への暴力防止講座）」をオンライン開催するなど、区民が講座に参加しやすい環境の整備に努めた。 ○男女平等フォーラムの講座では、学生による説明つきの防災用品の展示を行うなど、若い世代の関心をひきつける工夫をした。				人権政策課

事業№	104	事業名	担当者会議の活用	担当
○人権・男女平等多様性推進担当者会議 人権関係事業に係る施策の調査・研究・立案・連絡調整及び推進に関することを所掌する会議を開催し、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に関する施策について情報提供等を行った。 【構成】 総務部長及び関係課長（計21人） 【内容】 ・人権に関する意識調査の実施結果について ・男女平等・共同参画審議会の答申内容について				人権政策課

事業№	105	事業名	男女平等・共同参画審議会の運営	担当
○男女平等・共同参画審議会の運営 目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例に基づき設置する目黒区男女平等・共同参画審議会の運営を行った。 【主な内容】 ・計画の進捗状況評価 ・目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の改定について（諮問） 【開催回数】 ・審議会　5回 ・事業評価小委員会　3回 ・推進計画改定小委員会　4回				人権政策課

事業No.	106	事業名	男女平等・共同参画オンブーズの運営	担当
■オンブーズ相談件数0件 ■オンブーズ申出件数0件 ■オンブーズ問い合わせ件数0件 ○オンブーズ制度の周知 ・オンブーズ年次報告の作成・配布 　各施設に配布するとともに、めぐろ区報（6/1号）及び区公式ウェブサイトに内容を掲載した。 ・オンブーズ相談案内チラシの作成・配布 ・目黒区総合庁舎西口ロビーで行うパネル展示の際にオンブーズの紹介チラシを配布（6月・11月） ・めぐろ区報及び区公式ウェブサイトに掲載 ○男女平等・共同参画センターで実施している各種講座において、オンブーズ相談案内チラシを配布 ○目黒区男女平等・共同参画オンブーズに関する要綱について、オンブーズの業務範囲が不明確である部分などの課題が生じたため、オンブーズの意見を踏まえつつ、見直しに着手した。課題を整理した上で今後要綱を改正する予定。				人権政策課

事業No.	107	事業名	情報連絡会の実施	担当
○情報連絡会の実施 　第1回男女平等・共同参画審議会において三者で情報を共有した。 　・男女平等・共同参画に関する年次報告（審議会から） 　・男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（オンブーズから） 　・男女平等・共同参画関連施策の取組状況等（人権政策課から）				人権政策課

小項目②　拠点施設機能の充実

事業No.	108	事業名	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	担当
○施設の周知 　ウェブサイト等で積極的に施設のＰＲに取り組み、事業の周知を行った。 ○情報誌「であいきらり」での紹介 　「であいきらり」の誌面上で、相談事業や資料室の運営、講座の実施、交流の場としての会議室・研修室の貸出しなど、男女平等・共同参画を推進するための拠点施設としての機能を紹介している。 ○講座等での周知 ・全ての講座において参加者に男女平等・共同参画センターの事業を紹介した。 ・啓発物品（エコバック等）を講座等の開催時に配布した。 ・各講座の講師にも男女平等・共同参画センターパンフレット等の資料を提供し、周知の協力を依頼した。 ○総合庁舎内のパネル展示の際に、センターについて情報提供した。 ○総合庁舎内大会議で開催した講座（就労チャレンジ支援講座、男女共同参画週間講座及び男女平等フォーラム２０２５）については、前年度中目黒スクエア開催時よりも参加者が多かった。参加者が増加した理由として、中目黒駅からより近い施設であることが考えられた。このため、令和８年度においても、男女共同参画週間講座と男女平等フォーラムについては、総合庁舎大会議室で開催し、男女平等・共同参画センターの周知もあわせて行うこととした。				人権政策課

事業№	109	事業名	調査研究、情報収集及び資料室の充実	担当
○令和７年度は中目黒スクエア改修工事のため、男女平等・共同参画センター資料室を休止した。 ・収集の状況（8年3月31日現在） 資料室蔵書数13,739冊（7年度新規購入0冊） ビデオテープ86本　ＤＶＤ51本 ○資料室所蔵の貴重資料（寄贈本）の活用 ウェブサイトに貴重資料の一覧を掲載し、区民に対する周知を図っている。				人権政策課

事業№	110	事業名	相談事業の充実と連携	担当
○こころの悩みなんでも相談　250日 ・相談者1,145人 ・相談件数2,067件 ※相談項目に性的マイノリティに関することを加えている。 ※ＤＶ相談については、必要に応じて他の部署と連携している。 ○法律相談（予約面談） 22日 ・相談件数45件 ○からだの相談　20日 ・相談者41人　相談件数89件（面接70件、電話19件） ○ＬＧＢＴ相談 12日 ・相談件数49件 ○相談事業懇談会等 ・「こころの悩みなんでも相談」相談員との懇談会（1回） ・「法律相談」相談員との懇談会（1回） ・「ＬＧＢＴ相談」相談員との懇談会（2回） ・「目黒区法曹会との法律相談懇談会」（1回）				人権政策課

事業№	111	事業名	学習の機会の提供	担当
○男女平等フォーラム2025「ジェンダーと防災　最新の避難所づくりを考えよう！」 実施場所：目黒区総合庁舎２階　大会議室 日時：11月1日（土） 参加人数　38人 避難所での過ごし方、運営方法に関わるジェンダー課題の実例、防災の最新情報及び必要なスキルを学んだ。 ○男女平等・共同参画センター講座 ・講座数 単発8講座（9回）　・参加者 延べ475人 内訳 対面講座　単発6講座（7回）　・参加者延べ458人 オンライン講座　単発2講座（2回）　・参加者延べ17人 ○男女平等フォーラムの講座では、学生による説明つきの防災用品の展示を行うなど、若い世代の関心をひきつける工夫をした。				人権政策課

事業No.	112	事業名	講座等における保育者の配置	担当
○保育付き講座の開催実績 ・報告書提出件数　４４件 ・保育付き講座等の実施回数 延べ１５６回 ・保育児数 延べ ６１１人（うち2歳未満児 延べ１６７人） ・保育者数 延べ ３０７人 ※各所管等から提出された「一時保育実施結果報告書」を集計 ○保育者登録数　23人（8年4月1日現在） ○保育者登録更新の際にアンケートを実施 アンケート集計結果と区の今後の対応を保育者にフィードバックし、保育者相互の共通認識に役立てた。 【アンケート内容】 ・依頼を受けた回数　・事業の主催課（団体）　・依頼キャンセルの有無 ・一時保育の基準が守られていたか　・要望などの自由意見 ○新規登録者養成研修兼更新者向けフォローアップ・意見交換会を行い、アンケートを実施 ・参加者６人(更新１２人) 【アンケート内容】 ・出席者が少なかったが、他の方の様子も少しわかった。				人権政策課

事業No.	113	事業名	学習・交流の場の提供	担当
令和７年度は中目黒スクエア改修工事のため、男女平等・共同参画センターコミュニティルーム及び印刷機の提供を休止したため、実績なし。				人権政策課

事業No.	114	事業名	活動団体への支援	担当
○団体活動支援 令和７年度は中目黒スクエア改修工事のため、団体専用ロッカー、簡易印刷機、団体情報コーナーの利用を休止した。 また、令和７年度に「施設ごとの貸室」から一律に「コミュニティルーム」として貸室が位置づけられたため、コミュニティルーム（旧会議室等）の団体登録制度や予約申込時期などが統一された。 ・男女平等・共同参画センター利用登録団体　20団体 ○登録団体紹介のウェブコンテンツを作成し、公開している。（登録団体の公開は任意）				人権政策課

事業№	115	事業名	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営	担当
○男女平等・共同参画センター運営委員会（第17期・前期） ・運営委員13人（女性11人、男性2人） うち団体推薦2人、公募委員9人、行政委員 2人 （公募委員9人のうち、2人が任期中に退任） 【活動内容】 ・男女平等センター運営委員会企画講座実施 テーマ：「今考えたいジェンダーバイアス　選択的夫婦別姓制度を学ぶ」 実施日：9月20日（土）　会場：オンライン開催 講師：筒井淳也氏（立命館大学　産業社会学部教授） ・男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」の記事取材 取材先：TSP太陽株式会社の社員 記事作成：目黒区男女平等フォーラム2025実施報告 ・目黒区男女平等2025フォーラムの実施				人権政策課

中項目４－２　計画の着実な進行管理

小項目①　進捗状況の評価、改善

事業No.	116	事業名	区民意識調査の実施	担当
○区民意識調査の実施 ・調査対象　住民基本台帳から抽出した18歳以上の個人 ・対象者数　2,500人（女性1,250人、男性1,250人） ・調査方法　郵送配布－インターネット回収（原則） ・回答者数　737人（女性403人、男性329人、それ以外5人） ・回収率　29.5%				人権政策課

事業No.	117	事業名	事業実績調査の実施	担当
○事業実績調査の実施 調査に当たっては、①事業にどのように男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の視点を盛り込んだのかが分かるように記載すること、②審議会からの提言を受けて改善した部分については積極的に記載すること、③実績については、可能な限り、男女別の参加者数や相談件数等、具体的なデータを記載することを注記した。 また、男女平等・共同参画審議会から提出された答申を全課に情報提供し、関係各課には審議会の答申に沿って事業を実施するよう依頼を行った。				人権政策課

事業No.	118	事業名	計画の進捗状況評価の実施	担当
○男女平等・共同参画審議会への諮問・答申 男女平等・共同参画審議会に推進計画の進捗状況評価について諮問し、答申を得た。 ・審議会開催回数　3回 ・小委員会開催回数　3回				人権政策課

事業No.	119	事業名	年次報告の公表	担当
○年次報告書の作成、公表 【構成】 ・男女平等・共同参画審議会答申 ・男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告 ・男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告 【公表方法】 ・年次報告書を発行（250部） ・めぐろ区報に概要を掲載、区公式ウェブサイトで全文を公表				人権政策課

事業No.	120	事業名	職員意識調査の実施	担当
対象年度ではないため未実施。				人権政策課

中項目４-３　区民、事業者等との連携

小項目①　協働事業を通じた意識啓発

事業№	121	事業名	区民・区民団体等との協働事業の実施	担当
○男女平等・共同参画センター運営委員会と目黒区男女平等フォーラム2025を実施 日時：11月1日（土）会場：目黒区総合庁舎２階　大会議室 講座：「ジェンダーと防災　最新の避難所づくりを考えよう！」講師：沼田宗純氏（東京大学大学院情報学環　生産技術研究所　准教授） ・フォーラム実施要領：月1回の運営委員会を行い、フォーラムテーマ、講師を決定、実施する。 ・参加人数：38人 ・アンケート実施：参加者アンケートを実施し、運営委員会・センター職員で共有した。 ・「であいきらり」フォーラム実施報告記事作成 ○男女平等フォーラムのアーカイブ配信等については、予算上の制約などのため、実施は困難である。このため、学生による説明付きの防災用品の展示の時間を設けるなど、講座に参加をしなくてもフォーラムに参加できる工夫を講じた。				人権政策課

事業№	122	事業名	事業者等との協働事業の実施	担当
目黒区男女平等フォーラム2025を実施 日時：11月1日（土）会場：目黒区総合庁舎２階　大会議室 講座：「ジェンダーと防災　最新の避難所づくりを考えよう！」講師：沼田宗純氏（東京大学大学院情報学環　生産技術研究所　准教授） ・企画段階から、運営委員会の企画内容を大学側と調整し、講座の前に会場で１時間程度、防災用品の展示（学生用による説明を含む）の企画を実施した。				人権政策課

中項目４-４　国、東京都、他自治体との連携

小項目①　国、東京都、他自治体との連携強化

事業No.	123	事業名	国、東京都との連携	担当
○国・東京都が行う各種調査や取組に協力し、相互に情報提供・情報交換を実施（以下は主なもの） ・地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（国） ・女性活躍推進法に基づく各計画策定・公表等の取組実施状況調査（国） ・配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況調査（国） ・区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都） ・配偶者暴力に関する相談件数調査（東京都） ・特別区女性政策主管課長会（2回） ○国・東京都等主催の研修・説明会・事業に参加し、情報を収集した。				人権政策課

事業No.	124	事業名	他自治体との連携	担当
○特別区女性政策主管課長会における情報交換 特別区の女性政策主管課長会において、各区の施策の取組状況や課題について情報交換を行った。 ○人権施策推進都区連絡会において、各区における性的マイノリティに関する取組などについての情報交換を行った。 ○他自治体との情報交換 各種調査への協力等を通じて他自治体と情報や状況を共有し、現在の取組や検討していることなどについての情報交換を行っている。				人権政策課

資料　政策決定過程への女性の参画状況

1　区議会

（令和8年4月1日現在）

総議員数	女性議員数	女性議員の割合
32	13	40.6%

2　行政委員会

（令和8年4月1日現在）

名　称	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
教育委員会	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	3	75.0%
監査委員	4	1	25.0%
合　計	13	6	46.2%

3　付属機関

（令和8年3月1日現在）

	名　称	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
1	情報公開・個人情報保護審議会	12	7	58.3%
2	情報公開・個人情報保護審査会	3	2	66.7%
3	特別職報酬等審議会	10	5	50.0%
4	行政不服審査会	3	2	66.7%
5	男女平等・共同参画オンブーズ	2	2	100.0%
6	男女平等・共同参画審議会	15	9	60.0%
7	ハラスメント問題処理委員会	4	1	25.0%
8	職員倫理審査会	3	1	33.3%
9	入札監視等委員会	3	1	33.3%
10	財産価格審議会	3	1	33.3%
11	公契約審議会	7	1	14.3%
12	国民保護協議会	28	5	17.9%
13	防災会議	30	6	20.0%
14	まちづくり活動助成審査会	7	3	42.9%
15	国民健康保険事業の運営に関する協議会	21	8	38.1%
16	美術館資料収集委員会	5	2	40.0%
17	民生委員推薦会	7	3	42.9%
18	地域福祉審議会	24	10	41.7%
19	保健福祉サービス苦情調整委員	3	2	66.7%
20	地域保健協議会	26	16	61.5%
21	大気汚染障害者認定審査会	5	1	20.0%
22	公害健康被害認定審査会	12	4	33.3%
23	公害健康被害補償診療報酬審査会	4	0	0.0%
24	感染症診査協議会	6	2	33.3%
25	予防接種健康被害調査委員会	5	3	60.0%
26	地域包括ケア推進委員会	15	7	46.7%
27	介護認定審査会	63	24	38.1%
28	特別養護老人ホーム等整備運営事業選定委委員会	7	3	42.9%
29	老人ホーム入所判定委員会	5	2	40.0%
30	指定介護老人福祉施設入所に関する検討委員会	5	3	60.0%
31	障害者自立支援協議会	21	11	52.4%
32	障害支援区分判定審査会	15	5	33.3%
33	子ども施策推進会議	21	9	42.9%
34	子どもの権利擁護委員	2	2	100.0%
35	児童館・学童保育クラブ等運営委託事業者選定委員会	6	1	16.7%

36	保育園民営化に伴う保育園整備運営事業者選定委員会	6	2	33.3%
37	都市計画審議会	22	6	27.3%
38	景観審議会	7	3	42.9%
39	建築紛争調停委員会	3	1	33.3%
40	建築審査会	5	2	40.0%
41	空家等対策審議会	23	9	39.1%
42	地域公共交通会議	24	2	8.3%
43	地域公共交通運賃等協議会	4	0	0.0%
44	住宅政策審議会	16	6	37.5%
45	環境審議会	20	6	30.0%
46	地球温暖化対策推進実行計画評価委員会	5	2	40.0%
47	廃棄物減量等推進審議会	20	9	45.0%
48	いじめ問題対策委員会	6	3	50.0%
49	教育支援委員会	94	61	64.9%
50	青少年問題協議会	28	10	35.7%
51	文化財保護審議会	6	1	16.7%
合　計		697	287	41.2%

4　私的諮問機関

（令和8年3月1日現在）

	名　称	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
1	芸術文化振興計画改定懇話会	12	6	50.0%
2	スポーツ推進計画改定懇話会	12	4	33.3%
3	自殺対策推進会議	25	12	48.0%
4	精神保健医療福祉推進協議会	13	6	46.2%
5	在宅療養推進協議会	9	5	55.6%
6	居住支援協議会	23	10	43.5%
7	障害者差別解消支援地域協議会	19	9	47.4%
8	放課後子ども総合プラン運営委員会	10	3	30.0%
9	要保護児童対策地域協議会	51	20	39.2%
10	景観アドバイザー	3	1	33.3%
11	移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想推進協議会	20	7	35.0%
12	目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会	9	4	44.4%
13	生涯学習推進協議会	20	14	70.0%
14	いじめ対策連絡協議会	13	3	23.1%
合　計		239	104	43.5%

■ 女性委員比率（付属機関＋私的諮問機関）	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
＜65機関＞	936	391	**41.8%**
（参考）前年度＜65機関＞	1,006	407	40.7%

5　区職員

（令和8年4月1日現在）

職層名	総職員数	女性職員数	女性職員の割合
管理職	83	22	26.5%
係長職	506	263	52.0%
一般職	1,468	901	61.4%
合　計	2,057	1,186	57.7%

※職員数には再任用職員を含み、特別職、幼稚園教育職員、他団体からの派遣職員を除く。

令和８年度

男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告

目　　次

ページ

令和７年度　男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅲ－1

資料　男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅲ－58

区民意識調査報告

令和８年度　男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告

１　調査の目的

この調査は、男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民の意識を把握し、今後の関係施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

２　調査の内容

Ⅰ　男女平等に関する意識と実態　　Ⅱ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
Ⅲ　人権・性の多様性の尊重　　Ⅳ　区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重施策

３　調査方法と回収状況

（１）調 査 地 域　　目黒区全域
（２）調 査 対 象　　目黒区在住の 18 歳以上の個人
（３）対 象 者 数　　2,500 人（女性 1,250 人、男性 1,250 人）
（４）抽 出 方 法　　住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出
（５）調 査 方 法　　郵送配布－インターネット回答
（６）調 査 期 間　　令和 8 年 4 月 24 日（調査書発送）～令和 8 年 5 月 31 日
（７）調査実施機関　　目黒区総務部人権政策課
（８）回 収 状 況

	標本数	有効回収数※	有効回収率
総　数	2,500	713	28.5%
女　性	1,250	384	30.7%
男　性	1,250	327	26.2%

※有効回収総数には性別についての設問で「それ以外」と回答した人を含む。

【参考】令和７年度　男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査

○調査方法と回収状況

（１）調 査 地 域　　目黒区全域
（２）調 査 対 象　　目黒区在住の 18 歳以上の個人
（３）対 象 者 数　　2,500 人（女性 1,250 人、男性 1,250 人）
（４）抽 出 方 法　　住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出
（５）調 査 方 法　　郵送配布－インターネット回答
（６）調 査 期 間　　令和 7 年 4 月 25 日（調査案内発送）～令和 7 年 6 月 1 日
（７）調査実施機関　　目黒区総務部人権政策課
（８）回 収 状 況

	標本数	有効回収数	有効回収率
総　数	2,500	737	29.5%
女　性	1,250	403	32.2%
男　性	1,250	329	26.3%

※有効回収総数には性別についての設問で「それ以外」と回答した人を含む。

４　報告書の見方

（１）回答は、各質問の回答者数（ｎ）を基礎とした百分率（％）で表示した。

（２）百分率は、小数第二位を四捨五入してあるため、比率の合計が 100%にならない場合がある。

（３）複数回答の場合には、回答比率の合計が 100%を超える場合がある。

（４）信頼度を 95％とした場合、標本誤差は下式により求められる。

$$\text{標本誤差} = \pm 2\sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

Ｎ＝母集団数
ｎ＝比率算出の基数（回答者数）
Ｐ＝回答の比率

母集団数（令和 7 年 4 月 1 日現在の目黒区の 18 歳以上の人口）は 246,215 人

今回の調査結果の標本誤差は以下のとおり。

回答比率（P） / n	90%又は10%程度	80%又は20%程度	70%又は30%程度	60%又は40%程度	50%程度
737	±2.2	±3.0	±3.4	±3.7	±3.7
600	±2.4	±3.3	±3.7	±4.0	±4.1
500	±2.7	±3.6	±4.1	±4.4	±4.5
400	±3.0	±4.0	±4.6	±4.9	±5.0
300	±3.5	±4.6	±5.3	±5.7	±5.8
200	±4.2	±5.7	±6.5	±6.9	±7.1
100	±6.0	±8.0	±9.2	±9.8	±10.0

【表の見方】
たとえば、ある設問に「そう思う」と回答した人が全体（ｎ＝713）の 20.0%であった場合、上記表の回答比率に当てはめると、20%程度の標本誤差は±3.0%であるため、「そう思う」と考えている人は、標本誤差を補正すると、17.0%から 23.0%の間にあることが、95%の信頼度でいえることになります。

（５）コメント掲載基準

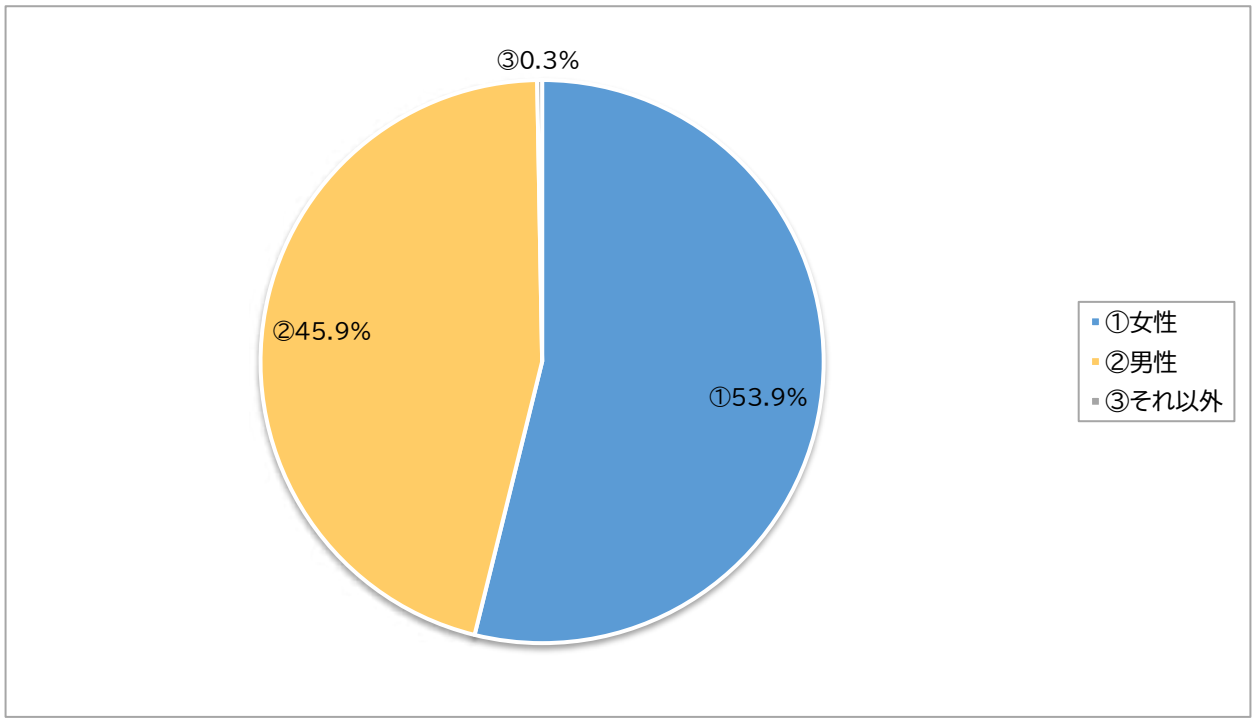
ア　性別により回答に大きく違いがあるもの

イ　前回調査と比較可能な設問については、前回の調査結果と比べて変化の大きいもの（標本誤差の範囲内のものについてはコメントしない。）

ウ　区の施策への要望等については、要望の多い項目を記載（問 4・9・11・13・20・22・23）

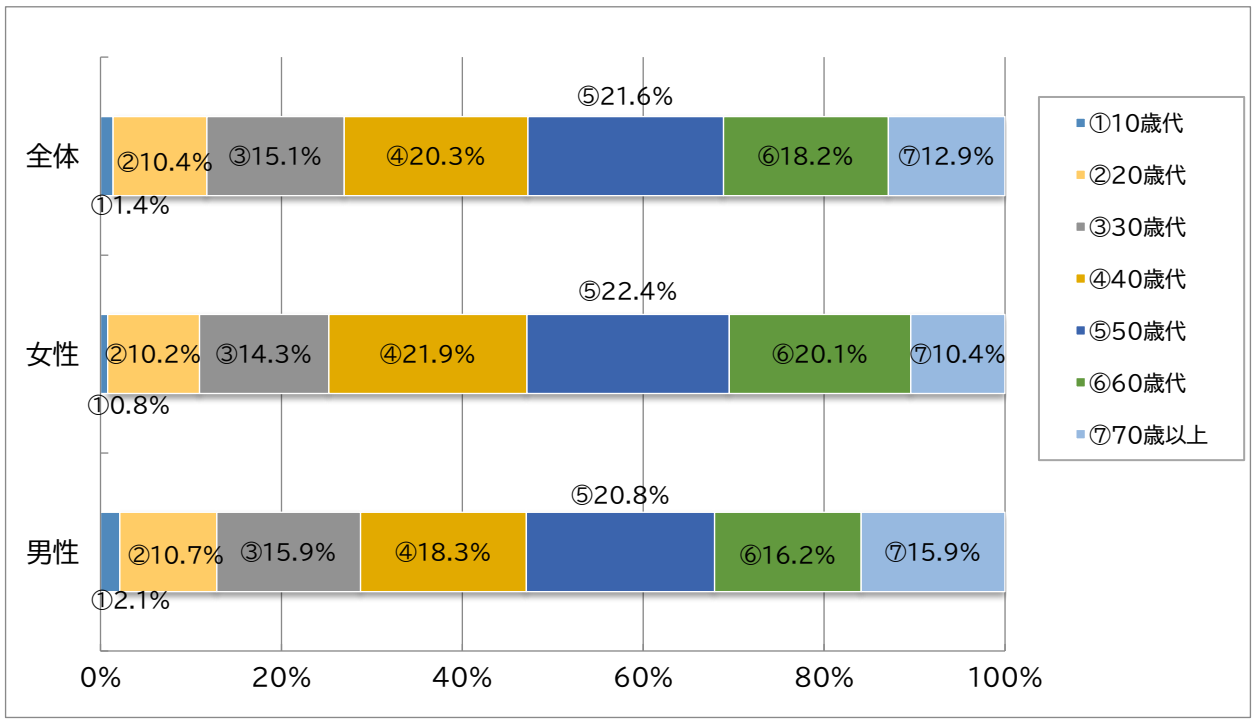
【回答者のプロフィール】

F1　自認する性別



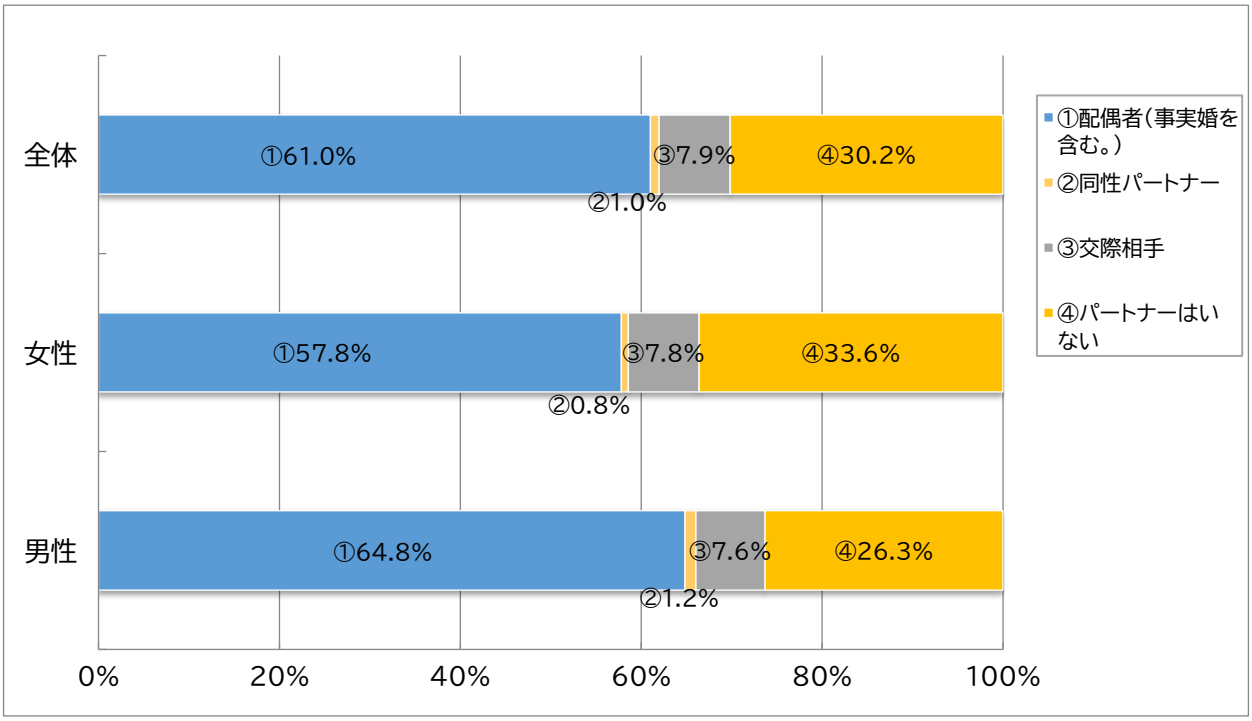
全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

F2　年齢



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

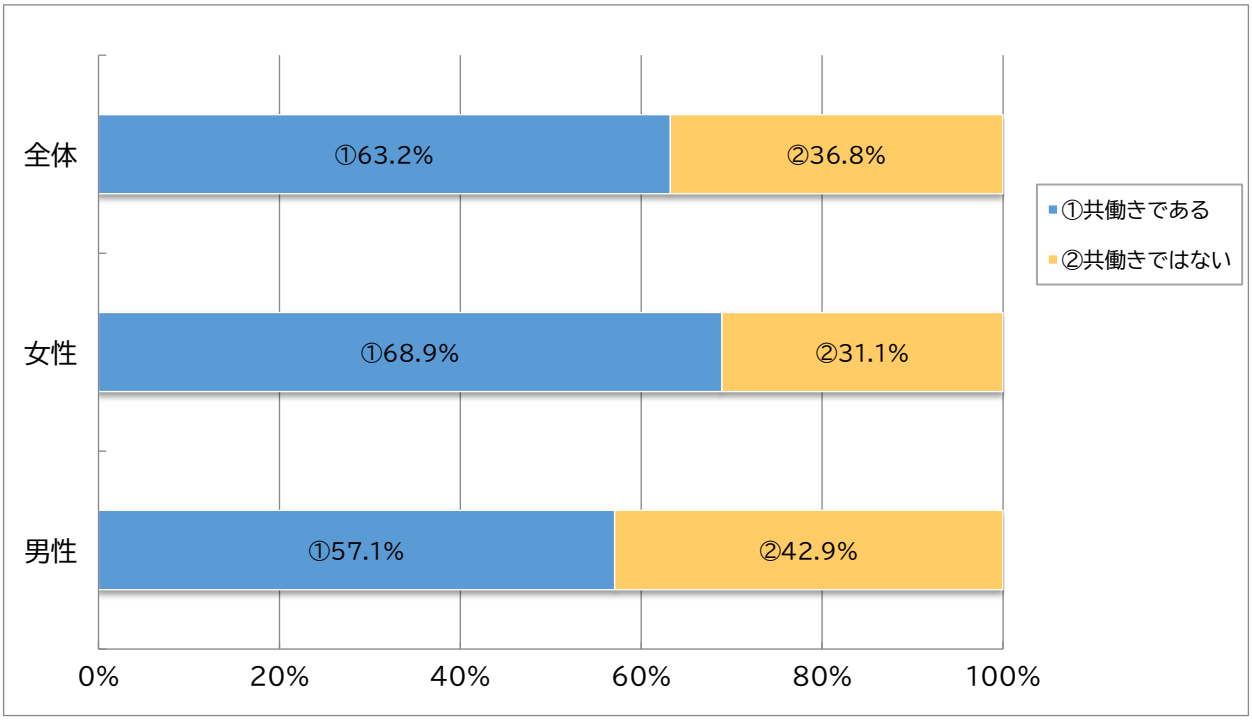
F3　パートナーの有無



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

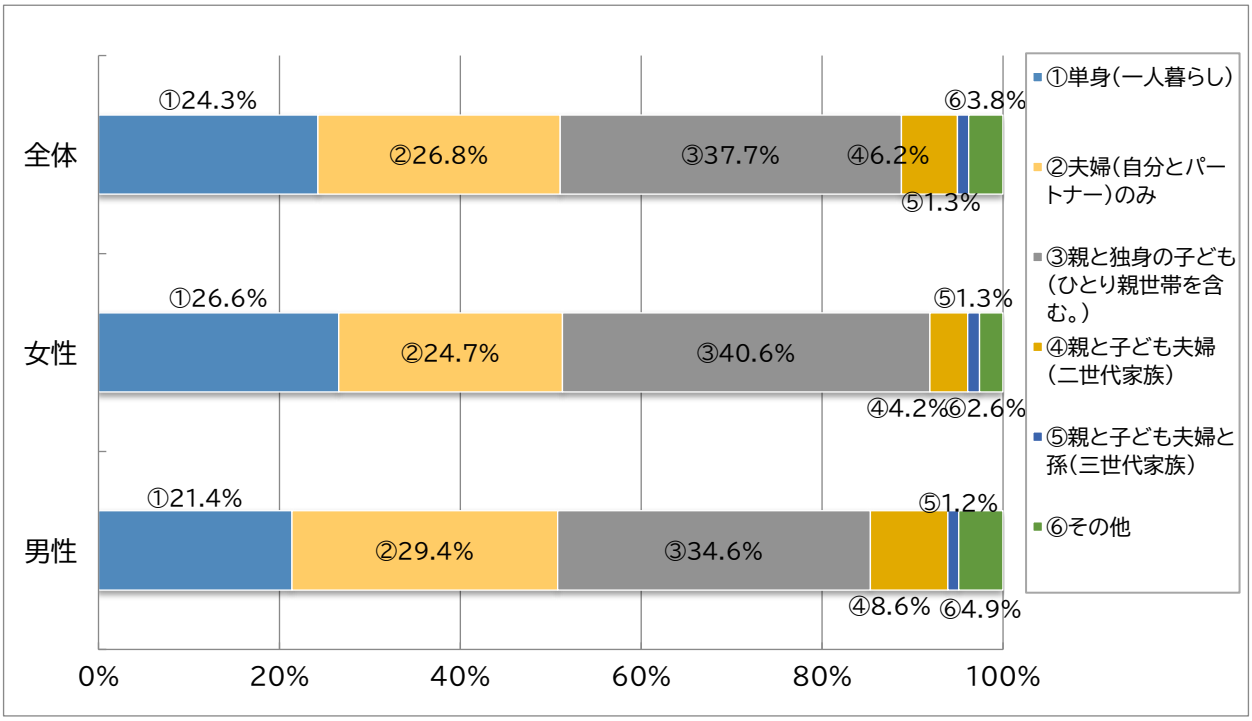
F3で配偶者（事実婚のパートナーを含む。）がいると回答があった中で

F3－1　共働き（パート・アルバイトを含む。）であるかどうか



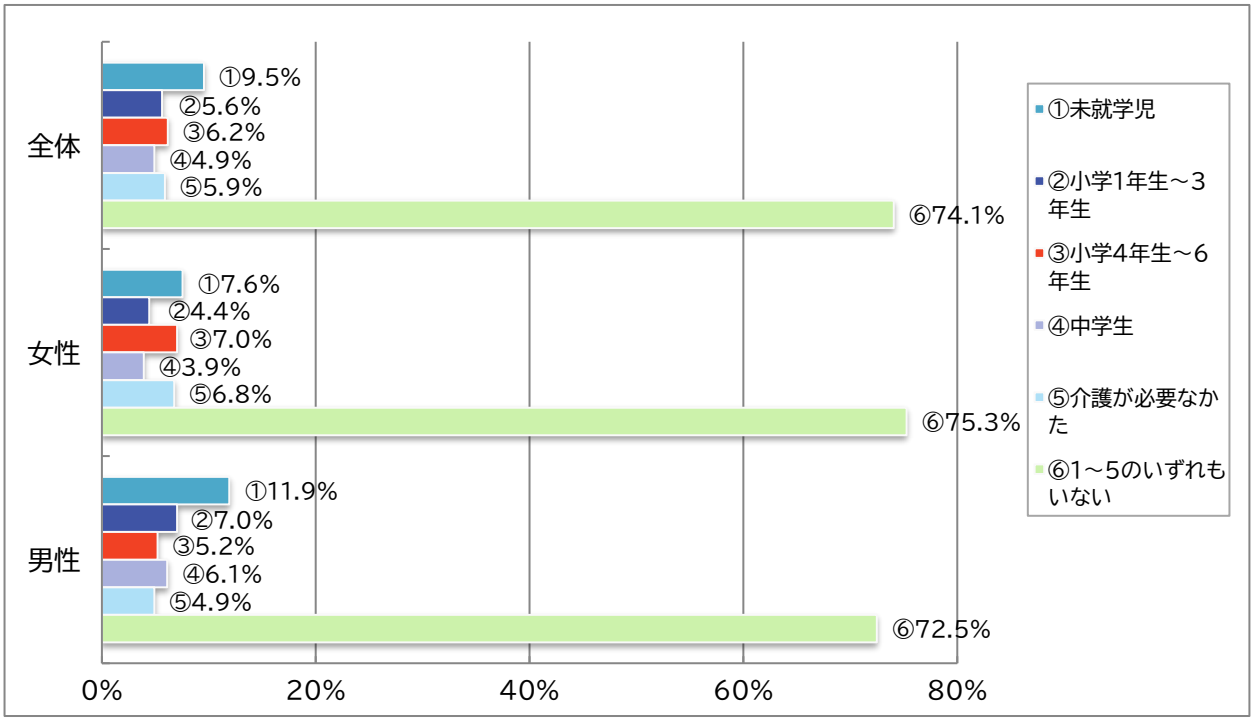
全体 N= 435　　女性 N= 222　　男性 N= 212　　それ以外 N= 1

F4　世帯構成



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

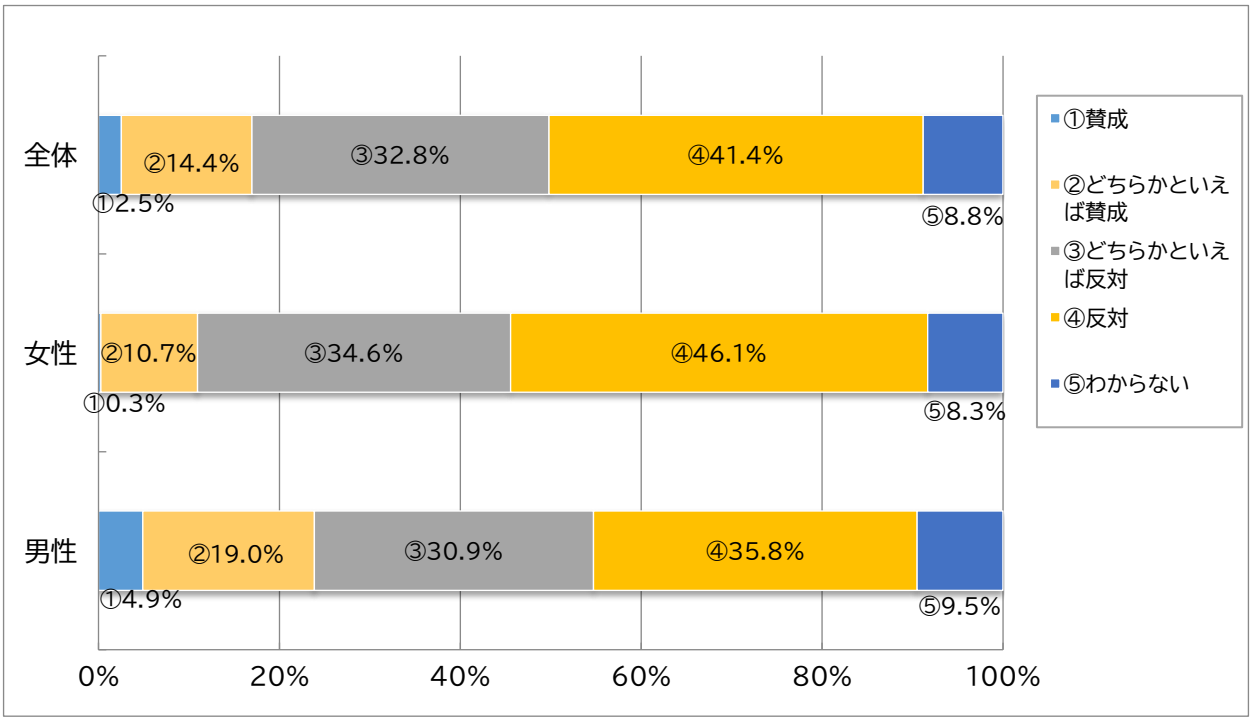
F5　家庭内に子どもや介護が必要なかたがいるかどうか(複数回答)



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

【Ⅰ　男女平等に関する意識と実態】

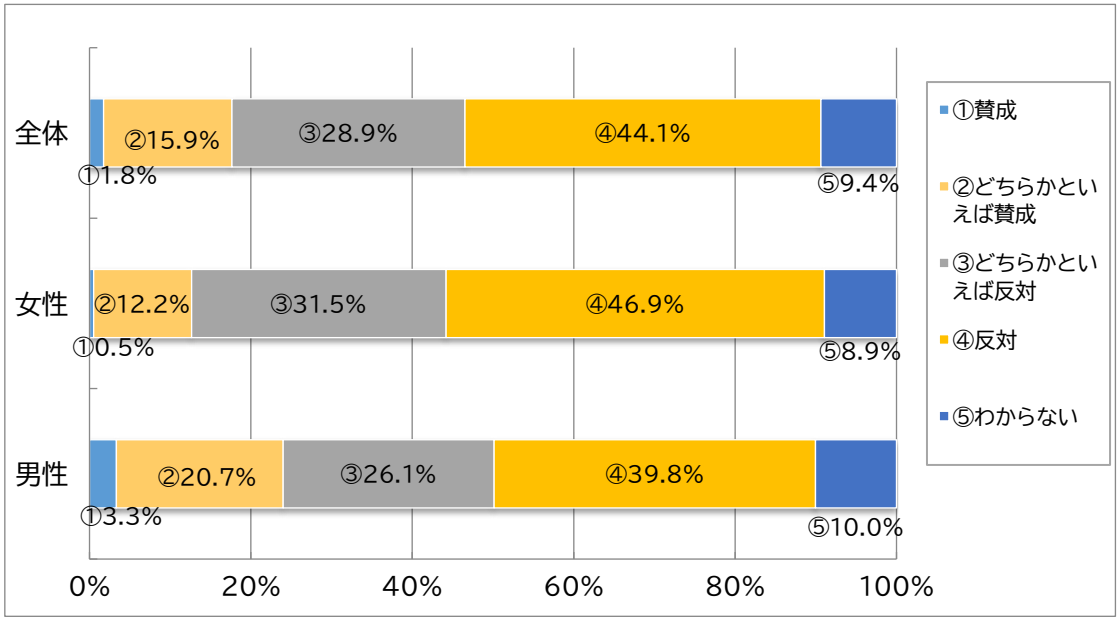
問1　社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について、あなたはどう思いますか。(単一回答)



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

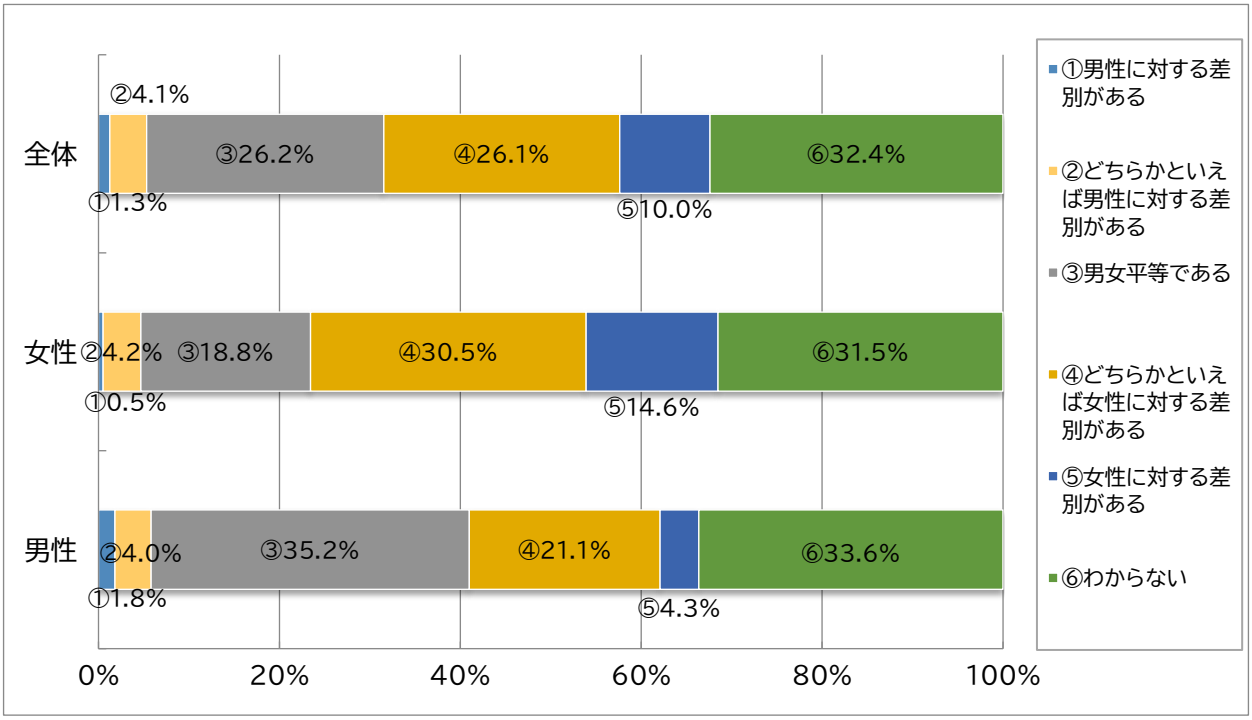
■令和7年度調査

問1　社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について、あなたはどう思いますか。(単一回答)



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

問2(ア)　主に目黒区内における家庭生活(家事・育児・介護)の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)

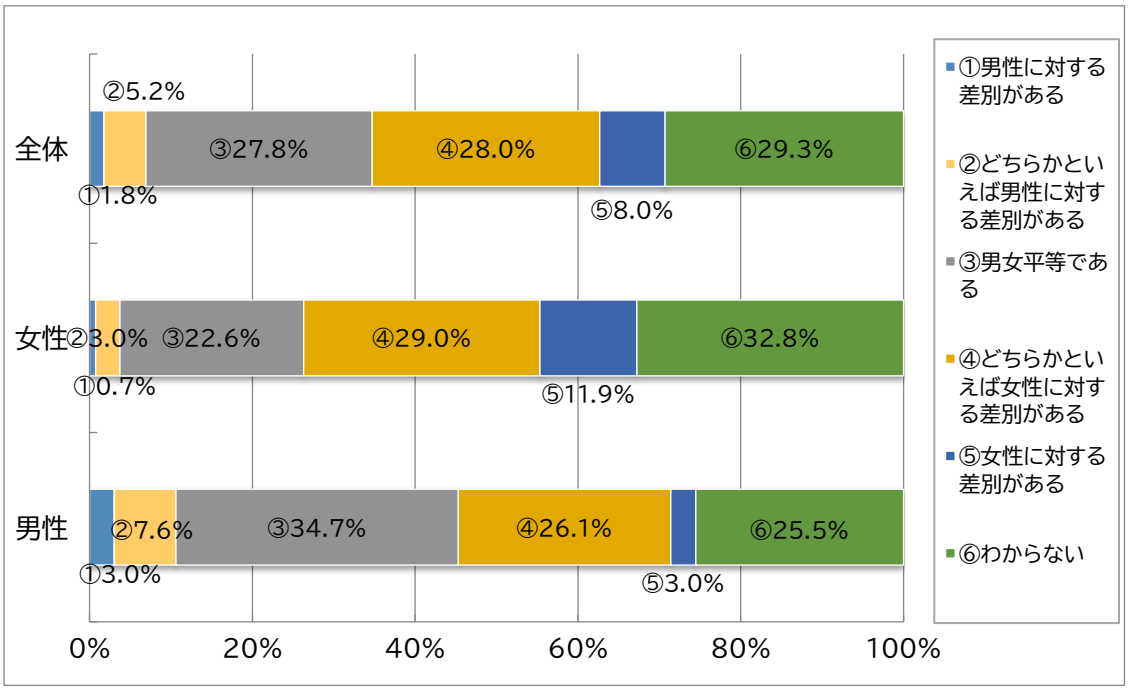


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

家庭生活の分野について「男女平等である」と回答した人は女性が18.6%、男性が35.2%で男女差がある。同様に「女性に対する差別がある」と「どちらかといえば女性に対する差別がある」と回答した人は、全体で36.1%と前年の36.0%と同程度だが、男女間における認識の差をみると11.8%から19.7%と拡大している。

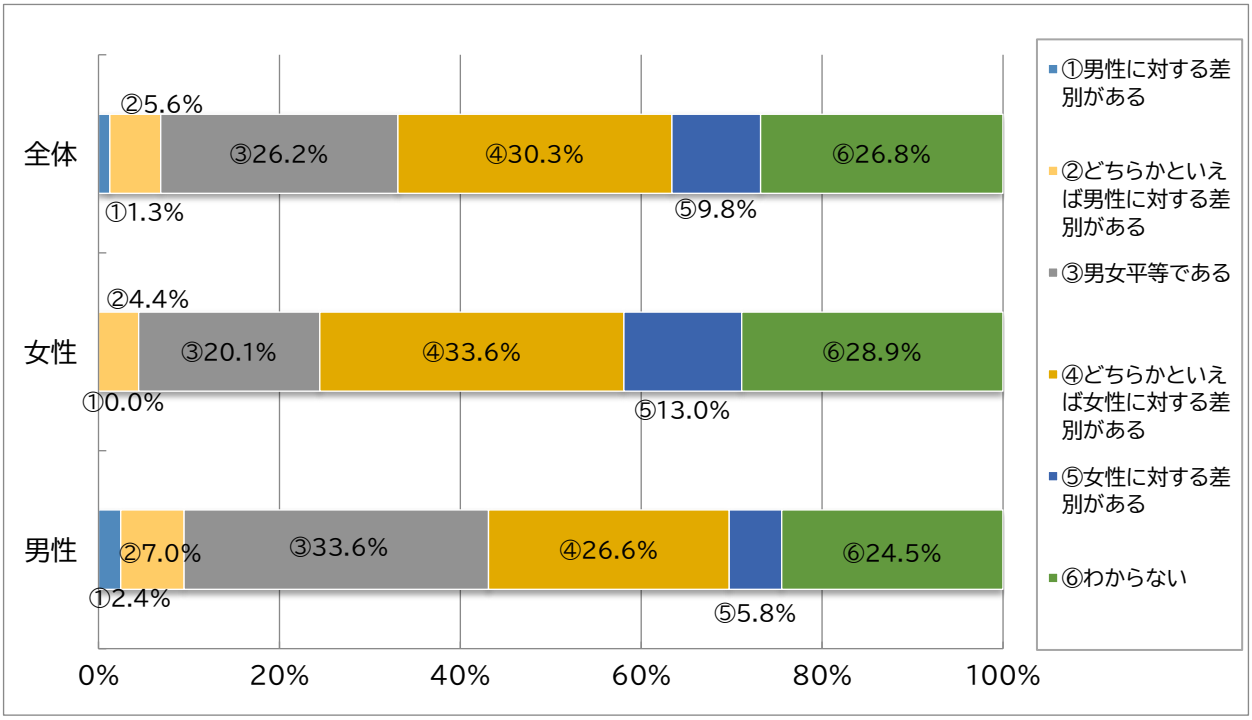
■令和7年度調査

問2(ア)　主に目黒区内における家庭生活(家事・育児・介護)の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

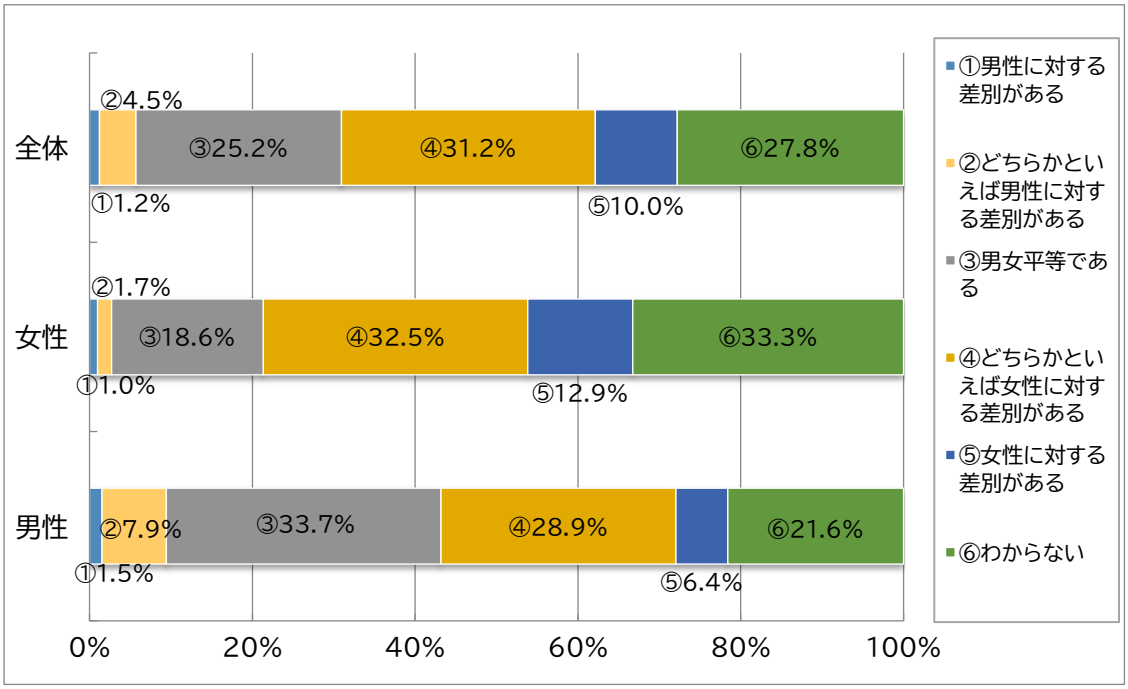
問2(イ)　主に目黒区内における労働・雇用・職場の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

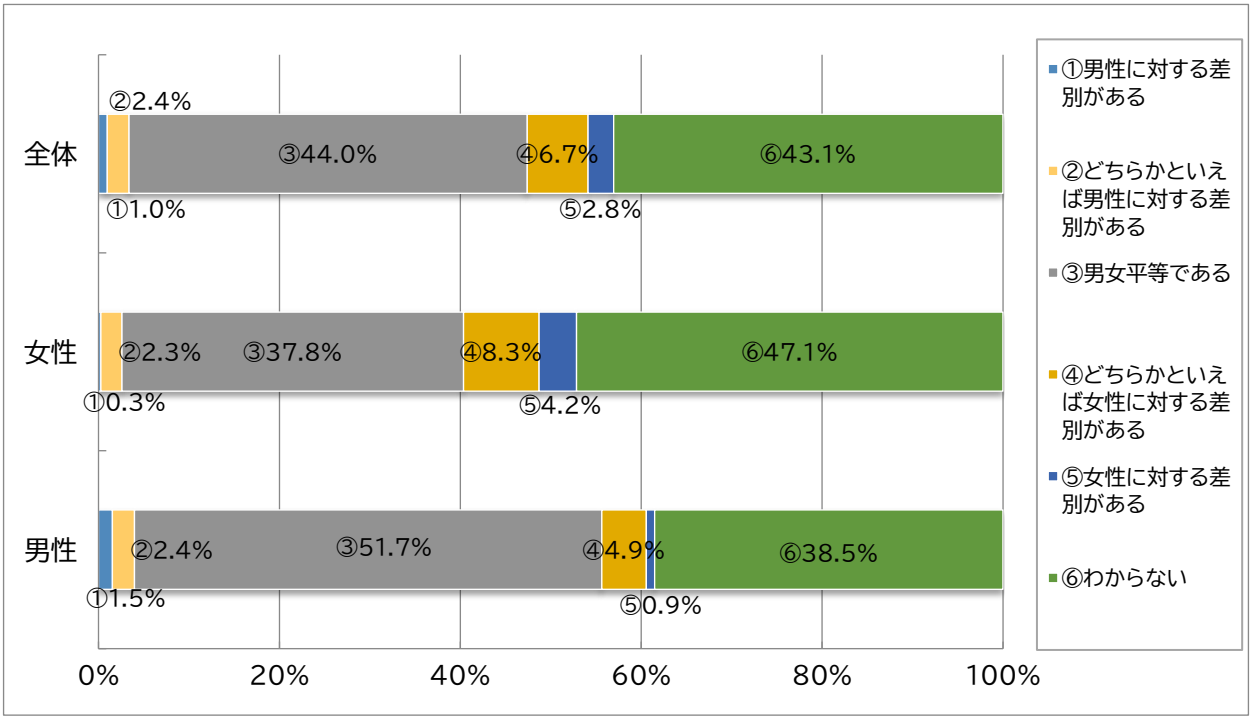
■令和7年度調査

問2(イ)　主に目黒区内における労働・雇用・職場の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

問2(ウ) 主に目黒区内における学校教育の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)

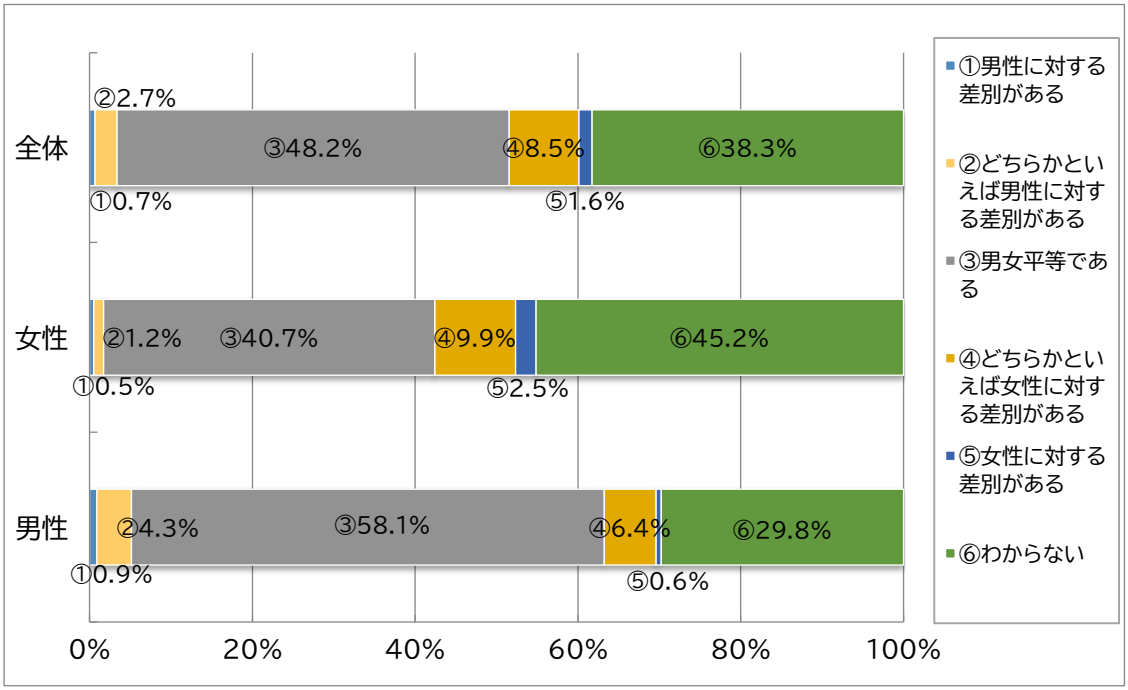


全体 N= 713	女性 N= 384	男性 N= 327	それ以外 N= 2

学校教育の分野について「男女平等である」と回答した割合は男女とも減少している。男性は５割近くが「男女平等である」と回答した一方、女性は約4割であり、男女差がある。

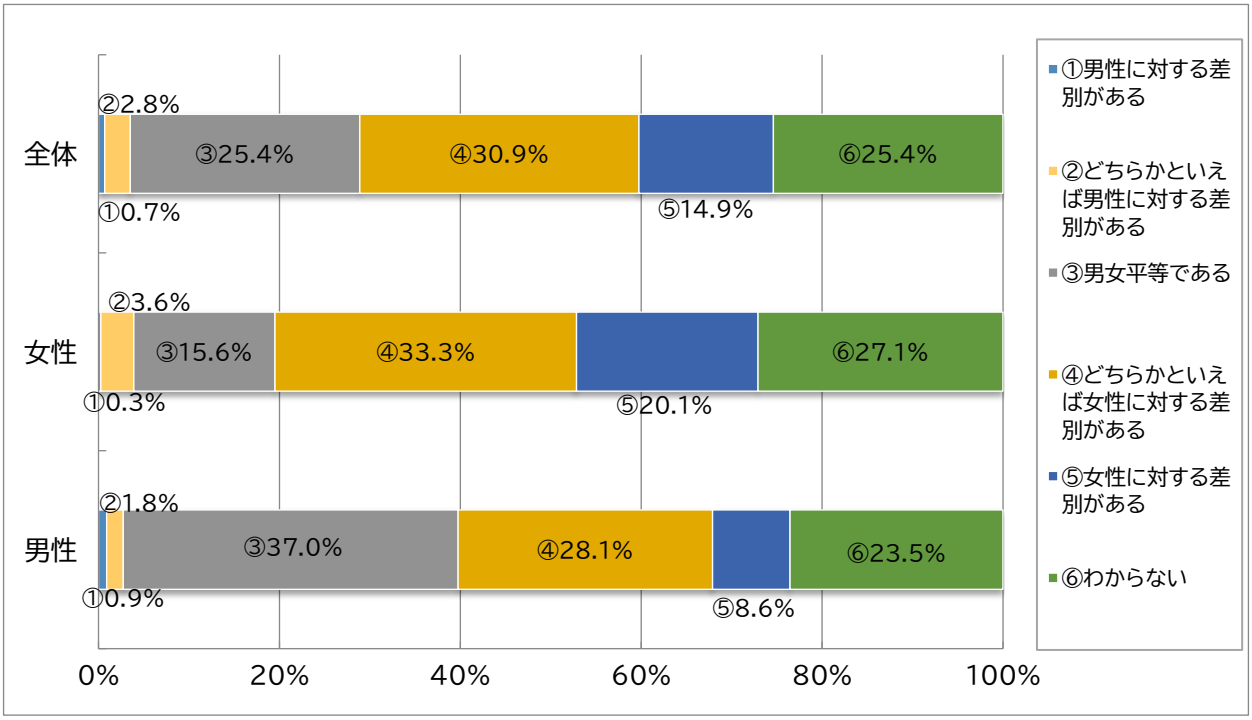
■令和7年度調査

問2(ウ) 主に目黒区内における学校教育の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

問2(エ)　主に目黒区内における政治の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)

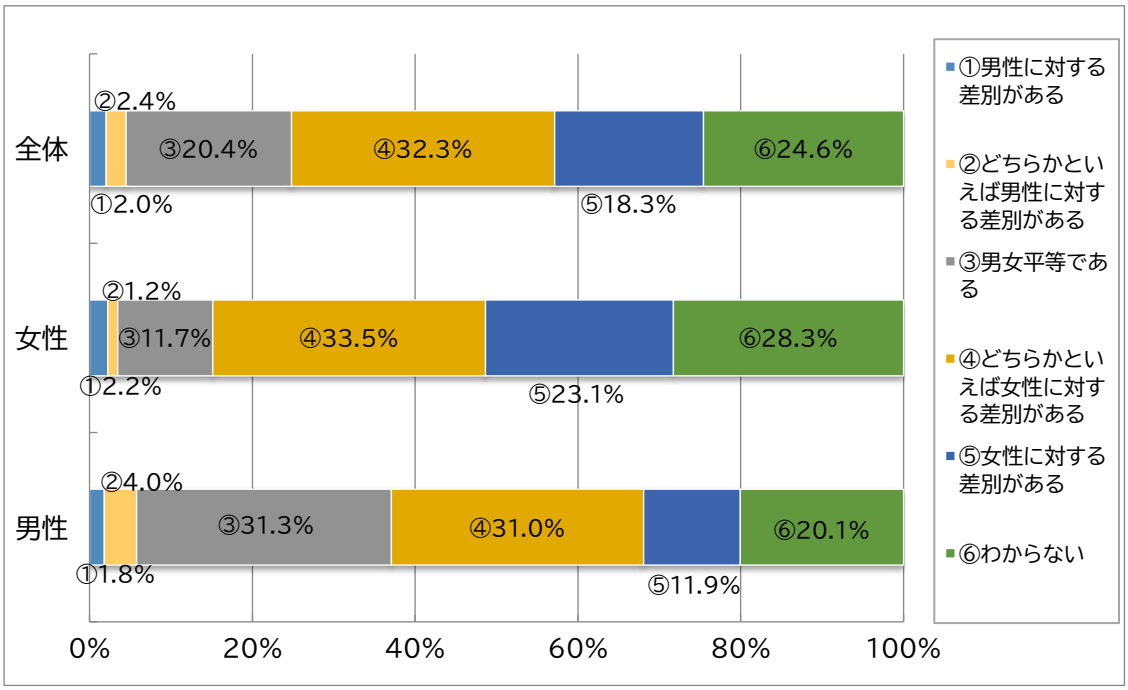


全体 N= 713	女性 N= 384	男性 N= 327	それ以外 N= 2

政治の分野について「男女平等である」と回答した人は全体として5%増加したが、女性が15.6%、男性が37.0%であり、男女差が大きい。

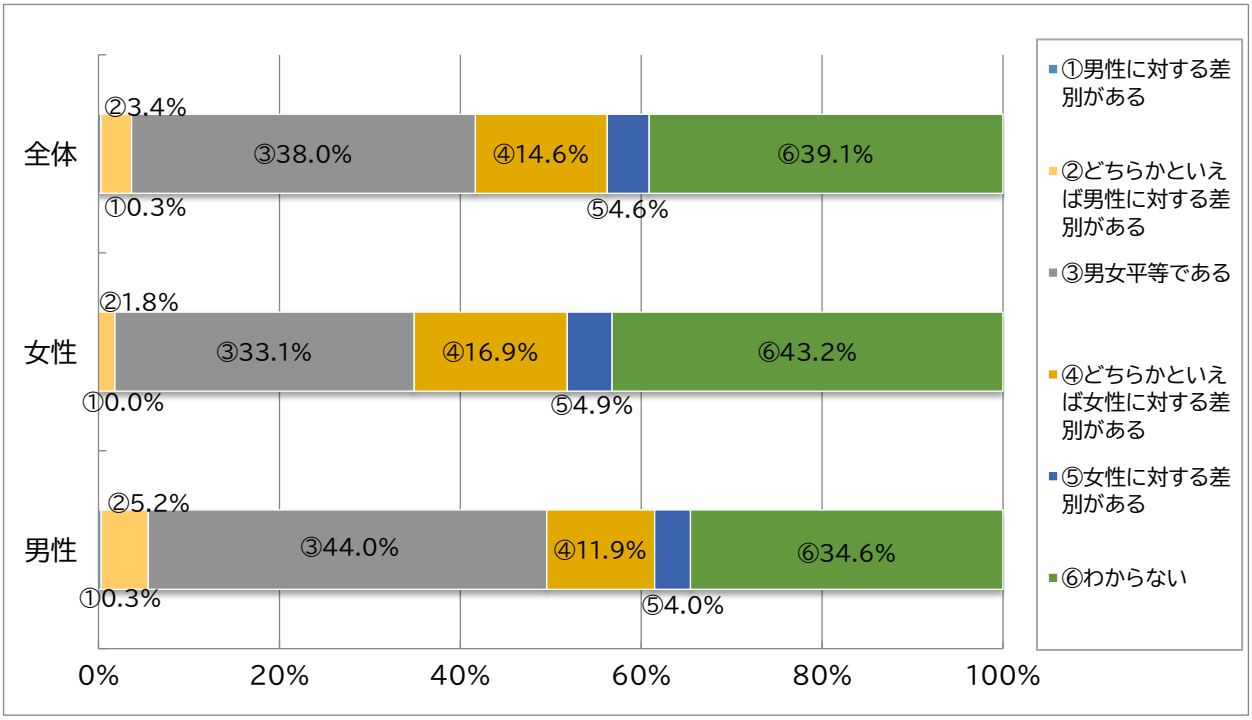
■令和7年度調査

問2(エ)　主に目黒区内における政治の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

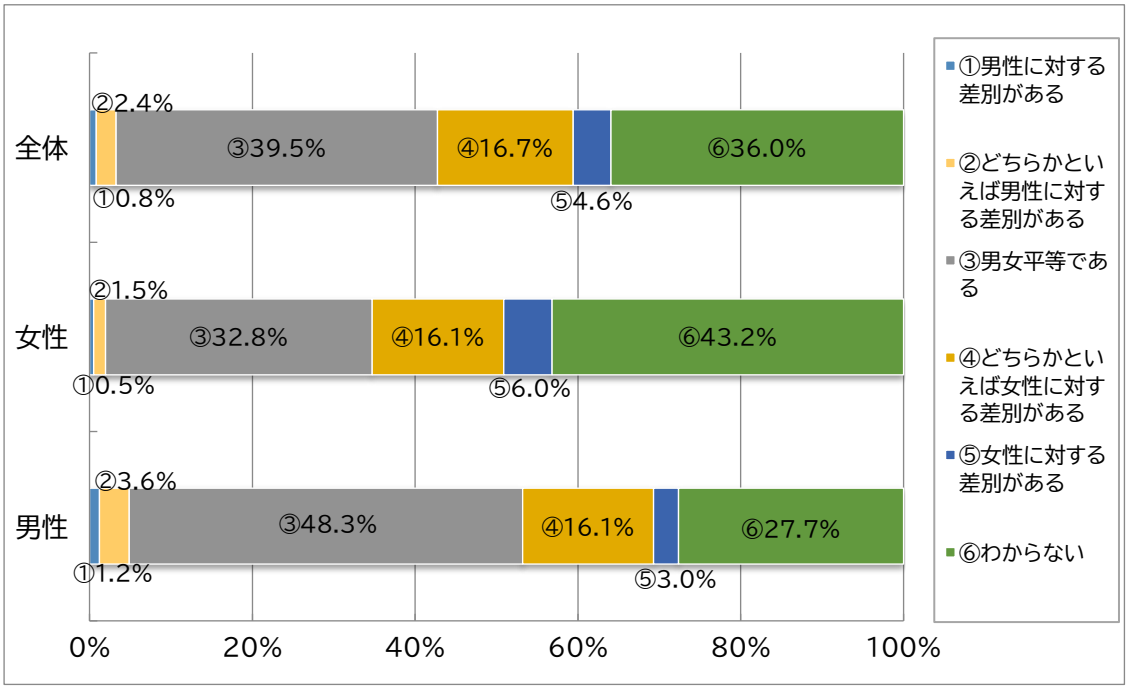
問2(オ)　主に目黒区内における地域の活動や行事の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 713	女性 N= 384	男性 N= 327	それ以外 N= 2

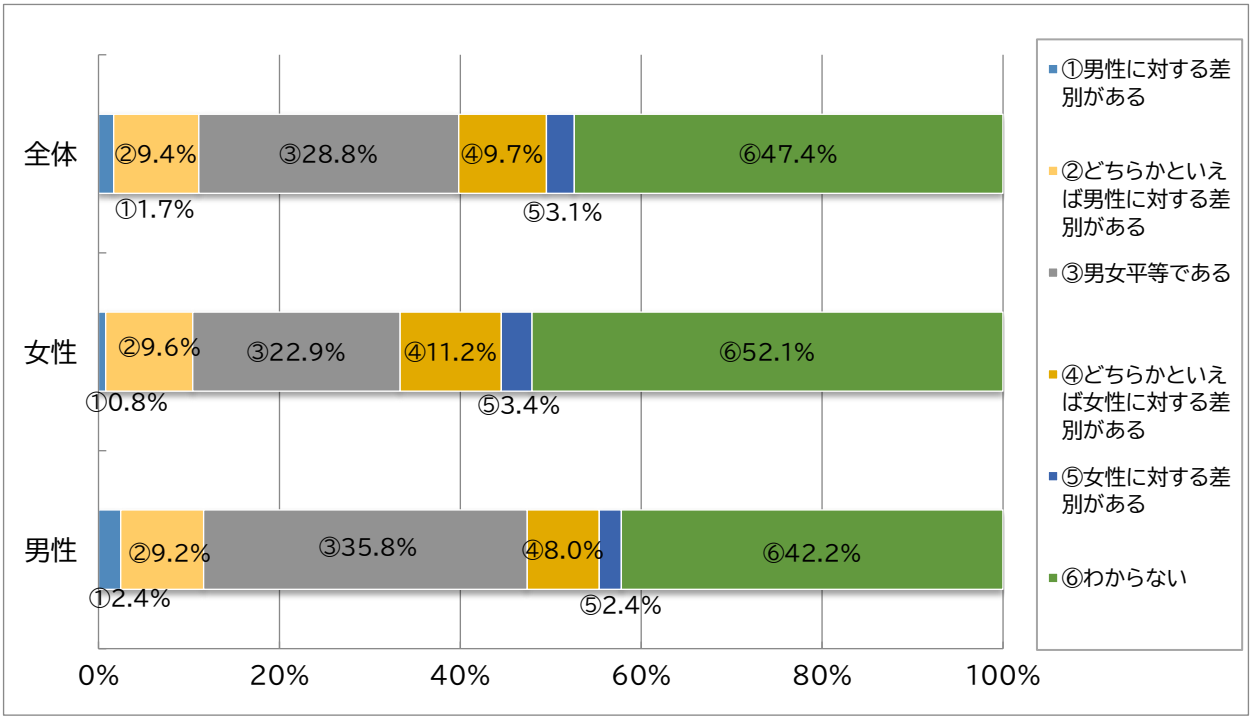
■令和7年度調査

問2(オ)　主に目黒区内における地域の活動や行事の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

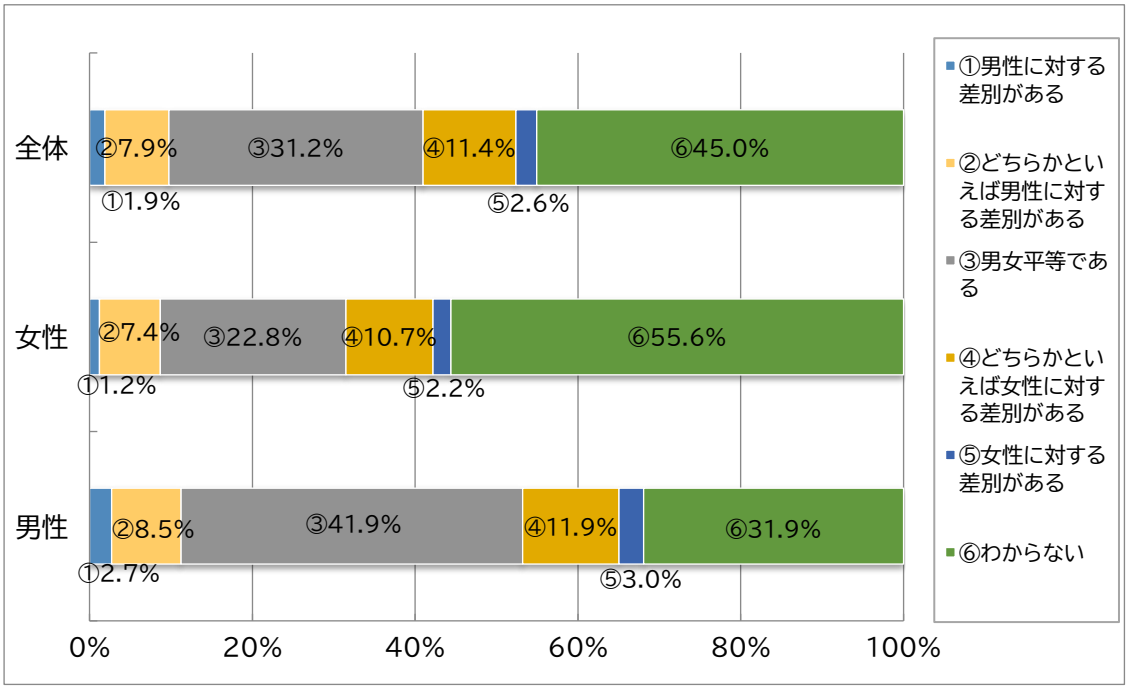
問2(カ) 主に目黒区内における防災活動の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 713　女性 N= 384　男性 N= 327　それ以外 N= 2

■令和7年度調査

問2(カ) 主に目黒区内における防災活動の分野で、性別による差別(不利益)が無く、平等になっていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 737　女性 N= 403　男性 N= 329　それ以外 N= 5

[問2で一つでも「男性に対する差別がある」「女性に対する差別がある」と回答したかたのみ]

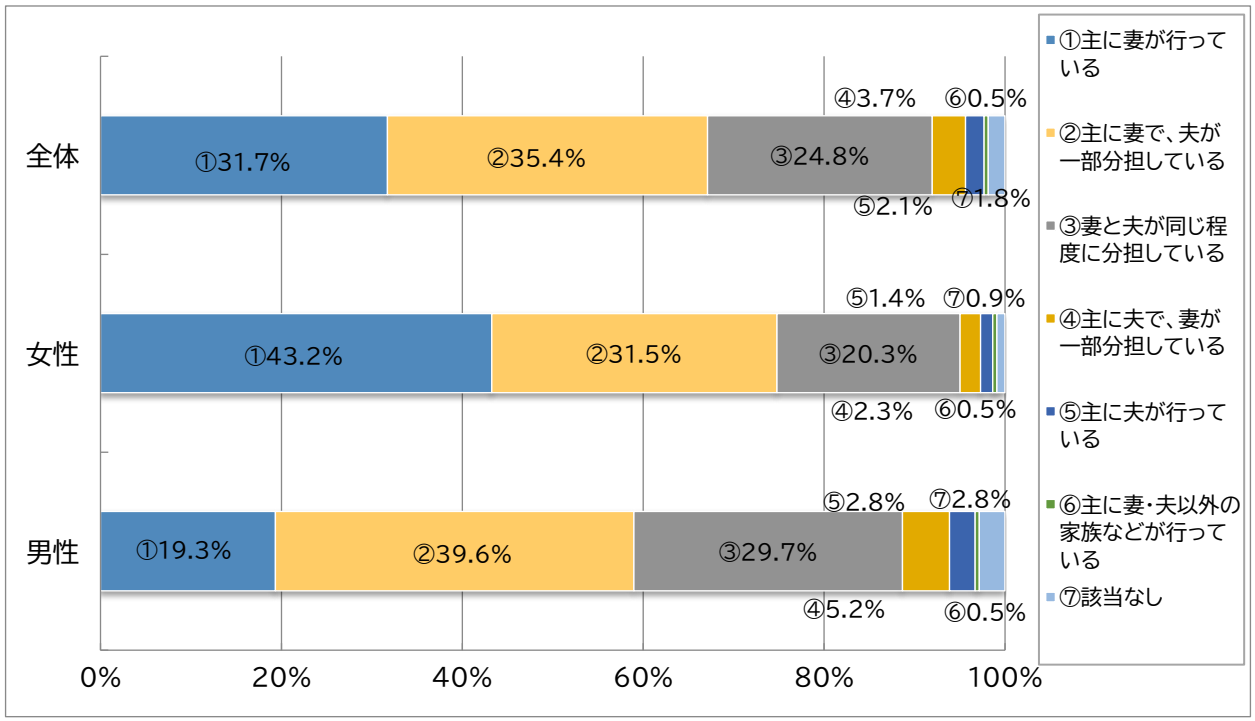
問2-1 その理由や具体的な事例について簡単に（箇条書き等で）記入してください。

＜主な意見＞

・出産はダメージが凄いことなのに、産休を取ることに－なイメージしかない。だったら、男が産んでみればいい。家事はお金にならない仕事で評価をされるのに納得いかない。
・震災などが発生した場合、女性は料理など比較的危険性の少ない部分の負担になるが、男性は力仕事を任されるケースがある。これは男女によって社会的立場は変わらないという主張に対する矛盾である。
・職場でも女性は結婚退職か育児休暇等取れない企業やコンプライアンスの低い企業が未だに日本に数多くある。差別というよりは偏見な見方を企業経営者や第三者が行っているのが現代社会でも目に余る。近年結婚できない女性も増えてきているので結婚や出産を望む女性に対し偏見な見方をせずに自由に職業を選び、全体の賃金を底上げしない限り、一部の人間しか利益が出ない等の差別化は無くならないと思いました
・大学の女子枠や女性専用車両など、現在の行き過ぎたジェンダー配慮には疑問を感じます。
・男性の中にも社会的弱者は存在しており、性別という枠組みにとらわれず、誰もが納得できる公平な対応が求められているはずです。
・特定の性別を優遇する表面的な解決策ではなく、実情に即した対応への転換が必要です。
・例えば、大学の入試枠であれば、男女問わず経済的・環境的困難を抱える人を対象とした「多様性配慮枠」とするべきです。
・電車内の痴漢対策においても、空間を性別で分離するのではなく、防犯カメラの積極的な活用や、被害者が即座に通報できる環境整備に注力するべきだと思います。
・そもそも男女平等と表向きはしているが、実際は選別している。年齢が上がるにつれ男性への差別が増してるように感じます。
・力仕事は男がやるべきという考えは平等ではない。男女の体格能力差を有効に活用するべきという考えなら全てにおいて男女平等はありえない
・区長や区議会委員の構成
・過度なde&i推進による女性社員の登用など
・職場では女性社員の活躍が期待され、業務の成果に寄らず出世が男性社員より優先されている例が散見される。女性活躍推進の重要性は理解できるが、声高に叫ばれ過ぎた結果、皺寄せが生じている様に感じる。しかし、今の社会ではその様な疑問について声に出すこと自体がNGと見なされるため、誰も疑問を投げかけることができない。
・政治や職業では役職者に女性が少ないため
・男尊女卑的な思考の高齢者の意識の変らなさ。
・町内会活動等において、平日昼間に動ける専業主婦の存在を前提とした役割分担がされている。
・地域のお祭りなどで、性別で役割が決まっていることが多い

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)

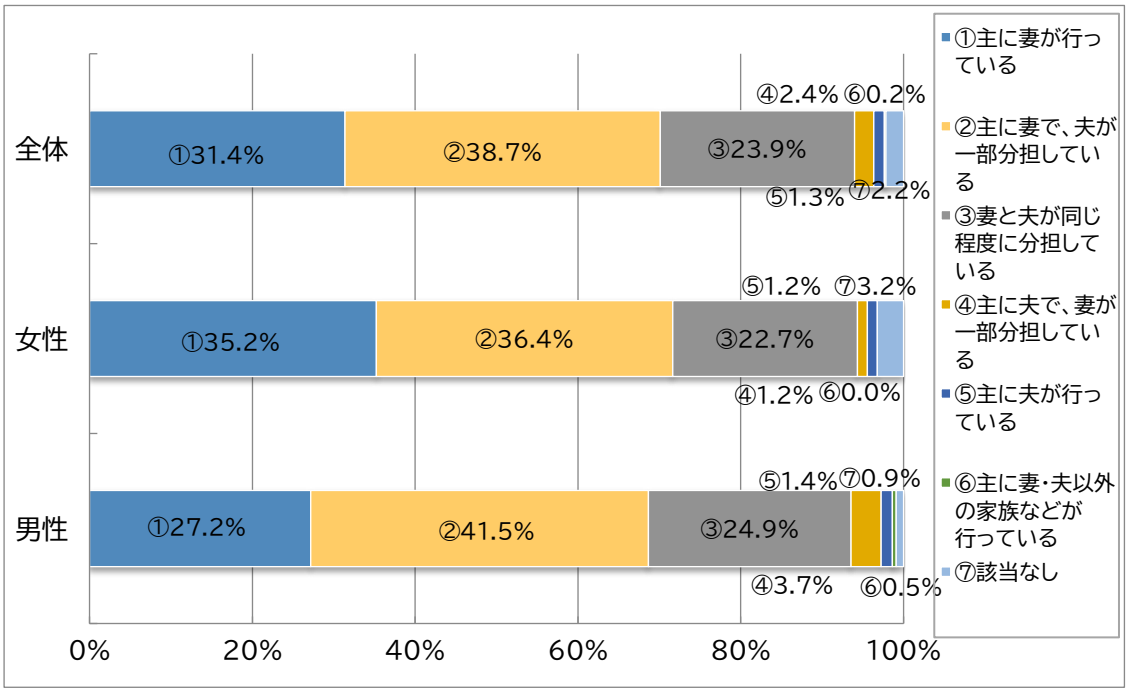


全体 N= 435	女性 N= 222	男性 N= 212	それ以外 N= 1

家事の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が43.2%、男性が19.3%であり、分担に関する認識に男女差があり、前年度と比べ拡大している。

■令和7年度調査

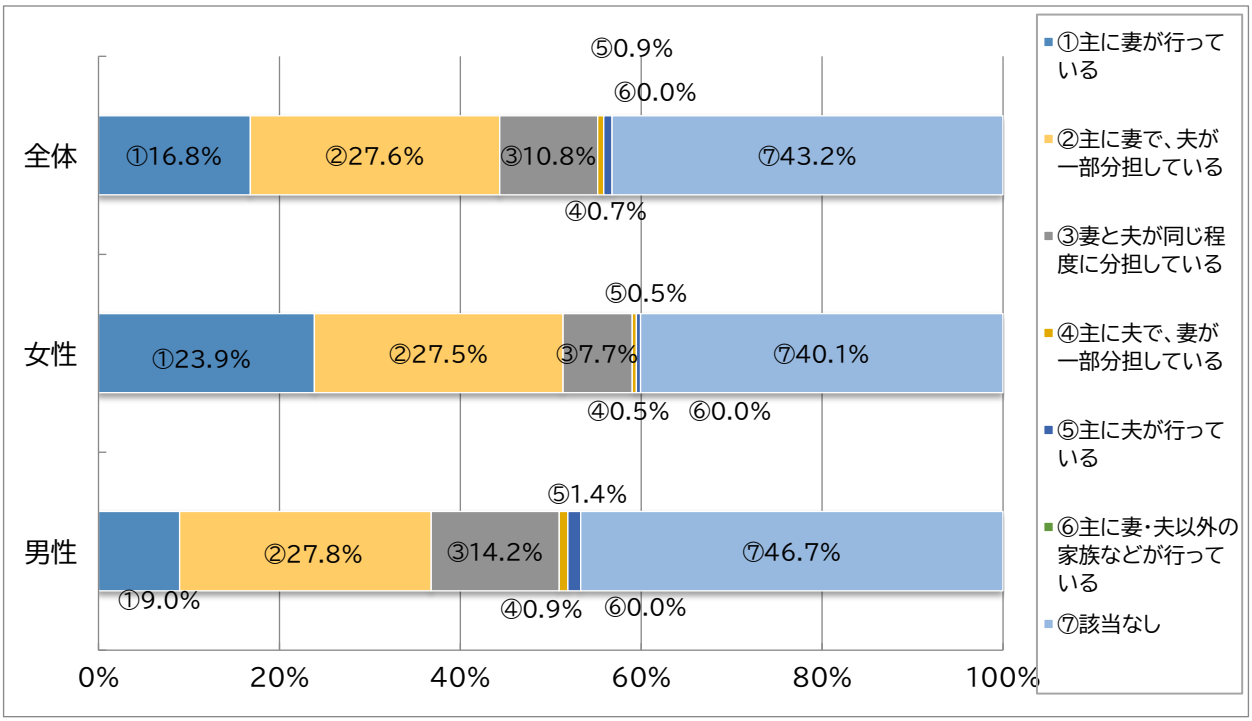
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 465	女性 N= 247	男性 N= 217	それ以外 N= 1

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

問3(イ)　あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)

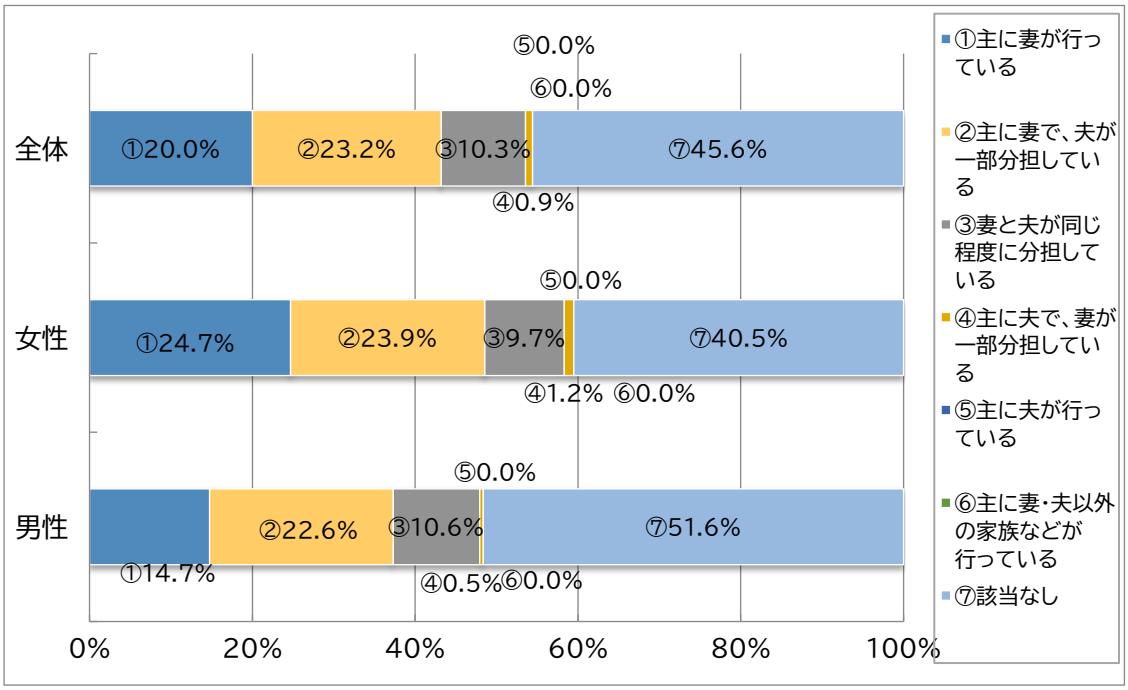


全体 N= 435	女性 N= 222	男性 N= 212	それ以外 N= 1

育児の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が23.9%、男性が9.0%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

■令和7年度調査

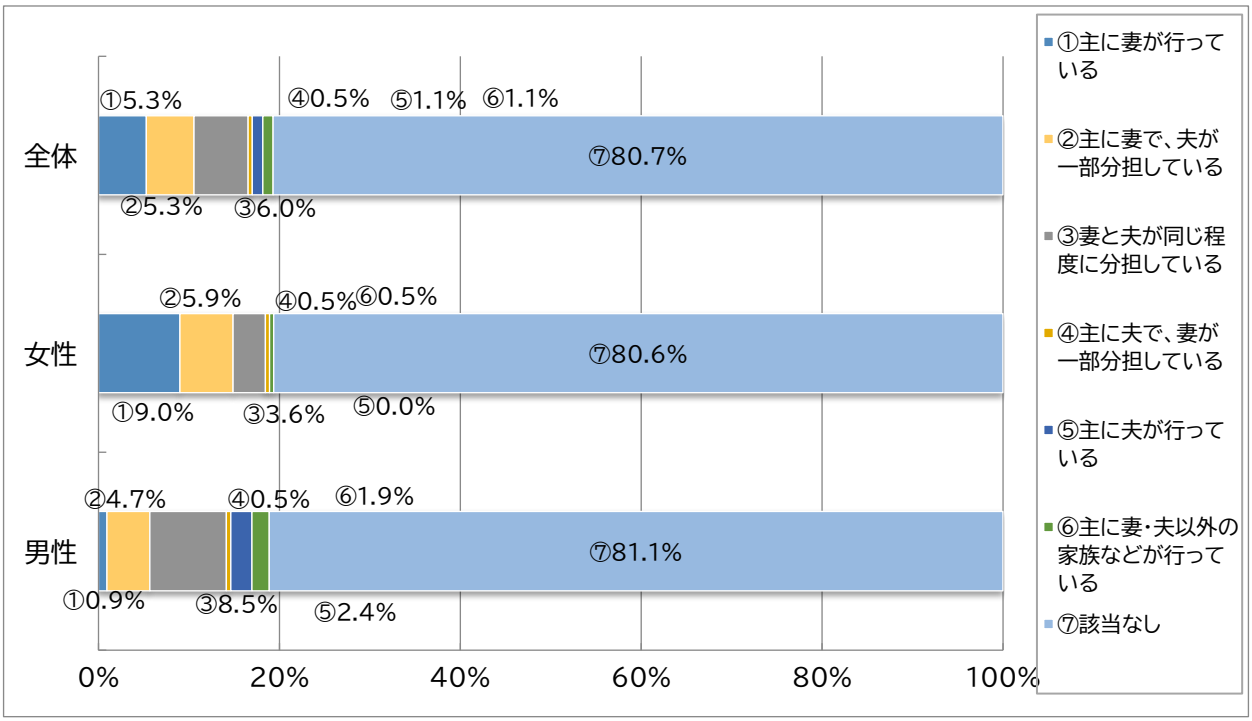
[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]
問3(イ)　あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 465	女性 N= 247	男性 N= 217	それ以外 N= 1

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]

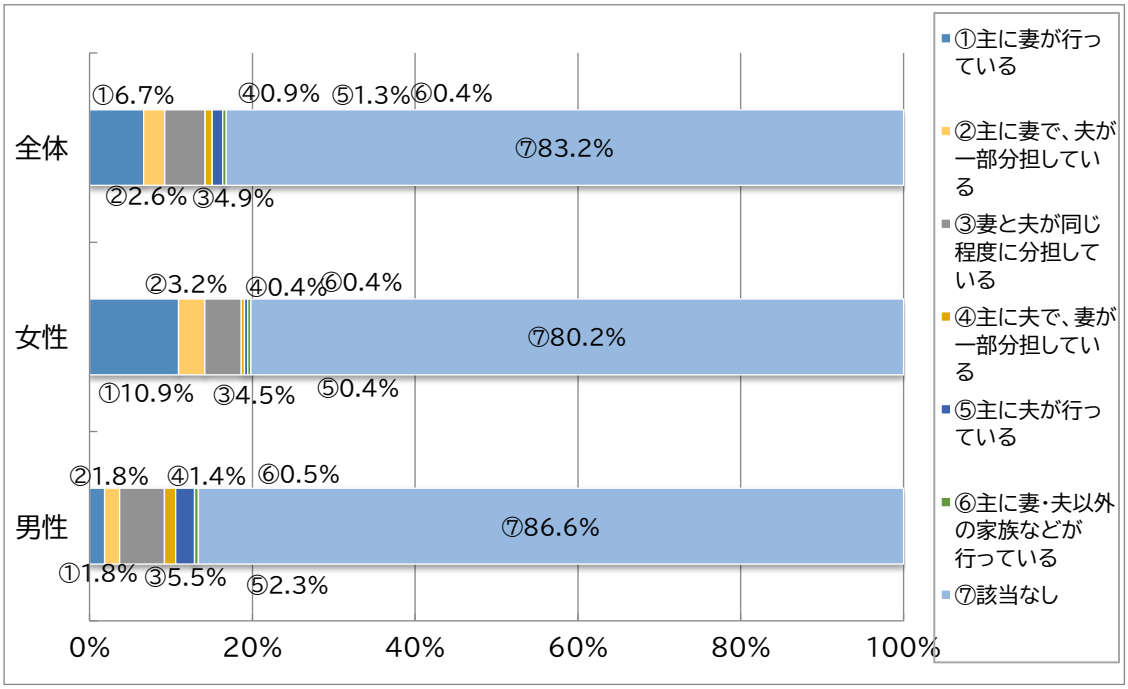
問3(ウ) あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 435　女性 N= 222　男性 N= 212　それ以外 N= 1

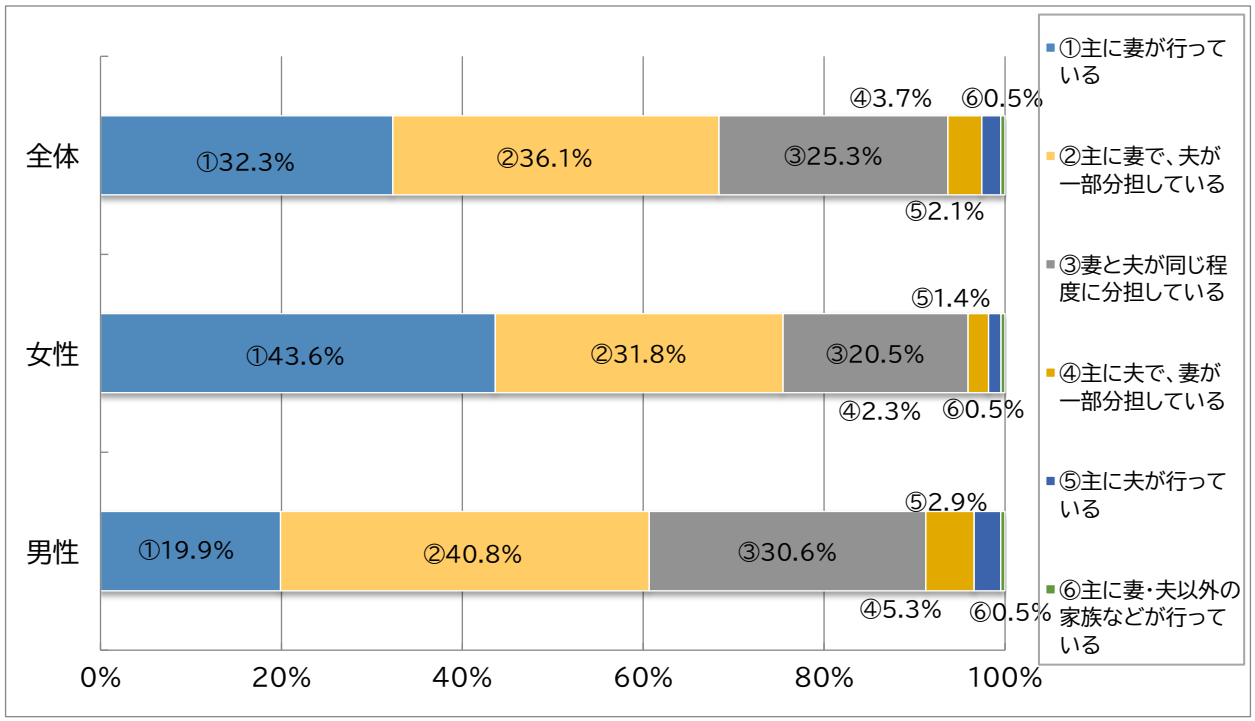
■令和7年度調査

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]
問3(ウ) あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 465　女性 N= 247　男性 N= 217　それ以外 N= 1

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)

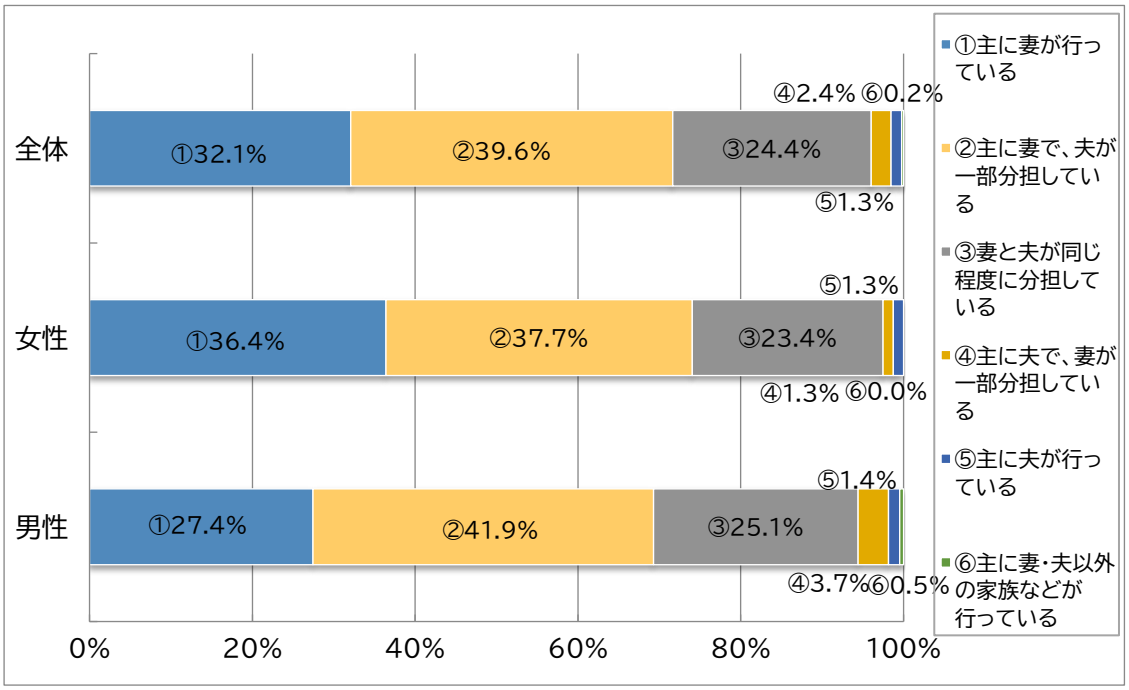


全体 N= 427	女性 N= 220	男性 N= 206	それ以外 N= 1

家事の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が43.6%、男性が19.9%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

■令和7年度調査

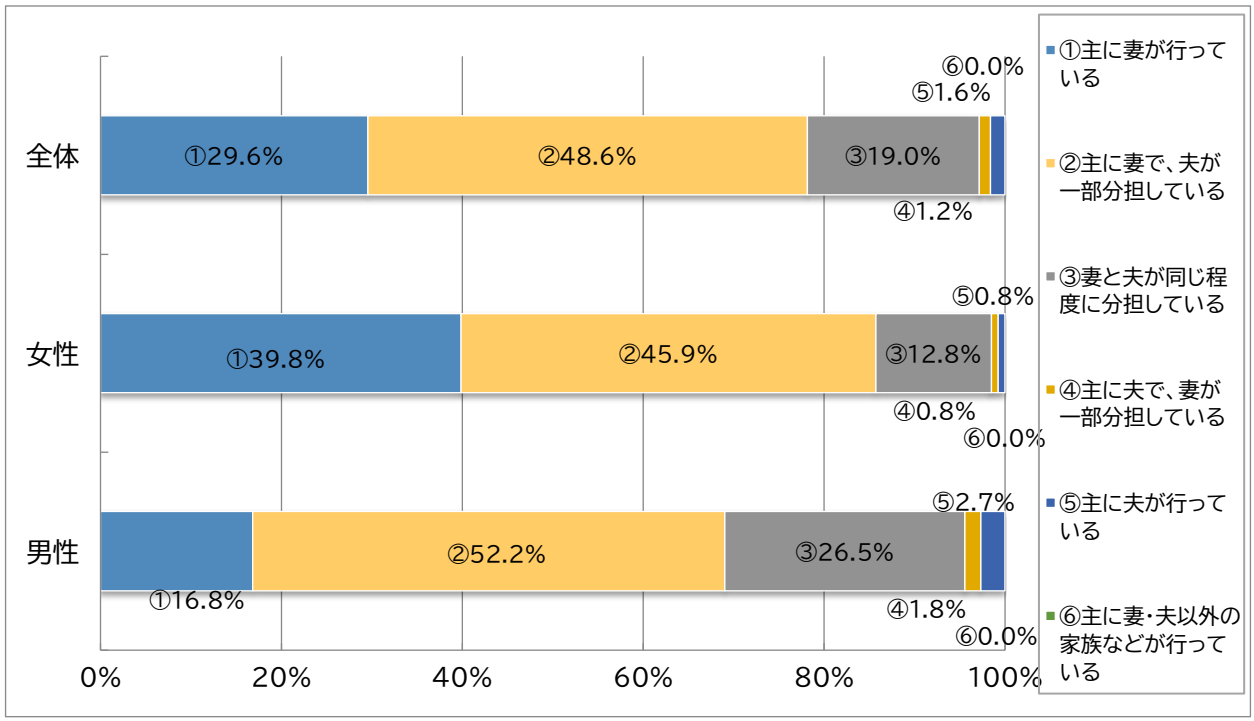
[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 455	女性 N= 239	男性 N= 215	それ以外 N= 1

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】

問3(イ)　あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)

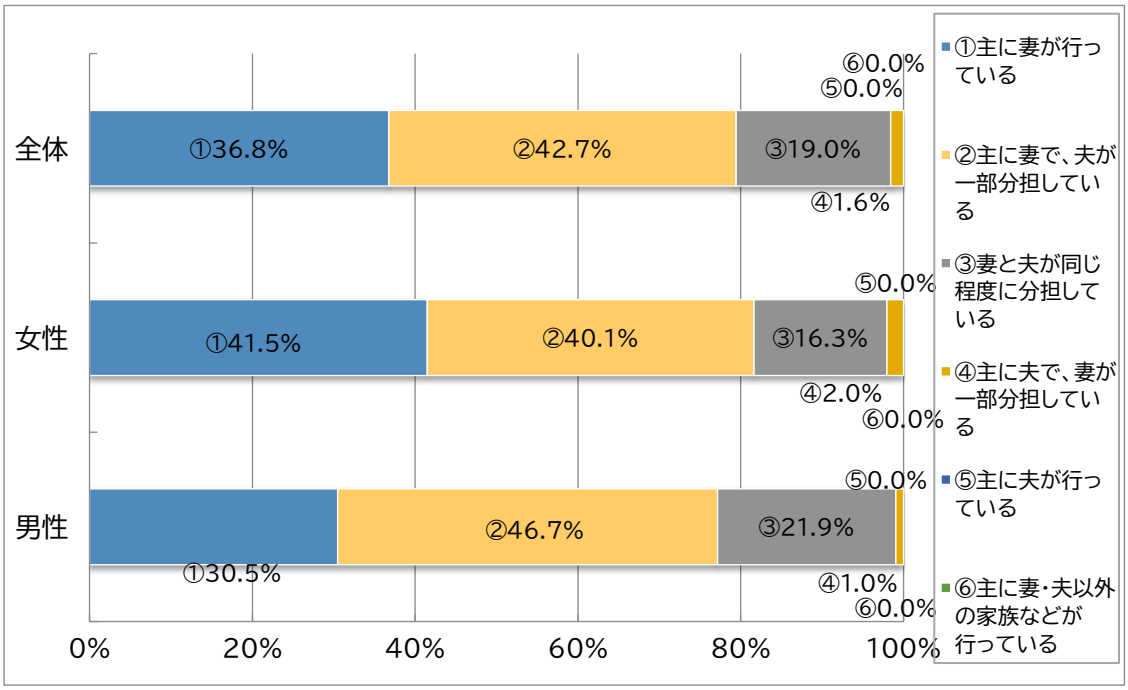


全体 N= 247	女性 N= 133	男性 N= 113	それ以外 N= 1

育児の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が39.8%、男性が16.8%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

■令和7年度調査

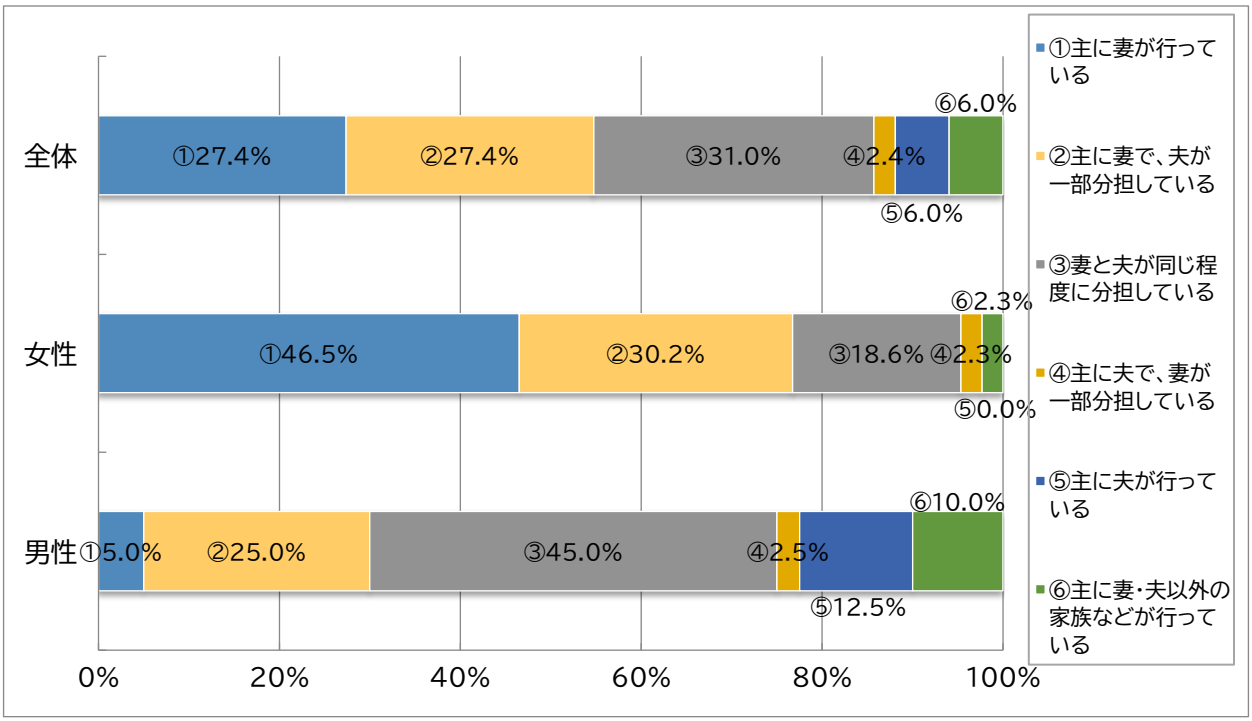
[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】
問3(イ)　あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 253	女性 N= 147	男性 N= 105	それ以外 N= 1

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】

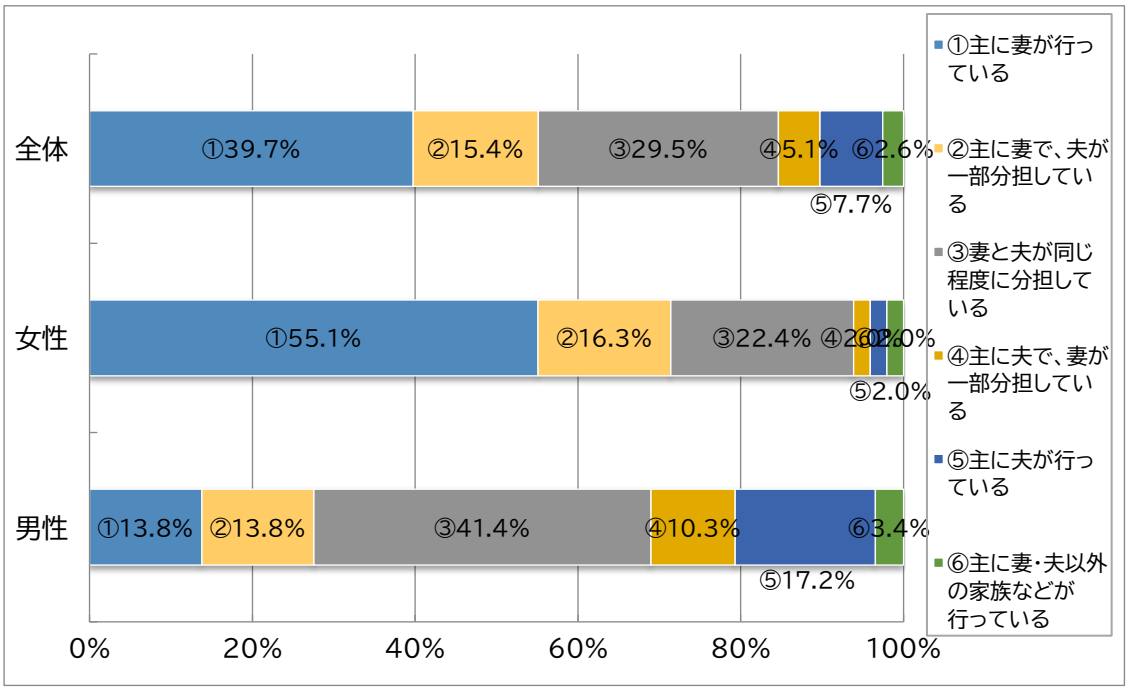
問3(ウ)　あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 84	女性 N= 43	男性 N= 40	それ以外 N= 1

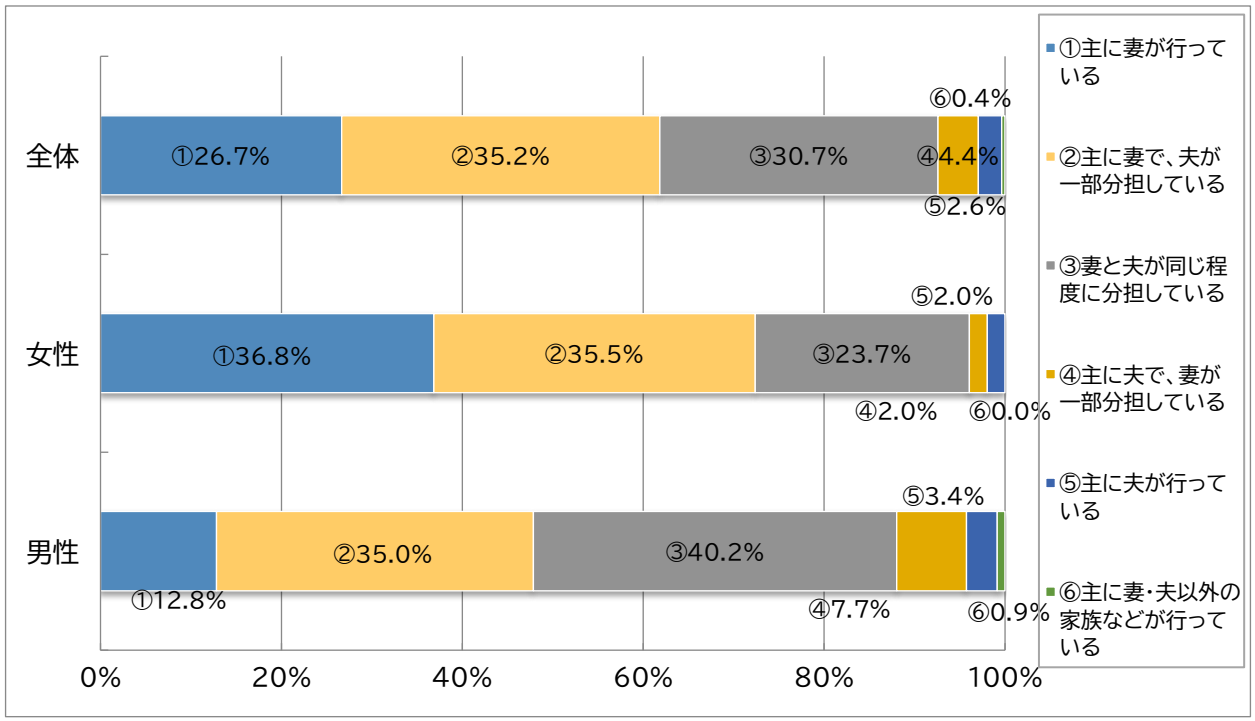
■令和7年度調査

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ]【該当なしを除く】
問3(ウ)　あなたの家庭では、介護の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 78	女性 N= 49	男性 N= 29	それ以外 N= 0

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ【該当なしを除く】【共働き世帯】]
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)

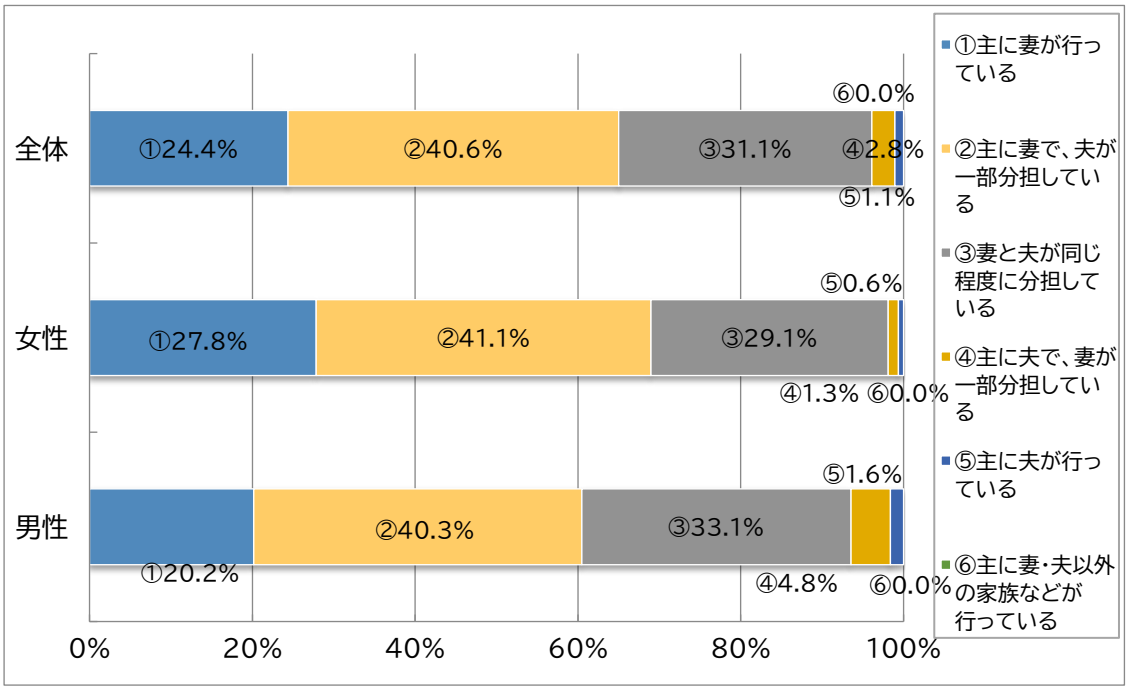


全体 N= 270	女性 N= 152	男性 N= 117	それ以外 N= 1

家事の分担について、「主に妻が行っている」と回答した人は女性が36.8%、男性が12.8%であり、夫の分担に関する認識に男女差がある。

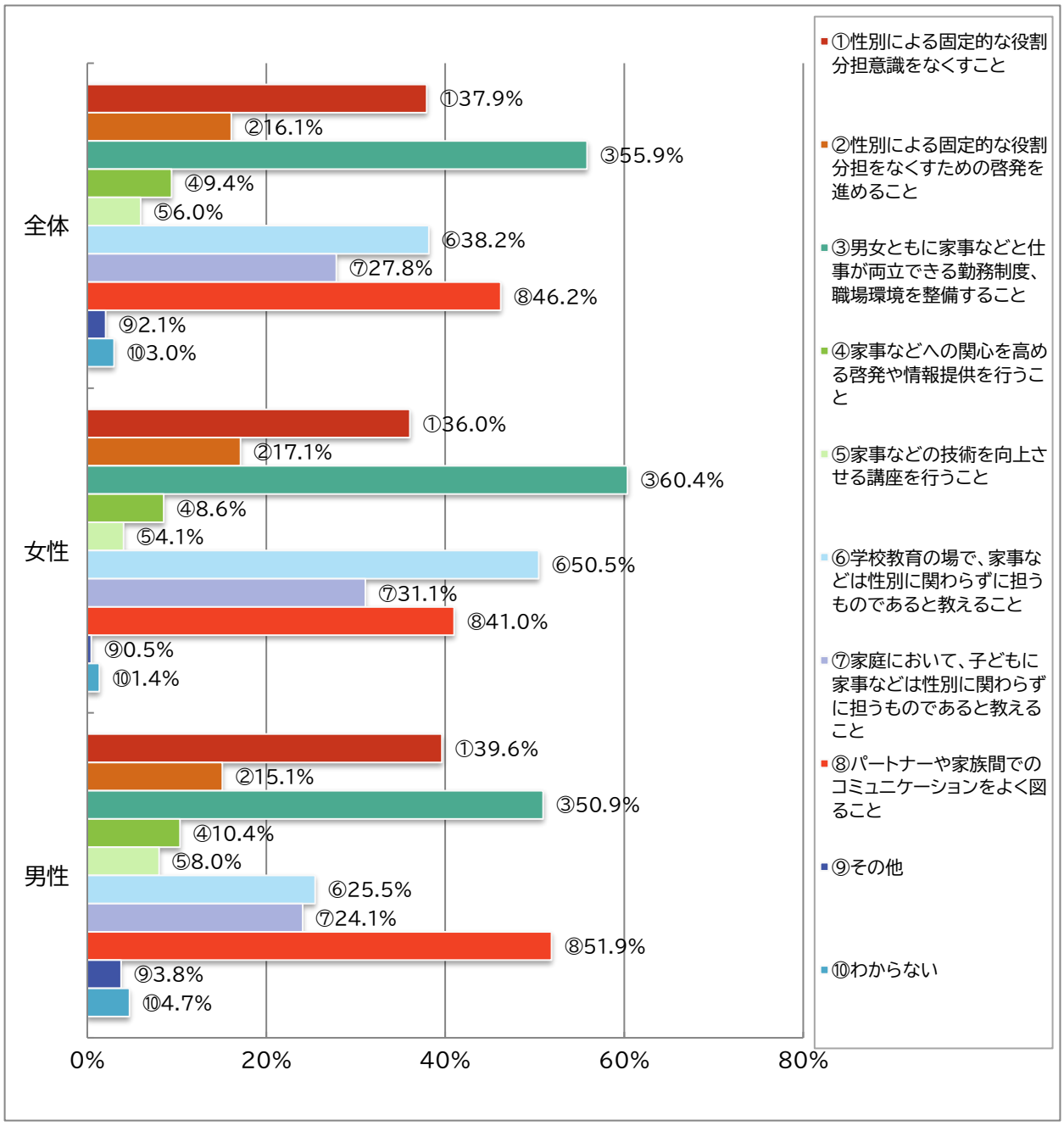
■令和7年度調査

[配偶者(事実婚の異性パートナーを含む。)がいるかたのみ【該当なしを除く】【共働き世帯】]
問3(ア) あなたの家庭では、炊事・洗濯・掃除などの家事の分担はどうしていますか。(単一回答)



全体 N= 283	女性 N= 158	男性 N= 124	それ以外 N= 1

問4　家事・育児・介護（以下、「家事など」といいます。）の分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするためには、特にどんなことが必要だと思いますか。（回答は3つまで）

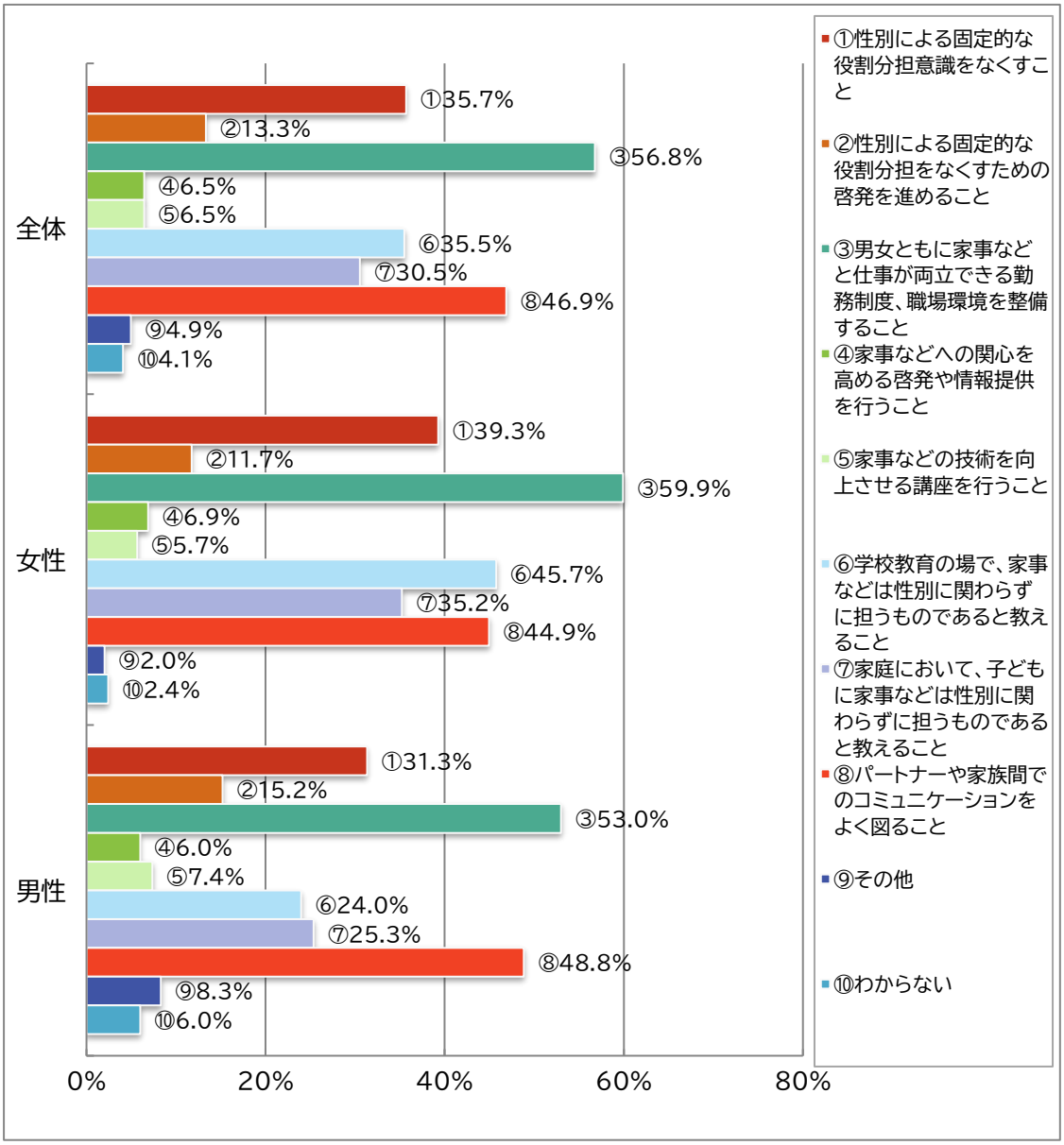


全体 N= 435　　女性 N= 222　　男性 N= 212　　それ以外 N= 1

家事などの分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするために必要なこととして、「男女ともに家事などと仕事が両立できる勤務制度、職場環境を整備すること」（55.9%）という回答が全体で最も多い。次いで「パートナーや家族間でのコミュニケーションをよく図ること」（46.2%）と回答した人が多かった。

■令和7年度調査

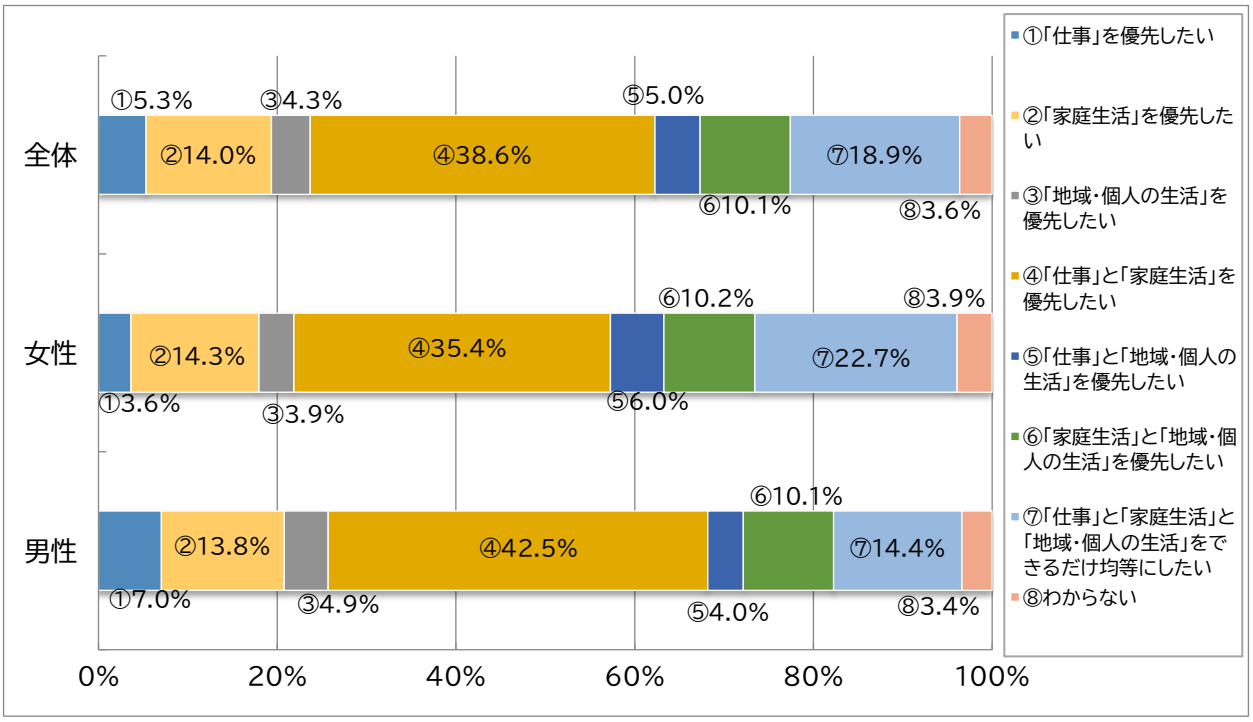
問4　家事・育児・介護（以下、「家事など」といいます。）の分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするためには、特にどんなことが必要だと思いますか。（回答は3つまで）



全体 N= 465	女性 N= 247	男性 N= 217	それ以外 N= 1

【Ⅱ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

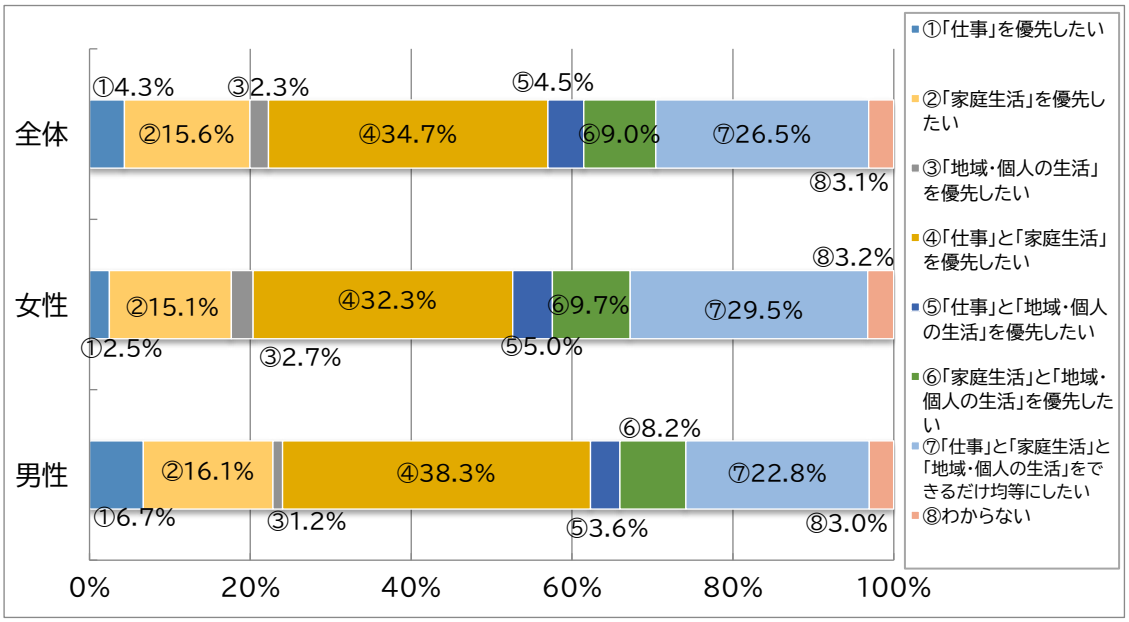
問5　人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの希望に最も近いものを選んでください。（単一回答）



全体 N= 713	女性 N= 384	男性 N= 327	それ以外 N= 2

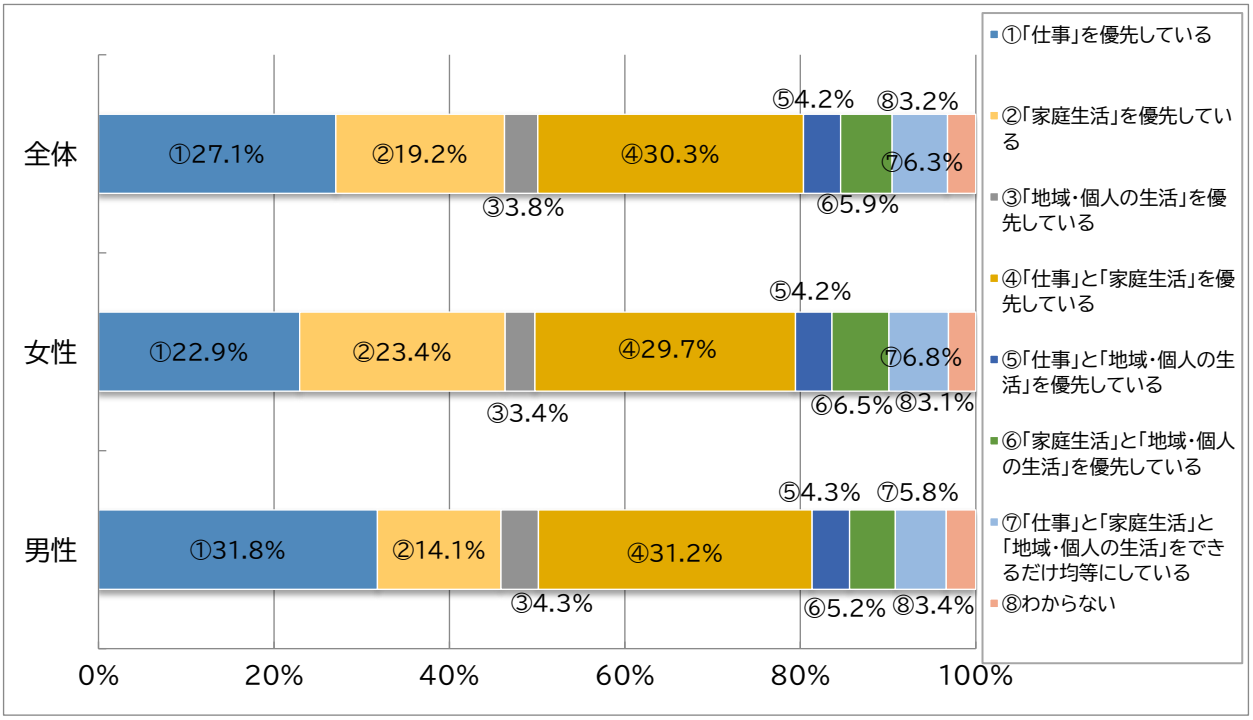
■令和7年度調査

問5　人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの希望に最も近いものを選んでください。（単一回答）



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

問6　人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの実際の状況に最も近いものを選んでください。（単一回答）

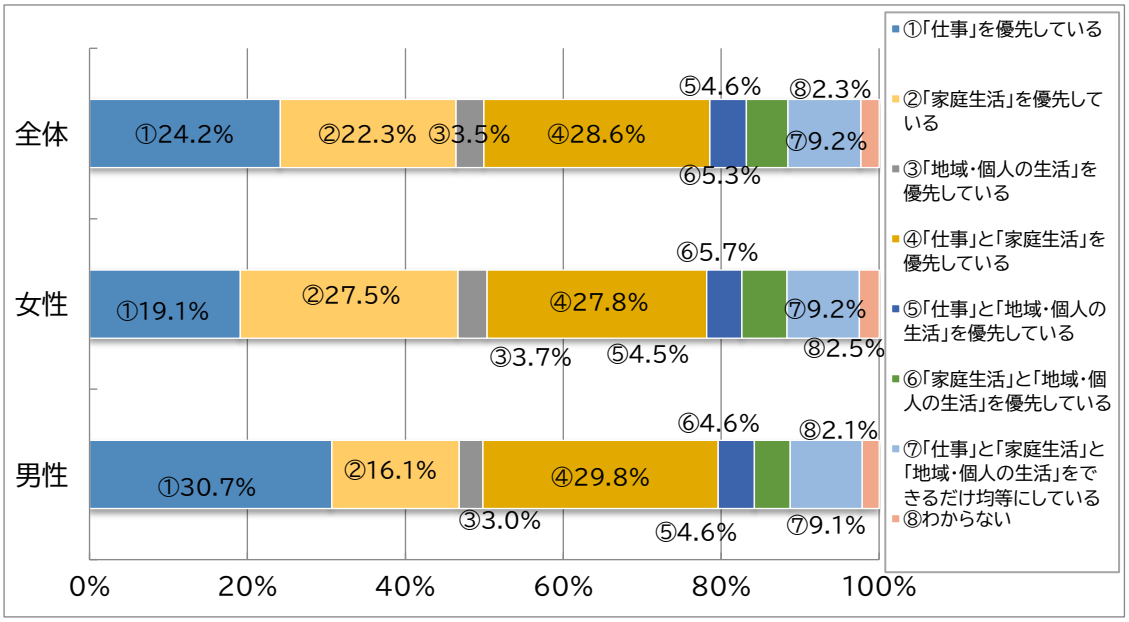


全体 N= 713	女性 N= 384	男性 N= 327	それ以外 N= 2

ワーク・ライフ・バランスの実際の状況について、全体で「仕事」と「家庭生活」を優先している及び「仕事」を優先していると回答した人の割合が増加し、「家庭生活」を優先している回答した人の割合が減少した。

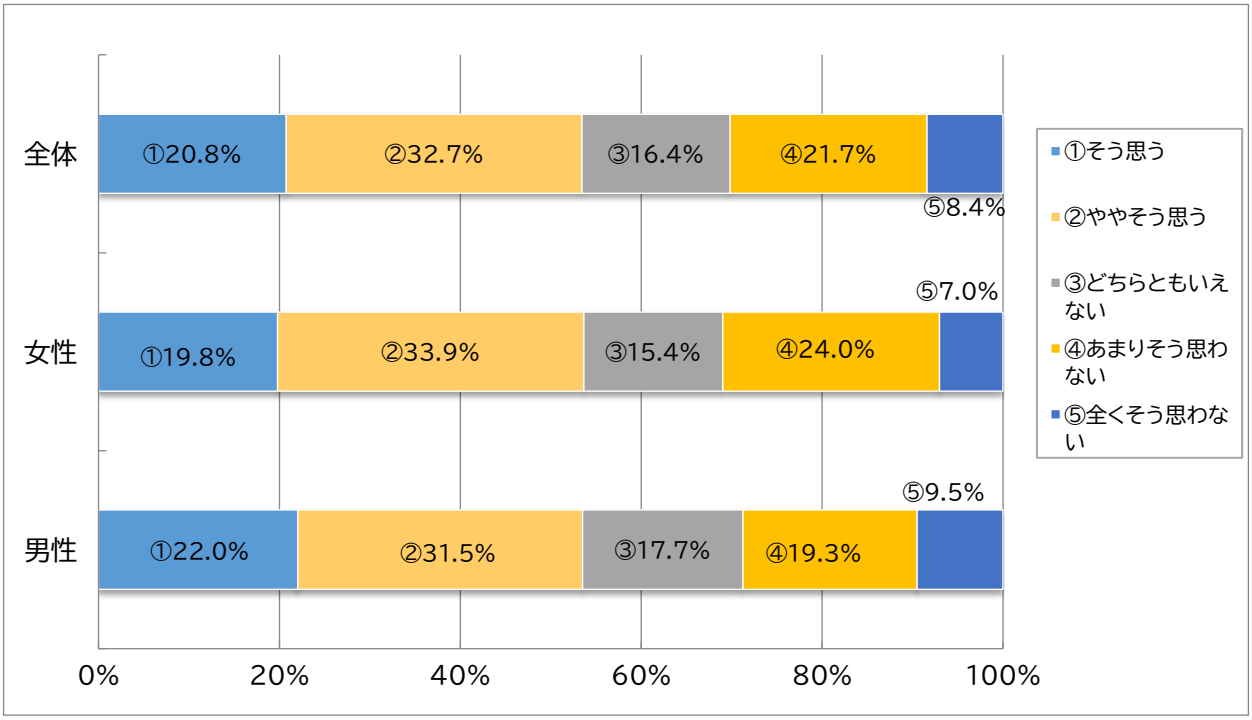
■令和7年度調査

問6　人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの実際の状況に最も近いものを選んでください。（単一回答）



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

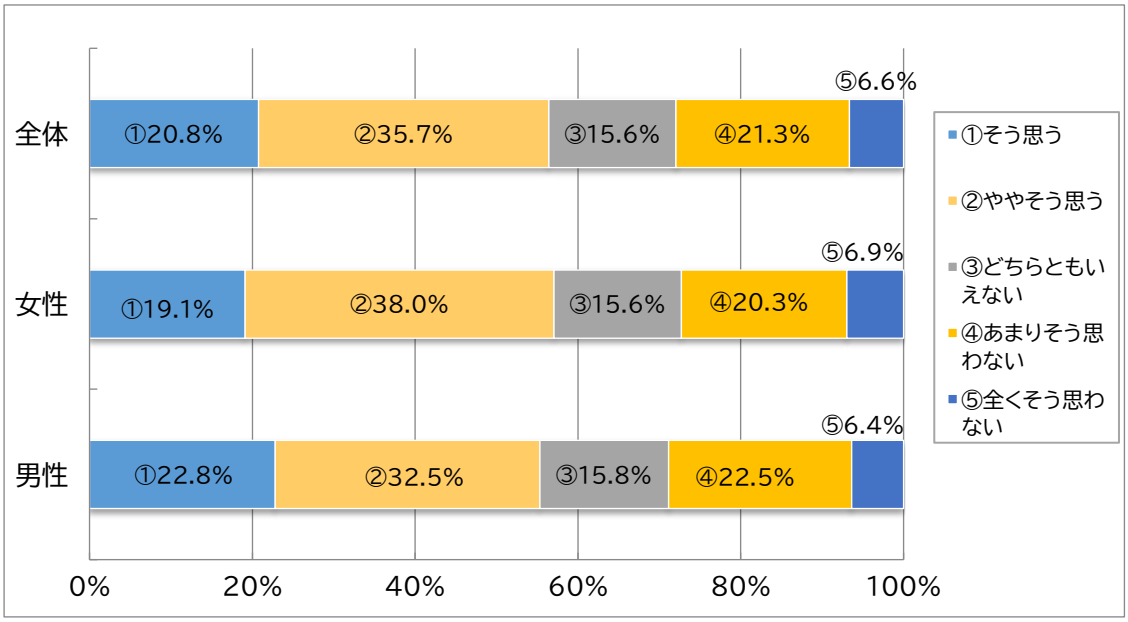
問7　あなたは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれていると思いますか。（単一回答）



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

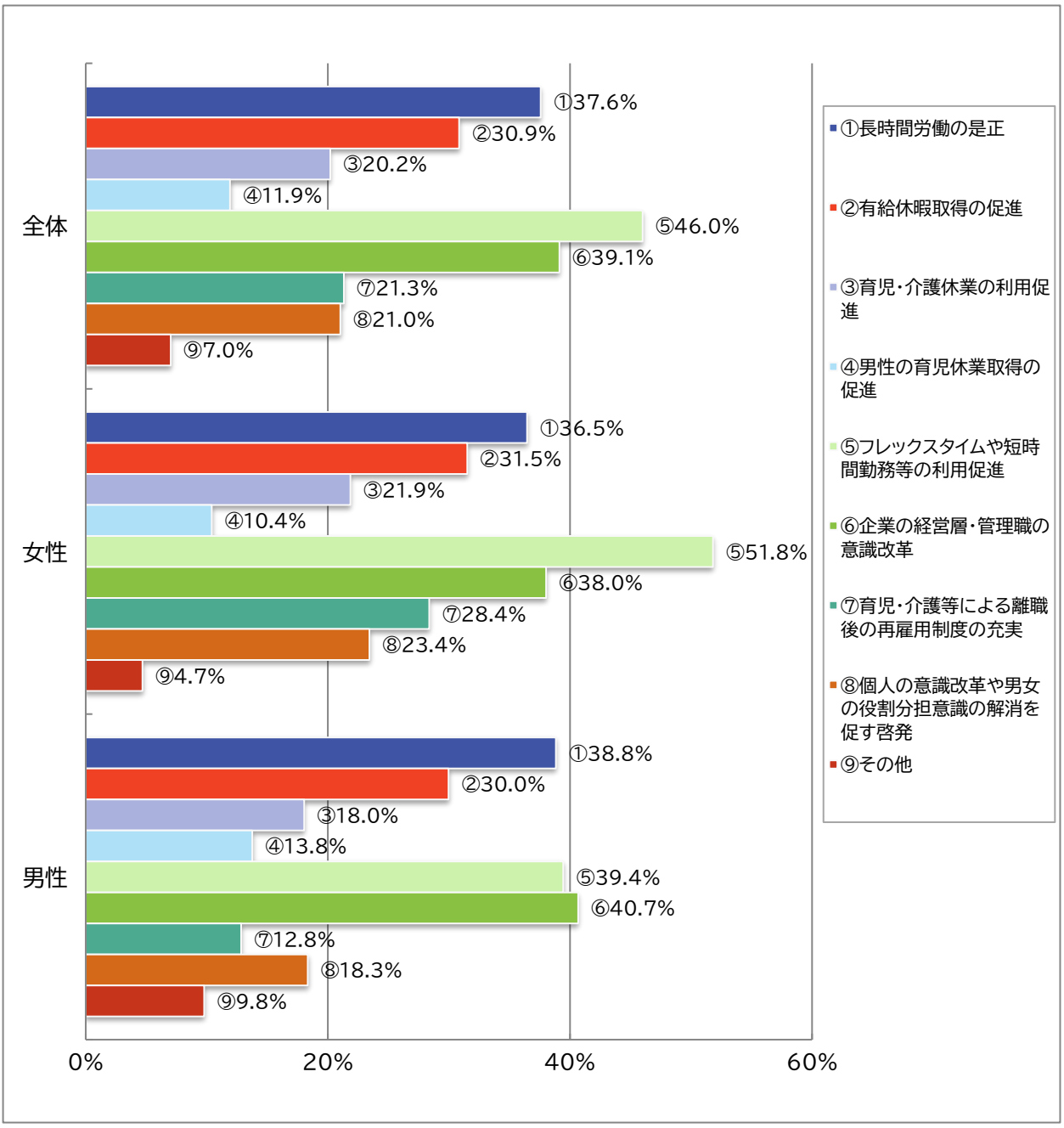
■令和7年度調査

問7　あなたは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれていると思いますか。（単一回答）



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

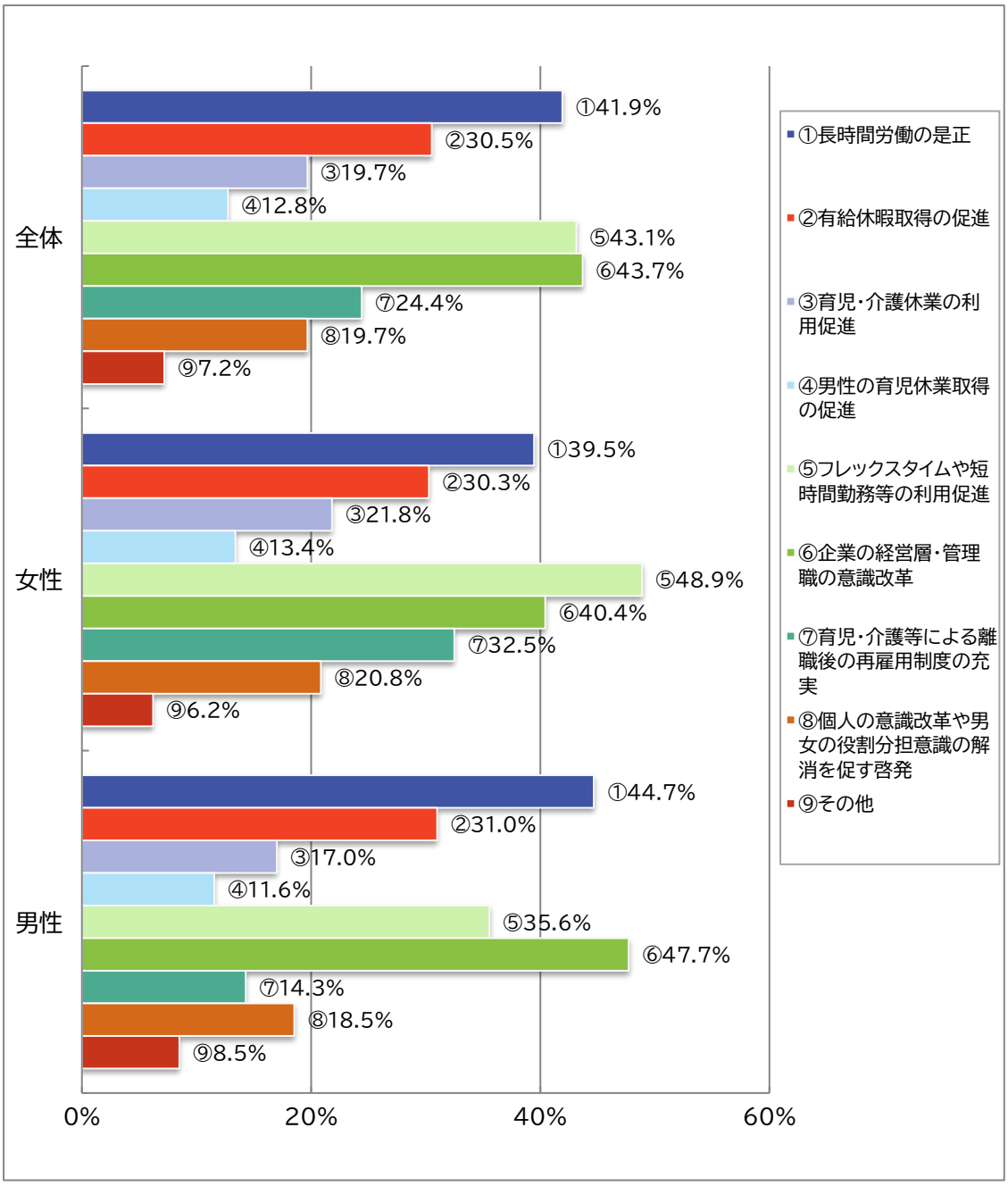
問8　ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働く場において特にどのような取組が必要だと思いますか。（回答は3つまで）



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

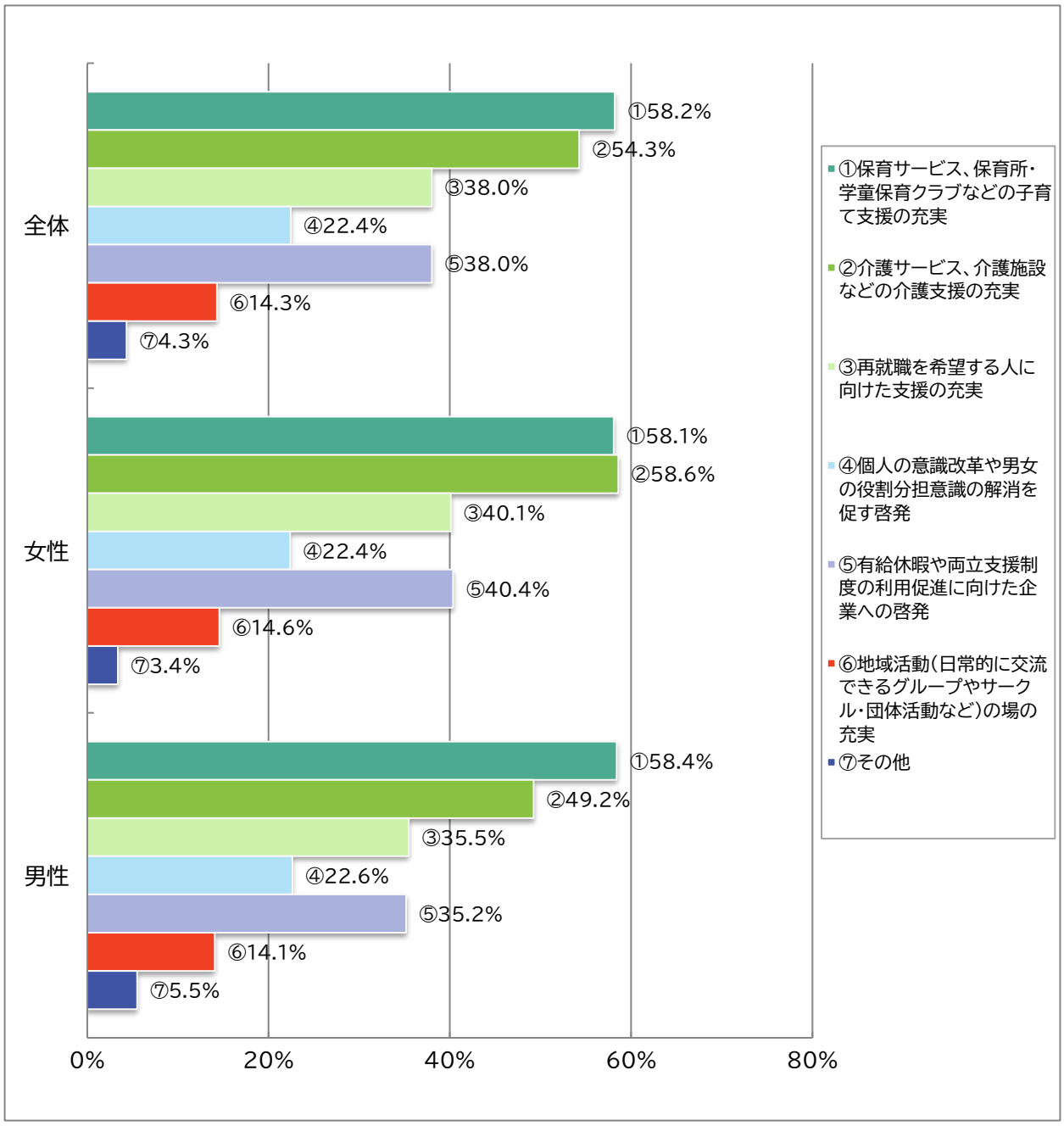
■令和7年度調査

問8　ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働く場において特にどのような取組が必要だと思いますか。(回答は3つまで)



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

問9　ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、行政・地域社会において特にどのような取組が必要だと思いますか。（回答は3つまで）

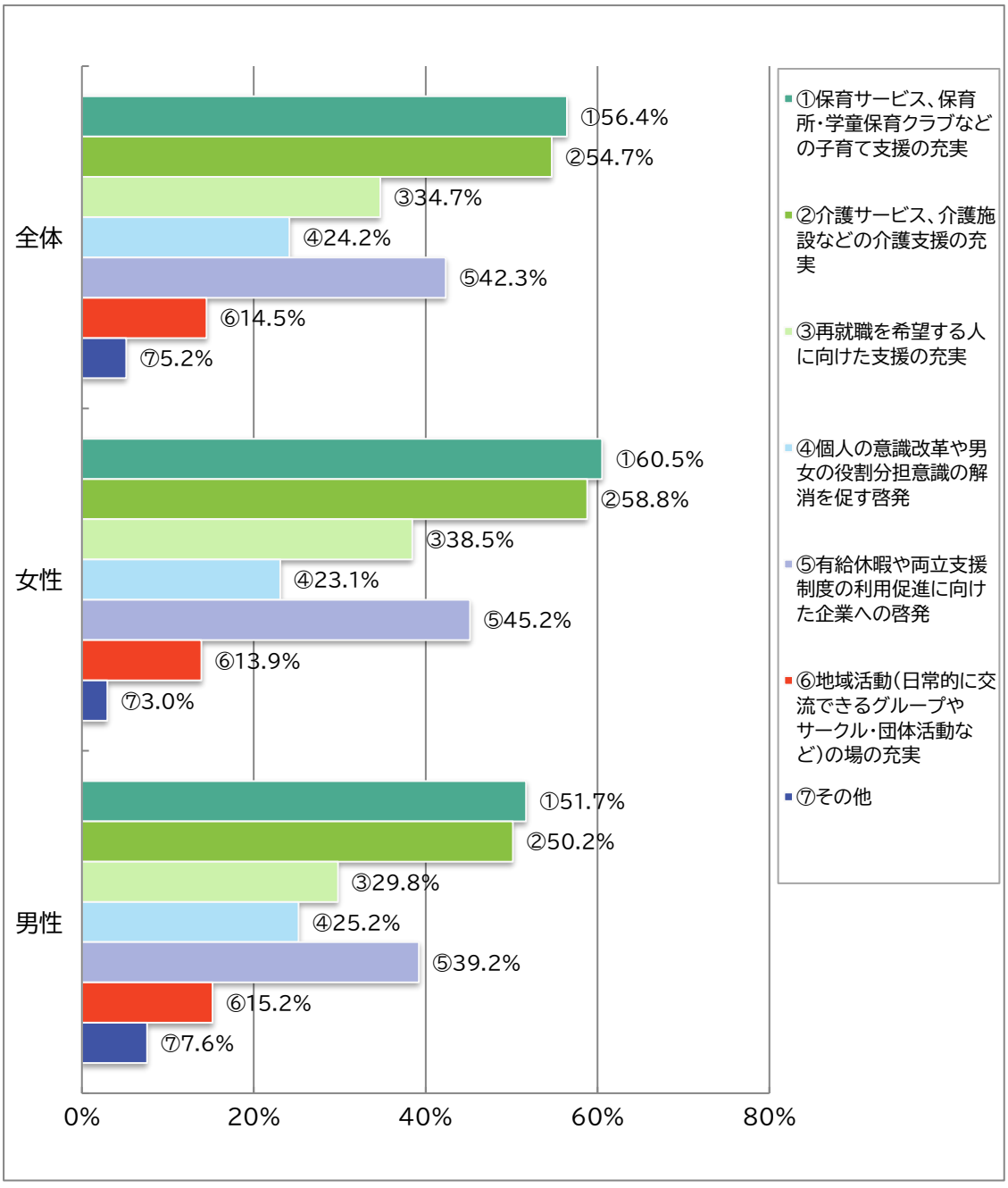


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

ワーク・ライフ・バランスの実現に必要な行政・地域社会の取組について、全体で「保育サービス、保育所・学童保育クラブなどの子育て支援の充実」（58.2%）という回答が最も多く、次いで「介護サービス、介護施設などの介護支援の充実」（54.3%）という回答が多かった。

■令和7年度調査

問9　ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、行政・地域社会において特にどのような取組が必要だと思いますか。(回答は3つまで)

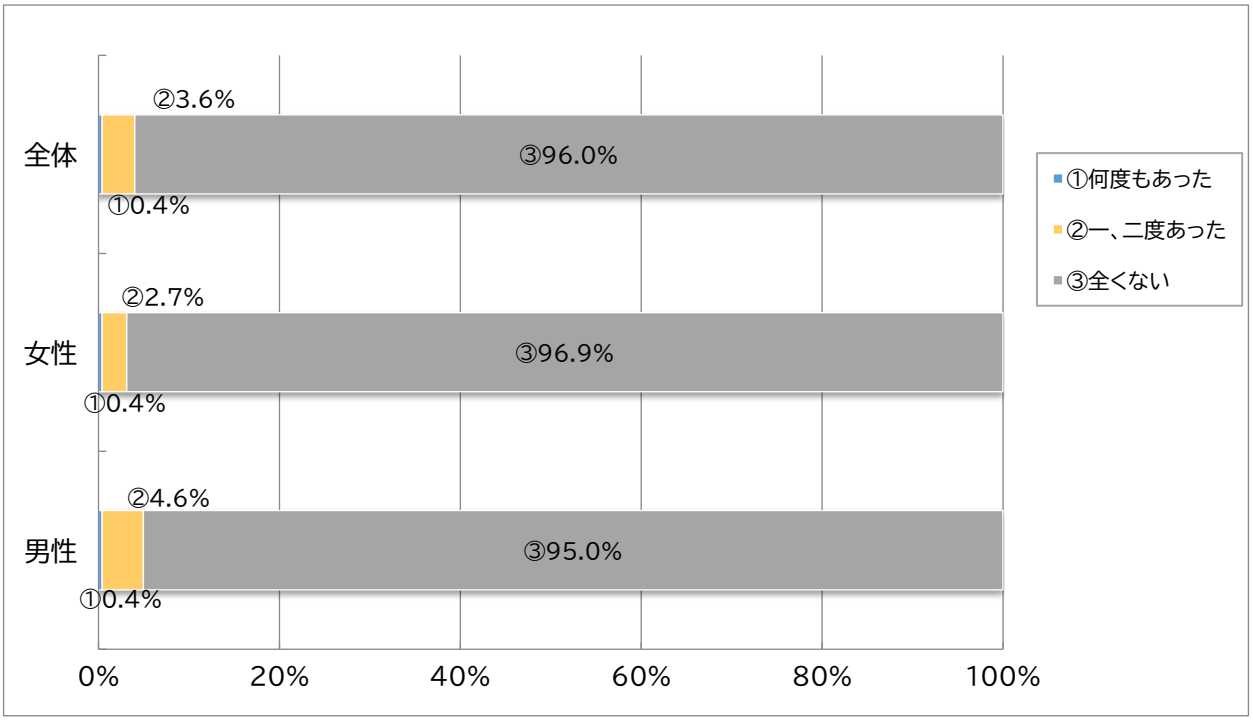


全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

【Ⅲ　人権・性の多様性の尊重】

[パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)がいる(過去1年以内にいた)かたのみ]

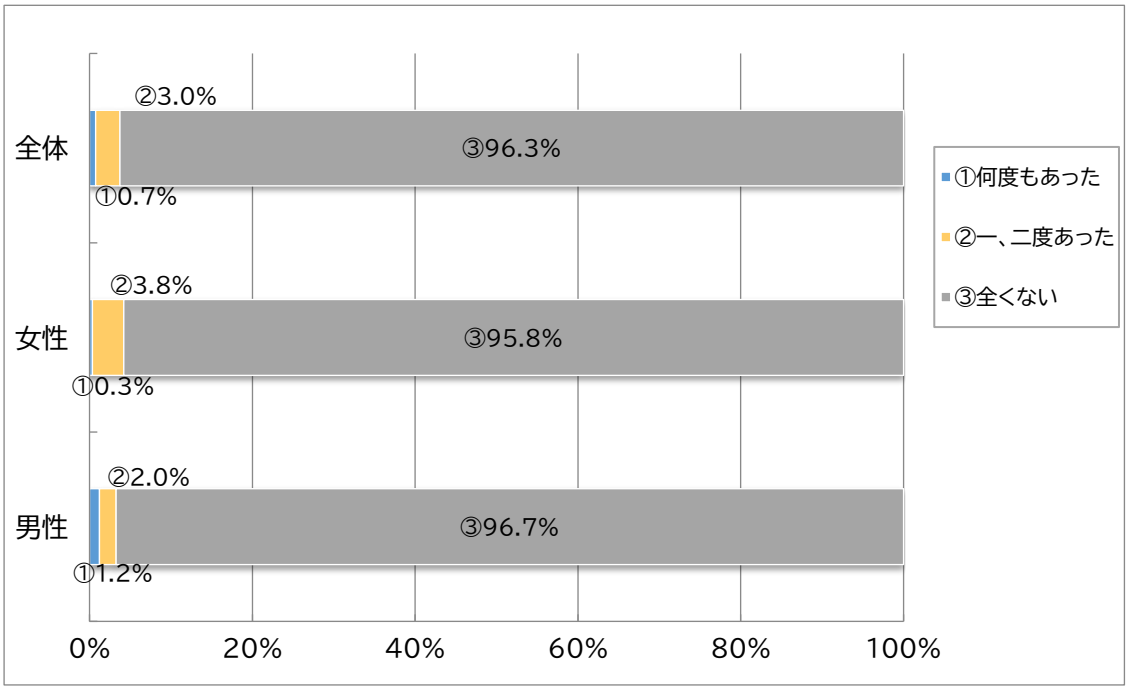
問10(ア)　あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、身体的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 498	女性 N= 255	男性 N= 241	それ以外 N= 2

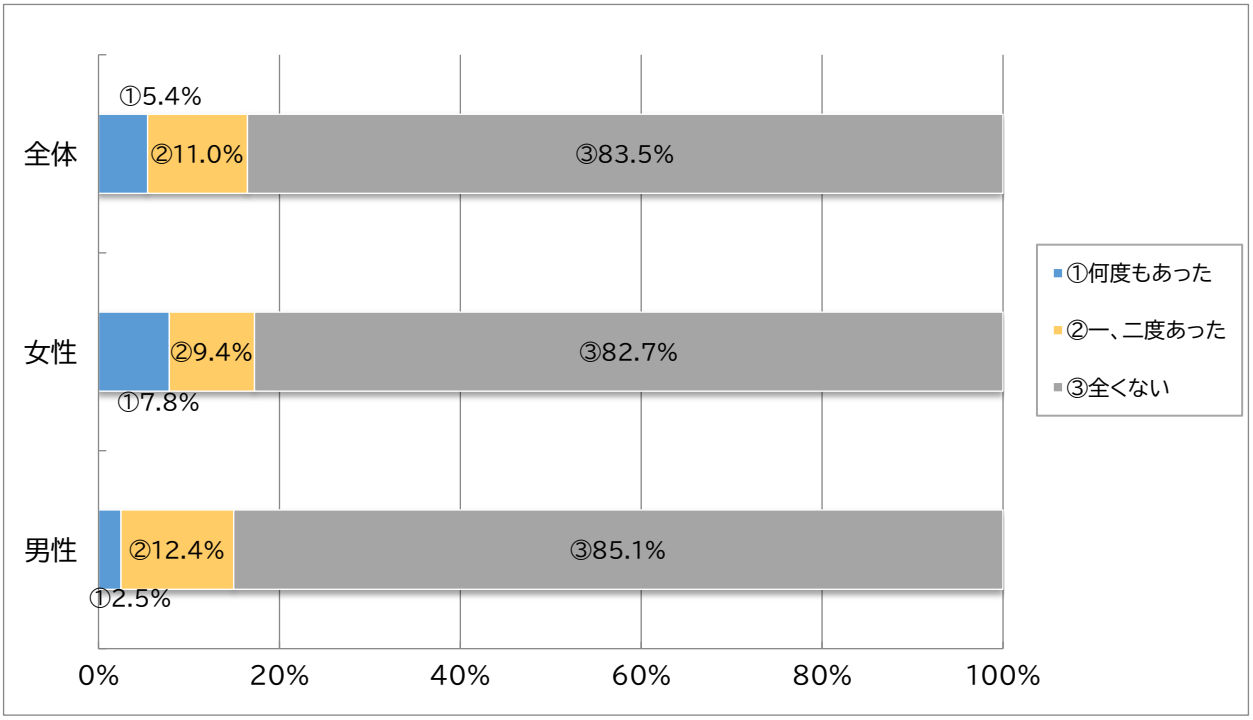
■令和7年度調査

問10(ア)　あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、身体的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 536	女性 N= 286	男性 N= 246	それ以外 N= 4

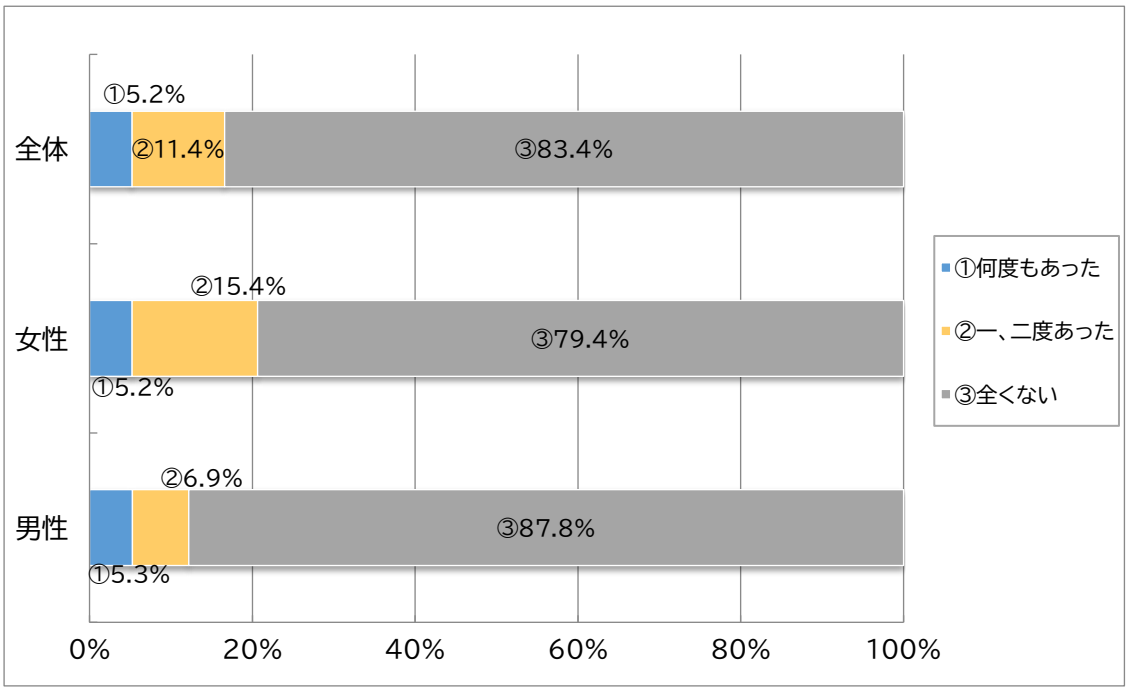
問10(イ)　あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、精神的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 498　　女性 N= 255　　男性 N= 241　　それ以外 N= 2

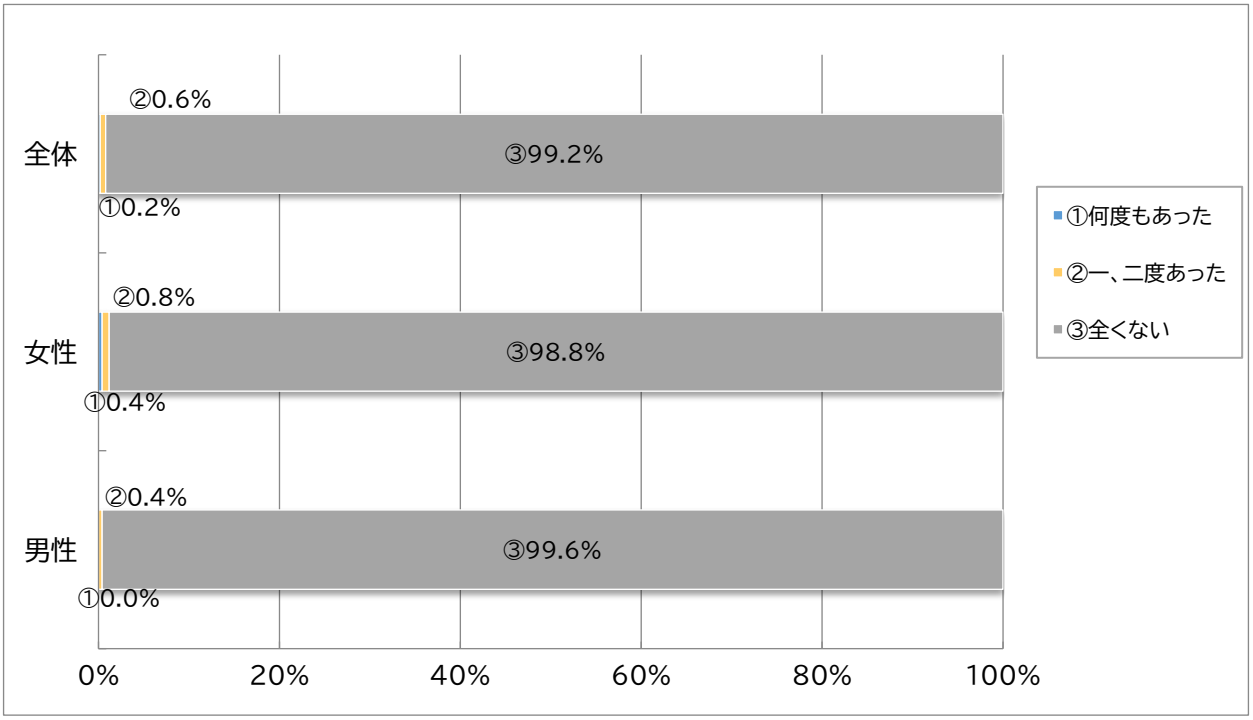
■令和7年度調査

問10(イ)　あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、精神的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 536　　女性 N= 286　　男性 N= 246　　それ以外 N= 4

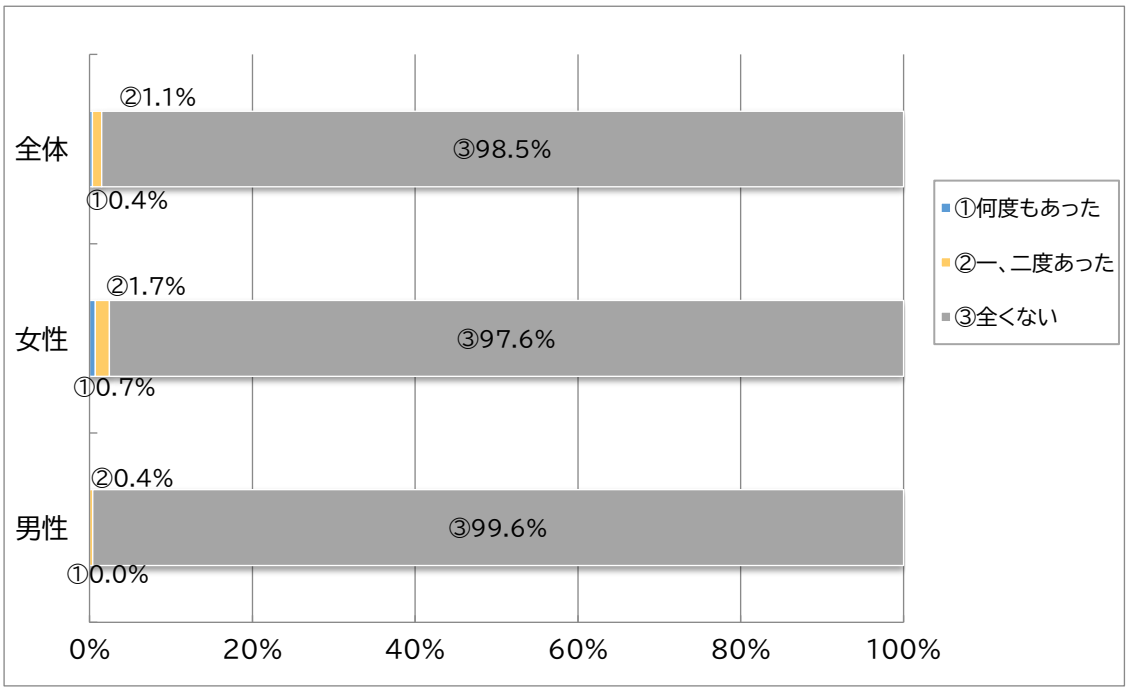
問10(ウ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、性的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 498　　女性 N= 255　　男性 N= 241　　それ以外 N= 2

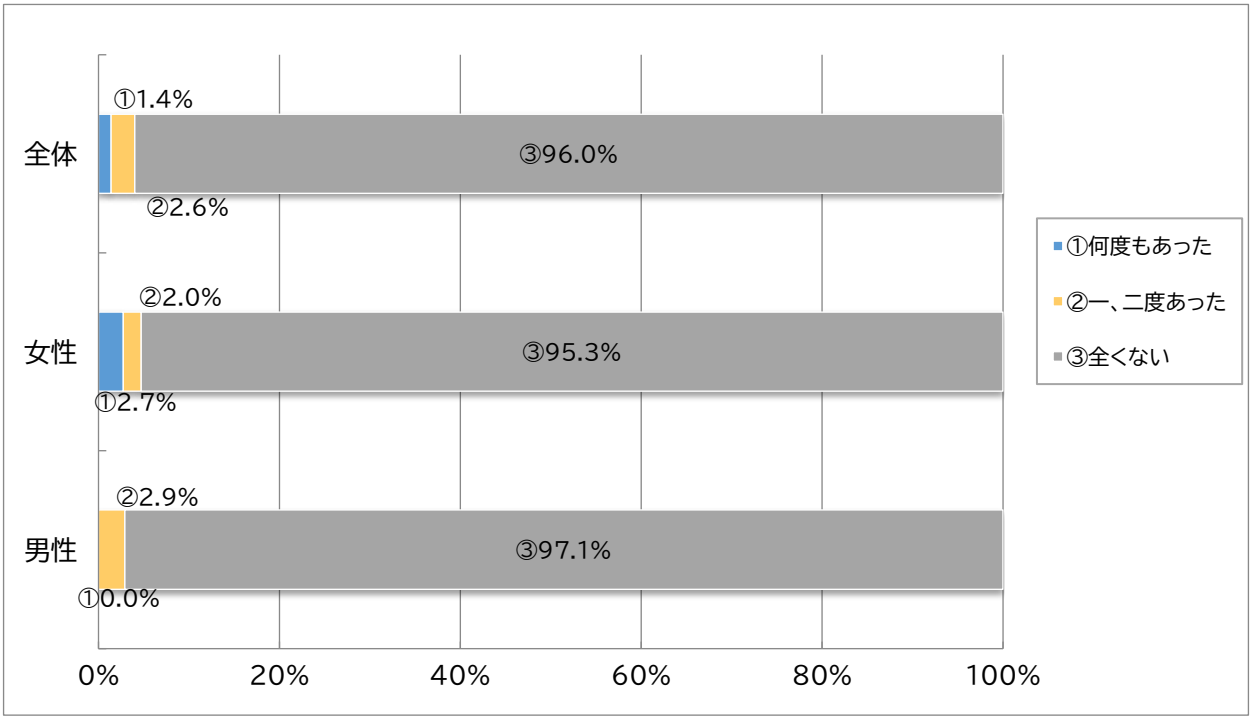
■令和7年度調査

問10(ウ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、性的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 536　　女性 N= 286　　男性 N= 246　　それ以外 N= 4

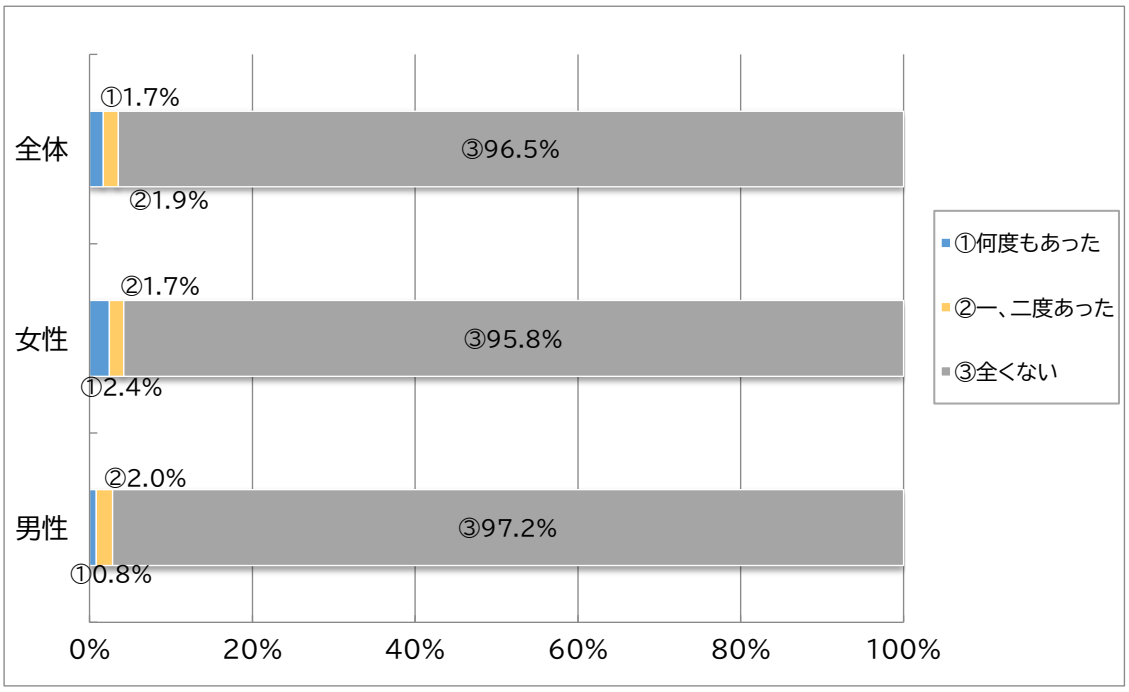
問10(エ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、経済的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 498　女性 N= 255　男性 N= 241　それ以外 N= 2

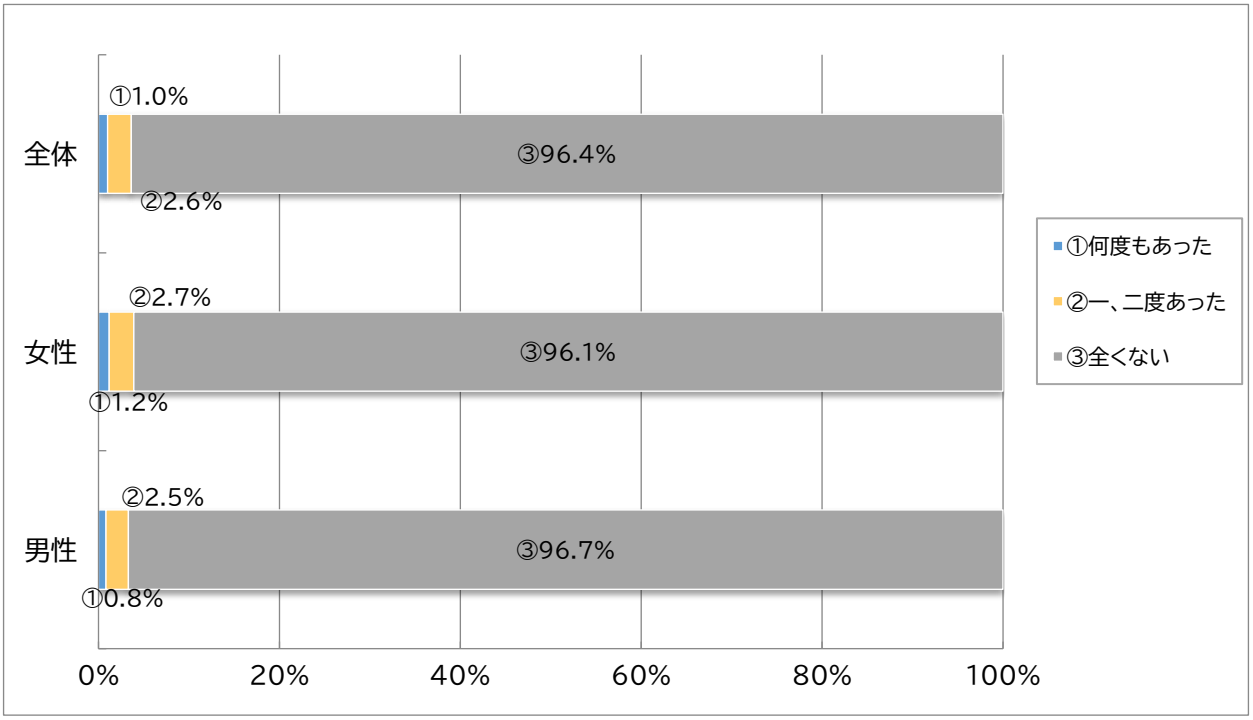
■令和7年度調査

問10(エ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、経済的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 536　女性 N= 286　男性 N= 246　それ以外 N= 4

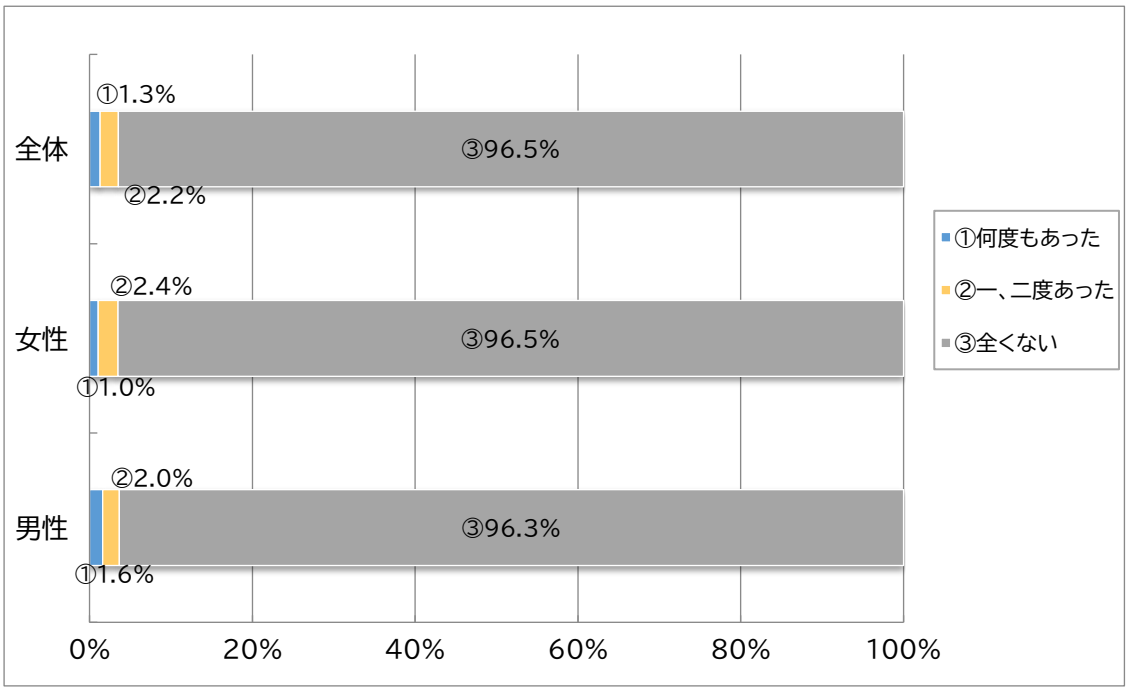
問10(オ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、社会的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 498　　女性 N= 255　　男性 N= 241　　それ以外 N= 2

■令和7年度調査

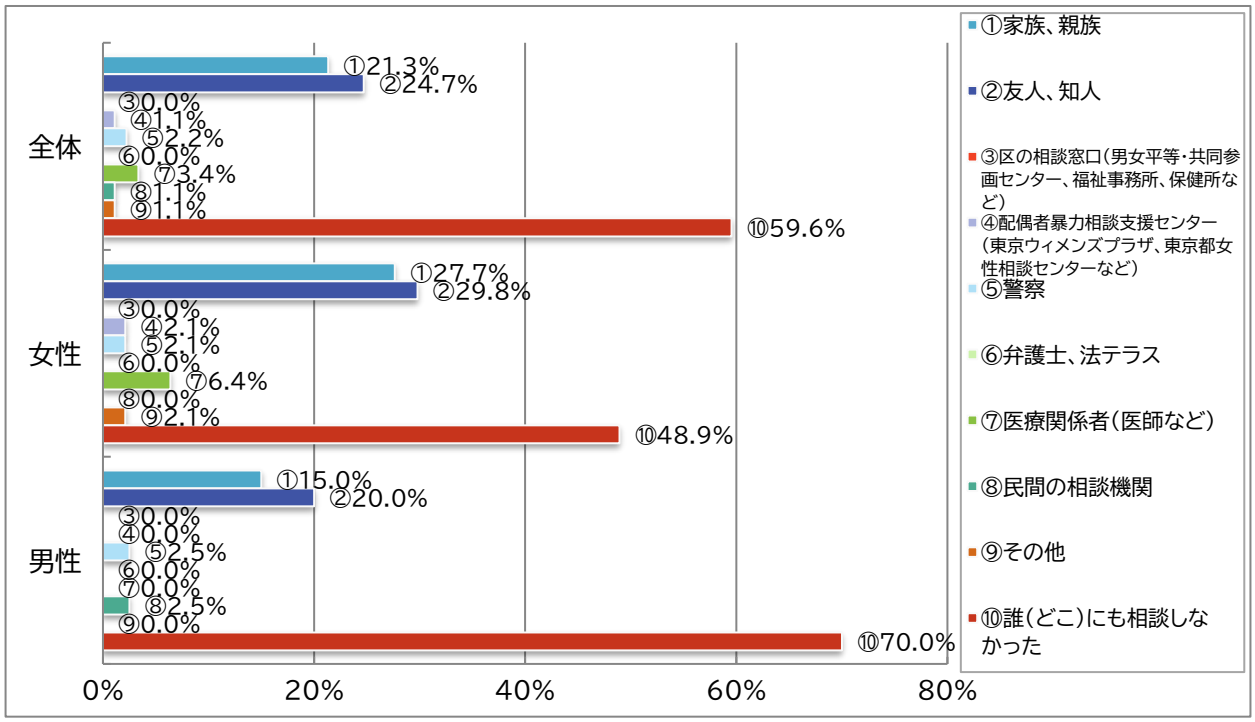
問10(オ) あなたはこの1年間に、パートナー(配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手)から、社会的暴力をされたことがありますか。(単一回答)



全体 N= 536　　女性 N= 286　　男性 N= 246　　それ以外 N= 4

[(ア)から(オ)で一つでも「何度もあった」「一、二度あった」と回答した中で]

問10-1　誰(どこ)かに相談しましたか。(複数回答)

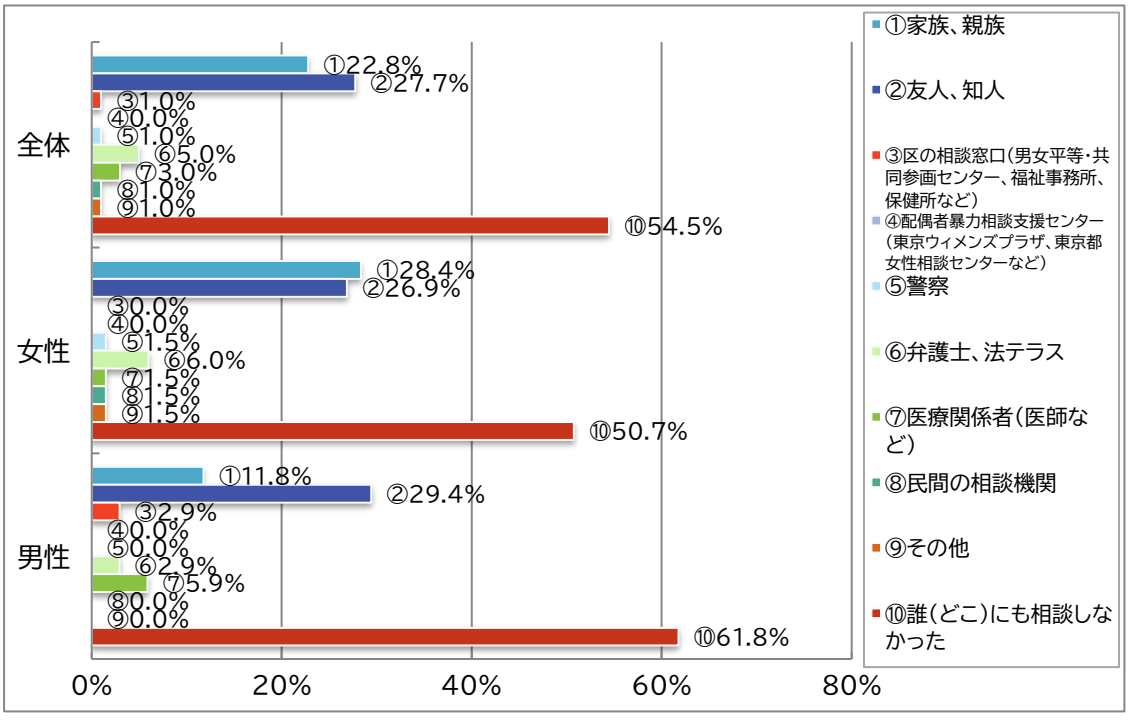


全体 N= 89	女性 N= 47	男性 N= 40	それ以外 N= 2

男女ともに「誰（どこ）にも相談しなかった」という回答が最も多く、女性が49.8%、男性が70.0%で男女差も大きい。

■令和7年度調査

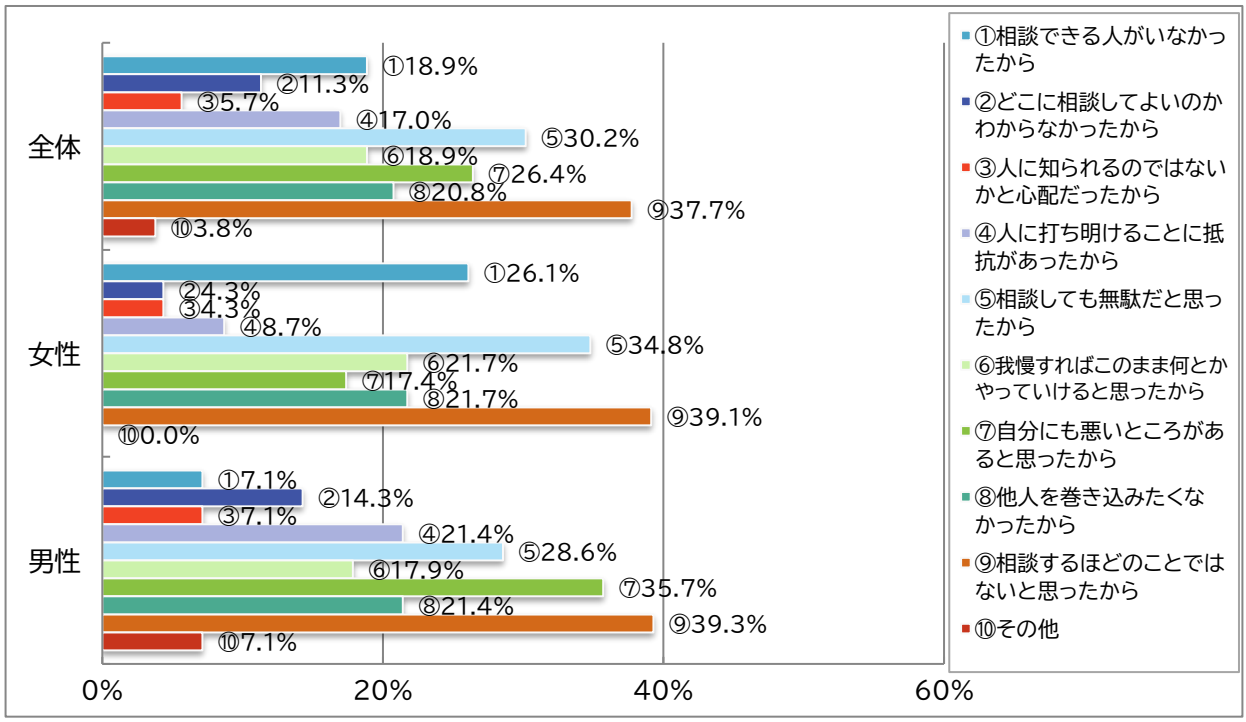
問10-1　誰(どこ)かに相談しましたか。(複数回答)



全体 N= 101	女性 N= 67	男性 N= 34	それ以外 N= 0

[問10-1で「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答した中で]

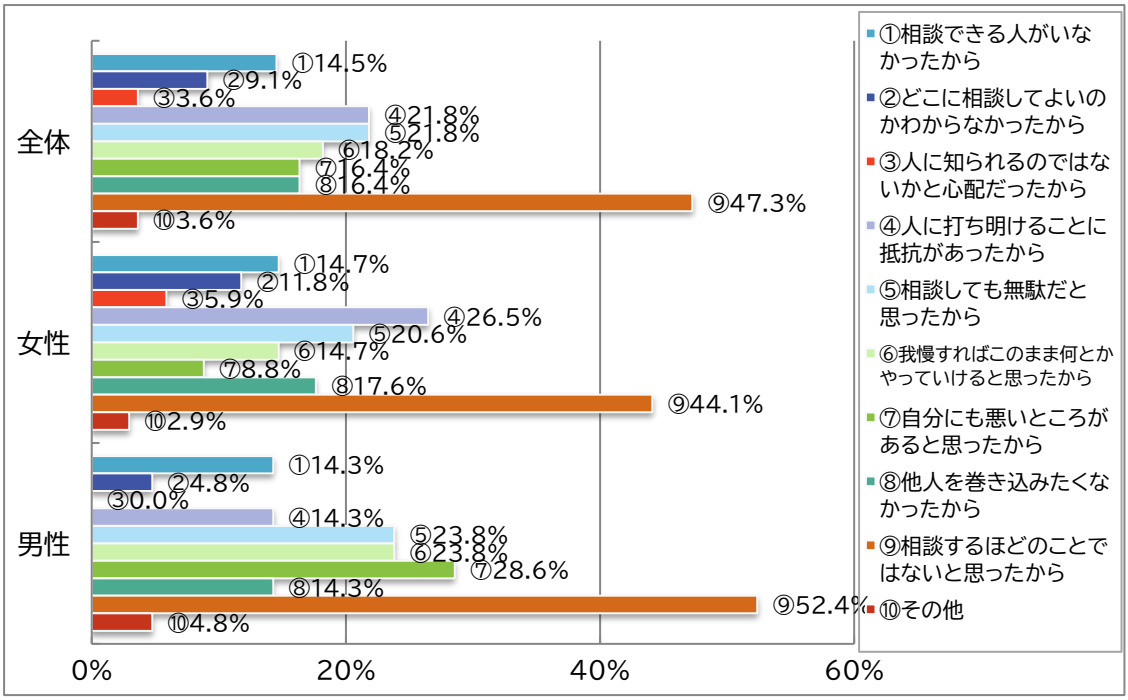
問10-2　相談しなかった理由は、次のどれですか。(複数回答)



全体 N= 53	女性 N= 23	男性 N= 28	それ以外 N= 2

■令和7年度調査

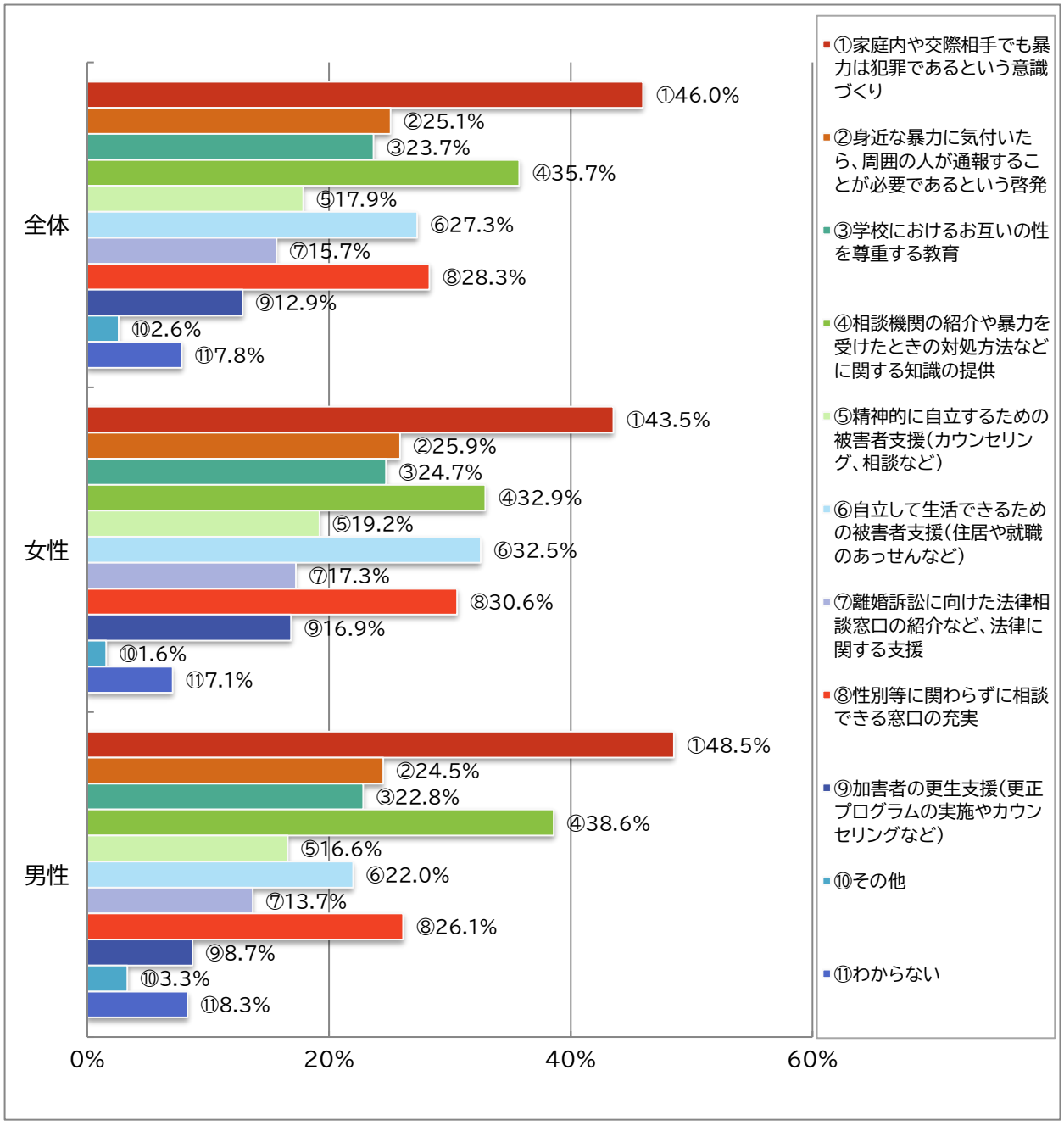
問10-2　相談しなかった理由は、次のどれですか。(複数回答)



全体 N= 55	女性 N= 34	男性 N= 21	それ以外 N= 0

［パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）がいる（過去1年以内にいた）かたのみ］

問11　パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）からの暴力の防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。（回答は3つまで）

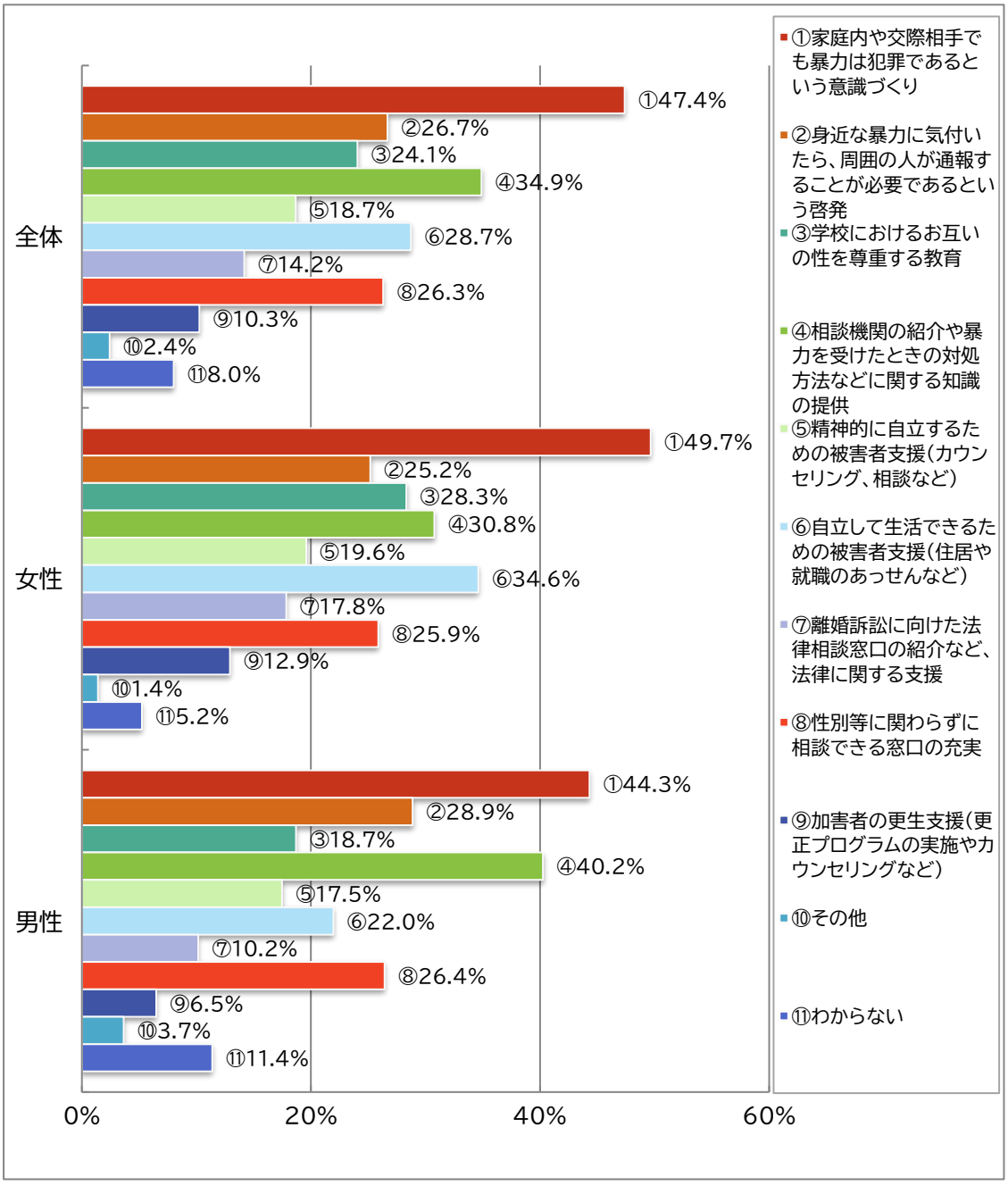


全体 N= 498　　女性 N= 255　　男性 N= 241　　それ以外 N= 2

パートナーからの暴力の防止及び被害者支援のために必要な対策として、全体で「家庭内や交際相手でも暴力は犯罪であるという意識づくり」（46.0%）と回答した人が最も多く、次いで「相談機関の紹介や暴力を受けたときの対処方法などに関する知識の提供」（35.7%）、3番目は、昨年の「自立して生活できるための被害者支援（住居や就職のあんせんなど）」から変わり、「性別に関わらずに相談できる窓口の充実」（28.3%）と回答した人が多かった。

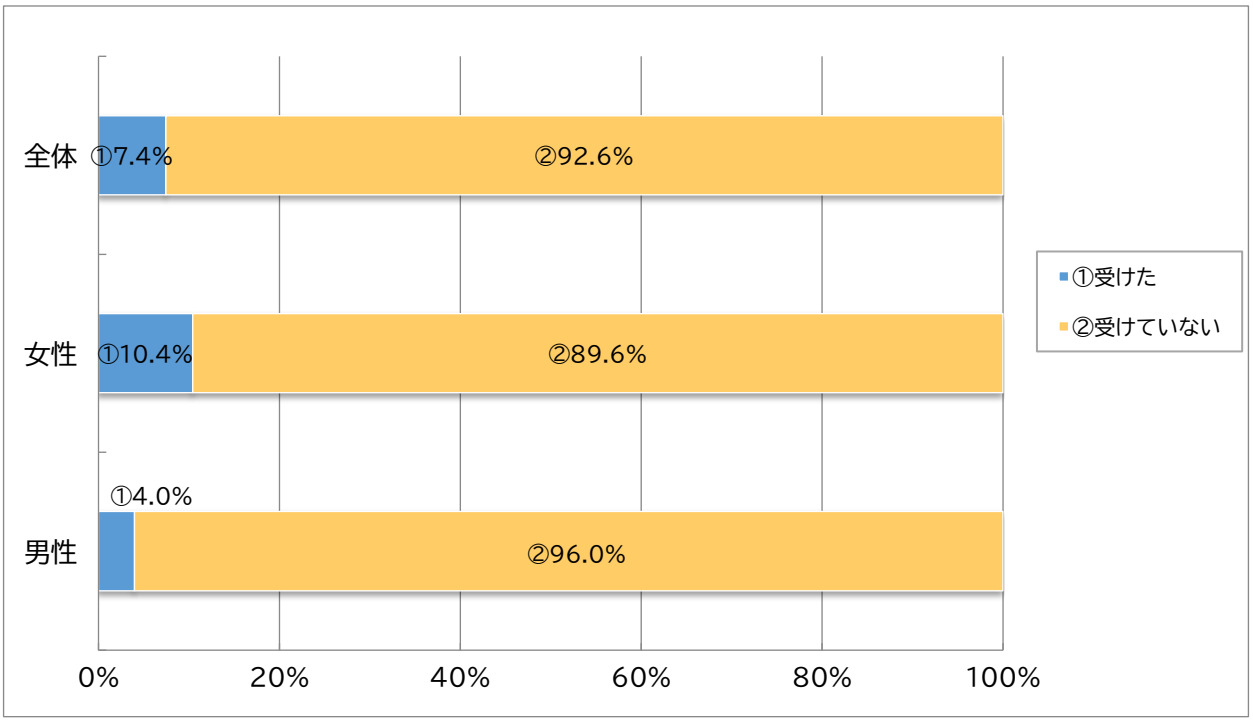
■令和7年度調査

問11　パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）からの暴力の防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。（回答は3つまで）



全体 N= 536	女性 N= 286	男性 N= 246	それ以外 N= 4

問12　相手を不快にさせる性的な言動（性的指向や性自認に関するものを含む。）を「セクシュアルハラスメント」といいます。あなたはこの1年間に、セクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。（単一回答）

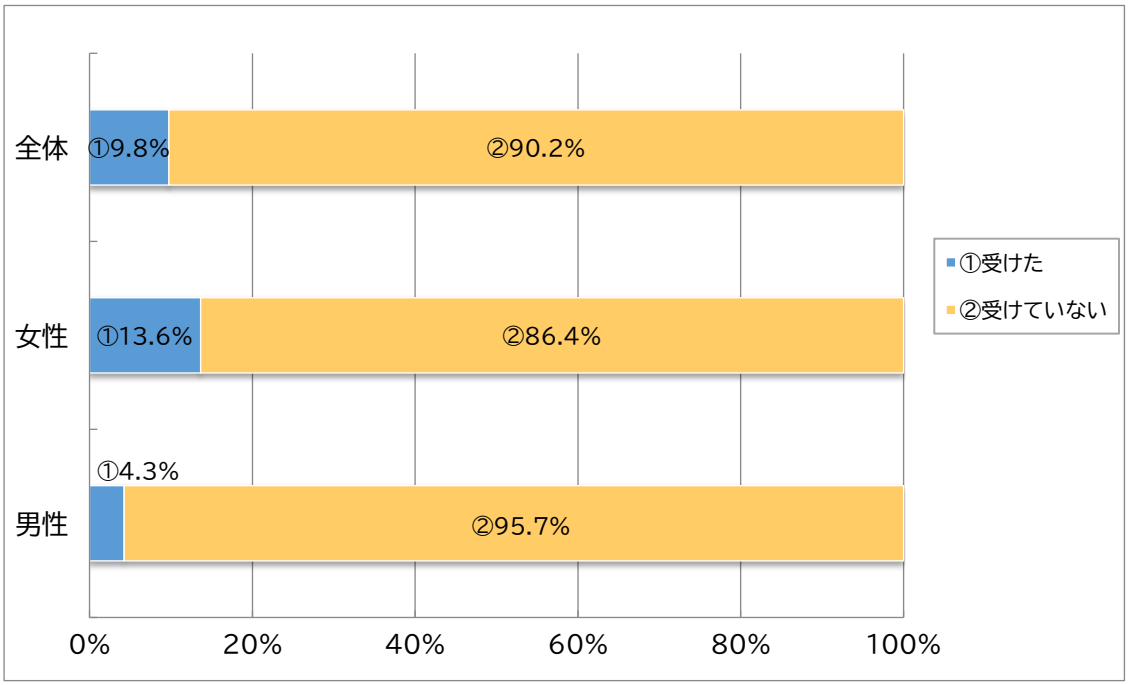


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

セクシュアルハラスメントを受けたことがあると回答した女性は10.4%、男性は4.0%と昨年より減少していものの、被害を受けた割合には男女差がある。

■令和7年度調査

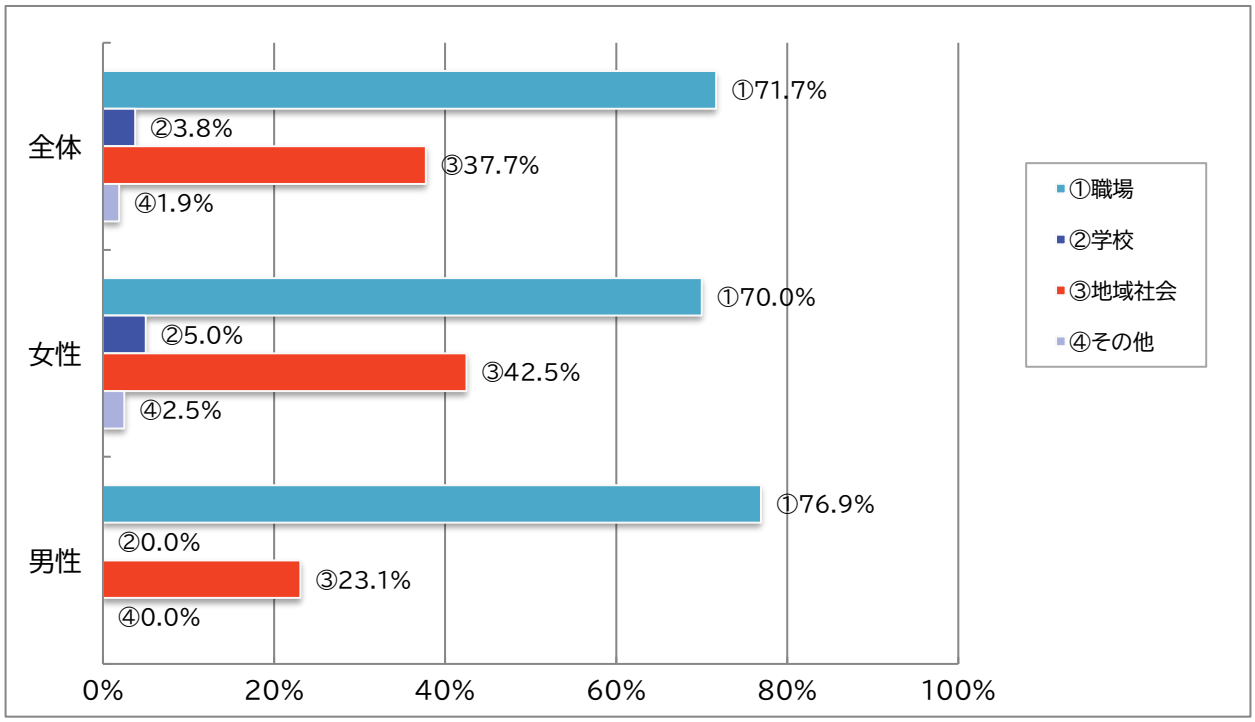
問12　相手を不快にさせる性的な言動（性的指向や性自認に関するものを含む。）を「セクシュアルハラスメント」といいます。あなたはこの1年間に、セクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。（単一回答）



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

[問12で「受けた」と回答した中で]

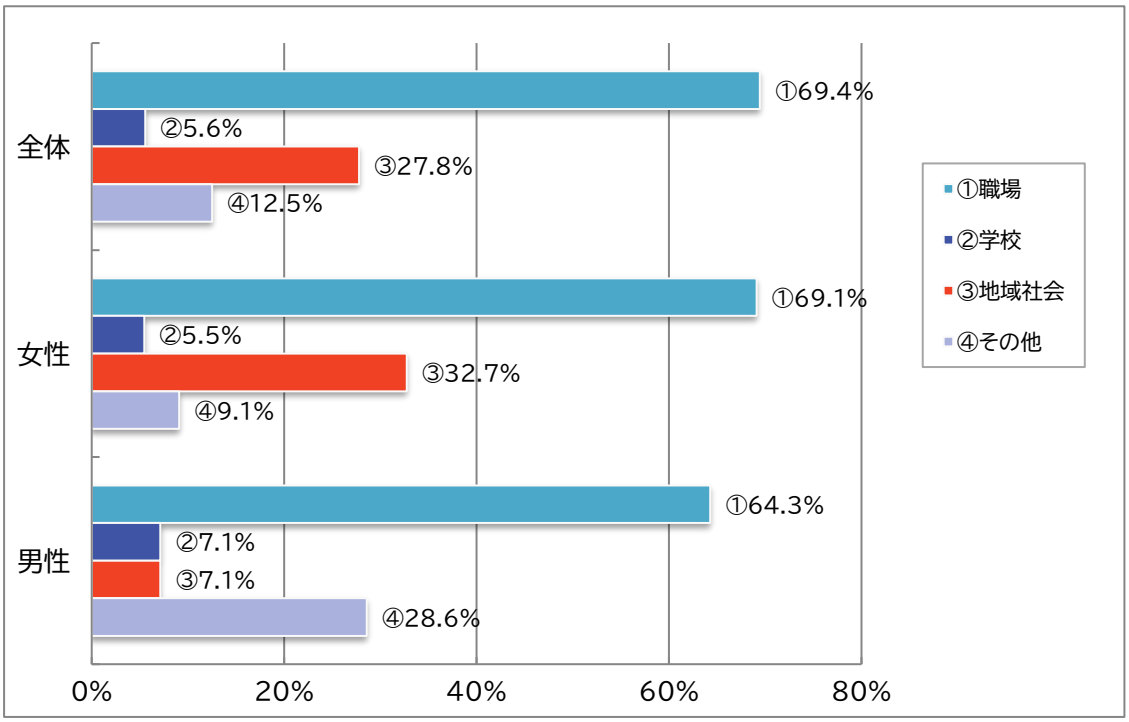
問12-1　それはどこで受けましたか。(複数回答)



全体 N= 53　　女性 N= 40　　男性 N= 13　　それ以外 N= 0

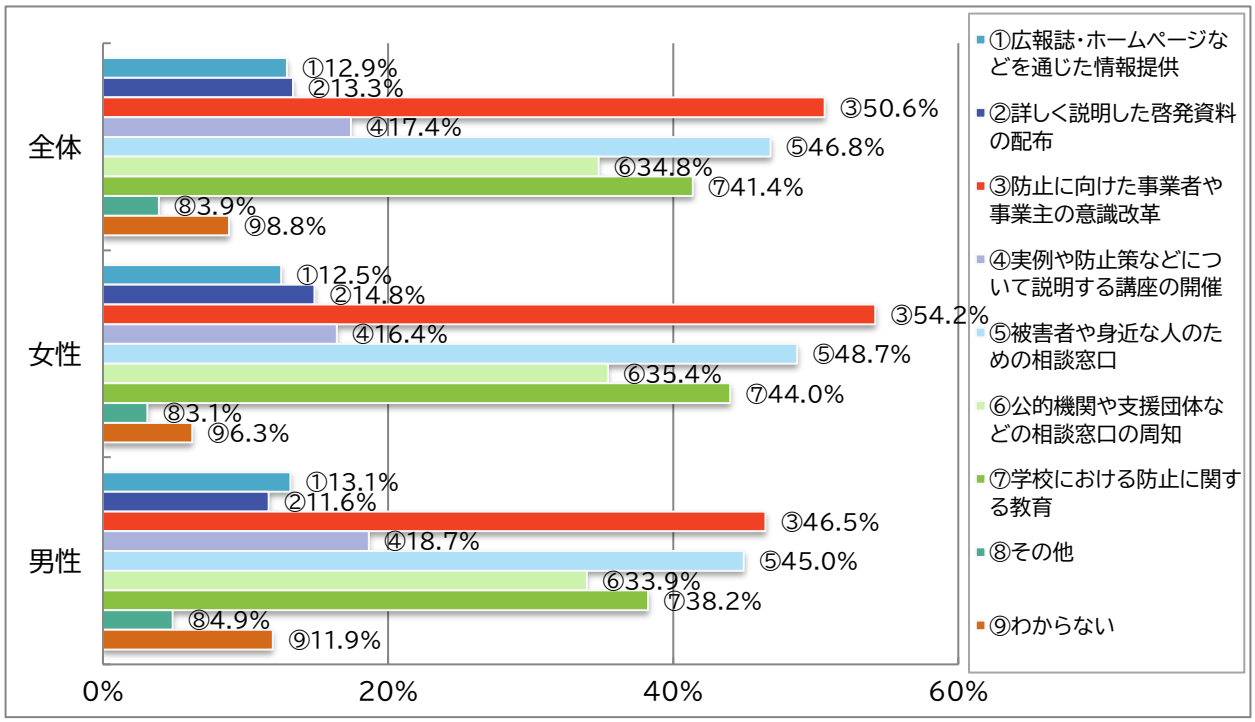
■令和7年度調査

問12-1　それはどこで受けましたか。(複数回答)



全体 N= 72　　女性 N= 55　　男性 N= 14　　それ以外 N= 3

問13　セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。（回答は3つまで）

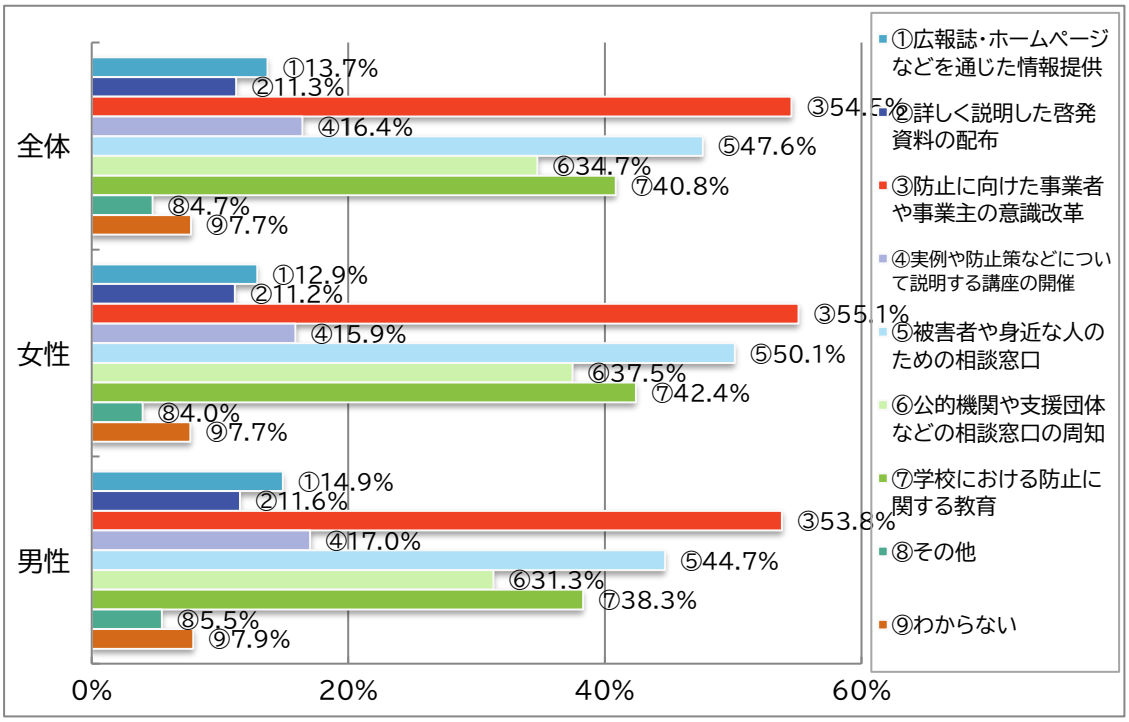


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援に必要な対策として、全体で「防止に向けた事業者や事業主の意識改革」（50.6%）と回答した人が最も多く、次に「被害者や身近な人のための相談窓口」（46.8%）、「学校教育における防止に関する教育」（40.8%）となっている。

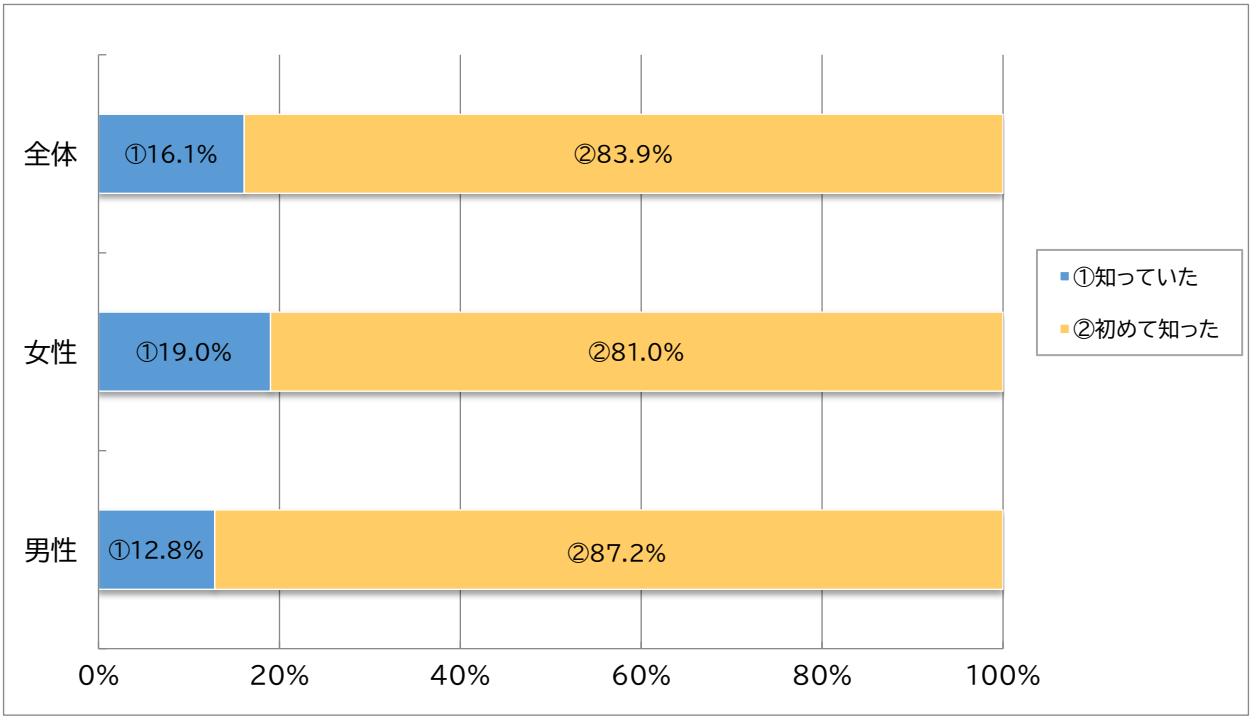
■令和7年度調査

問13　セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。（回答は3つまで）



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

問14 「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」という考えを知っていましたか。(単一回答)

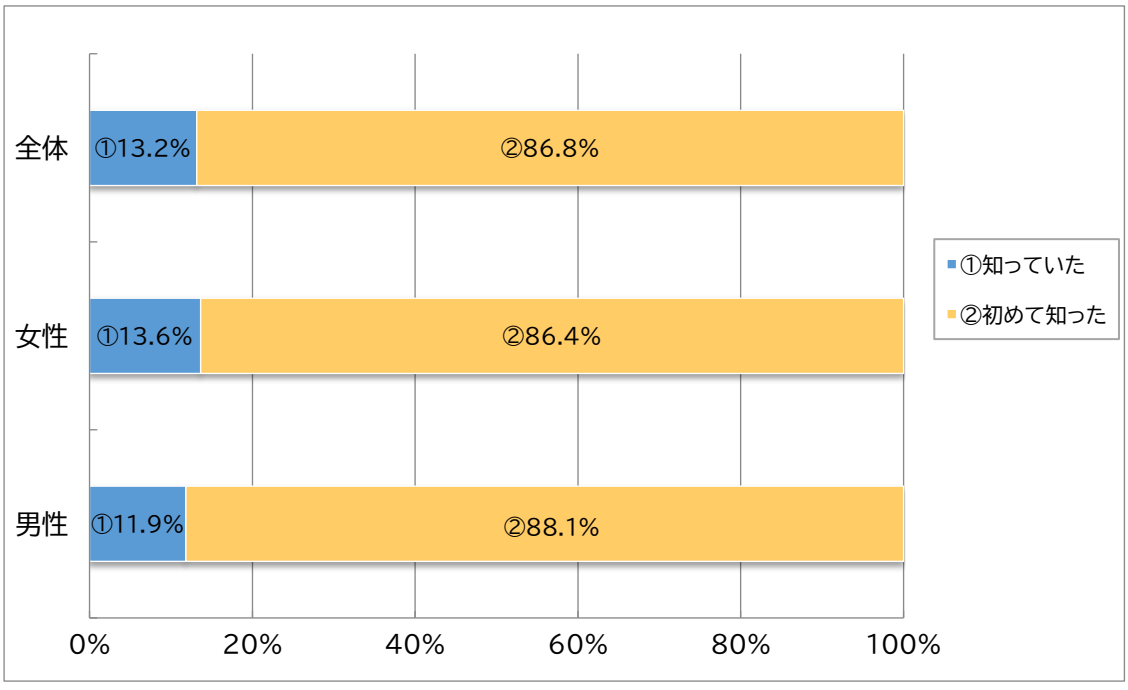


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

前回と比べて「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という考えを知っていた人の割合は男女ともに増加し、た。男性よりも女性において増加が著しい。

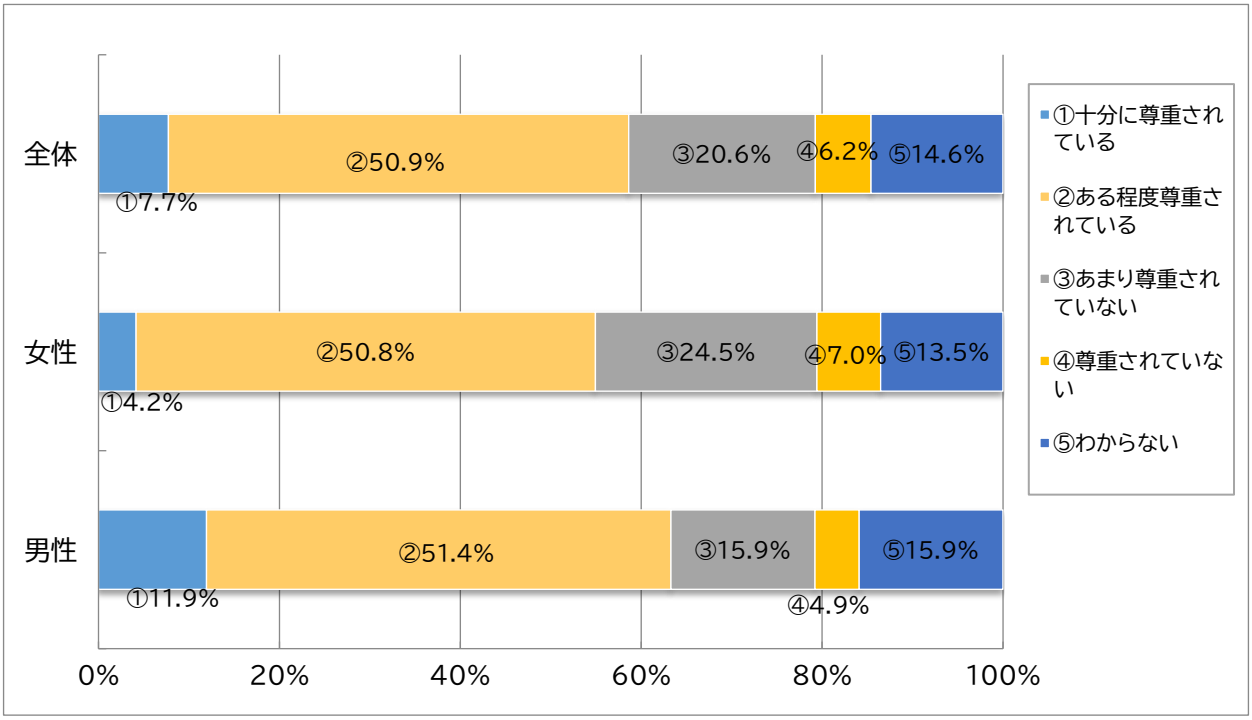
■令和7年度調査

問14 「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」という考えを知っていましたか。(単一回答)



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

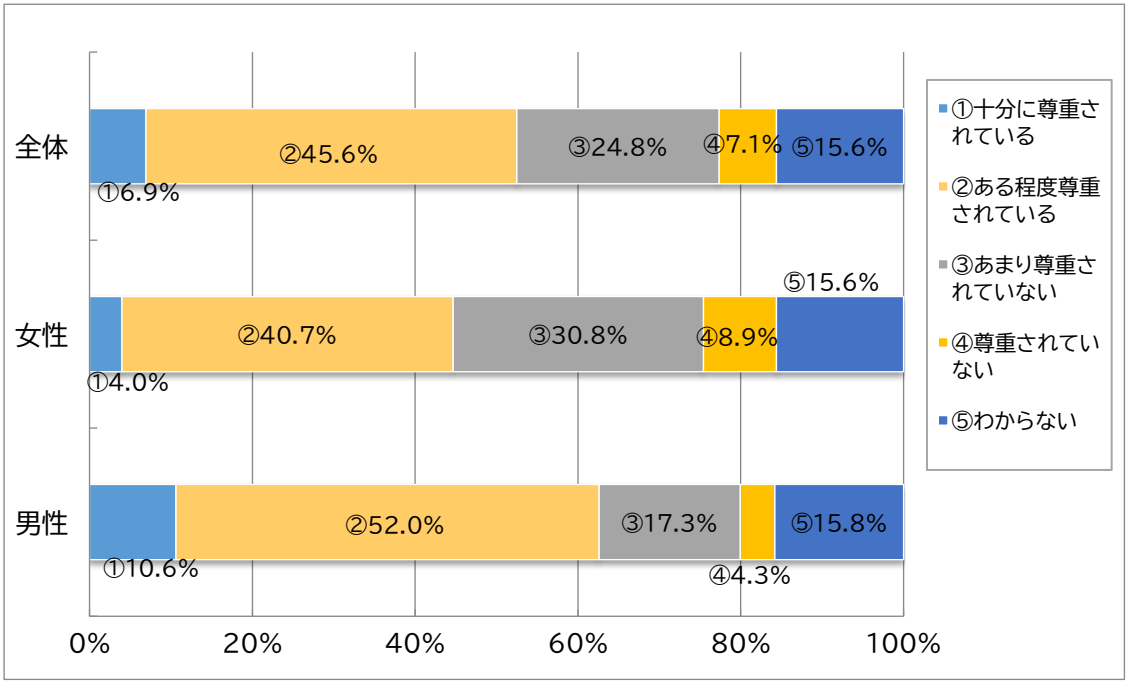
問15　問14でお聞きした考えを踏まえ、現在、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

■令和7年度調査

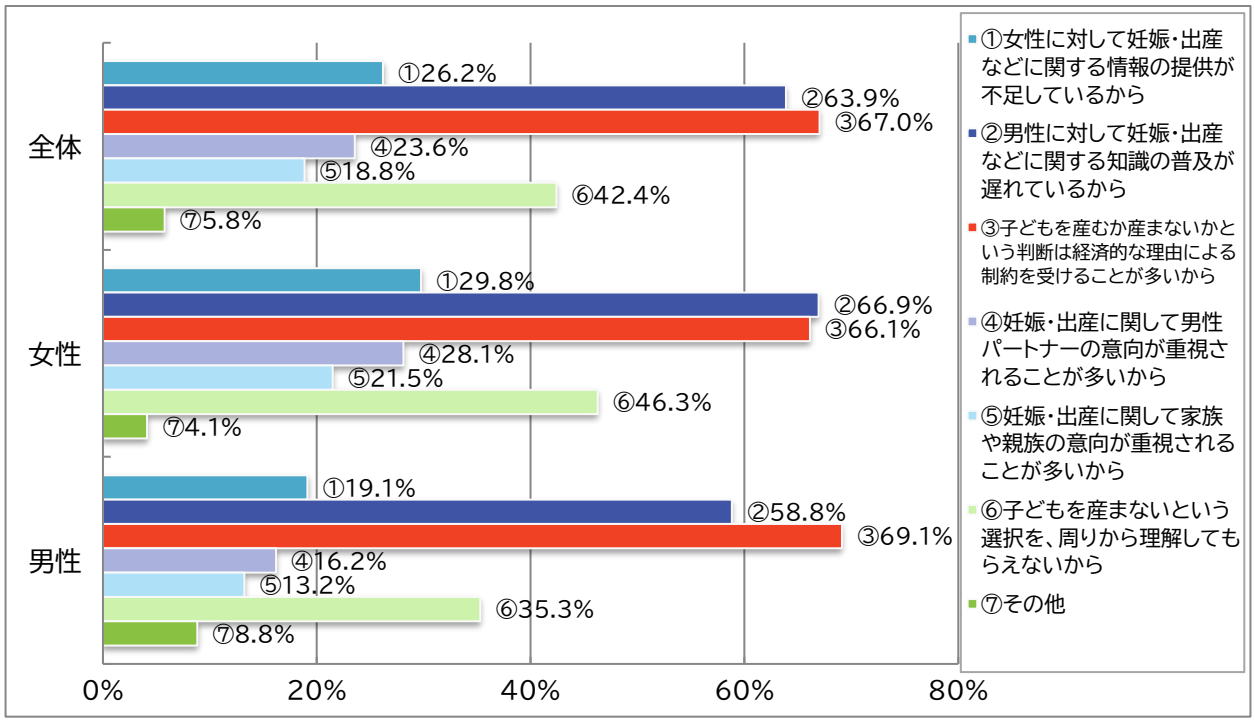
問15　問14でお聞きした考えを踏まえ、現在、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると思いますか。(単一回答)



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

[問15で「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と回答した中で]

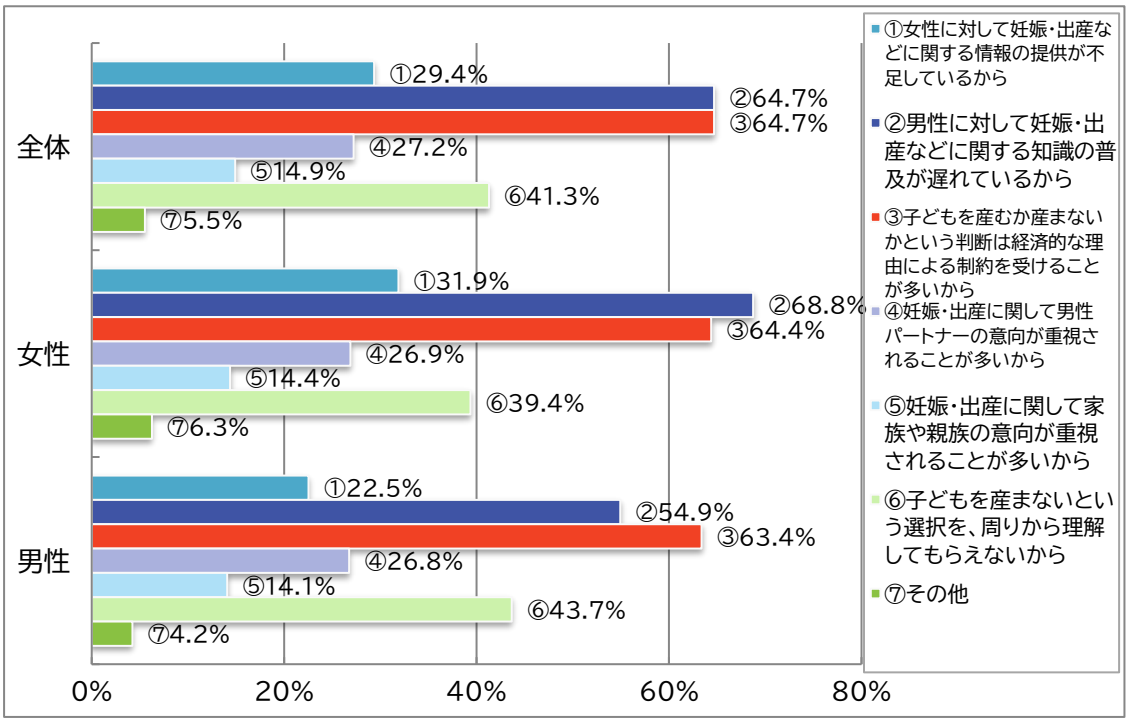
問15-1 「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と思う理由は、次のどれですか。(複数回答)



全体 N= 191	女性 N= 121	男性 N= 68	それ以外 N= 2

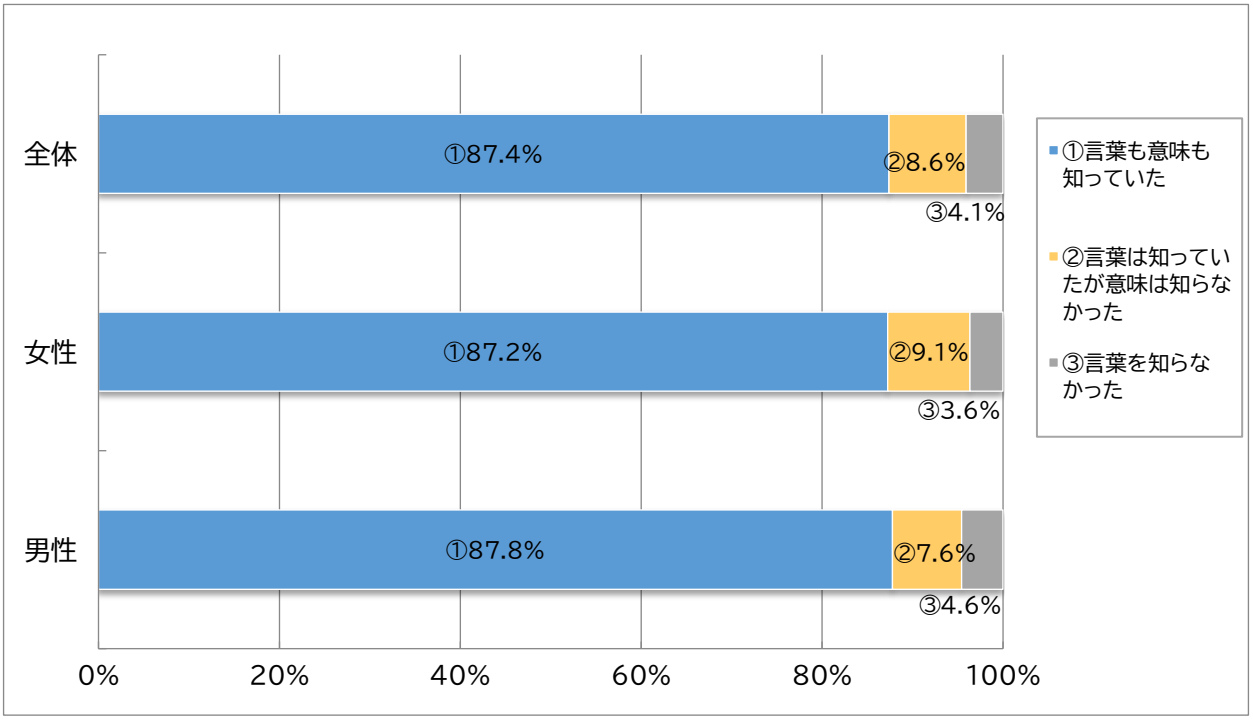
■令和7年度調査

問15-1 「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と思う理由は、次のどれですか。(複数回答)



全体 N= 235	女性 N= 160	男性 N= 71	それ以外 N= 4

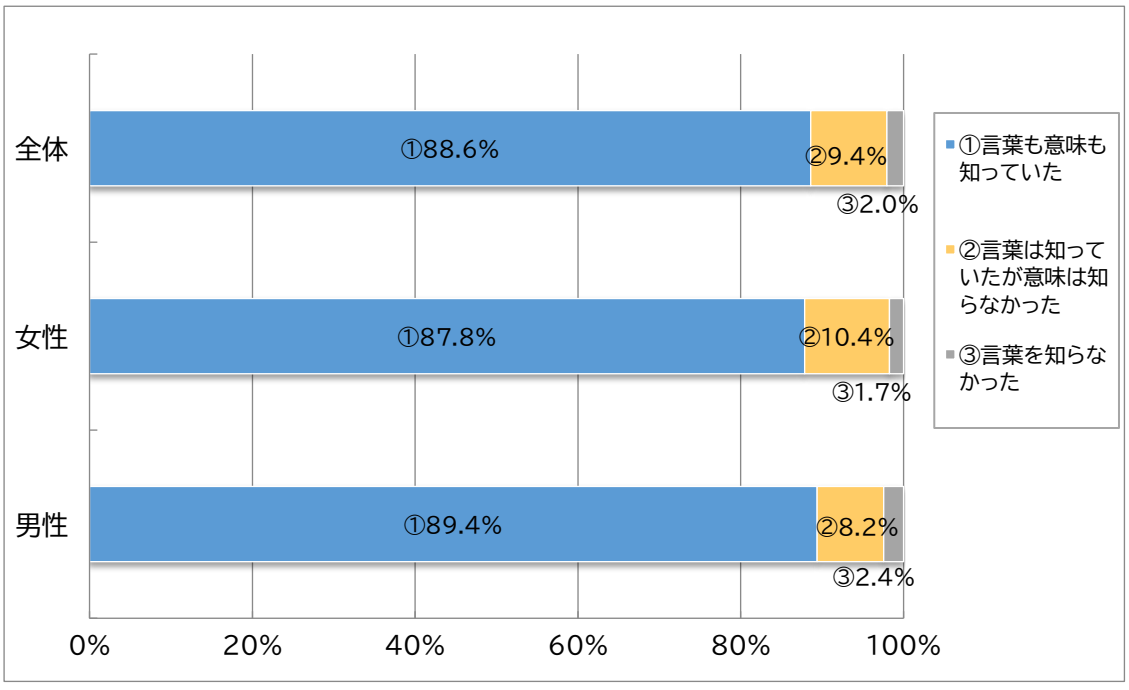
問16　あなたは、性的マイノリティ（又はLGBT（LGBTQ）、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）という言葉やその意味を知っていましたか。（単一回答）



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

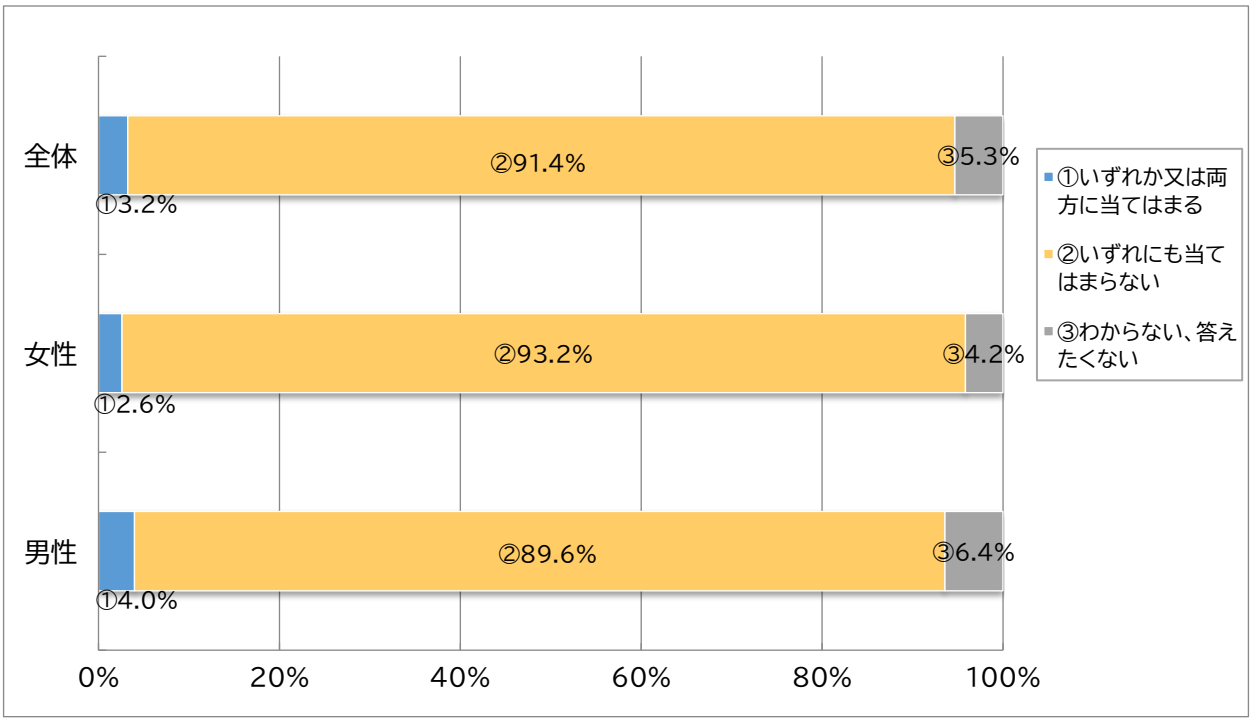
■令和7年度調査

問16　あなたは、性的マイノリティ（又はLGBT（LGBTQ）、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）という言葉やその意味を知っていましたか。（単一回答）



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

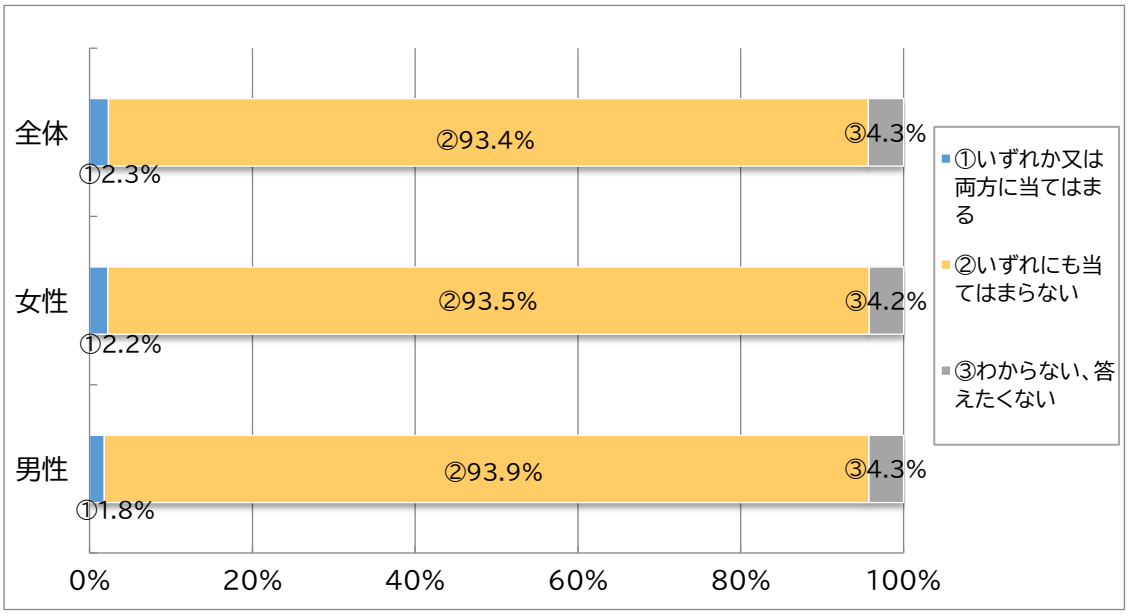
問17　あなたは、次のいずれか又は両方に当てはまりますか。(単一回答)
・出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別(性自認)が異なる。
・恋愛・性愛の対象(性的指向)が「異性のみ」ではない。



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

■令和7年度調査

問17　あなたは、次のいずれか又は両方に当てはまりますか。(単一回答)
・出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別(性自認)が異なる。
・恋愛・性愛の対象(性的指向)が「異性のみ」ではない。

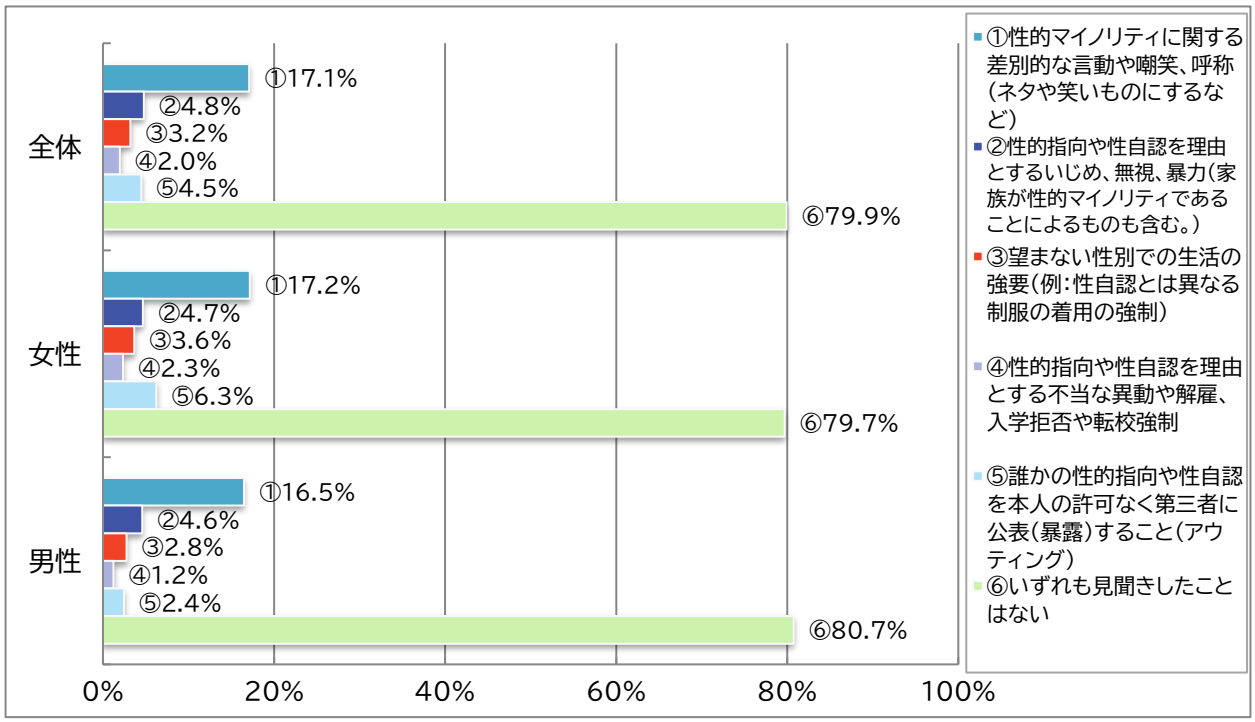


全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

[問17で「いずれか又は両方に当てはまる」と回答したかたのみ]
問17-1　ご自身の性的指向や性自認により、日常の生活や行政サービスなどで経験した困りごとがあれば記入してください。

＜主な意見＞
・ない
・オープンに出来る場が少ない。行政サービスは、かなり良くなってきていると思う。
・パートナー制度がないのでいろいろと困る
・1.パートナーシップ制度にとどまり、同性パートナーとの法律上の婚姻が認められていない。2.同性パートナーであることを理由に、賃貸契約ができない場合がある。3.保険契約の際、同性パートナーを受取人にできない。4.同性パートナーが福利厚生の対象とならない。5.同性パートナーが、配偶者に認められる年金の権利が得られない。6.男女のように手を繋いで歩くことができない。7.同性パートナーがいることを打ち明けられず、周囲（特に年配の方）から結婚を勧められることがある。
・入院時の付き添いに同性パートナーが親族・パートナーとして該当しないといわれ、付き

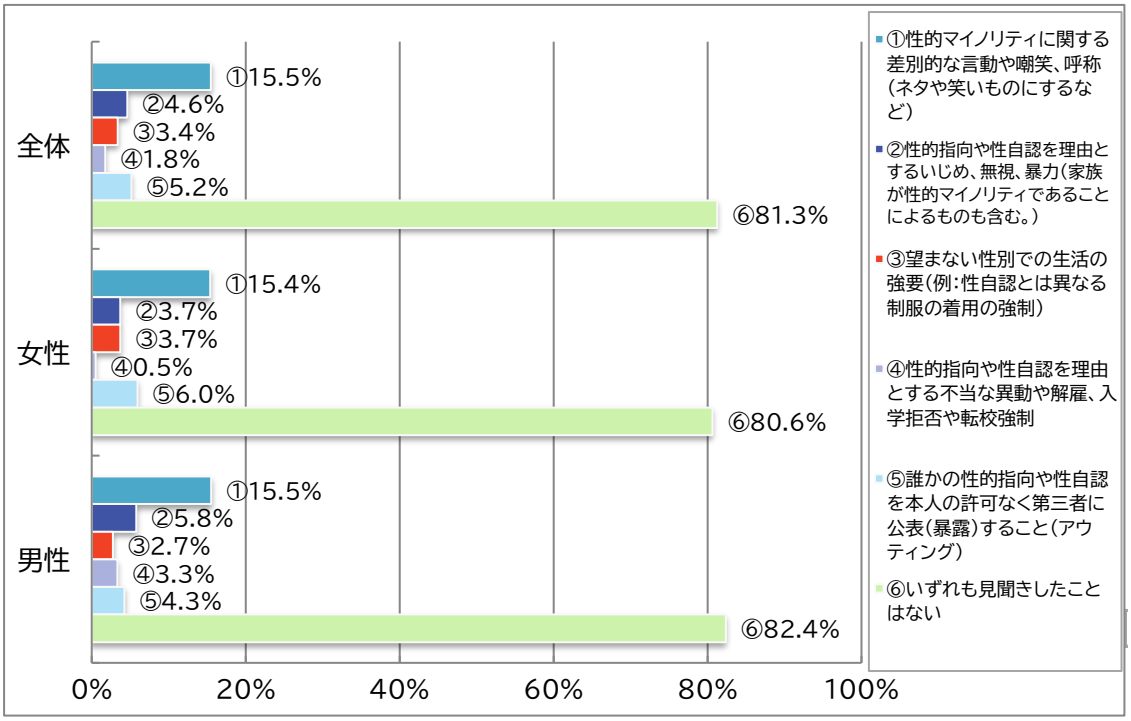
問18　あなたは、この1年間に性的指向や性自認に関する次のハラスメントを見聞きしたことがありますか。（複数回答）



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

■令和7年度調査

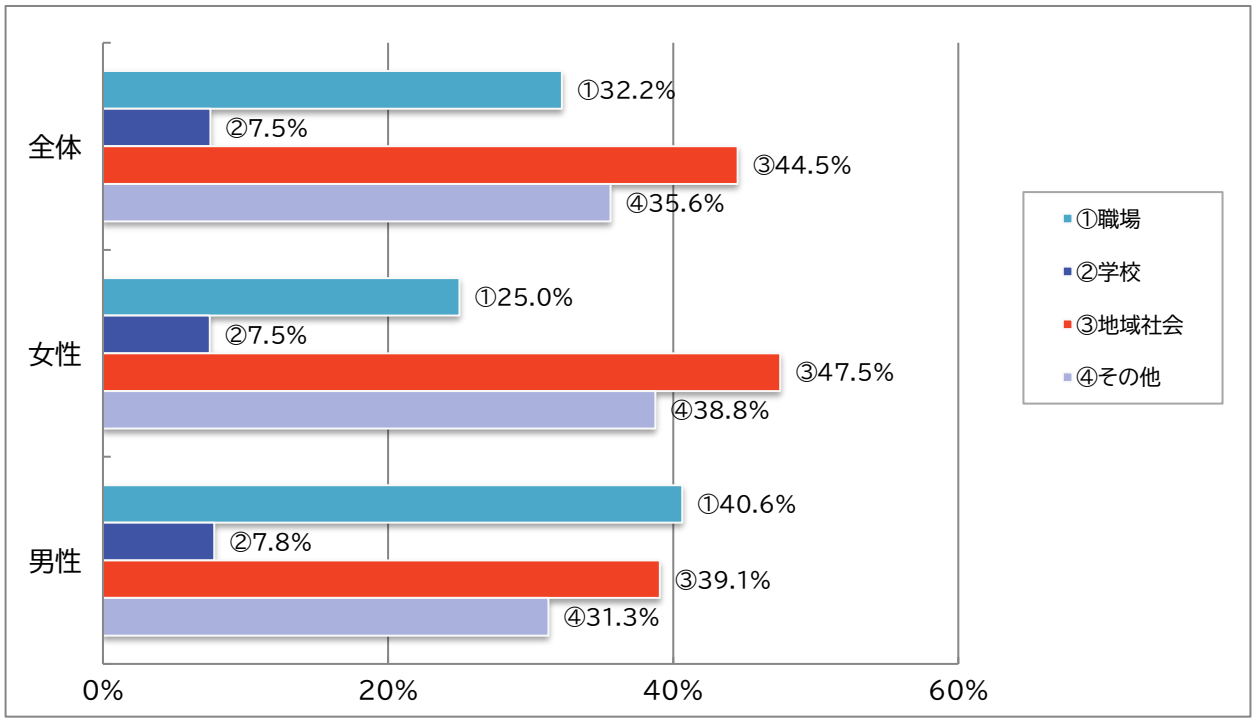
問18　あなたは、この1年間に性的指向や性自認に関する次のハラスメントを見聞きしたことがありますか。（複数回答）



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

[問18で1～5のいずれかを見聞きしたことがあると回答した中で]

問18-1　それを見聞きしたのはどこですか。(複数回答)

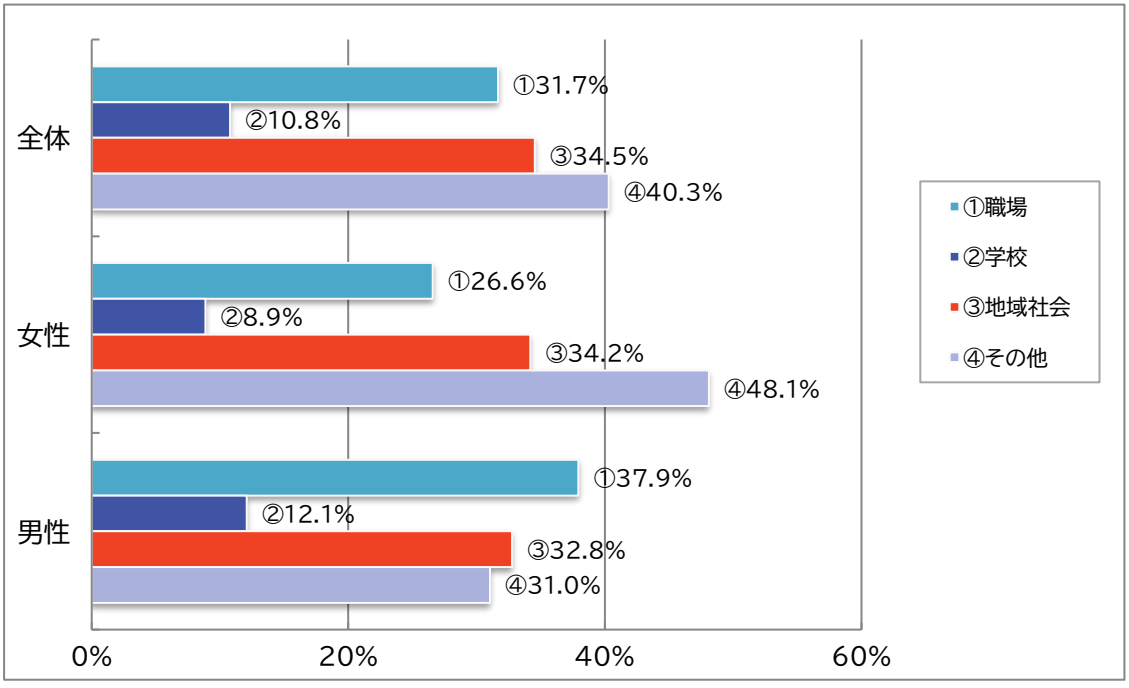


全体 N= 146	女性 N= 80	男性 N= 64	それ以外 N= 2

前回と比べて、全体で「学校」、「その他」と回答した人の割合が減少し、「地域社会」、「職場」が増加した。

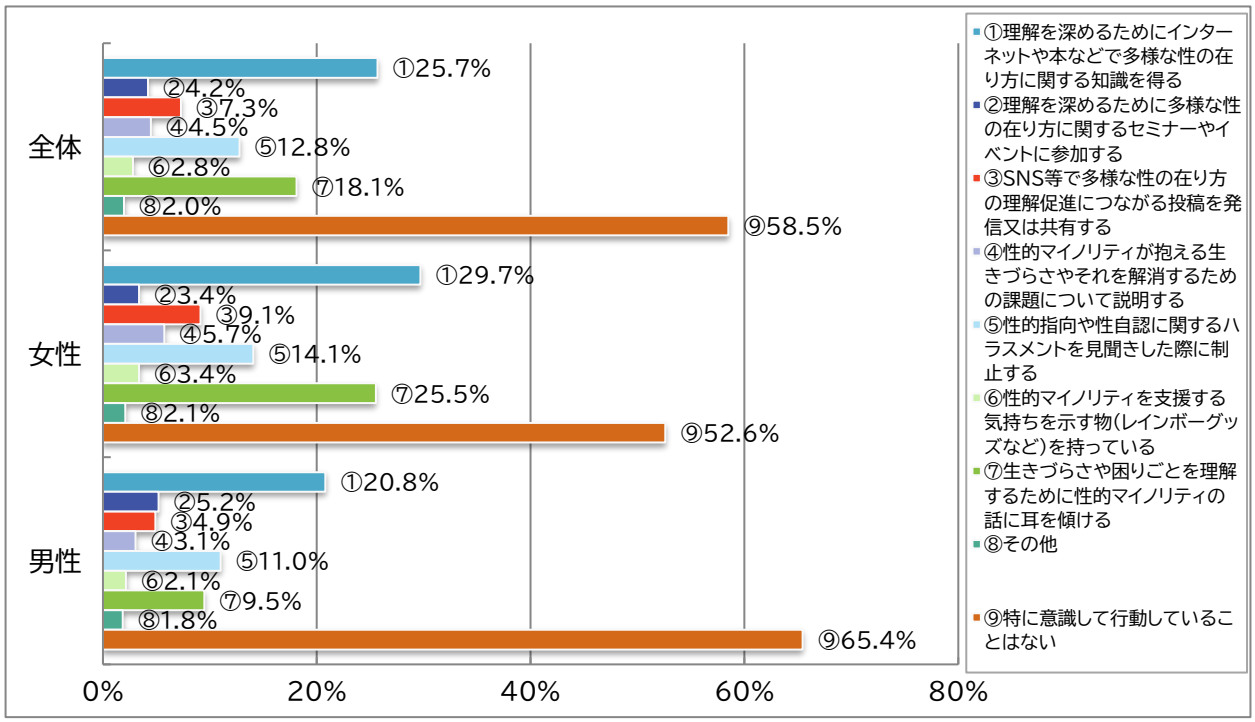
■令和7年度調査

[問18で1～5のいずれかを見聞きしたことがあると回答した中で]
問18-1　それを見聞きしたのはどこですか。(複数回答)



全体 N= 139	女性 N= 79	男性 N= 58	それ以外 N= 2

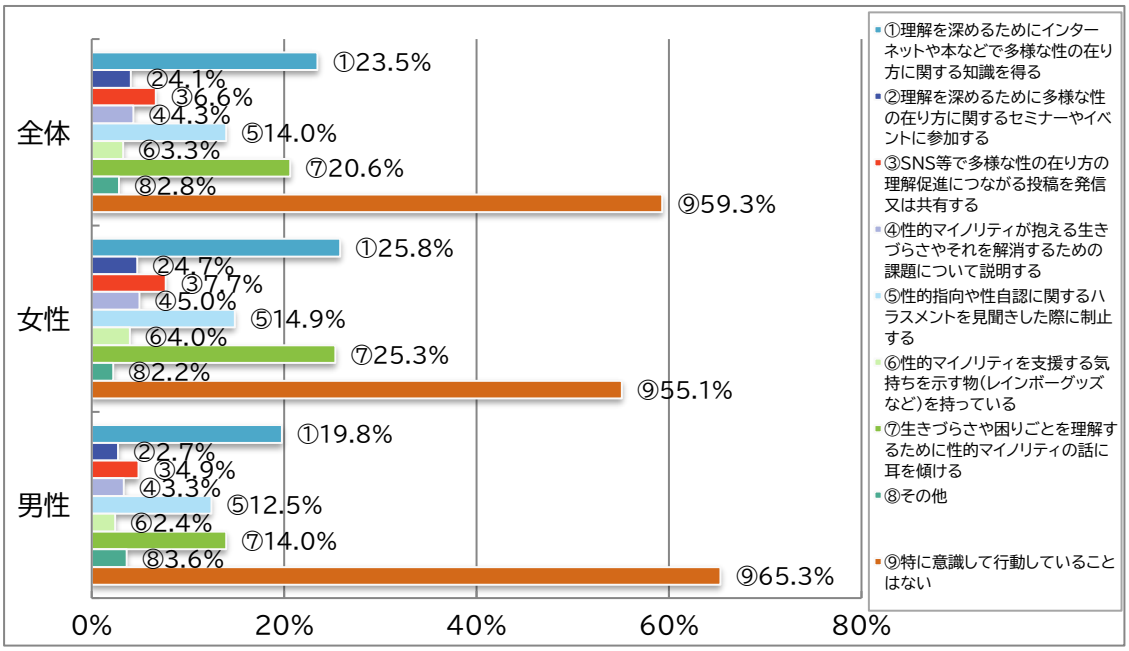
問19　性的マイノリティへの配慮を意識した日頃の行動について、あなたが当てはまるものを選んでください。（複数回答）



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

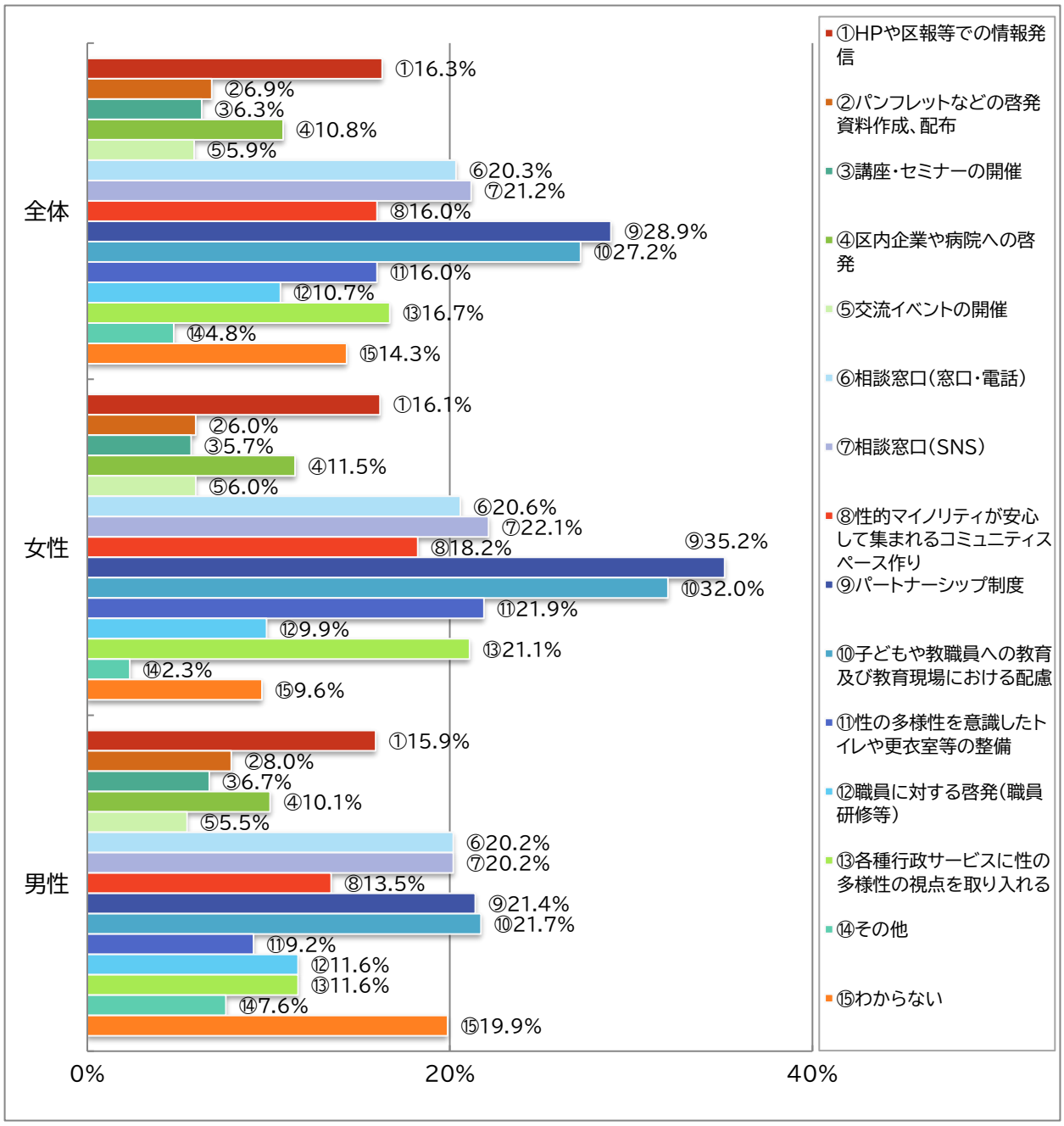
■令和7年度調査

問19　性的マイノリティへの配慮を意識した日頃の行動について、あなたが当てはまるものを選んでください。（複数回答）



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

問20　性の多様性を尊重する社会を実現するために、区は特にどのような取組に力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)

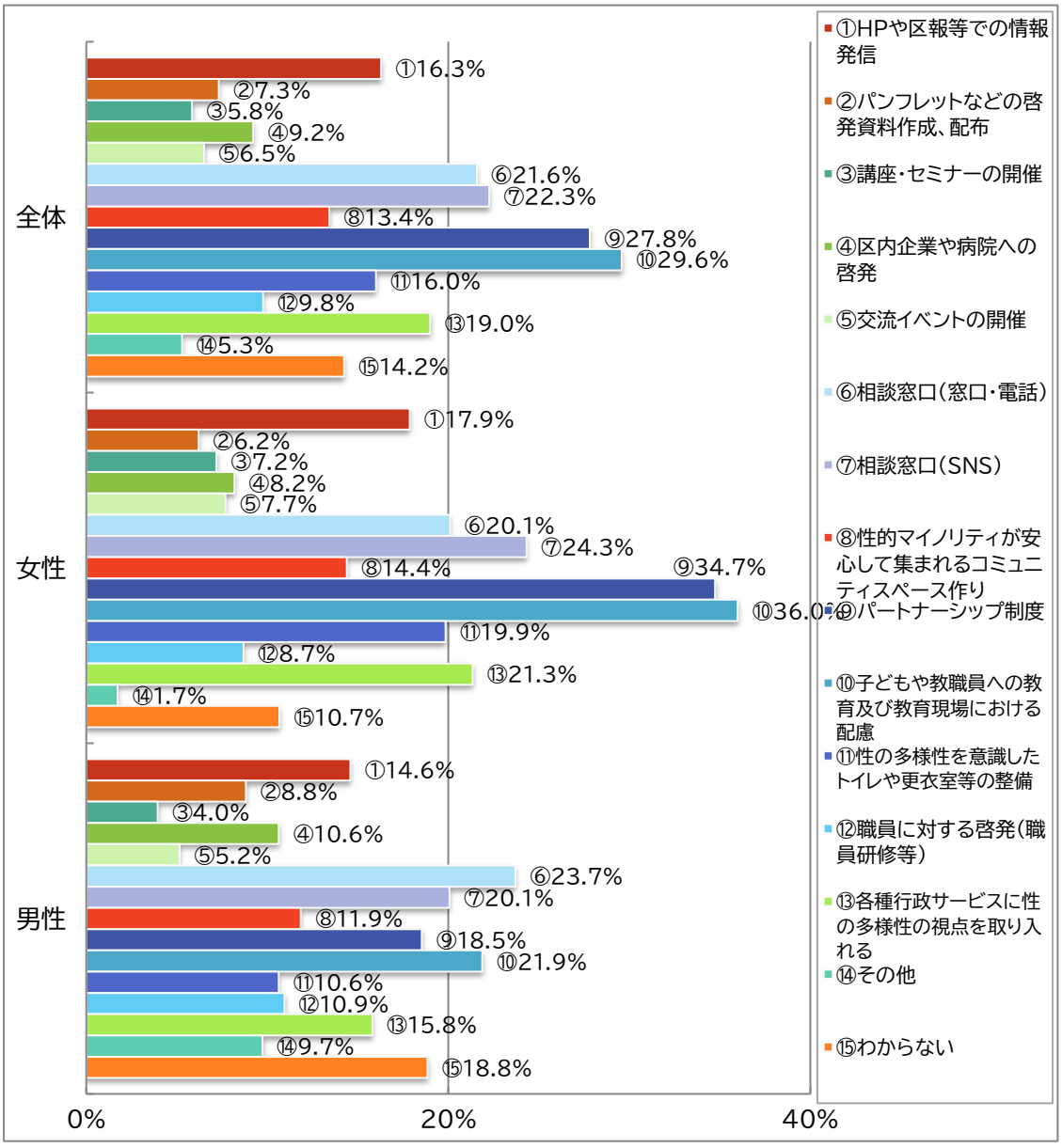


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

性の多様性を尊重する社会の実現に向けて力を入れるべき取組について、「パートナーシップ制度」（28.9%）や「子どもや教職員への教育及び教育現場における配慮」（27.2%）と回答した人が多く、他には「相談窓口（SNS)」（21.2%）と回答した人が比較的多かった。

■令和7年度調査

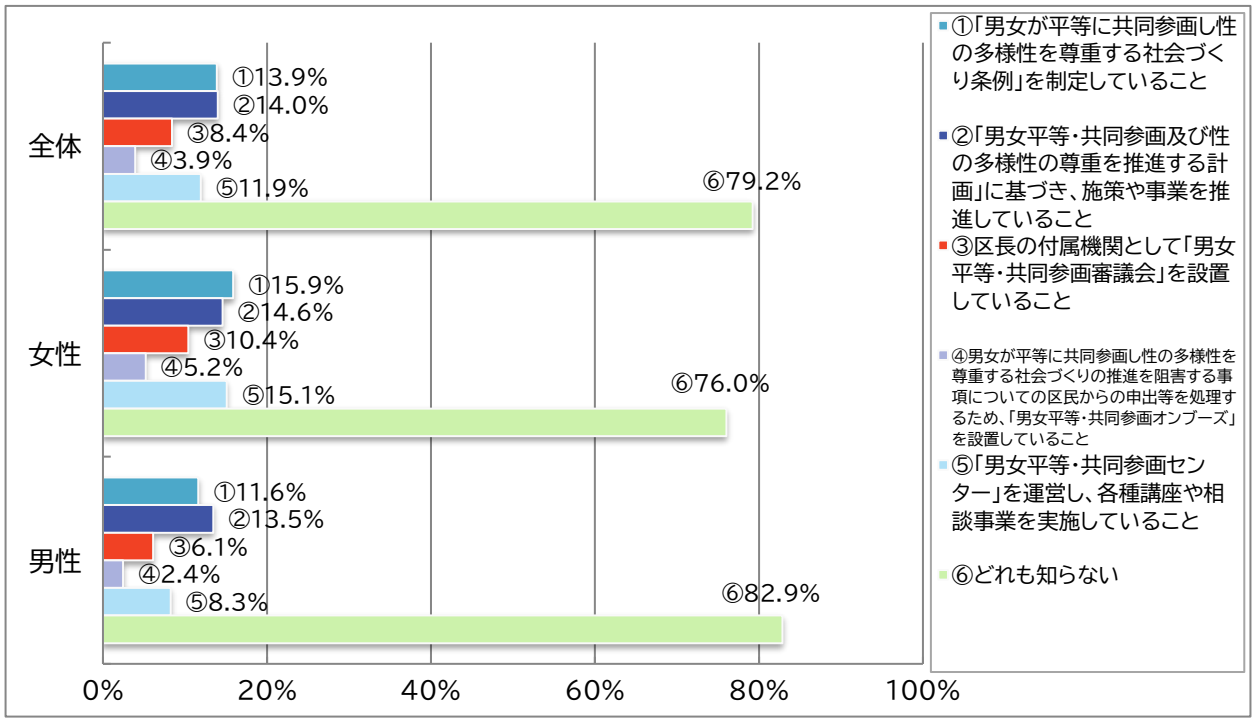
問20　性の多様性を尊重する社会を実現するために、区は特にどのような取組に力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

【Ⅳ　区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重施策】

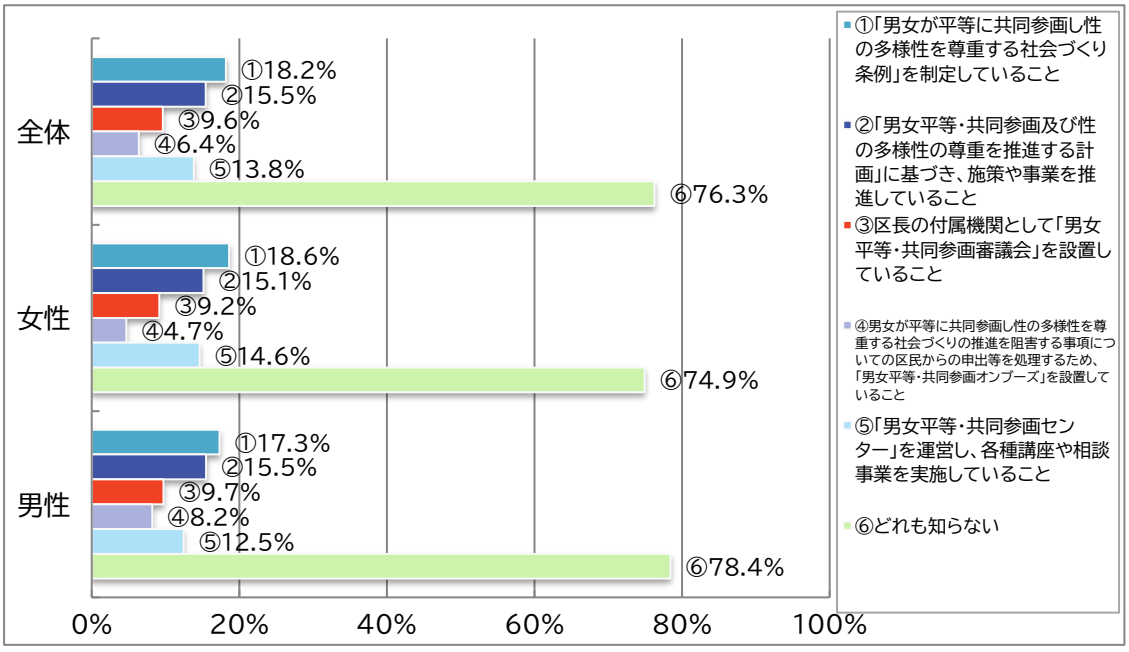
問21　目黒区が行っている次の施策や事業を知っていましたか。(①～⑤のそれぞれについて単一回答)(①～⑤のグラフは「知っていた」と回答した人の割合)



全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

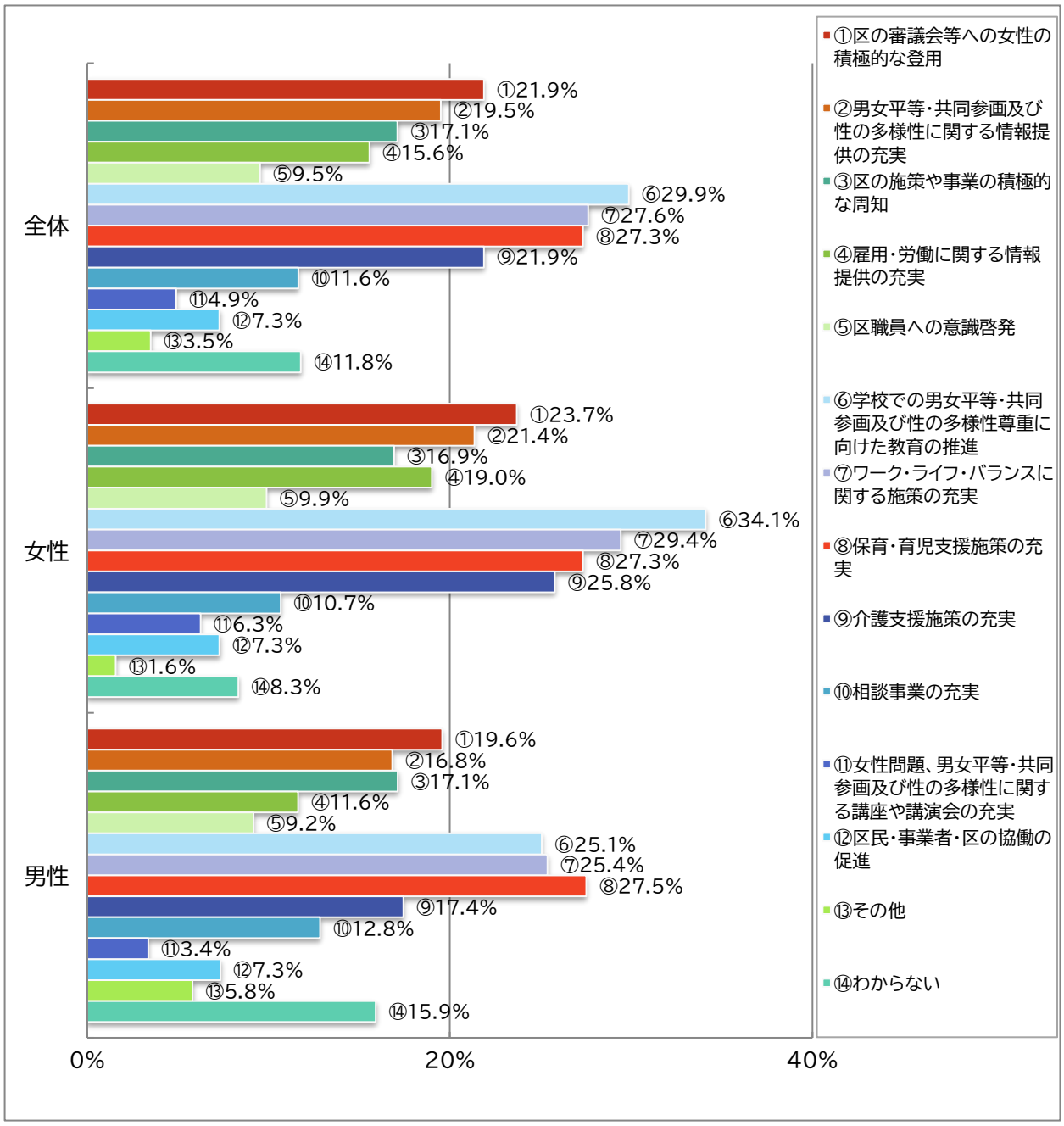
■令和7年度調査

問21　目黒区が行っている次の施策や事業を知っていましたか。(①～⑤のそれぞれについて単一回答)(①～⑤のグラフは「知っていた」と回答した人の割合)



全体 N= 737　　女性 N= 403　　男性 N= 329　　それ以外 N= 5

問22　男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（回答は3つまで）

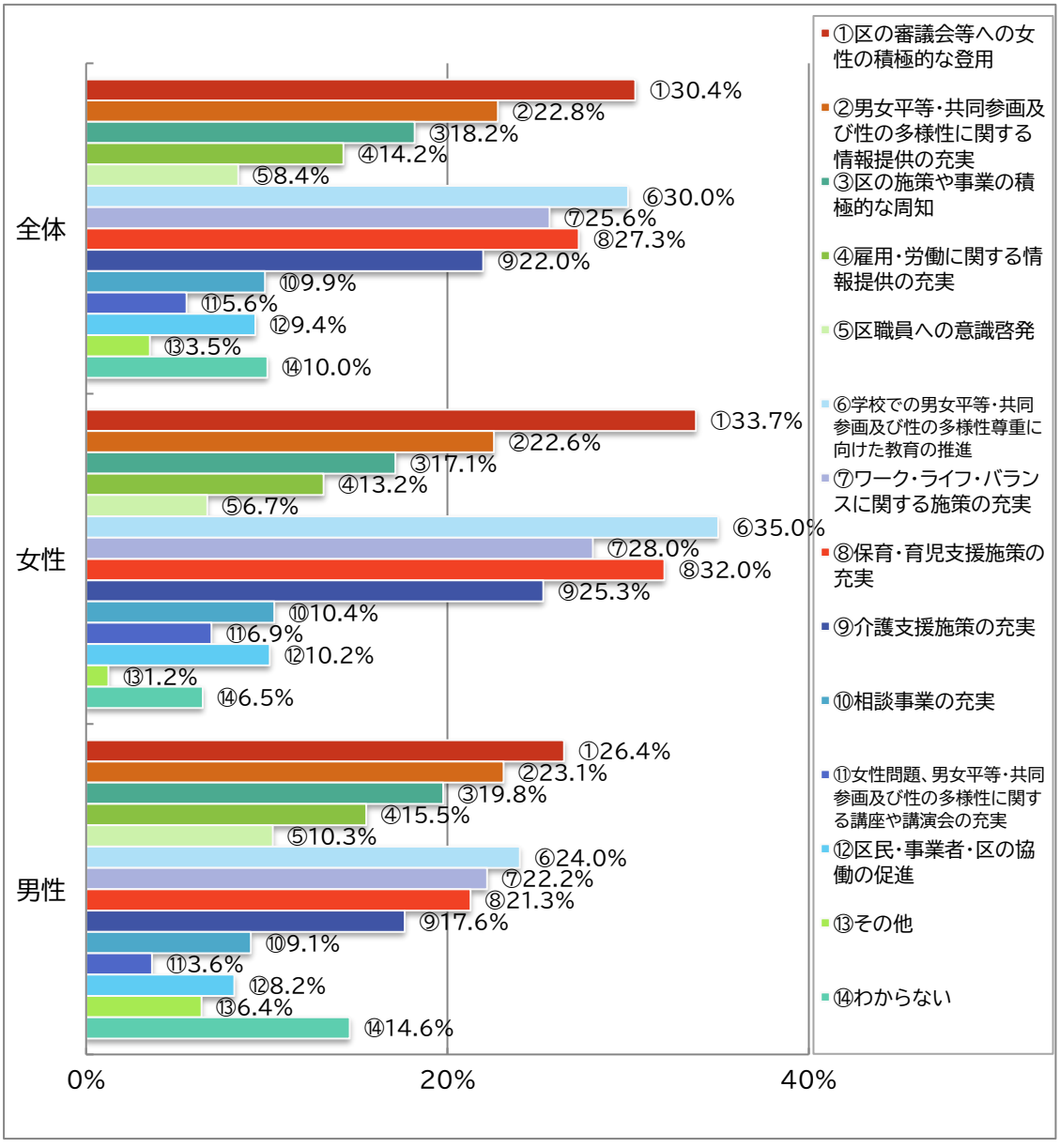


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進のために必要な区の取組として、全体では「学校での男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に向けた教育の推進」（29.9%）、「ワーク・ライフ・バランスに関する施策の充実」（27.6%）という回答が最も多く、次いで「保育・育児支援施策の充実」（27.3%）という回答が多かった。昨年トップであった「区の審議会等への女性の積極的な登用」（21.9%）は、「介護支援の施策の充実」とともに4位に後退した。

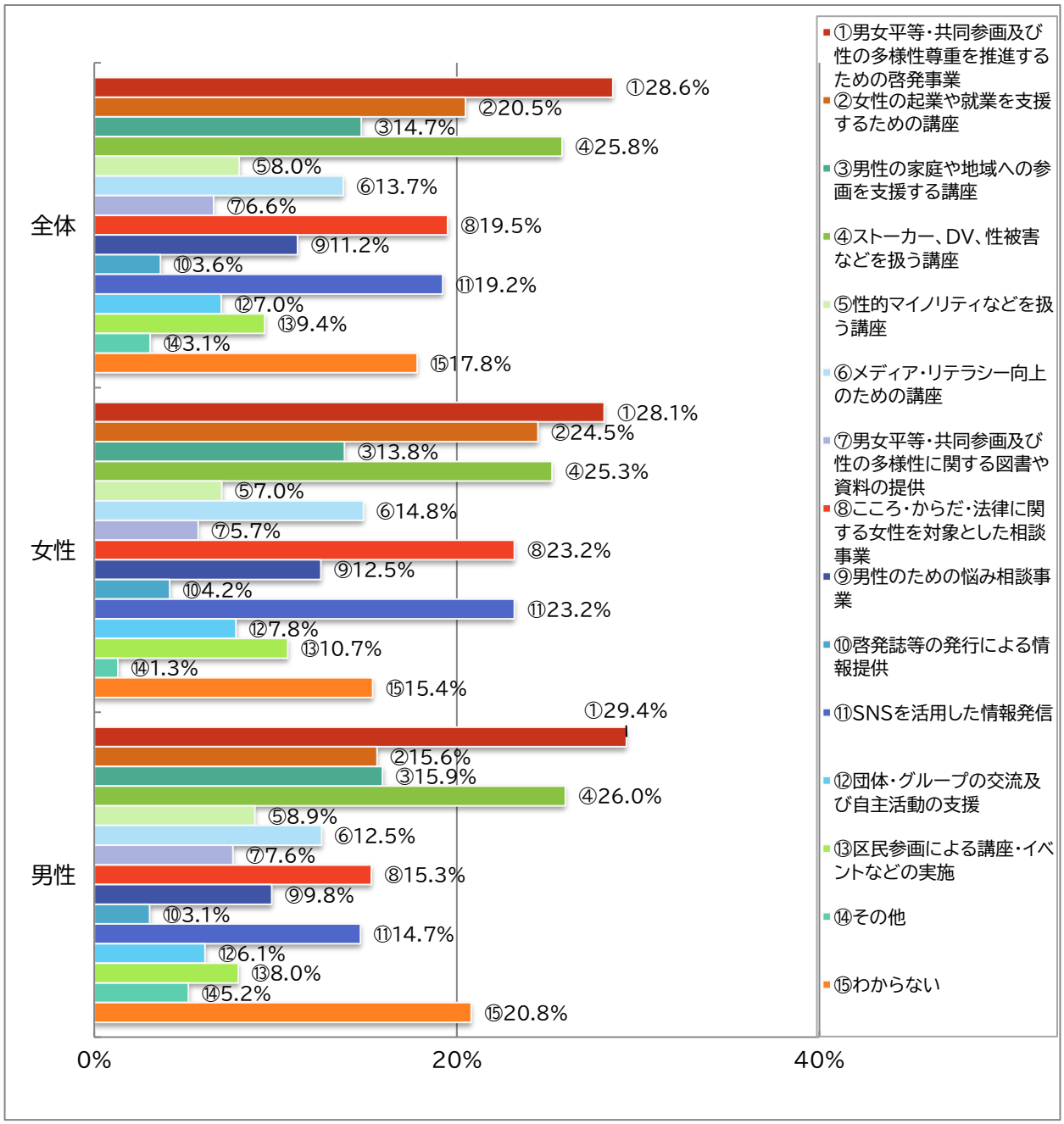
■令和7年度調査

問22　男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(回答は3つまで)



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

問23　目黒区男女平等・共同参画センターでは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するためにさまざまな事業を実施しています。あなたは、今後、特にどの事業に力を入れたらよいと思いますか。（回答は3つまで）

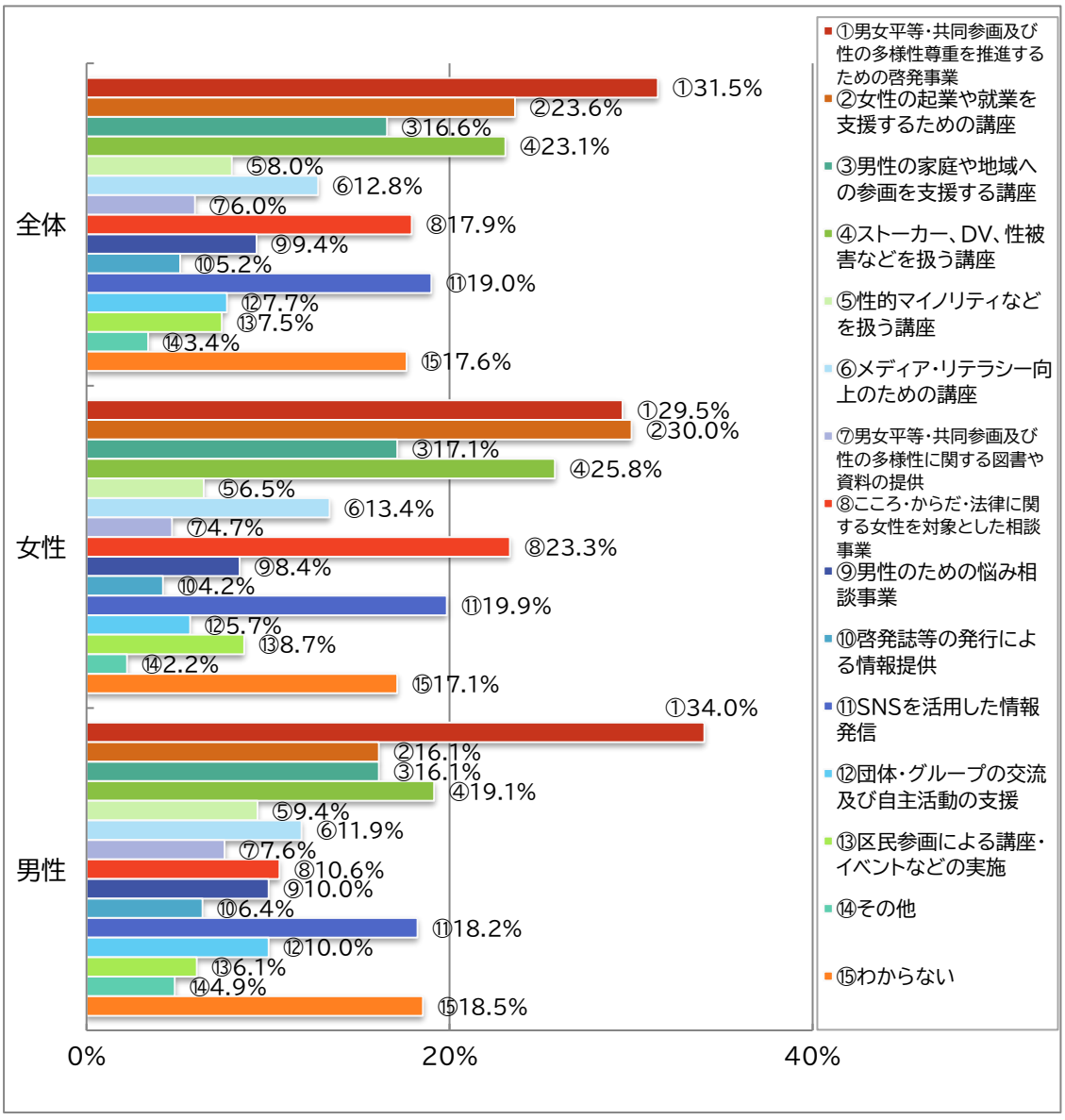


全体 N= 713　　女性 N= 384　　男性 N= 327　　それ以外 N= 2

男女平等・共同参画センターで力を入れるべき事業として、「男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するための啓発事業」（28.6%）という回答が最も多く、次いで、「ストーカー、DV、性被害などを扱う講座」（25.8%）や「女性の起業や就業を支援するための講座」（23.6%）という回答が多かった。

■令和7年度調査

問23　目黒区男女平等・共同参画センターでは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するためにさまざまな事業を実施しています。あなたは、今後、特にどの事業に力を入れたらよいと思いますか。（回答は3つまで）



全体 N= 737	女性 N= 403	男性 N= 329	それ以外 N= 5

資料

男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査　調査票

Ⅰ　男女平等に関する意識と実態

問1　「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきである」などのように、社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方について、あなたはどう思いますか。（選択は１つ）

1　賛成
2　どちらかといえば賛成
3　どちらかといえば反対
4　反対
5　わからない

問2　あなたは、主に目黒区内における次のそれぞれの分野で、性別による差別（不利益）が無く、平等になっていると思いますか。それぞれの分野との関わりが少ない場合でも、ご自分の持つ印象・イメージをお答えください。全く判断がつかない場合は、「わからない」とお答えください。（（ア）～（カ）のそれぞれについて、回答を１つ選択してください。）

	男性に対する差別がある	どちらかといえば男性に対する差別がある	男女平等である	どちらかといえば女性に対する差別がある	女性に対する差別がある	わからない
（ア）家庭生活（家事・育児・介護）	1	2	3	4	5	6
（イ）労働・雇用・職場	1	2	3	4	5	6
（ウ）学校教育	1	2	3	4	5	6
（エ）政治の場	1	2	3	4	5	6
（オ）地域の活動や行事	1	2	3	4	5	6
（カ）防災活動	1	2	3	4	5	6

【問２で一つでも「男性に対する差別がある」「女性に対する差別がある」と回答したかたのみ】

問2－1　その理由や具体的な事例について簡単に（箇条書き等で）記入してください。

問３～問 ４ は、配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）※がいるかたにお聞きします。

※主に家庭における男女間の役割分担の状況を分析するための設問ですので、ここでは異性パートナーがいるかたを対象にしています。

問３　あなたの家庭では、家事・育児・介護の分担はどうしていますか。
（（ア）～（ウ）のそれぞれについて、回答を１つ選択してください。）

※あなたの家庭で（ア）～（ウ）に携わっているかたがいない場合には、「該当なし」を選択してください。

	主に妻が行っている	主に妻で、夫が一部分担している	妻と夫が同じ程度に分担している	主に夫で、妻が一部分担している	主に夫が行っている	主に妻・夫以外の家族などが行っている	該当なし
（ア）炊事・洗濯・掃除などの家事	1	2	3	4	5	6	7
（イ）育児	1	2	3	4	5	6	7
（ウ）介護	1	2	3	4	5	6	7

問４　あなたは、家事・育児・介護（以下、「家事など」といいます。）の分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするためには、特にどんなことが必要だと思いますか。（**選択は３つまで**）

1　性別による固定的な役割分担意識をなくすこと
2　性別による固定的な役割分担をなくすための啓発を進めること
3　男女ともに家事などと仕事が両立できる勤務制度、職場環境を整備すること
4　家事などへの関心を高める啓発や情報提供を行うこと
5　家事などの技術を向上させる講座を行うこと
6　学校教育の場で、家事などは性別に関わらずに担うものであると教えること
7　家庭において、子どもに家事などは性別に関わらずに担うものであると教えること
8　パートナーや家族間でのコミュニケーションをよく図ること
9　その他（　　）
10　わからない

問５～問９は、すべてのかたがお答えください。

Ⅱ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

問５　人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの希望に最も近いものを選んでください。（現在仕事をしていない場合でも、就労希望がある場合は仕事をしている状況を想定してお考えください。）（選択は１つ）

1　「仕事」を優先したい
2　「家庭生活」を優先したい
3　「地域・個人の生活」を優先したい
4　「仕事」と「家庭生活」を優先したい
5　「仕事」と「地域・個人の生活」を優先したい
6　「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先したい
7　「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をできるだけ均等にしたい
8　わからない

問６　人生における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動への参加、自己啓発など）のバランスについて、あなたの実際の状況に最も近いものを選んでください。（選択は１つ）

1　「仕事」を優先している
2　「家庭生活」を優先している
3　「地域・個人の生活」を優先している
4　「仕事」と「家庭生活」を優先している
5　「仕事」と「地域・個人の生活」を優先している
6　「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している
7　「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をできるだけ均等にしている
8　わからない

問７　あなたは、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれていると思いますか。仕事や生活そのものの満足度ではなく、バランス（調和）という観点でお答えください。（現在仕事をしていない場合は、仕事をしていないことがあなたの本意であるかどうかも含めてお考えください。）（選択は１つ）

1　そう思う
2　ややそう思う
3　どちらともいえない
4　あまりそう思わない
5　全くそう思わない

問８　あなたは、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働く場において特にどのような取組が必要だと思いますか。（**選択は３つまで**）

1　長時間労働の是正
2　有給休暇取得の促進
3　育児・介護休業の利用促進
4　男性の育児休業取得の促進
5　フレックスタイムや短時間勤務等の利用促進
6　企業の経営層・管理職の意識改革
7　育児・介護等による離職後の再雇用制度の充実
8　個人の意識改革や男女の役割分担意識の解消を促す啓発
9　その他（　　）

問９　あなたは、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、行政・地域社会において特にどのような取組が必要だと思いますか。（**選択は３つまで**）

1　保育サービス、保育所・学童保育クラブなどの子育て支援の充実
2　介護サービス、介護施設などの介護支援の充実
3　再就職を希望する人に向けた支援の充実
4　個人の意識改革や男女の役割分担意識の解消を促す啓発
5　有給休暇や両立支援制度の利用促進に向けた企業への啓発
6　地域活動（日常的に交流できるグループやサークル・団体活動など）の場の充実
7　その他（　　）

問１０～１１は、パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）がいる（過去１年以内にいた）かたにお聞きします。（性別に関わらずお答えください。）

Ⅲ　人権・性の多様性の尊重

問 10　あなたはこの１年間に、パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）から、次のようなことをされたことがありますか。（（ア）～（オ）のそれぞれについて、回答を１つ選択してください。）

	何度もあった	一、二度あった	全くない
（ア）身体的暴力 （平手で打たれる、足で蹴られる、なぐられる、刃物を突き付けられる、髪を引っ張られる、首を絞められる、物を投げつけられるなど）	1	2	3
（イ）精神的暴力 （大声で怒鳴られる、何を言っても無視される、日常的に罵ったり蔑む言葉を言われる、脅迫をされる、身体的な暴力を振るうそぶりをされるなど）	1	2	3
（ウ）性的暴力 （嫌がっているのに性的行為を強要される、見たくないのにポルノビデオ・ポルノ雑誌・アダルトサイトを見せられる、避妊に協力してもらえない、中絶を強要されるなど）	1	2	3
（エ）経済的暴力 （生活費を渡されない、貯金を勝手に使われる、外で働き収入を得ることを妨害されるなど）	1	2	3
（オ）社会的暴力 （交友関係や行き先、電話・郵便物・メールの内容を細かく監視される、外出や親族・友人との付き合いを制限されるなど）	1	2	3

【問 10 で１つでも「何度もあった」「一、二度あった」と回答したかたのみ】

問 10-1　誰（どこ）かに相談しましたか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1　家族、親族
2　友人、知人
3　区の相談窓口（男女平等・共同参画センター、福祉事務所、保健所など）
4　配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センターなど）
5　警察
6　弁護士、法テラス
7　医療関係者（医師など）
8　民間の相談機関
9　その他（　　）
10　誰（どこ）にも相談しなかった

10 を選んだかたは、問 10-2（次のページ）へ

↓

【問 10-1 で「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答したかたのみ】

問 10-2 相談しなかった理由は、次のどれですか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1 相談できる人がいなかったから
2 どこに相談してよいのかわからなかったから
3 人に知られるのではないかと心配だったから
4 人に打ち明けることに抵抗があったから
5 相談しても無駄だと思ったから
6 我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから
7 自分にも悪いところがあると思ったから
8 他人を巻き込みたくなかったから
9 相談するほどのことではないと思ったから
10 その他（ ）

問 11 あなたは、パートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）からの暴力の防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。（**選択は３つまで**）

1 家庭内や交際相手でも暴力は犯罪であるという意識づくり
2 身近な暴力に気付いたら、周囲の人が通報することが必要であるという啓発
3 学校におけるお互いの性を尊重する教育
4 相談機関の紹介や暴力を受けたときの対処方法などに関する知識の提供
5 精神的に自立するための被害者支援（カウンセリング、相談など）
6 自立して生活できるための被害者支援（住居や就職のあっせんなど）
7 離婚訴訟に向けた法律相談窓口の紹介など、法律に関する支援
8 性別等に関わらずに相談できる窓口の充実
9 加害者の更生支援（更正プログラムの実施やカウンセリングなど）
10 その他（ ）
11 わからない

問１２～問２３は、すべてのかたがお答えください。

問 12 相手を不快にさせる性的な言動（性的指向や性自認に関するものを含む。）を「セクシュアルハラスメント」といいます。あなたはこの１年間に、セクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。（選択は１つ）

1 受けた　　2 受けていない

↓

【問 12 で「受けた」と回答したかたのみ】

問 12-1 それはどこで受けましたか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1 職場
2 学校
3 地域社会
4 その他（ ）

問 13　あなたは、セクシュアルハラスメントの防止及び被害者支援のために、特にどのような対策の充実が必要だと思いますか。（**選択は３つまで**）

1　広報誌・ホームページなどを通じた情報提供
2　詳しく説明した啓発資料の配布
3　防止に向けた事業者や事業主の意識改革
4　実例や防止策などについて説明する講座の開催
5　被害者や身近な人のための相談窓口
6　公的機関や支援団体などの相談窓口の周知
7　学校における防止に関する教育
8　その他（　　）
9　わからない

問 14　あなたは、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」という考えを知っていましたか。（選択は１つ）

※『生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）』
1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

1　知っていた　　2　初めて知った

問 15　あなたは、問 14 でお聞きした考えを踏まえ、現在、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると思いますか。（選択は１つ）

1　十分に尊重されている
2　ある程度尊重されている
3　あまり尊重されていない
4　尊重されていない
5　わからない

【問 15 で「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と回答したかたのみ】

問 15-1　「あまり尊重されていない」「尊重されていない」と思う理由は、次のどれですか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1　女性に対して妊娠・出産などに関する情報の提供が不足しているから
2　男性に対して妊娠・出産などに関する知識の普及が遅れているから
3　子どもを産むか産まないかという判断は経済的な理由による制約を受けることが多いから
4　妊娠・出産に関して男性パートナーの意向が重視されることが多いから
5　妊娠・出産に関して家族や親族の意向が重視されることが多いから
6　子どもを産まないという選択を、周りから理解してもらえないから
7　その他（　　）

問 16　あなたは、性的マイノリティ（又はＬＧＢＴ（ＬＧＢＴＱ）、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）※という言葉やその意味を知っていましたか。（選択は１つ）

※性的マイノリティ（又はＬＧＢＴ（ＬＧＢＴＱ）、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）
レズビアン［Lesbian（女性同性愛者）］、ゲイ［Gay（男性同性愛者）］、バイセクシュアル［Bisexual（両性愛者）］、トランスジェンダー［Transgender（出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別が異なる人）］や、クエスチョニング［Questioning（自分の性の在り方を決めていない人）などのことをいいます。

1　言葉も意味も知っていた
2　言葉は知っていたが意味は知らなかった
3　言葉を知らなかった

問 17　あなたは、次の**いずれか又は両方に**当てはまりますか。（選択は１つ）
・出生時に割り当てられた性別と自分が認識する性別（性自認）が異なる。
・恋愛・性愛の対象（性的指向）が「異性のみ」※ではない（同性のみ、同性も異性も、性別を問わない、どの性別も対象にならないなど）
※「異性」は自分が認識する自身の性別（性自認）とは異なる性別としてお考えください。

1　いずれか又は両方に当てはまる
2　いずれにも当てはまらない
3　わからない、答えたくない

【問 17 で「いずれか又は両方に当てはまる」と回答したかたのみ】

問 17-1　ご自身の性的指向や性自認により、日常の生活や行政サービスなどで経験した困りごとがあれば記入してください。（記入は任意です。）

問 18　あなたは、この１年間に性的指向や性自認に関する次のハラスメントを見聞きしたことがありますか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1　性的マイノリティに関する差別的な言動や嘲笑、呼称（ネタや笑いものにするなど）
2　性的指向や性自認を理由とするいじめ、無視、暴力（家族が性的マイノリティであることによるものも含む。）
3　望まない性別での生活の強要（例：性自認とは異なる制服の着用の強制）
4　性的指向や性自認を理由とする不当な異動や解雇、入学拒否や転校強制
5　誰かの性的指向や性自認を本人の許可なく第三者に公表（暴露）すること（アウティング）
6　いずれも見聞きしたことはない

↓

【問 18 で１～５のいずれかを見聞きしたことがあると回答したかたのみ】

問 18-1　それを見聞きしたのはどこですか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1　職場	3　地域社会
2　学校	4　その他（　　）

問 19　性的マイノリティへの配慮を意識した日頃の行動について、あなたが当てはまるものを選んでください。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1　理解を深めるためにインターネットや本などで多様な性の在り方に関する知識を得る
2　理解を深めるために多様な性の在り方に関するセミナーやイベントに参加する
3　ＳＮＳ等で多様な性の在り方の理解促進につながる投稿を発信又は共有する
4　性的マイノリティが抱える生きづらさやそれを解消するための課題について説明する
5　性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きした際に制止する
6　性的マイノリティを支援する気持ちを示す物（レインボーグッズなど）を持っている
7　生きづらさや困りごとを理解するために性的マイノリティの話に耳を傾ける
8　その他（上記以外で該当する行動があればご記入ください。）
（　　）
9　特に意識して行動していることはない

問 20　性の多様性を尊重する社会を実現するために、区は特にどのような取組に力を入れたらよいと思いますか。（**<u>選択は３つまで</u>**）

1　ＨＰや区報等での情報発信
2　パンフレットなどの啓発資料作成、配布
3　講座・セミナーの開催
4　区内企業や病院への啓発
5　交流イベントの開催
6　相談窓口（窓口・電話）
7　相談窓口（ＳＮＳ）
8　性的マイノリティが安心して集まれるコミュニティスペース作り
9　パートナーシップ制度
10　子どもや教職員への教育及び教育現場における配慮
11　性の多様性を意識したトイレや更衣室等の整備
12　職員に対する啓発（職員研修等）
13　各種行政サービスに性の多様性の視点を取り入れる
14　その他（　　）
15　わからない

Ⅳ　区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重施策

問 21　あなたは、目黒区が行っている次の施策や事業を知っていましたか。((ア）～（オ）のそれぞれについて、回答を１つ選択してください。）

	知っていた	知らなかった
（ア）「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」を制定していること	1	2
（イ）「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」に基づき、施策や事業を推進していること	1	2
（ウ）区長の付属機関として「男女平等・共同参画審議会」を設置していること	1	2
（エ）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての区民からの申出等を処理するため、「男女平等・共同参画オンブーズ」を設置していること	1	2
（オ）「男女平等・共同参画センター」を運営し、各種講座や相談事業を実施していること	1	2

問 22　あなたは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（**選択は３つまで**）

1　区の審議会等への女性の積極的な登用
2　男女平等・共同参画及び性の多様性に関する情報提供の充実
3　区の施策や事業の積極的な周知
4　雇用・労働に関する情報提供の充実
5　区職員への意識啓発
6　学校での男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に向けた教育の推進
7　ワーク・ライフ・バランスに関する施策の充実
8　保育・育児支援施策の充実
9　介護支援施策の充実
10　相談事業の充実
11　女性問題、男女平等・共同参画及び性の多様性に関する講座や講演会の充実
12　区民・事業者・区の協働の促進
13　その他（　　）
14　わからない

問 23 目黒区男女平等・共同参画センターでは、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進するためにさまざまな事業を実施しています。あなたは、今後、特にどの事業に力を入れたらよいと思いますか。（**選択は３つまで**）

1　男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するための啓発事業
2　女性の起業や就業を支援するための講座
3　男性の家庭や地域への参画を支援する講座
4　ストーカー、ＤＶ、性被害などを扱う講座
5　性的マイノリティなどを扱う講座
6　メディア・リテラシー向上のための講座
7　男女平等・共同参画及び性の多様性に関する図書や資料の提供
8　こころ・からだ・法律に関する女性を対象とした相談事業
9　男性のための悩み相談事業
10　啓発誌等の発行による情報提供
11　ＳＮＳを活用した情報発信
12　団体・グループの交流及び自主活動の支援
13　区民参画による講座・イベントなどの実施
14　その他（　　）
15　わからない

最後に「あなた」についてお尋ねします。（次のページへ）

あなたについて

Ｆ１　あなたの性別※についてお答えください。

（この質問は個人の意識や置かれている状況を性別※と併せて統計的に分析するためにお尋ねしています。）

※戸籍上の性別に関わらず、現在自分が認識している性別

1　女性	2　男性	3　それ以外（　　）

Ｆ２　あなたの年齢についてお答えください。

1　１０歳代	3　３０歳代	5　５０歳代	7　７０歳以上
2　２０歳代	4　４０歳代	6　６０歳代	

Ｆ３　あなたに次のパートナーはいらっしゃいますか。（過去１年以内にいた場合を含みます。）

1　配偶者（事実婚を含む。）	3　交際相手
2　同性パートナー	4　パートナーはいない

【Ｆ３で「配偶者（事実婚を含む。）」と回答したかたのみ】

Ｆ３－１　あなたの世帯は共働き（パート・アルバイトを含みます。）ですか。

1　共働きである	2　共働きではない

Ｆ４　あなたの世帯の構成は、次のどれに該当しますか。ご自身の立場（自分が親、自分が子ども）に関わらず、世帯構成をお答えください。（「夫婦」は事実婚や同性カップルを含みます。）

1　単身（一人暮らし）	4　親と子ども夫婦（二世代家族）
2　夫婦（自分とパートナー）のみ	5　親と子ども夫婦と孫（三世代家族）
3　親と独身の子ども（ひとり親世帯を含む。）	6　その他（　　）

Ｆ５　あなたの家庭には、次に該当するかたがいらっしゃいますか。（当てはまるものすべてを選択してください。）

1　未就学児	4　中学生
2　小学１年生～３年生	5　介護が必要なかた
3　小学４年生～６年生	6　１～５のいずれもいない

調査全体に関してお気付きの点がございましたらご記入ください。

ご回答ありがとうございました。　　目黒区総務部人権政策課

令和７年度
男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する年次報告書

令和８年１０月

目黒区総務部人権政策課
〒153-8573　目黒区上目黒 2-19-15
電　話：03-5722-9422　ＦＡＸ：03-5722-9469